

令和 7 年 2 月定例会

総 務 委 員 会

予算決算委員会（総務分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(2月21日 (総務行政所管事務概要説明))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
総務行政所管事務概要説明	2

(2月25日 (総務行政所管事務概要説明・経済対策補正予算審査・委員間討議))

1、開催日時・場所	5
2、出席者	5
3、審査事件	5
4、経過	
委員会	
総務行政所管事務概要説明	5
分科会	
企画部長予算議案説明	6
総務部長予算議案説明	6
危機管理部長予算議案説明	7
地域振興部長予算議案説明	7
予算議案に対する質疑	8
予算議案に対する討論	11
委員会	
審査内容等に関する委員間討議 (協議)	11

(第1日目)

1、開催日時・場所	13
2、出席者	13
3、審査事件	14
4、付託事件	14
5、経過	

(警察本部)

分科会	
警務部長予算議案説明	15
予算議案に対する質疑	17
予算議案に対する討論	28
委員会	
警務部長総括説明	29
議案に対する質疑	29
議案に対する討論	31
決議に基づく提出資料の説明	31
陳情審査	31
議案外所管事項に対する質問	32

(出納局・各種委員会事務局)

分科会

会計管理者予算議案説明	3 8
監査事務局長予算議案説明	3 9
人事委員会事務局長予算議案説明	3 9
労働委員会事務局長予算議案説明	4 0
議会事務局長予算議案説明	4 1
予算議案に対する質疑	4 2
予算議案に対する討論	4 5
委員会	
人事委員会事務局長所管事項説明	4 5
決議に基づく提出資料の説明	4 5
議案外所管事項に対する質問	4 6

(第 2 日目)

1、開催日時・場所	4 9
2、出席者	4 9
3、経過	

(企画部)

分科会

企画部長予算議案説明	4 9
決議に基づく提出資料の説明	5 0
予算議案に対する質疑	5 0
予算議案に対する討論	6 2
委員会	
企画部長所管事項説明	6 2
決議に基づく提出資料の説明	6 4
議案外所管事項に対する質問	6 4

(第 3 日目)

1、開催日時・場所	7 5
2、出席者	7 5
3、経過	

(地域振興部)

分科会

地域振興部長予算議案説明	7 5
決議に基づく提出資料の説明	7 6
予算議案に対する質疑	7 7
予算議案に対する討論	8 8
委員会	
地域振興部長総括説明	8 8
議案に対する質疑	9 0
議案に対する討論	9 0
決議に基づく提出資料の説明	9 0
県庁舎跡地活用室長補足説明	9 1
陳情審査	9 3

議案外所管事項に対する質問	9 3
(第4日目)	
1、開催日時・場所	1 1 6
2、出席者	1 1 6
3、経過	
(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部)	
分科会	
秘書・広報戦略部長予算議案説明	1 1 7
総務部長予算議案説明	1 1 8
危機管理部長予算議案説明	1 1 9
決議に基づく提出資料の説明(秘書・広報戦略部)	1 2 1
決議に基づく提出資料の説明(危機管理部)	1 2 1
ながさきPR戦略課長補足説明	1 2 1
予算議案に対する質疑	1 2 3
予算議案に対する討論	1 3 6
委員会	
総務部長総括説明	1 3 6
秘書・広報戦略部長所管事項説明	1 3 9
危機管理部長所管事項説明	1 3 9
人事課長補足説明	1 4 1
議案に対する質疑	1 4 4
議案に対する討論	1 4 7
決議に基づく提出資料の説明(秘書・広報戦略部)	1 4 7
決議に基づく提出資料の説明(総務部)	1 4 7
決議に基づく提出資料の説明(危機管理部)	1 4 8
陳情審査	1 4 8
議案外所管事項に対する質問	1 4 8
東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書(案)に 関する委員間討議	1 5 7
日米地位協定の抜本的な改定を求める意見書(案)に関する委員間討議...	1 5 8
委員間討議	1 6 0
(3月19日〔追加上程予算議案審査〕)	
1、開催日時・場所	1 6 2
2、出席者	1 6 2
3、審査事件	1 6 2
4、経過	
(総務部、地域振興部)	
分科会	
総務部長予算議案説明	1 6 3
地域振興部長予算議案説明	1 6 3
市町村課総括課長補佐補足説明	1 6 3
追加予算議案に対する質疑	1 6 4
追加予算議案に対する討論	1 6 5

• 審查結果報告書	1 6 7
-----------------	-------

(配付資料)

- 經濟对策予算議案説明資料
- 分科会関係議案説明資料
- 委員会関係議案説明資料
- 追加上程予算議案説明資料

2月21日
（関係部局所管事務概要説明）

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年2月21日

自 午後 2時00分
至 午後 4時43分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委 員 長	鵜瀬 和博 君
副 委 員 長	大久保堅太 君
委 員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	深堀ひろし 君
〃	山本 由夫 君
〃	宅島 寿一 君
〃	堤 典子 君
〃	中村 俊介 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長	中尾 正英 君
総 務 部 次 長	猿渡 圭子 君
総 務 文 書 課 長	小林 陽子 君
県民センター長	栞原 恵 君
人 事 課 長	徳永 真一 君
新行政推進室長	井手美和子 君
職 員 厚 生 課 長	井手 潤也 君

財政課長(参事監)	苑田 弘継 君
財 政 課 企 画 監	鴨川 司 君
管 財 課 長	森 祐子 君
管財課企画監	坂本 将志 君
税 務 課 長	田端 健二 君
税 務 課 企 画 監	田島 義史 君
債 権 管 理 室 長	太田 昌徳 君
スマート県庁推進課長	吉村 邦裕 君
スマート県庁推進課企画監	江口 詔一 君
総務事務センター長	本村 篤 君

地 域 振 興 部 長	小川 雅純 君
地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	渡辺 大祐 君
地域振興部次長兼 交 通 政 策 課 長	鳥居 祐輔 君
地域振興部政策監 (県庁舎跡地活用担当)	椎名 大介 君
地域づくり推進課長	宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興担当)	梅田真由美 君
市町村課総括課長補佐	小橋 和則 君
土 地 対 策 室 長	吉田 良則 君
新幹線対策課長	川口 正剛 君
県庁舎跡地活用室長	松島 勝久 君

警 務 部 長	中川 正則 君
会 計 課 長	曾我 将男 君
生 活 安 全 部 長	山崎 博之 君
地 域 部 長	杉本 正彦 君
刑 事 部 長	平井 隆史 君
交 通 部 長	田川 佳幸 君
警 備 部 長	川本 浩二 君

会 計 管 理 者	井手美都子 君
-----------	---------

会 計 課 長 山道 繁 君
物 品 管 理 室 長 元村真粧美 君

監 査 事 務 局 長 桑宮 直彦 君
監 査 課 長 重井 健次 君

人事委員会事務局長 田中紀久美 君
職 員 課 長 田邑 聡子 君

労働委員会事務局長（併任） 田中紀久美 君
調 整 審 査 課 長 西平 能成 君

議 会 事 務 局 長 中尾美恵子 君
次長兼総務課長 濱口 孝 君
議 事 課 長 佐藤 隆幸 君
政 務 調 査 課 長 大宮 巖浩 君

危 機 管 理 部 長 今富 洋祐 君
危機管理対策監 池田 聡 君
防 災 企 画 課 長 飛永 琢也 君
基地対策・国民保護課長 庄司 貴繁 君
消 防 保 安 室 長 松尾 健自 君

6、審査の経過次のとおり

— 午後 2 時 零分 開会 —

【鵜瀬委員長】 ただいまから総務委員会 及び
予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付
いたしております、委員配席表のとおり、決定
いたしたいと存じますので、ご了承をお願い
いたします。

議事に入ります前に、選任後初めての委員会
でございますので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの改選によりまして、総務委員会の

委員長を仰せつかりました 鵜瀬和博でござい
ます。大久保副委員長をはじめ、各委員や理事
者の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、公
正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと
思いますので、どうぞよろしくお願いいたしま
す。

さて、本委員会は、秘書・広報戦略部をはじ
め、企画部、総務部、危機管理部、地域振興部、
出納局・各種委員会事務局、及び、警察本部を
所管しており、広範囲にわたる行政課題を審査
の対象とし、現下の厳しい財政状況の中にあっ
て、より効率的かつ効果的な事業執行の検証が
求められているところでございます。

また、所管部局における重要課題としまして
は、

- ・人口減少対策をはじめとする「選ばれる長
崎県」の実現に向けた戦略的な情報発信・
ブランディングの推進
- ・有人国境離島地域の保全および地域社会の
維持
- ・九州新幹線西九州ルートフル規格整備促
進
- ・ドローンサービスの活用による地域課題の
解決

など、多岐に渡る課題がありますが、いずれ
におきましても、県政の喫緊の課題であり、本
委員会の役割は、ますます重要性を増している
と認識をいたしております。

これから一年間、微力ではございますが、本
県の総務委員会所管行政の進展に取り組んでま
いりますので、大久保副委員長をはじめ、委員
の皆様方、並びに理事者の皆様方におかれまし
ては、山積する課題の解決に向け、積極的に論
議を深めていただくことをお願いし、皆様方が

らのご指導とご鞭撻を賜りますことを、重ねてお願い申し上げ、誠に簡単であります、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

それでは、私から副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔各委員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

次に、理事者の挨拶及び紹介を受けたいと思います。

【中尾総務部長】総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年度は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」の計画期間の最終年度を迎えることから、計画に掲げる各取組の目標達成に向けた総仕上げとして、積極的かつ着実に事業を推進していくことが重要であります。

また、「新しい長崎県づくりのビジョン」に基づき、本県の優位性等を最大限に活かし、県民の皆様が、本県への誇りや未来への期待感を抱き、国内外に存在感を示している「未来大国」の実現に向け、様々な関係者と有機的に連携し、施策展開を図ってまいりたいと考えております。

いくつもの部局が所属する本委員会では、大変幅広い分野にわたり、県が抱える重要課題につきましてご審議をいただくことになっております。鵜瀬委員長、大久保副委員長をはじめ、各委員の皆様の皆様のご指導、ご協力を賜りながら、選ばれる「新しい長崎県づくり」の実現に向け、より一層全力を上げて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、総務委員会所属の各部局長をご紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、堤典子委員、中村俊介委員のご兩人をお願いいたします。

今回の議題は、

- ・総務行政所管事務について
- ・第64号議案「令和6年度 長崎県一般会計補正予算 第8号」のうち関係部分の審査について
- ・令和7年2月定例会における本委員会の審査内容等について、であります。

次に、審査方法について、お諮りいたします。

審査方法につきましては、配付しております審査順序のとおり、委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事務の概要説明を受けることといたします。

なお、本日中に、関係部局すべての説明を終えることができないため、来週25日（火）に引き続き説明を受けることとし、終了後、第64号議案「令和6年度 長崎県一般会計補正予算 第8号」のうち関係部分について分科会審査を行い、その後、令和7年2月定例会における本委員会の審査内容 案について委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、概要説明におけるご質問等につきましては、今回は、説明の中で、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月7日からの委員会の中で行うことに

したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、ただいまから、委員会を協議
会に切り替えます。理事者入れ替えのため、し
ばらく休憩いたします。入れ替わり次第、協議
会を開始します。

— 午後 2時 8分 休憩 —

— 午後 4時43分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

本日はこれにてとどめ、25日火曜日は午前
10時より委員会を再開し、秘書・広報戦略部
関係の説明を受けることといたします。

本日は大変お疲れ様でした。

— 午後 4時43分 散会 —

2月25日

（関係部局所管事務概要説明）

（経済対策補正予算審査）

（委員間討議）

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年2月25日

自 午前10時00分
至 午前11時10分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	鵜瀬 和博 君
副委員長(副会長)	大久保堅太 君
委 員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	深堀ひろし 君
〃	山本 由夫 君
〃	宅島 寿一 君
〃	堤 典子 君
〃	中村 俊介 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

秘書・広報戦略部長	陣野 和弘 君
秘書・広報戦略部次長	中原 康博 君
秘 書 課 長	黒島 航 君
ながさきPR戦略課長	永川 慎吾 君
広 報 課 長	松浦 浩二 君
企 画 部 長	早稲田 智仁 君

企 画 部 次 長	川端 博子 君
政 策 調 整 課 長	山下 公誉 君
政 策 企 画 課 長	内田 正樹 君
政策企画課企画監 (総合計画・総合戦略担当)	小柳 正典 君
政策企画課企画監 (地域連携担当)	寺井 芳隆 君
I R 室 長	湯川 亮一 君
デジタル戦略課長	高橋 圭 君

総 務 部 長	中尾 正英 君
総 務 部 次 長	猿渡 圭子 君
財政課長(参事監)	苑田 弘継 君

危 機 管 理 部 長	今富 洋祐 君
危機管理対策監	池田 聡 君
防 災 企 画 課 長	飛永 琢也 君

地 域 振 興 部 長	小川 雅純 君
地域振興部次長兼 交 通 政 策 課 長	鳥居 祐輔 君
新幹線対策課長	川口 正剛 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第64号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、関係部局の概要説明を受けることといたしますので、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時00分 休憩 —

— 午前10時24分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

以上で、関係部局の概要説明は全て終了いたしました。引き続き、分科会審査を行います。理事者入れ替えのためしばらく休憩し、10時40分より委員会を再開いたします。しばらく休憩いたします。

— 午前10時24分 休憩 —

— 午前10時39分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

【鵜瀬分科会長】 これより、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分について、分科会による審査を行います。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

まず、企画部長より予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】 企画部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予

算（第8号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、22億4,577万5,000円の増となっております。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

なお、その内訳については、別紙の補足説明資料、「物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金充当事業一覧」のとおりであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 次に、総務部より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、地方交付税1億493万8,000円の増、県債1億9,020万円の増、合計2億9,513万8,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、危機管理部長より予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】おはようございます。

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 危機管理部」の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳入予算で国庫支出金9,327万8,000円の増、歳出予算で防災費1億383万2,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

地域防災緊急整備事業費について、地域の防災・減災対策の充実・強化に必要な、ヘリコプターの離発着適地の調査及び車両や資機材の整備などに要する経費として6,910万7,000円の増を計上いたしております。

次に、3ページをご覧ください。

原子力災害対策整備事業費について、放射線防護施設の換気設備更新に要する経費として3,472万5,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費として地域防災緊急整備事業費6,910万7,000円、原子力災害対策整備事業

費3,472万5,000円を計上いたしております。

これらは、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金などを活用し、経済対策補正により実施する事業であり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、地域振興部長より予算議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】おはようございます。

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 地域振興部」の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は4,182万円の増、歳出予算は1億3,364万円の増となっております。

歳入予算の内容は、社会資本整備総合交付金であります。

歳出予算の内容については、人手不足等で厳しい環境に置かれる公共交通事業者の経営効率化や増加する訪日外国人の受入れ環境整備に資する交通DXの取組を支援するための経費の増と、長崎本線の維持管理経費等に係る負担金の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費については、公共交通事業

者の経営効率化や増加する訪日外国人の受入れ環境整備に資する交通DXの取組を支援するための経費及び長崎本線の維持管理経費等に係る負担金であります。今回、補正予算に計上しております予算については、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、交通企画費5,000万円、鉄道対策費8,364万円について繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

地域公共交通デジタル化等推進事業費、予算額5,000万円についてお尋ねをいたします。今説明がありましたので、大きくは2つ、具体的にありのかなと思っています。

まず、クレジットカードによるタッチ決済ですが、クレカタッチ決済は、今お話がありましたように、訪日外国人観光客、インバウンド対策で推進すべきと考えております。先に当然、事業者さんにヒアリングをされた上での予算の今回の計上だと思いますが、県下の公共交通事業者の皆様のクレカタッチの導入の検討状況というのをまずお知らせいただきたいと思えます。

【鳥居次長兼交通政策課長】クレジットカードタッチ決済に関する事業者における検討状況でございますが、今回、予算を計上するに当たりまして事業者へヒアリングを行っております。

今、長崎市内の軌道事業者と、外国人利用者が多い空港線のバス事業者において導入が検討されておりまして、軌道事業者におきましては、全車両に導入することを検討されている状況で

ございます。バス事業者につきましては、空港のリムジンバスにおいて外国人の利用者が多いということも踏まえ、まずはそこから導入していこうということを検討されているところでございます。あくまでも検討中の内容でございますので、今後の状況によって、変わってくる可能性があります。今のところは、そのような状況になっております。

【川崎委員】随分前向きに検討していただいていることは、大変ありがたいなと思っています。私も、視察先でクレジットカードを初めて経験しまして、交通系ICというのが全てのバスや車両で使えるとは限らないわけで不安に思っている中で、クレジットカードというのは結構、万国共通といいますが、そういった意味で安心感もあるのかなと思っております。ぜひ推進していただきたい、今回の予算もぜひご活用いただきたいと思っております。

今、軌道事業者は全車両、バス事業者は空港線ということでありましたけど、交通系IC決済システムというのが更新費用が非常に高いということで、熊本県は全国共通ICカード、いわゆるテンカードから撤退したと聞いております。

そう考えると、このクレカタッチシステムがどの程度安価なものというふうに思っておるんですけれども、今お話があった空港に限らずに、もう少し全域に広がるようにして、今後の話ですが、後押しをしていくことも必要かと思いますが、ご見解を賜りたいと思えます。

【鳥居次長兼交通政策課長】今後のクレジットカード決済の展開に向けての県の見解でございますが、委員からご指摘がございましたように、交通系ICカードは、かなり広く普及しているところではあります。おっしゃるとおり、全ての交通モードで使えるわけではないということ

ろがございます。それから、事業者側の目線に立った時に、全ての方が交通系ICカードをお持ちではないという中で、特にインバウンドへの対応を考えた時には、クレジットカードは、ほぼ全ての方が持っているという状況でございます。実際、交通事業者の現場においては、外国人観光客の決済時に、運転士の方が対応するのに結構な手間を要しているケースもあるとお聞きしております。そういったところで、クレジットカード決済が決済方法の一つとして追加されるということは、利用者側、事業者側、双方にとってメリットが大きいと思っております。利用者の利便性向上、交通事業者のDXを通じた業務の効率化も期待できますので県としてもそういった両面から、クレジットカードを一つの決済方法として普及・推進していくべきというふうに考えております。引き続き、事業者の状況を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

【川崎委員】 観光都市長崎として、また、今からビジネスの交流も活性化をしていこうという長崎にとって、ぜひここはご推進をお願いしたいと思います。

もう一つの柱の運行管理システムですが、運行する車両が小規模だとシステム化ということについて効果がどうかと思います。

すみません、よくわからずお尋ねしますが、システムを導入すれば、もう少し事業者の皆様は省力化が図られて、いわゆる人材不足の解消になるのになというふうな方が全体でどのくらいあるのか。そして、今回、システム化にぜひ取り組んでいただきたいと思います。そういった希望されている事業者さんがおられるか、おわかりでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】 運行管理システム

にしまして、具体的に全体どれぐらい必要とされているかというところは、なかなか定量的にお示しすることは難しいかなと思っております。一方で、今回に限らず、昨年度の補正予算や一昨年度の補正予算でも対象にしております。人材不足の中で事業者の経営効率化を進めていく必要があるという中で、そういった取組を支援してきております。

例えば、タクシー会社でいきますと、運行管理や配車をアナログでやっている中小の事業者もでございます。配車を電話のみで行ったり、運行管理も、紙で管理したりしているケースが、特に中小になればなるほどあるということはお聞きをしております。

運転士だけでなく、従業員の方も含めて作業時間を要している部分が現状ございますので、デジタル機器を導入することによって、業務の効率化につながるところが大きいと思っております。タクシー、それからバスも中小事業者はありますので、そういった内部管理をはじめとした業務の効率化を図っていければなというふうに考えているところでございます。

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【堤委員】 防災対策のところで、能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業費の中でヘリコプターの離発着場の適地の調査ということが書かれていますけれども、能登半島で孤立化するような集落があったりということで、本県も離島・半島をたくさん抱えていますので、そういったところは非常に重要だと思います。特にこういった地域は確保が必要だというようなことを想定されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、大体何か所ぐらい、こういう適地を確保する必要があるとお考えなのか、お尋ね

します。

【飛永防災企画課長】能登半島地震を踏まえまして、長崎県は離島や半島が特に多く、さらに、土砂災害警戒地域の数も都道府県で2番目に多いという状況でございます。孤立集落についての情報収集、捜索人員や物資の輸送などを円滑、迅速に行う必要がございますので、そのため、空路や海路の活用が重要であると認識しております。

まず、空路につきましては、ヘリコプターの活用が必要でございまして、県や県警、自衛隊、海保、国土交通省などのヘリの活用を円滑に進めていくためには、ヘリ離発着適地の情報を関係機関で共有し、活用可能なヘリコプターの機種、進入経路などをあらかじめ検討しておくことが必要である、効果的であると考えております。そのための離発着適地の平面図などの作成を行おうとしているものでございます。

離発着適地に必要な数でございますが、現時点で調査を行おうとしている箇所は190か所程度でございます。さらに、こうした調査を進めていく中で、必要となる離発着適地等については、併せて追加をしていきたいと思っております。

【堤委員】190か所ぐらいは確保してというか、必要であればさらに追加をしていくというようなご答弁でありました。土砂災害も全国で2番目に多いということ。特に県北地域は地すべり地帯とお聞きしていますし、そういったところでは道路が寸断されるようなことも想定されるかと思っておりますので、事前に緊急の場合に備えた対策を講じていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、もう一つは、原子力災害の放射線防護施設の換気設備の更新が予算化 されていきます。この防護施設というのは、玄海原発から

近い、30キロ圏内に本県は何カ所も市町が含まれますから、そういったところと思います。

この防護施設というのは、大体何か所あるんでしょうか。それについて収容人数というか、どのくらいの数を収容できるようになっているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

【飛永防災企画課長】放射線防護施設と申しますのは、放射線災害が起きた場合に、二次離島など、速やかに避難ができなくて、しばし、そこに一旦待機する必要がある方のために設置をしているものでございまして、県内10か所に設置しております。

それから、収容人数ということでございましたが、基本的には二次離島などに設置されております。その二次離島に住居を有する方の全てが収容できるだけの定数を確保しております。

【堤委員】二次離島を対象として、全部で10か所あるということですが、具体的に地域の名前とか、それから全て収容ということですが、合わせて何人ぐらい、数字でいうとどのくらいになるんでしょうか。

【鵜瀬分科会長】 わかりますか。

暫時休憩します。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時 3分 再開 —

【鵜瀬分科会長】 分科会を再開します。

【飛永防災企画課長】放射線防護施設の場所につきましては、松浦市の鷹島にございます高齢者生活福祉センター、松浦市の水仙苑、松浦市の福祉保健センター、松浦市黒島の住民センター…

【堤委員】後ほど一覧表でいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、今回、事前に説明いただいたのは2か所だったかと思うんですけれども、換気設備の更新というのは何年に1回とか、そういう目安があるんでしょうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

【飛永防災企画課長】 放射線防護施設の中で、今回、更新しようとしておりますものは、平戸市の大島に設置されているものと、それから、同じく平戸市の度島に設置されているものでございます。

基本的には、微粒子の除去性能を維持するために定期的にフィルターの交換が必要なものでございまして、今回、平戸市に設置した放射線防護施設を対象として更新をするものでございます。今後、その他の施設についても、逐次、更新をしていく予定となっております。

メーカーによって交換のタイミングが変わりますが、今回の若井田というメーカーにつきましては、概ね5年で更新するということになっております。

【鵜瀬分科会長】 それでは、先ほどの堤委員からの資料の提出につきましては、重要ですので、各委員に資料の配付をお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第64号議案のうち関係部分は、原案のとおり

可決することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ご異義なしと認めます。

よって、第64号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時 6分 休憩 —

— 午前11時 6分 再開 —

【鵜瀬分科会長】 分科会を再開いたします。

これをもちまして、分科会の審査を終了いたします。

【鵜瀬委員長】 引き続き、3月7日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時 7分 休憩 —

— 午前11時 8分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

次に、令和7年2月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

審査方法についてお諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り換えて行いたいと思いますが、ご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異義がないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り換えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 9分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日、協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

— 午前11時10分 散会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年3月7日

自 午前10時 0分
至 午後 2時20分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	鵜瀬 和博 君
副委員長(副会長)	大久保堅太 君
委 員	田中 愛国 君
"	外間 雅広 君
"	川崎 祥司 君
"	深堀ひろし 君
"	山本 由夫 君
"	宅島 寿一 君
"	堤 典子 君
"	中村 俊介 君

3、欠席委員の氏名

山田 朋子 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長	中川 正則 君
首 席 監 察 官	尾塚 政一 君
警 務 課 長	山田 恭市 君
総 務 課 次 席	山口 孝広 君
広 報 相 談 課 長	金子 太郎 君
会 計 課 長	曾我 将男 君
装 備 施 設 課 長	岡山 英紀 君
監 察 課 長	古川 豊久 君

厚 生 課 長	浅海 洋 君
留 置 管 理 課 長	吉住 秀寿 君
生 活 安 全 部 長	山崎 博之 君
人身安全・少年課長	門脇 隆仁 君
生活安全企画課長	西尾 洋 君
生活安全捜査課長	濱田 次則 君
サイバー犯罪対策課長	堀 耕基 君
地 域 部 長	杉本 正彦 君
地 域 課 長	緒方良一郎 君
刑 事 部 長	平井 隆史 君
刑 事 総 務 課 長	船津 博之 君
捜 査 第 一 課 長	岡田 和重 君
捜 査 第 二 課 長	田川 誠一 君
組織犯罪対策課長	岩木 浩 君
交 通 部 長	田川 佳幸 君
交通企画課長	永尾 俊之 君
交通指導課長	橋元 庄司 君
交通規制課長	山口 秀和 君
運転免許管理課長	俵屋 義雄 君
警 備 部 長	川本 浩二 君
警 備 課 長	村山 隆信 君
公 安 課 長	林田 智治 君
外 事 課 長	山口 秀寿 君
警 衛 対 策 課 長	細川 誠 君

会 計 管 理 者	井手美都子 君
会 計 課 長	山道 繁 君
物 品 管 理 室 長	元村真粧美 君

監 査 事 務 局 長	桑宮 直彦 君
監 査 課 長	重井 健次 君

人事委員会事務局長	田中紀久美 君
-----------	---------

職 員 課 長 田 邑 聡 子 君

労働委員会事務局長（併任） 田中紀久美 君

調 整 審 査 課 長 西 平 能 成 君

議 会 事 務 局 長 中 尾 美 恵 子 君

次長兼総務課長 濱 口 孝 君

議 事 課 長 佐 藤 隆 幸 君

政 務 調 査 課 長 大 宮 巖 浩 君

職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第17号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第18号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第19号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）

第20号議案

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第40号議案

権利の放棄について

第41号議案

包括外部監査契約の締結について

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・要望書（五島市）
- ・「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情
- ・海運・船員の政策諸問題に関する申し入れ
- ・東彼杵郡三町合同県政要望書
- ・国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出について
- ・政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第1号議案

令和7年度長崎県一般会計予算（関係分）

第9号議案

令和7年度長崎県庁用管理特別会計予算

第12号議案

令和7年度長崎県公債管理特別会計予算

第47号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）（関係分）

第54号議案

令和6年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）

第57号議案

令和6年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）

第61号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）（関係分）

7、付託事件の件名

○総務委員会

（1）議 案

第16号議案

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 XI

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【鵜瀬委員長】 皆さん、おはようございます。
ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、山田朋子委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、警察本部、古賀新一総務課長が欠席のため、山口孝広次席が代理出席する旨の届が出ておりますので、併せてご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第16号議案「職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」ほか6件であります。そのほか、陳情7件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか6件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることにいたします。

また、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間を、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

まず、理事者側から、幹部職員の紹介を受けることといたします。

【中川警務部長】 警察本部警務部長、中川でございます。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず本日出席しております警察本部の幹部職員の中で、先月2月21日の総務委員会、所管事務の説明をさせていただく際に紹介をしておりますでした幹部の紹介をさせていただきたいと思います。

〔各幹部職員紹介〕

以上となりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【鵜瀬分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案の説明を求めます。

【中川警務部長】 それでは、よろしくお願いをいたします。

警察本部関係の議案についてご説明をいたします。

資料でございますが、予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、警察本部の2ページでございます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のう

ち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分となっております。

最初に、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分の主な部分につきましてご説明をいたします。

予算額でございますけれども、歳入予算、合計9億3,751万5,000円、歳出予算、合計409億4,451万2,000円となっております。

歳出予算の主なものでございますが、資料2ページ目、下の部分から3ページ目上段の部分に記載してございます一般管理費でございますが、一般庁費等の管理的な経費といたしまして、光熱水費、電子計算機の使用賃借料など、24億9,509万5,000円などを計上しております。

給与費、装備費など続いているものは記載のとおりでございますが、警察施設費でございますが、一般施設整備費といたしまして、警察署庁舎の改修、佐世保警察署庁舎建替の工事経費など、5億2,682万2,000円などを計上しております。

続きまして、資料4ページの運転免許費でございますが、記載のとおりでございますが、続きまして、一般警察活動費でございますが、一般的な警察運営、地域警察に要する経費、ながさきピース文化祭2025の開催に伴う総合対策経費など、13億5,617万9,000円を計上しております。

また、この一般警察活動費におきましては、高齢社会対策といたしまして、ニセ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺をはじめとした犯罪の抑止対策経費、高齢者が関係する交通事故の抑止対策経費についても計上しております。

続きまして、刑事警察費でございますが、刑

法犯、特に匿名・流動型犯罪グループの捜査に要する経費など、3億6,810万1,000円を計上しております。

交通指導取締費でございますが、交通死亡事故、重傷事故抑止対策に向けた交通安全活動、交通指導取締りに要する経費など、4億2,150万2,000円を計上しております。

このほか、債務負担行為でございますが、5ページ目の上段から下段にかけて記載のとおりでございます。

続きまして、資料6ページ上段から7ページ目下段にかけての記載でございますが、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分でございます。

補正予算額でございますが、歳入予算997万円の減となっております。

歳出予算、合計でございますが、2億5,813万5,000円の減でございます。

歳出予算の主な内容でございますが、警察署庁舎の光熱水費などの執行残、また職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費でございます。

次に、7ページ目中段から下段にかけて記載しております繰越明許費でございます。

今回、繰越明許費といたしまして、装備費7,399万円を計上しております。

これは、令和6年度当初予算で計上しておりました警察船舶用元船棧橋の設置工事につきまして、工事において必要な資材の調達に期間を要しまして、本年度中に工事を完了することが困難になったものでございますため、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、7ページ目下段から8ページ目中段にかけてでございますが、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうちの関係

部分でございます。

補正予算額でございますが、歳出予算、合計でございますが、10億3,004万1,000円の増でございます。

歳出予算のこの内容でございますが、職員の給与改定及び会計年度任用職員に係る報酬等の改定に要する経費でございます。

最後となりますが、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承をいただきたいと思いますと思っております事項でございますが、令和6年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがございません。これらの整理・調整を行うため、3月末をもちまして、令和6年度予算の補正につきまして専決処分により措置をさせていただきたいと考えております。ご理解、ご了承を賜りますればと思っております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】 おはようございます。

まず、地域安全活動推進事業費2,814万6,000円について、お尋ねいたします。二セ電話詐欺の対策と承知をいたしておりますが、資料の中に、令和6年度が182件、対前年が38件プラスということ、金額も約3億900万円。額は減っているようですが、かなり多額でございます。そのうち気になるのは、架空請求が135件で74%、4分の3を占めるというような状況でございます。

こういった中において、後ほどまた説明ある

んでしょうけれども、対策として、電話がつながりにくい環境づくりの推進と、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、そして金融機関やコンビニエンスストア等と連携した声かけによる水際対策の推進と、3本柱で取り組むということでした。

まず、金融機関、コンビニの水際防止ということについては、これは早くから取り組んでいたものと思っているんですけども、まずこの水際で食い止めた実績、どの程度あるのか、お知らせをいただきたいと思います。

【西尾生活安全企画課長】二セ電話詐欺の阻止事案についてお伺いですので、お答えさせていただきます。令和6年中、昨年中、阻止の状況につきましては、阻止件数が189件、阻止被害額が約4,615万円でございます。阻止件数としましては前年同期比マイナス34件、阻止被害額は前年同期比マイナス約557万円となっております。

【川崎委員】 189件、4,615万円は水際で阻止できたということですね。

本当に皆様のご協力いただいて、この部分だけは未然で防止をしているということでございますので、先ほど、件数が182件がその被害とすると、半分ぐらいは食い止めたという、そういった評価でよろしいのでしょうか。水際対策、そういう認識でよろしいですか。

【西尾生活安全企画課長】そのうちというわけではございませんで、そのほかに189件を阻止したとご理解していただければと思います。182件は、実際に被害に遭っている件数でございます。

【川崎委員】 私の理解が足りずに、189件は阻止をした件数だけでも、被害には遭っていると。いま一度、わかりやすく。

【西尾生活安全企画課長】 昨年1年間の二セ電

話詐欺での被害額というのは、1年間の被害額全体が182件の被害額が約3億894万円になりまして、そのほかに阻止したものが189件あるということでございまして、182件中の阻止が189件というのではございません。申し訳ございませんが、そうご理解いただければと思います。

【川崎委員】 すみません、私の理解が悪かったですね。182件の発生、一方では阻止を189件、大体同数だから、全体発生した分の半分ぐらいは食い止めたということで評価をいたします。

非常に協力いただいているということで、引き続き皆様に協力をさせていただくようにお願いしたいと思うのですが、以前、クオカードを褒賞という形で取り組んだことがあったと思いますが、これは今現在も進められているのでしょうか。

【西尾生活安全企画課長】 ご指摘のとおり、クオカードは令和4年10月からの施策でございまして、これは現在も継続中でございます。

【川崎委員】 成果が出ておりますので、引き続き、よろしくお願いいたしますと思います。

それでもやはり182件は残念ながら被害に遭われているということでありますね。来年度、2,814万6,000円予算を投じておられますが、より一層力を入れていく部分について、ご説明いただきたいと思います。

【西尾生活安全企画課長】 引き続き、先ほどご指摘がありましたように、3本柱を中心に、二セ電話詐欺の抑止対策を進めていきたいと思えます。特に、手口がずっと変わってきております。月ごとに変わってきていると言っても過言ではないほど変わってきておりますので、その対策は、最適化しながら、抑止対策の広報、それと水際対策をさらに推進してまいりたいと考えております。

【川崎委員】 よろしく願います。

それでもやっぱり被害に遭われる方がいらっしゃるという中で、とりわけ今の水際対策でもなかなか難しいんだなと思っているところが、インターネットバンキングがなかなか第三者からわかりづらい。自分がパソコンに向かってやっているだけですわからないというような状況かと思えますし、またコンビニも、ATM、レジのすぐそばにあればまだしも、ちょっと陰に隠れてわからないということであれば、なかなか目に届かない、そうすると阻止もしづらんだらうなというところがあって、こういったところにどう取り組んでいくかということも大事な部分なんだろうと思っています。

3本柱の一つに広報啓発活動ということがありましたので、より一層、被害に遭わない、そういった意識啓発をお願いしたいと思うのですが、世の中には、ざっという言い方をすると、そういううまい話はないということがわかれば、こういうことにはならないと思っているんです。よって、お金に関する意識といいますか、そういったことを若いうちから醸成をしていく必要があるんだろうと思っております。資産運用とか、あるいは税のこと、こういったことを学ぶ金融教育というのが教育委員会の方では推進されておりますが、まさにそういったところにも、こういういわゆるお金のことについて、被害に遭わない、そういった視点も盛り込んでいく必要があるんじゃないかと思いますが、見解を伺います。

【西尾生活安全企画課長】 水際対策としまして、関係機関と今、連携をしているところでございます。特に金融機関とは、非常に強力に、緊密に連携をしているところでございまして、金融機関の方から、金融リテラシーの向上というこ

とで、様々な媒体を利用して広報等をしていただいております。さらには、県警の人身安全・少年課なども、教育委員会と連携をいたしまして、子どものうちから金融に関するリテラシーというものを啓発を向上していけるような連携を取っているところでございます。

【川崎委員】被害に遭わない、またそういった犯罪を起こさない、そういった意味でも大事な部分かと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、交通安全教育推進事業費2,845万6,000円について、お尋ねいたします。また、施設整備推進事業費も関係してくると思うのですが、ずっとこれは議会のたびに質問させていただいているのですが、信号機のない横断歩道での車の停車、これは渡ろうとする歩行者がいたら止まるということが法律で決められているのですが、長崎は、全国でも中位ぐらいだったでしょうか、停車をする率がそう高くない。高いところは8割、9割、しかし、長崎県は半分ぐらいじゃなかったかと記憶をしておりますが、そういった中で、電光掲示板に工夫をして、ずっとダイヤモンドを表示したり、努力をされておりますので、一定成果は出ているんだろうと、11月の一般質問でも確認させていただきました。

ぜひこれは引き続き、信号機のない横断歩道での事故防止のために、また意識啓発も取り組んでいただきたいと思います。来年度、どう力を入れていかれるか、お尋ねをいたします。

【永尾交通企画課長】委員がおっしゃられたように、停止率に関しましては、ぐんぐん上昇しております。基本的に、本県の場合は、昨年46.3%ということで、ただ全国平均が53%ですので、全国平均から見れば、ちょっと下回っているという現状はございます。

その上で、令和6年は、ダイヤモンドに着目した啓発ということで進めてまいりました。基本的に、受動的な取組というのはなかなか広まらないということで、能動的なところで、ダイヤモンドでやり取りをした。それと、キャッチくん、それとF1カーでも横断歩道の手前では止まるんだというのを、いろんな大型ビジョンを使って、広く記憶に残る形での広報啓発を進めてまいりました。来年度についてですけれども、基本的には、その啓発の仕方の継続を考えております。

さらに、もう一つ言えば、交通事故分析で、信号機のない横断歩道での事故の分析というのをしまして、ここが事故件数が多いところを踏まえて、そこに特化した街頭活動、それと取締りという部分を含めて進めていきたいと考えております。

【川崎委員】ダイヤモンドが非常にポイントというふうに思っているのですが、これも一般質問で申し上げたんですけれども、その先に横断歩道があるというのをダイヤモンドからなかなか意味合いとして認識できない。それは我々は免許証を取る時に法規を学んでいますから、わかっていますけれども、一時停止だったら、一時停止をしないといけないという標識、一方通行だったら矢印があって、そのマークを見れば意味がわかるんですけれども、ダイヤモンドだけ、どうも先に信号機がない横断歩道があるというのに結びつかない。申し訳ないですけど存在感がちょっとないというところで、ある種の電光掲示板で、このマークを知っているということで工夫をしていただいているとは思いますが、より一層、例えば、免許を取る時に、もう少し指導を強化してもらったとか、そうやって意識が高まってくると、先ほどの46.3%、全国

平均より以下ということでありましたが、これは上がってくるんだらうと思っていて、8割ぐらいになってくると、ほとんど止まっているような印象になってきて、安全な長崎になってくると思いますので、より一層、力を入れていただきたいと思いますので、いま一度、ご決意をよろしくをお願いします。

【永尾交通企画課長】委員がおっしゃられるように、ダイヤモンドの意味合い、これというのは非常に重要なことということで、掲示板の中には、それがわかるように、まずシンプルに出して、この先、横断歩道という表現は出しております。ただ、確かにそれだけでわかるかと言われれば微妙なところでございますので、今、免許の更新とか、新規の取得者に対しては、ダイヤモンドのことはちゃんと折り込んで説明をさせていただいております。ちなみに、これはアンケート調査もやっているんですけれども、去年の4月の段階で、ダイヤモンドの認知率が47.8%で、これをしばらくそういう掲示板を出したりして、10月の段階で73.4%ということで、ある程度、意味合いも含めたアンケートをしています。そういったことで、増えているのは事実ですので、これは引き続き継続して、粘り強くやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【山本委員】おはようございます。

私も、地域安全活動推進事業費2,814万6,000円の中で、補足説明の3ページになりますけれども、事業概要のところ、「特に悪質巧妙化しているSNS型投資・ロマンス詐欺等防止対策を実施」に取り組むということで記載をされておりますけれども、まず大まかに、このSNS型投資・ロマンス詐欺防止対策について、どのよ

うに具体的に進めていこうとされているのか、ご説明をお願いします。

【西尾生活安全企画課長】SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止対策としまして、具体的に、大きく2つ柱を立てております。

1点目は、県民に対する効果的な広報啓発ということです。県民の皆様には、県警の公式SNSまたはファクスネットワークシステムなど、あらゆる媒体や既存のツールをフルに活用しまして、被害防止広報を行っております。具体的な広報の内容としましては、これまで犯人側が取った手口、これを重点に広報をして、冷静さを促すように広報をしているところでございます。また、インターネットリテラシーというものの向上に向けた広報啓発も併せて行っております。

2点目は、先ほどからお話に出ているんですけれども、金融機関等における水際対策の推進でございます。SNS型投資・ロマンス詐欺の送金手段につきましては、インターネットバンキングを利用した送金のほか、まだ金融機関のATMとか、店舗の窓口の送金も行われております。したがって、金融機関に対しましては、顧客への声かけとか、疑わしい送金依頼があった際の警察への通報、または各金融機関が出しておりますホームページでも広報を依頼しております。このほか、電子マネーを取り扱っておりますコンビニエンスストアとも連携を強化しているところでございます。

【山本委員】ありがとうございました。

委員会の補足説明資料の方に、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況ということで、令和5年からということで認知件数が記載をされているわけですが、令和6年で168件、11億円ということで、特に近年、連日のようにこの被

害に遭った方がずっと載っているわけです。今、こういう被害に遭われた方の年齢であったり、職業、そういった属性的なものというのは把握されておられるのでしょうか。

【西尾生活安全企画課長】SNS型投資・ロマンス詐欺の現状としましては、ニセ電話詐欺とは若干違いまして、被害層というのは幅広でございます。10代から80代まで被害者はおります。ただ、統計を取ってみますと、40歳以上が全体の8割を示しております。そういう状況から、ある程度、投資をしてみようという世代が多いと分析をしているところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

今、一方では、正規の投資をどんどん国としても進めているというようなところがありますので、そういったところとの境目というんですか、そういったところはなかなか難しいところがあると思っております。一方では、先ほどお話しありました県警ホームページであったり、ユーチューブ、こういったところでいろんな遭わないように、遭わないようにということで警告を発しておられる。それから、県の消費生活センターとかで、こういう形で注意してくださいよといった形の呼びかけというのはされていらっしゃると思うんですけれども、どうしても、こういうものを見ておられるのかどうかということもありますし、先ほど、効果的な広報といった場合に、より効果的な広報というのは、そういう属性の方に、よりストレートに響くような形の広報といえますか、警告、そういったものを考えていただきたいと思います。

一方で、今、自民党の治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会がつい先日、「組織的な詐欺から国民の財産を守るための対策に関する緊急提言」というものを出されています。この中で、

例えば金融関係であったら、インターネットバンキングの申込みがあった場合の審査の強化であったり、それからこれは今できないんでしょうけれども、架空名義口座を利用した捜査、それから通信関係であったら、詐欺SNSを遮断するサービスへの支援措置、それから詐欺に誘引するSNS等を通信事業者において送信防止をするという形のを今後より追いかけていくといった形の取組をされていくとなっておりますので、なかなか先ほど申し上げたように、正規の投資と違うんだという、お金の話は全部詐欺ですよというのが一番大前提だとは思いますが、そういった国の動きを踏まえて、より効果的な取組をしていただきたいと思います。

ちょっと前後しますけれども、例えば、水際対策については、今までのやつだったら、金融機関であったり、コンビニ、そういったものが有効だったと思うんですけれども、インターネットバンキングということで、少し水際が難しくなっているというのは思いますので、今そういう流れの中で、よりインターネットの中に入っていくといった形の防止対策というものについて、今後どのように取り組んでいかれるのか、そこをもう一度、お伺いしたいのですが。

【西尾生活安全企画課長】委員がご指摘のとおり、この種の詐欺というのは、SNSを利用している方がかかる詐欺でございます。逆を言えば、利用していない方はかかることはないというところでございます。それで、一番は、委員がおっしゃったように、プラットフォーム側に対する何らかの規制等をかけていただくのがベストな施策だと思ひまして、現在、それは国の方で対策を講じているところでございます。そこは我々も警察庁と連携しながら、今後どのよ

うに対応していくかということを検討していきたいと思っております。

県単位でございますは、的を絞った、インパクトのある広報啓発、とにかく冷静さを保てば防げる詐欺でございますので、何とかそこを犯人側の手口、こういう手口があるというのを機会を逸しないスピードで各種媒体を使った広報を今後も続けていきたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

従来型の電話を使った詐欺はまだなくなっておりませんので、それはそれでやっぱりしなければいけないと思いますし、今の被害者の方は少しタイプが違ふだろうと思いますし、今、AIとか、いろんな形の情報通信であったり、知能、そういったものがどんどん進んでいる中で、うまい方向で取り込んでいただきながら抑止対策、特に、急激に増えている感じがいたしますので、そういったところにつきまして、引き続き、最新の技術も使って、場合によっては法改正が必要なものも出てくるかもしれませんけれども、そういった形で取り組んでいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【中村(俊)委員】 今の山本委員のご質問に関連して確認をさせていただきたいのですが、二セ電話の詐欺であるとか、SNSを使ったロマンス詐欺を防止するために、今、SNSを使ったり、ユーチューブあるいは紙媒体を使ったりというお話でございました。

ただ、ちょっと気になるのが、紙媒体とか、SNSによっても、ホームページも含めてそうなんですけれども、こちら側から情報を取りにいかないと、なかなかその情報に行き着かないという中で、使っているSNSで、例えばインスタ

グラムというものであれば、私がふだん見ていると、いろんな情報が勝手に流れてくるという中で、もっと発信できるような何か意識とか、対策というか、やられているのかを教えていただければと思います。

【西尾生活安全企画課長】 委員のご指摘のとおり、いろいろSNSがございます。エックス、インスタグラム、LINE、ユーチューブ等ございます。今、ユーチューブで、インストリーム広告をやっております。ご存じだと思うんですけども、動画の再生前とか再生の途中で流れる広告動画のことでございまして、これはスキップボタンを押せばそこまでなんですけれども、これが今、21万回ぐらい再生していただいております。これはインターネットリテラシーの内容も入っております。今、そういったインパクトのある広告をやっているところでございます。

【中村(俊)委員】 すみません、私が事前にこういう質問するというのをお伝えしてなかったのでご迷惑かけましたけれども、いずれにしても、ありとあらゆる手段で先ほど来おっしゃられているような詐欺のケースがあるというのは、とにかくどんどん発信していただきたいと思っておりますし、またできれば、警察が今やっている防止対策、こういうものをやっていますというのも含めて、いろんな人にチャンネル登録をしていただいたり、いいねを押していただくとか、またそこからいろんな県民の皆さんに拡散していくような取組をやっていただければと思っています。

これはつい先月、私が実際電話を受けたんですけれども、私の事務所の固定電話の方に電話がかかってきまして、ちょっと関西なまりの女性の方でしたけれども、私たちはこういう企業ですと。今、長崎を回って、ご自宅に眠ってい

るような貴金属を集めて回っています。

ただ、その受け答えをされていて明らかに怪しいので、これは詐欺だなと私は思って、ここは事務所ですから、そういうものはありませんということで電話を切ったのですが、その後に、私がフェイスブックもやっていたら、フェイスブックを拝見していたら、私がつながっている友人の方も同じような電話を受けて、これはほぼ詐欺だと思うから、つながっている皆さんだけですけれども、フェイスブックというのはクローズドなので、どちらかといえばつながっている人にしか発信できませんけれども、特に高齢の方々は引っかけりそうなので気をつけてくださいと自主的に発信をされておりましたので、そういうものも含めて、何でもいいんですけれども、SNSを使って、皆さんも、そういう詐欺のようなものが今、長崎で起こっているというのであれば、ぜひ拡散のご協力もお願いしたいというように何かしら情報の発信もお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点、免許費の高齢者講習委託料等で私が気になったんですけれども、現在、長崎県の中で、高齢者の方の免許の返納率というのはどの程度あるのか、わかれば教えていただけないですか。

【依屋運転免許管理課長】運転免許の返納率ということですが、割合的なものはございませんので、年間の総数ということで答弁させていただきます。令和元年以降の年間の65歳以上の方が返納された数ということで、令和元年が5,735件、翌令和2年が5,255件、令和3年が4,931件、令和4年が4,400件、令和5年が4,215件で、昨年令和6年が4,592件、以上のような件数でございます。

【中村(俊)委員】 ありがとうございます。

すみません、数値だけだと、どうしても長崎県の中でどのくらいの割合かというのが気になるものですから、よかったら、後から個人的に資料かなにかあれば頂きたいと思います。

私がグーグルで調べたんですけれども、警察庁の運転免許統計によると、2017年の若干古いデータですけれども、自主返納の件数、65歳以上の比率が95.5%、75歳以上では59.9%ということで、70歳を超えると一気に返納数が増えるということで、当然、高齢者の方は、ご自分たちの運動能力とかそういったものを鑑みて返納されるんだと思うんですけれども、恐らく今後は、まちなかとか、公共交通機関がしっかりと整備されているところであれば、もうそろそろ免許を返しても、自分たちの足としては公共交通機関で何とかかなるかなと考えられるのかなと思いますけれども、長崎県も広うございますし、どうしても今、公共交通の提供も、運転手不足だったり、様々な課題があって減便をされたりしている中で、今後、対策としてどうするのかといったら、まさに今、拝見していて、講習等もししっかりとやっていかなきゃいけないんじゃないかと思うのですが、今後は、この講習委託費というのは年々増えていくような方向性でお考えですか。

【依屋運転免許管理課長】今出ております高齢者講習につきましては、高齢者の方が免許を更新する際に法律上義務づけられております講習に係る経費でございます。これにつきましては高齢者の方の免許の人口、これに応じて金額が変わってくるというものでございます。

【中村(俊)委員】 ありがとうございます。

すみません、私がちょっと認識がずれていたのですが、いずれにしても、高齢者の方々による交通事故、あるいは逆走とか、私も、ヒヤリ

ハットで、長崎市内ですけれども、見かけることがございますので、恐らく、自動車学校の方がそういった運動能力を測るようなテスト等はやられているんだと思うんですけれども、我々も議会ですから、議員としては、なるべく公共交通機関を利用してもらえるように、対策もしっかりと提言等々はしていくんですけれども、警察の方でも、そういった高齢者の方による事故を防止できるような取組を、引き続きよろしくお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【深堀委員】1点だけなんです、一般警察活動費が部長の説明の中で、ながさきピース文化祭開催に伴う総合対策経費等ということでの説明がありました。一般警察活動費13億5,617万円なんですけれども、これは前年度、令和6年度と比較すると、この一般警察活動費、約3億円ほど増加をしているのですが、ピース文化祭に伴う管理費が上がってこのようになったのかというところをお尋ねしたいと思います。

【曾我会計課長】一般警察活動費の増額の3億円の内訳でございますが、委員がおっしゃったとおり、国民文化祭総合対策経費の増額と、警察署の非常用発電機の改修工事に係る増額となっております。

【深堀委員】わかりました。

ちょっと総論的な話をさせてください。警察費が今回、総額で409億円程度です。前年が396億円で、対前年比でいけば103.3%になるわけですが、私の考え方としては、県民の生命と財産を守り、治安を維持する警察組織の新規事業とかいろんなものじゃなくて、定期的に予算というのはほぼほぼそんな大きく変わらないような組織事業だと思っているんです。その中で、今言ったように、ピース文化祭、特別なものが

あってきた時に少し増減があるという認識です。

今回の一般会計予算の内訳を見ると、職員退職手当が前年度と比べると大きく6億円減少してきています。逆に、職員給与費はプラス9億円。これは人件費ですから、人件費で考えるとプラス3億円なんです。全体の予算は103.3%と言いましたが、プラス13億円なんです。職員の人件費でプラス3億円、そしてピース文化祭が特別なものだと考えれば、プラス3億円とすれば、実質上がっているのは、全体の予算の中で7億円ぐらいなんです。

一般質問の時にもいろいろ議論しているのですが、これだけ物価が高騰してきている中で、警察組織を維持していく上で、活動していく上で、当然費用は上がってきているわけです。そこが上がった分が適正に配分されているのか。皆さん、口が裂けても財政当局の厳しいあれでちゃんと配分できなかったなんていうことは言えないんでしょうけれども、私は、変な見方じゃないけれども、適正な、警察組織として維持、運営できる予算が配分されているのかなという目で見ているんですけれども、今私が言ったように、全体の予算は3.3%上がっている、けれども実際には人件費の部分が多くを占め、そして特別なピース文化祭の分が占めているわけで、物価高騰分、当然、ガソリンとかも上がっているわけで、いろんな物資が上がっている。公共事業費なんか令和元年から令和5年までの間で3割上がっているというわけです。そういった時に、警察予算、本当に大丈夫かなという見方をしているのですが、総論的な話なんですけれども、どうでしょう。

【曾我会計課長】委員のご指摘にあったとおり、人件費の方で3億円、物件費の方で約10億円増額になっております。人件費の方は給与改定に

よる増額が主になっておりまして、物件費の方ですけれども、ピース文化祭のほかに、先ほど申した非常用発電機、そのほか佐世保署の建て替えの本格化というものが上がっております。また、それ以外にも、適切に積算をして事業費を積み上げておりますので、警察活動において必要な予算額を要求し、計上しているものでございます。

【深堀委員】安心しました。先ほどからずっと特殊詐欺の話もありましたけれども、複雑多様化する中で、県民の生命と財産、そして治安の維持を図る警察組織として、ちゃんと適正な予算が配分されているということがわかりましたので、ぜひ頑張っていたいただければと思います。

【鵜瀬分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【田中委員】今、内容的な話があったので、私も確認をしておきたいと思うのですが、職員給与費が297億円から306億円、9億6,100万円上がっているわけです。これは私も正確ではないけれども、結構上がったなという感覚を持っているんです。全国的な感じで上がっているんだと思いますけれども、この内容をお聞かせ願いたいと。

もう一つは、長崎県警の給与体系が全国の警察の給与体系に比べて、どんな感じだろうかと。全国一律なのかな、横並びなのかなというこの2点について、詳しくなくていいんです、総論的な感じでお聞かせ願いたいと思います。

【山田警務課長】給与についてのご質問でございます。

まず1点目ですけれども、今回、給与の増額になったものにつきましては、給料表の改定によるものでございまして、給与の増、あるいはそれに伴います期末勤勉手当の増、さらに共済費の増によるものでございます。一方で、先ほど

出ましたけれども、退職手当につきましては、退職者が少なくなったことに伴いまして、減ということになっております。ちなみに、この後、給与条例の改定などのお話がありますけれども、給料表の改定につきまして、現状をお伝えしますと、このたび、公安職給与で大学卒が初任給としましておよそ2万8,000円、高校卒が2万4,600円の引上げとなっており、若年層を中心に改定をするものでございます。

他県と比較してというお話がございましたけれども、いわゆる初任給ですけれども、比較しますと、ばらばらなところはございますが、例えば九州で申し上げますと、平均的には、大卒の給与が約25万円となっております。本県警察も、給与改正によりまして、同等の金額を得ているというところでございます。また、高卒につきましても、九州でございすけれども、平均しまして21万8,000円というところでございますが、長崎県におきましても、今期改定で21万6,400円の予定でございすので、およそ平均的なものとなっております。

【田中委員】給与が増えることは悪いことではないので、皆さん方がどうかなという感じがしているんだけれども、若年層だけ上がって、スライド式に全て上がっていくようなことにしないとおかしいのはおかしいだろうからね。大体考え方は、本庁並みの給与の考え方と一緒にいいんですかね。

もう一つ確認しますが、退職手当がこんな急激に減ったのは、実態、どんな感じですか。6億円減るというのは、相当退職する人が少なくなったのかな。そこら辺の実態もお聞かせ願いたい。

【山田警務課長】退職手当の減につきましては、定年の延長制度に伴いまして、退職者が出る年

と出ない年というのがございます。それに伴いまして、令和7年度に62歳定年となる職員が必然的にいなくなりますので、その分が減ということになるものでございます。

【田中委員】県警の方も、賃金があんまり上がらないと意欲がなくなるだろうから、大体国に準じて動きがあるんでしょうけれども、余分なこともわからんけれども、私ら議員は80万円もらっていますけれども、30年前は83万円でした。3万円減ったまま30年。実態はね。だから皆さん方は、ひがんで言っているわけじゃないんですよ、上がることはいいことなので。ただ、ちょっと金額がどんと大きなものが出たものだから、確認をさせていただきました。

【鵜瀬分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【宅島委員】長崎県民の皆様方の安全・安心の生活のために、日頃からの警察本部の活動に敬意を表します。ありがとうございます。

今、報道等、特にテレビ等で、日本全体で問題となってきています外国人の方が日本の免許を取るというところの問題で、日本で免許が取れたら、諸外国、何十か国かで運転ができるんだという報道がっておりますが、まず、長崎県の大村で取るしかないとは思っているんですけども、外国人の方の免許の取得状況が、例えば令和5年度でいいんですけども、わかれば教えていただきたいと思います。

【俵屋運転免許管理課長】外国人の方の運転免許の取得状況ということでございますけれども、外国の免許をお持ちの方が日本の免許を取得する場合には、通常必要とされる運転免許の試験、これの一部が免除されるという制度がございます。これによりまして免許を取得された方の人数で言いますと、令和6年中、376名の方がその制度を利用しまして日本の免許を取得したとい

う状況でございます。

【宅島委員】ありがとうございます。

例えば、海外でご自身の免許を持たれている方が大村に來られて、筆記試験だけでいいのでしょうか。

【俵屋運転免許管理課長】通常、日本人の方が免許を取る場合には、3つの試験がございます。これは視力等の適性試験、それと知識を問う学科試験、加えて運転の技能を見る技能試験、この3つの試験が基本的に必要となってまいります。外国の免許をお持ちの方につきましては、このうちの技能試験と学科試験、これが免除をされるということになります。この免除される条件といたしまして、試験の代わりに、簡易なものではございますけれども、日本の運転に支障がないか知識の確認、それと最低限の技能があるかどうかの技能の確認、これが学科試験、技能試験の代わりに行われるという簡便な知識と技能の確認、こういったものを行った上で、日本の免許を取得するという制度になっている状況でございます。

【宅島委員】ありがとうございます。

毎年、今から先、増えていくと予測されるんですけども、そこで県内で外国人の方が起こした交通事故件数というのは、おわかりになりますか。

【永尾交通企画課長】県内における外国人の交通事故の発生状況につきましては、令和6年中につきましては29件発生しております。これは令和2年以降、大体30件ぐらいで推移をして、増減はあまりありません。

【宅島委員】先ほどいろいろ説明を受けましたけれども、日本の標識等とか、特に、長崎市内の場合は路面電車の交通信号の色の違いとか、長崎県民の方は割と慣れていらっしゃると思う

んですけれども、路面電車の矢印が出た時、県外の国内の方でも間違えられたりするんですよ。そういったこともあるので、しっかり外国人の方が取る際にも、そこをきちっと認識していただかないと、交通事故が起きていくんだなと思うんです。

そこで、毎年30件ぐらいで推移をしてきているということなんですけれども、車の使用というか、レンタカーを借りて交通事故を起こされている方が多いのか、それとも自家用でされている方が多いのかは、おわかりになりますか。

【永尾交通企画課長】 申し訳ありませんが、レンタカーとか、車種に関しては、今、統計は手元にございません。ただ、基本的には、外国人の観光客というよりは、在日の外国人の方の事故というのが数字としては表れております。というのは、例えば米軍の方、そういった方が数としては比率が多いものですから、どちらかといったら、そちらの数字であると理解していただければと思います。

【宅島委員】 ありがとうございます。

本当に連日のようにテレビで流れていますので、今後、日本人の方が被害に遭わないためにも、しっかり外国人の方の運転技能に関して、また知識に関して、ご配慮をしていただければと思います。

それと、二、三日前に、会派室におりましたら知らない番号からかかってきました。0800で始まる電話だったんです。普通だったら080何々と続くんですけれども、0800でハイフンが入ってきたので、これは何かおかしいと思って出なかったんです。知り合いの方に、こんな番号からかかってきたんだけどと言ったら、すぐネットで調べてくれて、そうしたら電力会社を名のる二セ電話の番号であったんです。

それで、先ほどから、二セ電話、SNSを通じた詐欺とか、増えていると思うんですけれども、今現在、どういった中身というか、私が今言ったのは、電力会社を名乗った詐欺ということだったんですけれども、ほかにどういったものがあるのか、教えていただきたいと思います。

【岩木組織犯罪対策課長】 最近の二セ電話詐欺の手口について、お答えいたします。

ここ最近では、手口の中で、架空料金請求詐欺の手口が全体の約74%ということで、ほとんどを占めておりますけれども、その中で、態様としましては、いわゆるスマートフォンでの副業詐欺というのが非常に多うございまして、これはSNS交流サイトや動画広告等に、いいねを押すだけ、またスタンプを送るだけ、スクリーンショットを撮って送るだけ、隙間時間に簡単に稼げるなどの簡単なスマホでのタスク、いわゆる作業で稼げるという広告を上げまして、それにアクセスしてきた被害者に対して、タスクは、こちらが指定した動画をSNS上で視聴して、その画面をスクリーンショットで撮影し、その画像を送信するだけなどとうその内容を送信して被害者を信じ込ませ、最初は少額の報酬が振り込まれますけれども、その後、さらに高額報酬のタスクを行うために必要な資金という名目で、指定した口座に現金を振り込ませてだまし取ったり、またタスクの手続きにミスがあり、違約金が発生したなどとうその内容を送信して、違約金や処理費用名目で、さらに現金を振り込ませてだまし取るというものがございます。この副業詐欺につきましては、架空料金請求詐欺の半数、また二セ電話詐欺の全体でも約4割を占めている状況であります。

また、先ほどの電話ということで申しますと、最近、警察官等かたりのオレオレ詐欺、これも

非常に多うございます。これは被害者の携帯電話等に、表示的には、先ほどと同じような表示になりますけれども、全国警察の警察官を名乗る者が電話をかけてきて、犯人があなた名義の通帳を持っていた、あなた名義の口座がマネーロンダリングの犯罪に使われている、また、あなた名義の携帯電話から詐欺メールが大量に送られている、それであなたに犯罪の容疑がかけられている、そして今からどこどこ県警まで来てくださいなどうそを言って、その後、LINEに誘導し、ビデオ通話で、制服を着た偽の警察官が、偽の警察手帳を示して応対し、あなたの全ての口座のお金が犯罪収益ではないことを確認する必要がある、また、口座のお金を資金洗浄する必要がある、または逮捕されないために保釈金が必要だなどと言いまして、さらに偽の逮捕状の画像を送信するなど不安をあおり、現金を振り込ませるなどしてだまし取るもので、この手口には、ほかに検察官であるとか、各省庁の職員、また金融機関、通信事業会社等の職員を名乗る者も登場している状況であります。

その他、電話に関しましては、いわゆる不審電話、予兆電話的なものも多くかかっておりまして、先ほどは電気通信会社等をかたったということですが、ほかに公的機関であるとか業者をかたりまして、家族構成や資産などの個人情報を聞き出そうとする電話も多くかかっております。一昨日は、入国管理局を名乗る者からの不審電話があったりもしております。これらの不審電話も、二セ電話詐欺や強盗、窃盗などに発展する可能性もありますので、県民の皆さんには注意をお願いしているところであります。

【宅島委員】 詳しく説明していただきまして、誠にありがとうございます。

そこで、私が先ほど言った0800というのは、恐らく、海外からかけてきていると思うんですが、そこはいかがでしょうか。

【岩木組織犯罪対策課長】 一般的に、二セ電話詐欺、またSNS型投資・ロマンス詐欺で犯行に使われている携帯の大半が、表示的に、先ほど言われたとおりの表示が出ることで多くありまして、ほとんどが海外からかけられているものと認識しております。

【宅島委員】 ありがとうございます。

先ほど、いろんな委員の方から話がありました。やはり携帯電話にそういった0800とかの電話には気をつけてくださいというのは、全体的に言えるのかなと思います。そこら辺は警察の方でもしっかり検討されて、基本はそこであれば、例えば、テレビでも、広告を使って、0800からの電話には気をつけてくださいね、みたいな啓発、警告をできると思いますので、まず引っかからないために基礎知識というか、そういったところを県民の皆様方にわかりやすく周知をしていていただけたらと思いますので、今後とも、ぜひ県民の皆様方が安心して暮らせるように、取組をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【鵜瀬分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第47号議案のうち関係部分及び第61号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明を求めます。

【中川警務部長】 引き続きまして、警察本部関係の議案のご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件でございます。

横長の総務委員会説明資料、警察本部の4ページでございます。

第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうちの関係部分でございます。

先ほどご審議いただいたものに関係するものでございますけれども、本条例でございますが、人事委員会の令和6年10月4日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況などを踏まえまして、職員の給与等につきまして所要の改正をするというものでございます。

改正の主な内容でございますが、県職員と同様でございますが、県警察職員におきましても若年層に重点を置きまして、全世代を対象に給料月額の上昇、期末・勤勉手当の0.1月分の上昇などの内容となっております。

次でございますが、議案外の報告事項でござ

います。

引き続き、同資料の総務委員会説明資料、警察本部の9ページでございます。

損害賠償事案1件でございます。

こちらでございますが、運転免許事務を行うため、運転者管理業務端末の賃貸借及び保守契約を長崎市の法人と締結しておりましたけれども、令和7年1月から警察庁が新たに構築いたしました運転者管理システムへの移行に伴いまして、令和7年3月31日期限の原契約を令和6年12月31日付けで解除したことに伴いまして、受託事業者には58万3,737円を支払うため、1月24日付けで専決処分をさせていただいたものとなっております。これは全額県費から支払われることとなっております。

なお、原契約の期限である本年3月31日まで契約を継続した場合と比較いたしますと、今回の支払額は減少しているものとなっております。

続きまして、資料替わりまして、総務委員会関係議案説明資料の3ページ以降に記載しておりますその他の所管事項でございますが、項目といたしまして、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、ニセ電話詐欺（特殊詐欺）等被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、交通死亡事故抑止対策についての各項目でございますが、その内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堤委員】 よろしくお願いいたします。

条例議案の7ページ、その他の改定とありまして、警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正で、救難救助等作業手当の改正というのがあります。ここのところでご質問します。

「大規模な災害」に係る救難救助等作業に従事した場合の増額ということになっていますけれども、この大規模な災害の定義は、どういうことでしょうか。

【山田警務課長】大規模な災害の定義ということでのご質問ですけれども、本件改正の、国による改正の契機につきましては、昨年1月に発生しました能登半島震災に伴う手当の改正でございました。明確な基準というものはございませんけれども、この改正の契機から、能登半島震災と同規模程度の災害であると認識しております。

なお、大規模な災害に該当するかの認定につきましては、国の認定基準に照らし合わせて、人事委員会で承認していただくということになるものでございます。

【堤委員】 そうしますと、大規模な災害が発生した時に、これに該当するかどうかというのは、人事委員会で判断をしていただくということになるのですか。

【山田警務課長】先ほども申し上げましたとおり、国の認定基準に照らし合わせまして、人事委員会で承認していただくということになるかと思います。

【堤委員】大規模な災害については、人事委員会で承認していただくということですが、この手当の増額ですけれども、作業1日につき、840円を1,080円に引き上げるという、そういう内容ですけれども、1日につき、今も840円であっ

て、引き上げても1,080円というのは、ものすごく額が低いなという感じがしているんですけれども、ほかにもいろんな作業の手当などがありますけれども、そういうものと比較して、この内容というのはどんなものなのか、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

【山田警務課長】今回の改定の増額幅でございますけれども、これにつきましても国家公務員の改定の金額に準じた金額でございます。殊さら高い、低いというものではございませんで、先ほども委員おっしゃられましたとおり、他にも救難救助作業に従事した場合には、仮に、夜間に従事した場合は夜間特殊勤務手当であったり、仮にご遺体なんかの作業があった場合には、遺体処理に関します死体処理作業手当といったものを併せて支給されるものでございます。

【堤委員】国に準じてということで、安い、高いはないというお話でしたけれども、確かにほかに危険物などを処理したり、いろんなことで手当もありますから、そういったものといろいろ合わせたことになる場合もあるということなのかなと思いますが、大変な災害が発生した時に、人命や様々財産、いろんなことを守るために、そういった時の作業に当たられるというのは、自分も危険になる場合もありますし、そういう中で作業していただいているというのは、県民の安全・安心のためにご尽力いただいて、深く敬意を表するといえますが、本当にご苦労さまとねぎらいの言葉をかけさせていただきたいようなことだと思いますので、そういう災害がないにこしたことはありませんけれども、そこに取り組んでいただいているという警察官の皆さんのご苦労を思いますと、本当に感謝の言葉しかありません。これからも、大変ですが、頑張ってくださいと思います。

【鵜瀬委員長】 ほかに、質疑はありませんか。

【宅島委員】 1点だけ、条例議案で、通勤手当のところなんですけれども、現行の8万円から15万円に引き上げるとしてあります。新幹線が入ってきているのだと思うんですけれども、これによって県警本部の全体の通勤手当が幾ら上がるのか、教えていただければと思います。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時22分 休憩 —

— 午前11時23分 再開 —

【鵜瀬委員長】 再開します。

【山田警務課長】 申し訳ありません、額につきましては手元にございせんけれども、この改正に該当する通勤者というものが今現在で7名ということでございます。金額については、先ほど言いましたけれども、申し訳ございせん、後で確認しておきます。

【宅島委員】 ありがとうございます。

通勤手当が月15万円かかる人とは、どこから通われたらこうなるのかなと思ったものですかからお聞きしました。対象者が7名ということであります。確認できましたので、了といたします。ありがとうございます。

【鵜瀬委員長】 ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第17号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【中川警務部長】 それでは続きまして、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく資料について、ご説明をさせていただきます。

横長の総務委員会提出資料、警察本部の2ページ目でございます。

1,000万円以上の契約状況でございますけれども、令和6年11月から令和7年1月までの実績でございますが、資料に記載のと通りの21件となっております。

以上が1,000万円以上の契約状況でございます。

続きまして、今回、陳情・要望で回答するものがございすけれども、「『いじめ』『自殺』『児童虐待』『犯罪』等を減らす取り組みについて」の陳情の1件でございます。

ご要望に対する回答につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情番号3番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【外間委員】本県の拾得物は、現金、貴金属、あるいは本人にとっては大切な携帯、カード、いろいろありますけれども、あえて貴金属等も含めた現金等についての本県の拾得物の金額、件数、その期間等も含めて、お示しをさせていただきたいと思います。

【曾我会計課長】現在手元にある数字は令和6年度中のものになりますが、令和6年度の拾得物の受理件数は21万8,660件になります。そのうち、物品の件数が26万756件、拾得金が2億972万6,143円になります。

【外間委員】ありがとうございます。

事前にお話をさせていただいておりましたので、この数字をお示しさせていただいて、拾い主が、落とし主の拾得物を、本県ではこれだけあったということなのですが、もう少し私も改めて認識をしたいところなんですけれども、拾得者、拾い主が実際にこれだけの金額を拾得され、そして3か月間の期間があって、所有権が拾得者に移っていくわけでありまして、最終的に判別できなかったもの、あるいは拾得者が

放棄した場合、所有権がどのようなことになって、どういう金額で、それが早い話、歳入がどのような形になっていくのかを、まずお示しをしていただきたいと思います。

【曾我会計課長】期限の過ぎたもの、もしくは拾得者が権利を放棄したものでございますが、拾得金に関しましては、県の歳入に組み入れられることになっております。また、貴金属など売却できる拾得物件の方につきましては、売却し、県の歳入に組み入れております。なお、売却できなかったものにつきましては、処分をしております。

【外間委員】会計課長、よろしかったらその金額を、直近の状況でもいいですから、お示ください。

【曾我会計課長】県に帰属した拾得物の売却額、令和6年度中でございますが、約400万円になっております。

【外間委員】ありがとうございました。

現金についてはどうなのでしょう。

【曾我会計課長】現金については、3,227万円、県の歳入に組み入れております。

【外間委員】ありがとうございました。

本県の拾得物は、ある意味、本県の警察官の信頼と安全・安心の指標にもなる数字だと、私はそう思っております。監査のお役をいただいた際に、早岐署の拾得物の当時の金額に驚きまして、これは拾得物のお金は、最終的に各所管から、駐在所から、交番から、みんな集約されて、これだけの大きな金額が集められて、そして本人に渡し、あるいは本人が判別できずに拾得者に渡し、そしてそれを放棄した人たちの金額が、今、会計課長からご説明があったこれだけの金額が県に歳入として入っていくということで、改めて認識をいたしました。どうぞこう

いう指標がもっとしっかりと管理されて、安全・安心につながるお仕事になっていくことを期待して、数値のお示しに感謝をいたします。

それから、地域の交通安全対策について、私見ですけれども、お話をさせていただきたいと思います。

私の住んでいるまちは、歩いて3分のところに佐世保市役所があり、佐世保警察署があり、県北振興局あるいは税務署、法務局、こういった官庁街で、昼間の人口が住んでいるまちの人口よりもはるかに大きくなる地域に住んでおりまして、例えば、朝夕のラッシュ時、通勤時間帯、通学の時間帯、高校も3つ、小学校も2つ、中学校も1つある関係で、まさに朝の通勤時間帯というものは大変緊張が走る状況であり、佐世保署の前に交差点が4つほどあるんですけれども、それでも信号のない交差点で、ダイヤモンドも含めて、道路に対する標示も充実しておりますけれども、その時間帯の厳しい状況の中で、事故がなかなか絶やせない状況にありまして、そんな時に、前々からお話をしておりまして、佐世保署の近くの交差点のところで事故が2度ほど続いて、そして塀が破られたりという事故があった際に、実は、速やかにご対応していただきまして、いよいよ本年度の予算では難しいけれども、次年度の予算に向けて、急カーブのところにドットラインとか、止まれの交差点の標示をさらに濃くしてくれたり、あるいは今まで聞いたことのない交差点注意という文字を入れていただくことをご報告いただいております、警察の対策と、もって市の道路の管理者も含めて、連携してやっていただくことで、速やかに対応していただけるお約束をいただきました。本当にありがたく、ぜひともこの委員会で、お礼を込めてこのご報告をしておきたい

と思ったんです。

そのように非常に危険な場所だということに対しては、他所管とも連携をして、スピーディーに対応できる警察、これはまさにありがたいお話でありますので、このようなことで常に地域の安全・安心に取り組む方々の声をいち早くお聞きいただいた警察官に対しまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

【山口交通規制課長】このような場でご披露いただきまして、本当にありがとうございます。当課の交通規制課員、佐世保警察署の署員、また佐世保市役所の担当を代表しましてお礼申し上げます。

本件につきましては、当課の補佐が迅速、的確に対応して、また道路管理者の方々をお願いをした結果だと思えます。これを好事例として、いろいろな地域の安全・安心のため、また要望者の立場に立った親切、丁寧な対応をしていきたいと思っております。

これを踏まえて、安全・安心、また交通の安全と円滑をしっかりと図っていききたいと思います。

ありがとうございました。

【鵜瀬委員長】ほかに、質問はありませんか。

【堤委員】交通安全というか、先ほどの予算議案の時も、今、外間委員からもお話がありましたけれども、私は、県庁まで来るのに高速道路、西九州道を利用するのですが、日頃思っていることが、特に西九州道の方で、佐世保市内に何か所かインターがありますけれども、本線に合流する時に、合流の仕方が、特に渋滞している時に、すぐ入りたがって、後の流れが止まってしまう、それで余計に渋滞がひどくなるというのは何度も目にしています。先の方で合流すれば、本線を走っている車とうまくずっと間に入って、スムーズに流れを止めないで行けるので

はないかと思うのですが、なかなかそうならない。最近、手前の方で早く入りたいという思いがあってされるんだろうと思うんですけども、そういうのをよく見かけまして、自動車学校などでは、ちゃんとそこところは指導されていると思いますけれども、そういうものは飛んでしまっている状況かなと思っています。

それと、高速道路で、追越し車線をずっと走行する車がありまして、あれが非常に困るなと思っています。走行車線の方に入れば、流れももっとスムーズにいくのではないかと思うことが何度もあります。

そういったことについて、ドライバーに対する啓発であったり、いろいろな働きかけがもっと必要なのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

【山口交通規制課長】委員ご指摘の高速道路の流入部分、特に西九州自動車道のみなとインターから大塔に向けての部分と言われているのかなという部分はあるのですが、流入の時にについてなんですが、当然、運転手のマナー的な部分もあると思います。流入をしやすい道路構造、また誘導標示とか、そういった部分も道路管理者と連携して対応したいと思ひますし、マナー的な部分については、いろいろな機会、免許の更新とか、安全講習、そういったところで講習をしていければいいのかなと思ひております。

2点目の追越しについても、違反に当たる部分もあります。取締りもしている部分もありますし、また路面にも、ここは追越し車線ですというような、わかるような路面標示もしている部分もあります。併せてこれもマナーで、まずはそういったいろいろな交通安全教育とか、現場指導、そういうものをしていきながら、事故のない安全な高速道路になるように対応し、ま

たしていきたいと思ひております。

【堤委員】信号機のない横断歩道で、歩行者がいれば停止するとか、あるいは減速するとかということも、最近では以前に増して言われるようになりましてけれども、そういう合流とか、高速道路の走行の仕方、そういうことも併せてドライバーに意識向上、マナーの向上につながるような働きかけをお願いしたいと思ひます。

それと、私も今年度、監査委員をしておりまして、1月に対馬に行ったんですけども、韓国からの観光客がたくさん来られていて、びっくりするくらい多かったのですが、レンタカーを借りて対馬の道路を走行することが増えているという話を聞きました。そして、離合できないような狭いところでも、かなりスピードを出して通られるということで、地元の人にはよく知った道路ではあると思ひのですが、よそから来た観光客で、特に韓国と日本は道路の走行も左と右と違いますし、そういったことで非常に危険な時があるという話を聞きまして、観光客などでレンタカーを借りる、そういったところにも道路のマナーというか、走行の仕方、気をつけて安全に走行するようにというような、そういう注意というか、働きかけが要るのではないかと考えているのですが、レンタカー会社とか、いろいろそういうところを通して注意の徹底は呼びかけてもらえたらいいのではないかと考えているんですけども、いかがでしょうか。

【永尾交通企画課長】委員がおっしゃられた韓国人の旅行客の関係なんですけれども、警察の方でも十分把握をしております。その上で、今言われたように、交通ルールが違います。そこをまず周知してもらおうということで、先ほど言われたレンタカー会社、あとは国際的な窓口になるターミナルとか、そういったところに多言

語の交通安全チラシを作成して配布させていただいております。当然それは掲示もしております。これに関しては、警察だけではなくて、対馬市とも共同で周知を図っている状況でございます。

【堤委員】様々な手だてを講じていらっしゃるということで、それはありがたく思っております。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】先ほどの予算議案の時に、宅島委員の方から外国人の免許証に関して、今、堤委員からも少し外国人の方の話が出ましたけれども、その件でいろいろ教えてほしいのですが、先ほど、令和6年で376人の外国人の方が免許を取得されたということで、事故も29件ほど起きているということでしたが、これは外免切替の分のことを言われているんですね。外国人の方が日本で車を運転する場合には、当然、国際免許を取得していれば、それでできるわけですよね。ただ、その国際免許というのがいろいろ種類があって、パリ、ウィーン、ワシントンの各条約、日本はジュネーブ条約を採用していて、このジュネーブ条約様式のみが日本の国内で国際免許としては通用する。だから、それではない人たちのために、ある意味、外免切替というのはあるのかなと理解をしているんですけれども、こういった日本のように外免切替、結局、本国で持っている人が日本に来て、免許を切り替えるということの制度、これは国際的に見て一般的なのですか。どうなんですか。

【依屋運転免許管理課長】免許の取得の状況、国別でというお尋ねかと思いますが、これは国によって、免除される国もあれば、通常どおり、何の優遇措置もなく、通常の試験を受けて取得

する国、これはまちまちでございます。

【深堀委員】私が気になっているのは、日本が甘くなっているのではないかということなんです。少し聞きますが、外免切替、先ほど、それを取得するための手続きの話が少しありましたけれども、その条件、提出書類、有効期間、手数料はどのくらいなのかとか、そういったものを教えてもらえますか。

【依屋運転免許管理課長】外免切替という手続きの詳細でございますけれども、こちらは詳細に申しますと、外国の免許を取得した後に、その免許を取得した当該国に一定期間、これは3か月になりますけれども、在留していることというのがまず第一の条件になります。これはなぜ3か月ということが必要かといいますと、例えば、日本人であっても、短期間、外国に、免許の取得が容易な国に出国をいたしまして、容易に外国の免許を取得した後に、日本に帰国して、簡単な方法で外免切替で日本の免許を取得すると、こういったことを防ぐために、一定期間外国に在留することを求めているということで、3か月以上の滞在を義務づけているという制度でございます。

その後、提出書類ということでございますけれども、これは当然、その国で取得している外国の免許証の提示を求める。これも中には、偽造された、あるいは不正に取得された免許証を示して、あたかも外国の免許を取得しているということをかたって日本の免許を容易に取ろうとするケースも実際にございますので、ここを厳密に審査いたしまして手続きを行うということで、外国の免許証の提示を求めます。

その他、いろんな国の外国の免許がございますので、内容がわからないことには審査のしようもございませんので、この外国の免許証の内

容に係る日本語の翻訳文、これを添付することを求めています。この翻訳文も、どんなものでもいいというものではございませんで、その発給した国の領事機関が翻訳したもの、あるいは国家公安委員会が指定をしておりますJAF（日本自動車連盟）、こちらとジップラスという企業がございすけれども、ここの2か所を国家公安委員会が指定しております、こういったところが作成した日本語の翻訳文、こういったものを手続きの際に添付することを求めているというものでございます。

手数料につきましては、普通免許を例に取りますと、申請の手数料が2,550円ということで、こちらは日本人が通常の手続きで申請をする場合と同額になっております。

【深堀委員】一つだけ、外免切替の手続きをして、取得をするじゃないですか。その有効期間、これはどうなんですか。

【俵屋運転免許管理課長】外免切替の手続きにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、取得の際の試験が一部免除されるというところが異なるだけでございますので、その後の有効期間等は、通常取得した免許と変わりございませんので、最初の更新であれば、3年後が更新の時期になるというものでございます。

【深堀委員】わかりました。

例えば、先ほど堤委員が話をされたので言えば、外国人観光客の方が対馬で運転すると。例えば、度々来られる韓国人の方でいけば、一度外免切替で取れば、3年間は、何回対馬に来て、その免許で運転できるということですよ。

今、説明があった条件というのは、各国と比べて日本の仕組みが、いろいろ各国でばらばらと言われたんですけども、あまりにも甘くなり過ぎているのではないかと考えるわけですが、

これは当たり前ですけども、法に基づいたものですよね。見解については何とも言えないんでしょうけれども、交通事故だけではなくて、いろんな犯罪等々も鑑みた時に、これがどうかと思うのですが、見解を求めてもいいですか。

【俵屋運転免許管理課長】先ほど答弁いたしましたとおり、日本と比べて外国がどうかという話でございすけれども、国によりましては、日本の免許をお持ちの方であれば、そもそもその外国の免許すら持たなくても運転を認めるという国も一部ある状況の中で、日本についてはそこまでは認めていないという点におきましては、日本よりももっと甘い国は実際には存在しているという状況を踏まえまして、長崎としましては、道路交通法に従ったこの外免切替制度、これを適正に運用していきたいということでご理解いただきたいと思います。

【深堀委員】最後に、また思いついて質問しますけれども、例えば、外免切替は有効期間が3年だと。その方の本国での運転免許自体が何らかの形で、例えば取り消されたり、失効したり、そういった時に、何回も日本に来る方だとすれば、外免切替の日本の免許証を取得して、本国の免許はもう失効して、もしくは事故で取り上げられたような方が、そのまま日本に来た時に外免切替の免許証で運転できるような状況なのですか。

【俵屋運転免許管理課長】この外免切替の制度につきましては、日本の免許を取得する際に試験が免除されるか否かという制度でございすので、日本の免許を取得した後に、その方が外国で免許の取消しあるいは停止を受けたか否かということは、日本の免許で運転できるか否かというのには影響は及ぼさないという状況にあ

ります。

【鵜瀬委員長】ほかに、質問はありませんか。

【川崎委員】サイバー犯罪対策について、お尋ねをいたします。

様々な場面でサイバーというものに対して今、被害が起こり、クローズアップもされているところではありますが、まず県警のサイバー犯罪に対する体制、人員、どのような体制で対策に臨んでいるのか、お尋ねをいたします。

【堀サイバー犯罪対策課長】お答えします。

サイバー犯罪対策を行っているサイバー犯罪対策課の定員につきましては、現在、課長以下25名となっております。

サイバー犯罪につきましては、サイバー犯罪対策課のみが捜査をしているのではなく、他部門、他課が主管している事件につきましてもサイバー犯罪に該当するものがあることから、各事件主管課においてもサイバー犯罪の捜査に取り組んでおります。

【川崎委員】今お話があったように、本当に犯罪が複雑化をしている中で、25名の皆さんが連携しながら取り組まれているということで承知をいたしました。

デジタル化が推進して、いろんな場面でトラブルが発生することから、今お話があったように、サイバー犯罪対策課だけで済む話ではないと私も認識をいたします。そこで、県警組織全体として、この犯罪防止及び対策にどう取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

【堀サイバー犯罪対策課長】長崎県警察の組織全体におけるサイバー犯罪対処能力の向上ということでお答えさせていただきます。長崎県警察におきましては、警察学校での専科教養、サイバー犯罪対策課が主催する集合教養や巡回教養、また、サイバー犯罪に必要な知識、技能が

あることを認定するサイバー事案対処能力検定の実施や情報通信技術に関する国家資格試験の受験奨励、各部各署対抗のサイバーセキュリティ競技大会の開催といった施策を進めています。このほか、警視庁など、大規模県への出向や派遣、また、サイバー犯罪対策課でのOJT教養、実務を行いながらサイバー犯罪対策課で学ぶという現場教育などに取り組み、組織全体の対処能力の向上に努めているところでございます。

【川崎委員】ありがとうございました。

ちょっと映画やテレビの見過ぎなのかも知れませんが、サイバーということは、本当に目に見えない空間での戦いであって、プログラム等の解読不可能な文字が飛んできて、それに対応して一気にプログラムのコードを入力するというような、そんなイメージをついつい思ったりするわけではありますが、そのような高度なスキルを有する人材、そういった方も必要だというふうに思うのですが、それに対する取組について、お尋ねをいたします。

【堀サイバー犯罪対策課長】長崎県警察では、民間における情報システムの処理、開発、保守などの実務経験を2年以上有し、かつ情報処理技術者として高度な国家試験に合格している者をサイバー特別捜査官として巡査部長の階級で中途採用しております。現在、長崎県警察にはこのサイバー特別捜査官が3名おります。このサイバー特別捜査官には、警察庁が実施するレベルの高い専科教養や民間が実施するレベルの高いセミナーを受講させるとともに、警察庁のサイバー特別捜査部に出向させるなどして育成を図っているところでございます。

【川崎委員】そういった専門の方が3名いらっしゃるということで安心をしておりますが、ま

さに先ほど、空間で戦う、防止しなきゃいけない、そのようなことで力を発揮しておられる、そのような方だというふうに思うんですけれども、それは民間から来られた方で、またそういったいろんなことを学習しながらスキルを上げていっている、そういった認識でよろしいのでしょうか。

【堀サイバー犯罪対策課長】このサイバー特別捜査官は、民間で経験を有し、レベルの高い国家試験に合格している者でして、ただサイバーの知識があるだけでは警察の捜査ができるわけではありませんので、そういった者に入っていた上で、警察の実務を積んでもらいながら、捜査もできる、サイバーのスキルもある、そういったサイバー捜査官に育成しているというような状況でございます。

【鵜瀬委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 0分 休憩 —

— 午後 零時 0分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から再開し、出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 1分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案の説明を求めます。

【井手会計管理者】出納局関係の議案についてご説明をいたします。

出納局・各種委員会事務局の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は17億7,937万4,000円で、主なものは、キャッシュレス決済等による手数料収入でございます。

歳出予算総額は4億6,310万1,000円で、主なものは、出納局職員の給与費及び会計事務の管理運営に要する経費であります。

3ページをご覧ください。

債務負担行為につきましては、事務用消耗品の集中調達に係る経費、公金収納事務に係る経費及び物品関係システムの運営に係る経費であります。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご

説明いたします。

歳入予算の主なものは、手数料徴収のための証紙売払収入の減によるものであります。

4ページをご覧ください。

歳出予算の主なものは、職員給与費の過不足調整に係る減及び会計事務の管理運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算を計上しておりますが、職員の給与改定による増によるものであります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、監査事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【桑宮監査事務局長】監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額は1億7,494万4,000円で、その主なものは、監査委員や事務局職員の人件費並びに事務局運営に要する経費であります。

次に、債務負担行為につきましては、監査業務機器等借りに係る経費を計上いたしております。

6ページをご覧ください。

第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算の主なものは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算につきましては、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、人事委員会事務局長よ

り、予算議案の説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の8ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、雑入166万円を計上いたしておりますが、その主なものは警察官採用共同試験受託に伴う収入であります。

次に、歳出予算総額1億5,165万9,000円を計上いたしておりますが、このうち、委員会費799万3,000円は、委員3名分の報酬及び委員会運営に要する経費、事務局費1億4,366万6,000円は、事務局職員の給与費及び県職員採用試験、給与勧告、公平審査など、事務局運営に要する経費であります。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算につきましては、その主なものは、事務局費589万6,000円の減で、これは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、事務局費361万4,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改

定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、労働委員会事務局長より、予算議案の説明を求めます。

【田中労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の10ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額7,459万円を計上いたしておりますが、このうち、委員会費2,516万8,000円は、委員15名分の報酬及び労働争議の調整、不当労働行為事件の審査など、委員会運営に要する経費であります。

事務局費4,942万2,000円は、事務局職員の給与費及び労働争議、不当労働行為事件の調査など、事務局運営に要する経費であります。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳出予算で、委員会費442万5,000円の減は、委員会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

事務局費105万9,000円の減は、職員給与費の過不足調整による減等によるものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で159万9,000円の増は、職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、議会事務局より、予算議案の説明を求めます。

【中尾議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の12ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一

般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額は12億6,146万9,000円であり、その主なものは、議員報酬及び議会運営に要する経費であります。

債務負担行為については、ハラスメント専門相談窓口業務委託に係る経費などを計上いたしております。

13ページをご覧ください。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、前年度の政務活動費交付金の精算に伴う返還による雑入の増を計上いたしております。

歳出予算の主なものは、議員旅費及び議会運営に要する経費の執行見込額の減であります。

債務負担行為については、ハラスメント専門相談窓口業務委託に係る経費などを計上いたしております。

14ページをご覧ください。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、議員の期末手当改定及び職員の給与改定に要する経費の増を計上いたしております。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じ

るため、3月末をもって、令和6年度の予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山本委員】出納局の関係で、横長資料の6ページになるんですけれども、キャッシュレス決済等手数料17億5,700万円ということで、昨年度が4億6,000万円ということで、今年度、12億9,700万円の増ということになっているんですけれども、この中身について、ご説明をお願いします。

【山道会計課長】確認いたします。6ページの手数料の増減についてのご質問だと思います。これにつきましては、従来、証紙収入において徴収しておりました手数料がございます。これが証紙廃止となりまして、一応今年度の3月まで使用できることとなっておりますが、その分の証紙収入がなくなりましたので、これをキャッシュレスの決済等手数料として計上しているものでございます。

【山本委員】証紙の分が、こちらで振り替わったということですね。わかりました。

それからもう一点、同じく6ページの県預金利子のところで、本年度2,092万円、前年度372万円ということで、もちろん金利が上がったということがあろうと思うんですけれども、要は、2,092万円の根拠といいますか、平均残高がこれくらいで、金利がこれくらいでということ

多分、積み上げられていると思うんですけれども、その中身を教えてください。

【山道会計課長】委員ご指摘のとおり、預金利息が、日銀の政策の見直し等により金利の上昇傾向にあるというのはご承知のとおりだと思うんですけれども、通常は、歳計現金についての運用につきましては、指定金融機関において無利子の管理をしているところなんですけれども、それとは別に、運用可能な余裕資金、これを定期性の大口定期であったり、譲渡性預金（NCD）等で運用しているというところがございます。残額につきましてはあれなんですけれども、上昇傾向がわかるものとしましては、例えば、譲渡性預金については、R5年からR6年におきましては、平均利率が約0.069上昇しております。それと、普通預金につきましては、0.099ほど上昇しているという傾向にございます。

【鵜瀬分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【田中委員】今の件だけでも、私がちょっと理解ができないものだから。キャッシュレス決済になると、こんなに17億円も収入がどこから、どういう形で入ってくるのか、そこら辺のシステムを教えてください。前は、収入証紙だったかな。証紙関係は県の財源として大きく寄与していたからね。キャッシュレスに変わった、それでどういうシステムで、どこからこの17億円が入ってくるのか、そこら辺が私はわからない。教えてください。

【山道会計課長】まず、収入証紙で例年、従来になかった出納手数料、キャッシュレスの取組は従来なかったものでございまして、今年度から運用をしているところなんですけれども、まず通常、県の手数料につきましては、証紙収入ということで上げさせていただいていたところです。それをキャッシュレスの方に移行するというこ

とで、今まで証紙で上がっていた収入のものを、今年度からキャッシュレスの方に移行しておりますので、令和7年度におきましては、移行した状態での予算が、証紙収入で上がっていたものが、丸々キャッシュレスの収入として上がるという構造になっております。

【井手会計管理者】補足で説明をさせていただきます。6ページをご覧くださいますと、手数料のところ、証紙収入という目と出納手数料という目が2つございます。これまでは証紙収入で上げさせていただいておりましたが、証紙を廃止いたしましたので、令和7年度以降につきましては、この出納手数料という目で上がるということです、何か別に新たにキャッシュレスに移行したから増えるというものではなくて、同じ手数料でございますけれども、証紙という手段で受け取っていたものを、キャッシュレスないしは証紙ではないその他の方法で入ってくるというだけですので、何か新たに金額が生まれたというものではございません。

【田中委員】後で個人的にまた聞かせてもらおう。

もう一つは、今もあった歳計現金の預金利子収入2,092万円の金額だけれども、これは昔はもっと余計あったような感じがするんだけど、今はそんなものですか。年間通して2,000万円程度ですか。

出納の方では、基金管理なんかは、また別々にやっているんだね。おのおの基金を持っている部で。トータルして、結構な預金収入があったり、基金を活用して、また収入にしたりしていた時代がある。結構大きい、億の収入があった時代がね。今は、それはもう出納ではやっていないの。基金管理は特に、各部でやっているのかな。それを聞かせてください。

【山道会計課長】 まず、基金につきましては、全体の運用の金額というのはしぼんでいく傾向にはあるんですけども、その中で、預金での運用、それと債券での運用と。債券につきましては財政課の方でまとめて運用しておりますが、預金に関しましては、会計課の方で運用させていただいているところです。委員ご指摘のように、過去におきましては相当の上がりがあったということになっておりますが、現在、どちらかといいますと債券運用の方へシフトしている傾向にございまして、預金につきましては、そう大きくないという状況にございます。

ちなみに、令和6年1月末現在でございますが、預金利息としましては、定期性預金により1,616万2,000円、普通預金におきましては2,287万6,000円の運用を今行っているところです。

【田中委員】私の方が時代感覚がちょっと違うのか、昔の出納長さんの時代は、出納長が三役の一人だったから。結構大きなものを持って、運用までやっていた時代があったので、この資料を見たら、何でこんなに少ないのかなと。払っている金利は大きいんですよ。何百億円と払っているわけだからね。それにしても、入ってくるものがちょっと小さいなと思ってね。勘違いしました。わかりました。

【鵜瀬分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【中村(俊)委員】私は、質問ではないのですが、1点、参考までにお伺いをいたします。人事委員会事務局関係の歳出予算額1億5,165万9,000円の計上のうちの、目で言うと委員会費が799万3,000円ございます。この説明が、委員3名分の報酬及び委員会の運営に要する経費ということですが、この委員会の運営に要する経費を差し引いて、委員の方々の報酬というのは、どのく

らい取られているのか、教えてください。

【鵜瀬分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午後 1時55分 休憩 —

— 午後 1時56分 再開 —

【鵜瀬分科会長】 再開します。

【田邑職員課長】 人事委員会の委員報酬のトータルで申し上げますと、721万2,000円となっております。

【中村(俊)委員】 確認ですが、3名分のトータルが、年間に今おっしゃった額ですか。

【田邑職員課長】 3名分の委員報酬となります。

【鵜瀬分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【田中委員】 議会事務局の政務活動費の精算関係、これはここ5年ぐらいの資料、あるかな。議員が返却している残が。教えてください。

【大宮政務調査課長】 答弁させていただきます。

平成30年度ぐらいから、残余額ということでお話をさせていただきます。平成30年度が3,152万104円、大きく説明させていただきます、令和元年度は3,000万円、令和2年度が3,200万円、令和3年度が3,600万円、令和4年度が3,500万円となっております。

【田中委員】 これは局長さん、内輪の話になるかもわからんけれども、政務活動費というのは、本来なら我々議員の方が100%使うのが本当は当たり前だし、それが政務活動費を出している意味するところなのよね。それが返還が1割以上になるわけね。だから、今度小委員会でやっているみたいな話も聞くけれども、どうしたら議員が使いやすいと言うとおかしいけれども、政務活動にちゃんと実行できるようなね。あれ、私の経験からすると、人件費が入らないと360万円使いづらい。もちろん会派の方に3万円行っていて、27万円がこっちという、そんな感じ

だね。会派と個人の関係がね。もう一回、再検討をしてもらうように、ぜひ要請をしておきたいと思う。

【大宮政務調査課長】 委員ご指摘いただきましたように、議会運営小委員会の方で来年度、検討いただくことになっております。執行率の高い九州各県の状況を調べましたところ、おっしゃるように、人件費の充当割合が高いものであったり、あと議員の方々が議員だよりとかを発行される経費の高い議員におかれては、執行率が高い傾向にございます。

あと、九州各県で、会派と議員の方々にそれぞれ、本県の場合は会派に4万円、議員個人の方に26万円月当たりありますが、それを福岡県さんみたいに全部会派にお渡しをして、会派の中で調整されるパターン、福岡県では50万円で、年間600万円ですけれども、会派1人当たりで見ると、執行が600万円にいかない人もいたり、600万円を超える方もいらっしゃるんですけれども、会派トータルで調整されているとか、そういうところもございますので、そういう事例も小委員会の方でご紹介さしあげて、ご検討いただきたいと思います。と思っています。

【田中委員】 そういうことで、政務活動費の精算に関しても、議員がやっている人もいるし、私は事務所に頼んで政務活動費の精算をやっているけれども。

もう一つ、選管の報告が本当はあるのよね。議員は選管の収支報告書のね。あれなんかも議員がやっているんだけど、兼ねてやれるような事務補助員みたいな形の使い方ができれば、そうするとありがたいなと。はっきり言うと、今2分の1の人件費が3分の2ぐらいになれば、もっと使いやすい。そうしないと、全部裏負担をしなきゃいかん。私、人件費を20万円出せば、

10万円は自分が払わなければ。政務活動費で10万円という形になっているわけだから、そこら辺を再検討してほしいなと要望しておきたいと思います。

【鵜瀬分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第47号議案のうち関係部分及び第61号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、今回、委員会付託議案及び陳情がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、人事委員会事務局長より、所管事項説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係説明資料の2ページをご覧ください

ださい。

令和6年度県職員採用試験についてであります。障害者を対象とした選考試験、警察官類（男性・女性）の採用試験及び大学卒業程度C試験における技術系8職種にかかる試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【鵜瀬委員長】次に、労働委員会事務局長より、所管事項説明を求めます。

【田中労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の3ページをご覧ください。

調整事件については、今年度において新たな申請はなく、現在調整中の事件はありません。

（審査事件について）

労働組合法に基づく使用者の不当労働行為の審査につきましては、今年度取り扱いました事件は、運輸業及び公務から申し立てのあった2件であります。1件は審査を進める中で和解により、1件は申立人から取下書が提出されたことにより、いずれも終結いたしました。

（個別的労使紛争について）

労働者個人と使用者との間で生じた紛争のあっせんにつきましては、今年度取り扱いました事件は、飲食業に従事する労働者から申請のあった2件であります。1件は被申請者があっせんに応じなかったため、打切りにより終結し、1件は現在調整中であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【鵜瀬委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」に

ついて、説明を求めます。

【山道会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料について、ご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、令和6年11月から令和7年1月までの実績は、記載のとおり2件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページから4ページに記載のとおりでございます。

【鵜瀬委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案外所管事務一般に関する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【堤委員】 よろしく願いいたします。

まず、小さいことですが、人事委員会、説明資料の2ページのところに「令和6年度県職員採用試験について」とありますが、教育委員会は、来年度採用する職員、教員については令和7年度というふうな言い方でされていると思うのですが、知事部局と教育委員会で、同じ年度の採用を違った言い方をするのはどうしてなのでしょう。まず、そこをお尋ねします。

【田邑職員課長】 人事委員会の方では、試験実施の年度になっておりますので、令和6年度県職員採用試験となっております。教育庁との違いについては、承知しておりません。申し訳あ

りません。

【堤委員】 人事委員会の方は、試験を実施する年度の方で呼ぶということですね。教育庁の方は、そちらで確認をしないといけないかなと思っています。

それで、別件ですが、昨年の人勧で給与改定が行われて、初任給とか、それから若年層の職員給与が引き上げられましたけれども、一方で、地域手当の見直しが行われまして、聞くところによりますと、知事部局の40歳代以上の職員の17%、約450人が平均約1,900円の給与引下げになっていると伺っています。今、採用試験の倍率が下がったり、それから若年層の離職とか、そういうものが増えていきますから、若い世代の給与を引き上げて人材を確保するというのは、これは大切なことだと思うのですが、一方で、40代以上の職員の給与水準が低下するというのは、モチベーションを下げて、そしてそういうふうな年齢が上がるにつれて引下げが行われているというのは、若い人たちにとっても、あまり喜ばしくないことと受け止められるのではないかと思います。

40代以上の職員給与が引下げにならないような措置を今後していかないといけないのではないかなと思うんですけれども、人事委員会の方ではどんなふうにお考えか、お尋ねします。

【田邑職員課長】 人事委員会では、本年度も勧告を行いまして、先ほど委員がおっしゃったように、若年層に重点を置きながらも、高齢層まで含め、全世代の給料の改定がっております。給料の引上げはっておりますけれども、地域手当や扶養手当の見直しによりまして引下げに、試算として、給与の引下げになる可能性がある職員がいるということはありません。人事委員会としましては、毎年度、民間給与実態調査とい

うものを実施しております。それによりまして、民間の給与と職員の給与を比較しまして、格差が出た場合は、その格差を解消するということで、検討を行なった上で勧告を行っております。来年度においても同じ調査を行った上で、国や、ほかの都道府県、そして民間の状況を踏まえながら、適正な給与水準になるように検討していくということになるかと思います。

【堤委員】民間の調査をして、そして公民格差を小さくするように、そういうことで勧告がずっと行われてきたというのはわかるんですけども、地域手当それから扶養手当、そういうものが見直されて給与が削減になるというのは、働く皆さんにとっても残念なというか、他県との比較とか、それから国に準じることとか、いろいろされてあるのはわかりますけれども、何とかマイナスにならないような、給与削減にならないような、そういう手だてをぜひ考えていただきたい。そして、県民に対して、しっかり公務を担う皆さんの働く意欲を高められるような、そして将来にわたっても希望の持てる職場、地方公務員という職をしっかり維持していただきたいと思いますし、県の人事委員会勧告がほかの市町にも影響してきますから、そういう面でも、ぜひ引上げに向けた何らかの取組を検討いただけないかと要望して、終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」でお尋ねすればよかったんですけども、資料の4ページの電子計算機ネットワークシステムの入札結果一覧表について、お尋ねいたします。

まず、これはなぜWTO案件だったのか、お尋ねいたします。

【元村物品管理室長】この電子計算機ネットワ

ークシステムの調達につきましては3本に分かれているんですけども、3つ合わせて3,600万円以上の調達となっておりますので、政府調達協定の対象ということで、WTOに基づいた調達を行っております。

【川崎委員】3つというのは、これと、ほかにまた2つあるということですか。わかりづらいですね。

【元村物品管理室長】これと別に、もう一つ1,000万円以下の契約がありまして、3つ合わせて今回調達をしているんですけども、その合計額で3,600万円以上となっておりますので、WTOの対象として、全て協定に基づいた調達を行っているところです。

【川崎委員】そうしたらお尋ねすることでもなかったかと思ってしまして、これだけ見ると3,600万円に至っていないので、なぜWTOなのかなというところもありますので、資料の見せ方といいますか、工夫をしていただくことで、今みたいな質問も解消されるんじゃないかと思いますが、ご見解をよろしくお願いします。

【山道会計課長】委員ご指摘のとおり、資料だけではなかなか判断しづらい部分がございますので、表記の仕方につきましては、議会事務局の方とも協議をさせていただいて、わかりやすい資料への変更を検討いたします。

【川崎委員】なぜこれはあるかということ、WTOだと、入札参加にいわゆる縛りがかけられない、言わば海外の方も入札できるという制度だというふうに思っているんです。これだけ見ると、WTOじゃないということであれば、県内縛りがかけられたんじゃないかと。結果的には、入札したのは全部長崎県内の方だったのでよかったんですけども、そういう見方をするものから、ぜひ工夫をよろしくお願いします。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問はありませんか。

【宅島委員】 先般、一般質問において、ハラスメント防止条例の件をさせていただきました。施行が昨年の6月1日からだったと思うんですけども、この間、各長崎県内の基礎自治体の方々が、例えば、県議会のハラスメント防止条例に興味を持って勉強に来られたとか、問合せがよその県からあったということはございましたでしょうか。

【大宮政務調査課長】 答弁させていただきます。

県内の方では、宅島委員からご紹介いただいた長与町議会、五島市議会、あと長崎市の方からもご相談はあったりしました。ただ、県外の方からは、特に動きについてのお尋ねはございません。

一方で、マスコミの方からも問合せがあって、日経グローバルとか、この前、我々の県議会議員の研修についても表面に写真を飾った記事を書いていただいたりしています。あと、最近だと、全国の読売新聞からのお尋ねがあったり、制定に至る内容、背景等のお問合せがあったのはございます。

【宅島委員】 ありがとうございます。

県内各基礎自治体でも、ハラスメント防止の条例をつくりたいという声も市議会の方からお聞きをいたしますので、今後、相談があるやもしれませんので、その時には、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時19分 休憩 —

— 午後 2時19分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、3月10日（月曜日）は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時20分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年 3月10日

自 午前10時 0分
至 午後 1時45分
於 委員会室 1

I R 室 長 湯川 亮一 君
デジタル戦略課長 高橋 圭 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	鵜瀬 和博 君
副委員長(副会長)	大久保堅太 君
委 員	田中 愛国 君
"	外間 雅広 君
"	山田 朋子 君
"	川崎 祥司 君
"	深堀ひろし 君
"	山本 由夫 君
"	宅島 寿一 君
"	堤 典子 君
"	中村 俊介 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	早稲田智仁 君
企 画 部 次 長	川端 博子 君
政 策 調 整 課 長	山下 公誉 君
政 策 企 画 課 長	内田 正樹 君
政策企画課企画監 (総合計画・総合戦略担当)	小柳 正典 君
政策企画課企画監 (地域連携担当)	寺井 芳隆 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【鵜瀬委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち、企画部関係についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算で20億3,248万9,000円、歳出予算で6億321万1,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、次期総合計画及び次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に要する経費のほか、Society5.0の実現に向け、県市町が共同した外部デジタル人材活用によるDX推進体制の構築や、データ連携基盤の充実等を図るために要する経費、また、国家戦略特区

（新技術実装連携“絆”特区）の指定を踏まえ、ドローンの活用による地域課題への対応や、イノベーション創出に向けた社会実装、需要と供給両面からのマッチングの促進に要する経費等を計上いたしております。

債務負担行為については、データ連携基盤運営業務委託の令和8年度から令和10年度までに要する経費等を計上いたしております。

4ページになりますが、次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、企画部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で1億8,714万6,000円の増、歳出予算で3,253万1,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、データ連携基盤のシステム改修や開発等に要する経費の減等を計上いたしております。

債務負担行為については、ドローンプラットフォーム使用料の令和7年度に要する経費を計上いたしております。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち、企画部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で1,096万円の増を計上いたしております。これは、職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、提出があった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、政策的新規事業について、説明を求めます。

【山下政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況についてご説明申し上げます。資料は、表紙に「秘書・広報戦略部・企画部・危機管理部・地域振興部」と記載があるものでございます。

2ページをご覧ください。この資料は、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業に係る令和7年度当初予算要求の内容について、査定結果を提出するものでございます。

企画部の事業につきましては、上から2つ目の次世代モビリティ検討事業費、以上1事業を記載しております。事業の計上額につきましては、予算編成過程において事業内容等を精査した上で、予算案として計上した額を記載いたしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堤委員】当初予算の特定複合観光施設対策費1,027万8,000円が計上されています。これは、前年度は2,264万3,000円、補正で減額をされていまして、IRが不認定になって1年以上たつわけですが、前年度の予算については国への対応ということは理解できるんですけども、今回も、半額ぐらいになっていますけれども、1,000

万円以上の予算が対策費ということで、国への対応や情報収集、調査研究とあるわけですが、これはどういう内容なのか、お尋ねします。

【湯川IR室長】ご質問の対策費ですが、引き続き国との対応とか情報収集、こういったものを継続していく予定としております。また、大阪IRの状況とか各国のIRに関する動向、こういったものも調査研究を継続していく必要がございますので、引き続き1,027万8,000円の予算を計上させていただいたところでございます。

【堤委員】引き続き国への対応をしていく、大阪IRの状況や各国のIRの動向などを調査するということですが、そうしますと、IRについて、今後、再チャレンジに向けた準備をしていくというようなお考えなのかどうか、そのところをお尋ねします。

【湯川IR室長】IRにつきましては、民間が主体となっていく民間投資のプロジェクトでございますので、検討を進めていくに当たりましては、IR整備法等に基づきまして様々な要件を踏まえていただくことになります。これを踏まえて、地元の経済界とか立地自治体をはじめとする市町等の関係者の皆様が、幅広く議論をされ理解を深めていただくことが、まずは重要だというふうに認識をしております。

現時点におきましては、用地をはじめ、実施主体の運営、資金面を含めまして、地元の経済界や立地自治体、民間企業等から県に対して新たなご提案等もございませんので、県としましては、区域整備計画の再申請につきまして何ら判断をできる状況にはないということでございます。

また、昨年6月に公表しました報告書にも記載をしておりますが、再申請の対応につきまし

ては、多大なコスト、労力、時間等が必要になります。また、審査におきまして国の審査委員会の裁量等が大きく、審査期間を含めて予見することは困難と思われますので、現行制度におきましては、一般に地方においてIRの実施にチャレンジするのは相当程度ハードルが高いのではないかと考えております。

具体的に申しますと、IRにつきましては、刑法で禁止をされておりますカジノ事業が例外的に認められます。これは、大規模な世界最高水準の国際会議場や展示施設、宿泊施設等を備えた施設要件と経済的な効果等に基づく公益性、こういったものによって違法性が阻却されるというふうに認められております。

IRの審査に当たりましては、この例外的な特権としての性格を有するプロジェクトでございますので、法令に定める基準はもとより、IR施設の一体的かつ継続的な運営や、カジノ事業の有害な影響の排除といったものが審査の裁量の中で極めて厳格に求められていることが、前回の審査結果や国からの情報収集等を踏まえて再認識をしました。

県としましては、審査結果や情報収集等の結果を踏まえますと、カジノ事業を含むIR施設を継続的に運営することができそうな国内の事業者やIR施設を営んでいるオペレーターの主体的な参画などが、国の審査委員会による裁量的かつ厳格な審査を見据えた対応が必要ではないかというふうに認識をしております。

また一方、申請者でもあります県としましては、引き続きIRに関する情報収集や調査研究を継続するとともに、県内の市町や民間等の動きを注視しながら、必要に応じて意見交換を行うなど適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

【堤委員】県議会の一般質問でも、再チャレンジしてはどうかというような質問が幾つかありましたし、地元や、今までIR推進を熱心に働きかけてきた方々は、もう一度というようなお気持ちがあるのはよく存じ上げていますけれども、今、判断できる状況にはないという答弁でした。

しかし、これから地元や関係の皆さんとの協議は進めていく、IR室も、小さくはなったけれども、IR室として残していくということ、これはやっぱり将来、先々、その状況が変わったり、国の方針が変わったり、いろいろなことに対応できるように準備はしておこうと、そういう心づもりなのかなと思うんですが、私としては、もうIRは、そういう施設はもう要らないというか、違う形での県北振興を取り組んでいただきたいというふうに思っています。

新年度も1,000万円の予算を確保して取り組むということです。大阪万博があって、その後にIRと言われていますが、様々問題点なども指摘をされていますし、非常に問題の多い事業だと思っています。そういう面で反対の声があるんだということはしっかり受け止めていただきたいし、税金を無駄にしない、本当に地域のためになる持続可能な事業とか、計画とか、そういうものを進めていただきたいと思っています。

何かご答弁があればお願いします。

【湯川IR室長】IRにつきましては、委員からお話がありましたように、佐世保を中心に経済界の皆様等々から、いまだにIRに期待するお声をいただいているのも事実でございます。

県としましては、そういった反対のご意見等も踏まえまして、引き続き適切に対応してまいりたいと思います。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【川崎委員】まず、データ連携基盤運營業務委託についてお尋ねします。横長資料の15ページでございます。今回は債務負担行為で令和8年度から令和10年度まで、限度額6,000万円となっております。

まず確認ですが、令和7年度も同じ期間で、これから見ると令和5年度からと推測いたしますが、債務負担行為が設定されているのか、お尋ねいたします。

【高橋デジタル戦略課長】データ連携基盤運營業務委託の債務負担行為については、前は令和6年度から令和7年度までの2か年で設定をしていたものでございます。

今回は、他の県庁の通常のシステムの運用保守業務等が3か年の債務負担行為を設定している例が多いことも踏まえまして、令和8年度から令和10年度までの3か年にかかる債務負担行為を設定しているものでございます。

【川崎委員】分かりました。継続して取り組んでいくということで理解いたします。

そもそも、この事業の目的など概要についてお尋ねいたします。

【高橋デジタル戦略課長】データ連携基盤運營業務委託は、行政や民間など様々な主体が保有しているデータを仲介したり、分野間でデータを利活用しやすくするための連携基盤でございます。様々な地域課題の解決につながるサービスの官民での創出を目的といたしまして、市町と共同で運営しているものでございます。

【川崎委員】データなので、なかなか目に見えないので、我々が感覚的につかめないところがあるんですが、参画をされている行政機関、あるいは民間、業種等も、差し支えない程度で結

構でございますので、ご紹介をいただきたいと思います。

【高橋デジタル戦略課長】参画している行政機関や民間の業種も含めてということでございますが、まず行政機関につきましては、全ての市町が参画をしているところでございます。また、様々な民間事業者等とも連携をして活用しています。

具体的には、基盤上では様々なデータをAPIというシステムが読み込みやすい形でデータを公開していきまして、地図上で表示を行うサービスも提供しています。全ての市町と連携をして、行政機関が保有する避難所の情報とか、子育て施設の情報とか観光施設情報、また、災害に関する情報として土砂災害の警戒区域の情報、雨量や河川の水位情報なども提供しているところでございます。

また、民間の公開データといたしましては、バス停の停留所の情報であるとか時刻表の情報なども提供を行っているところでございます。

また、データは、提供するだけではなくて活用側の視点もあるかと思っております。データの活用側としては、通信事業者やIT事業者、金融機関など複数の民間事業者、それから大学などの学識の機関も含めまして官民の協議体制を設置しているところでございまして、この協議体制の中で、どのようにこれらのデータを活用できるか、また新しいデータとしてどのようなものが必要なのかなどを協議することとしています。

【川崎委員】かなり広範囲、いろんな種類のデータが蓄積をされ、それを積極的に活用していきこうということですので、ぜひ県民のためになるような活用、いろんなアイデアが出てくればいいかなと思っているんですが、今、主だった

成果、際立った成果があればご紹介いただきたいのと、今後さらにこういった拡張、拡大を図っていき、この事業をより一層効果的に取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

【高橋デジタル戦略課長】まず、これまでの成果というところで、具体例として2点ほど挙げさせていただきます。

データ連携基盤は、先ほども申し上げましたとおり、民間の新しいサービスの創出とか、行政機関とか住民の様々な負担軽減というところに活用をしております。まず、1つ目としまして、データ連携基盤を介してリアルタイムの雨量情報とか河川水位情報を取得して、そのほかに国土交通省とか気象庁が提供する気象データを併せて地図上に表示するようなサービスを民間事業者が構築をしているところでございます。このサービスが一部の市町においても導入されていきまして、避難指示発令の判断材料や、消防の出動の動作指標に活用されているところでございます。

また、行政機関や住民の負担軽減という観点として、データ連携基盤の森林計画図というデータをマップで公開しています。森林所有者が民有林を伐採する際には、これまで森林計画図について市町や県に問い合わせる必要がございまして、伐採者とか県・市町の負担になっていました。この森林計画図をデータ連携基盤を介してマップ表示することによって、開示請求とか問い合わせを削減して、行政、住民双方の負担軽減を図るなどの成果が出ているところでございます。

また、今後、こういった拡張を図って機能を高めようとしているかというご質問でございます。来年度、令和7年度においては、新たなデータの拡張とか機能強化といたしまして、選挙ポ

スターの掲示板の位置情報について、現在、紙媒体で選挙時に各候補者に情報提供しているところですが、これを、データ連携基盤を介して地図表示を行う予定としております。これによって県市町の選挙担当課の大幅な負担軽減になるとともに、各候補者におかれましても、今後はスマートフォンとかタブレットにおいて、選挙ポスターの掲示場所の正確な位置情報を確認することができるようになりますので、利便性が大きく向上するものと考えております。

今後とも市町や民間事業者等とも協議を重ねまして、データ連携基盤のデータの拡充、機能強化を図ることによりまして、行政機関の事務の効率化とか県民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】我々の活動に直結するようなものまでデータ化をし効率化を図っていただいているということで、ますます便利な社会にさせていただいて、情報をよりリアルに、正確なものを県民が知ることができるように、さらにお取組をいただきたいと思います。

次に、横長資料11ページのMaaS推進事業費についてお尋ねをいたします。具体はmy routeというアプリと承知をいたしておりますが、これも立ち上がって数年たつと思っているんですけど、現在こういった体制で推進をされているのか、お尋ねをいたします。

【内田政策企画課長】本県のMaaSの取組について少し、この間の動きも含めてご答弁をさせていただきます。

本県のMaaSの取組は、交通事業者等と連携、協力をしながら、公共交通の利便性の向上とか県内周遊性の向上を目指しまして、委員がお触れになりましたように、令和4年度からスマホ

アプリ「my route」というものを使用しまして、長崎県MaaSとして県内のエリアでサービスを開始したところでございます。

こうした中で、九州地方知事会と経済団体からなります九州地域戦略会議において、九州の官民が一体となって、スケールメリットを生かし、移動の円滑化とか移動の自由に取り組むということで、いわゆる九州一体として一つのMaaSの導入に向けた議論が重ねられてきました。

そして、昨年8月1日、九州各県あるいは交通事業者等で構成されます一般社団法人九州MaaS協議会が運営主体となりまして、県MaaSと同じmy routeを使用した九州MaaSのサービスが開始をされております。それに伴って、もともとあった県MaaSは、九州MaaSに包含される形で運営されている現状にございます。

今回の予算は、九州MaaS協議会に参画する官民それぞれの負担金を集めるということで、所要額を計上するという形になっています。

【川崎委員】長崎県版から九州に広がって、九州で一体的に取り組んでおられるということで、一つの事例でいけば、今、インバウンド獲得に長崎県も頑張っておられますけど、やはり福岡空港に集中する様々な海外からの航空機、そこに降り立つ皆様を長崎に引き入れてくる意味でいっても、ぜひ訴求をしていただいて、MaaSを使って広域に観光、また人流、ビジネスも含めて展開し活用していただけるようにお取組みいただきたいと思います。

現状、my routeはどのような利用が効果的というか、利用者は使っておられるのか。また、そういったところを踏まえて、今後こういったサービスを展開し拡充をしていこうとされているのか、お尋ねをいたします。

【内田政策企画課長】 やっぱり一番多いのは、いわゆるデジタルチケットで、交通ルートの検索や決済が一つでできるのが売りでございますので、そういった活用が図られるところでございます。

一方で、昨年8月にスタートしたばかりでございますので、まずは多くの方にサービスを知っていただく、さらには使っていただくということで、九州MaaSの普及拡大に向けて、これはもちろんインバウンドも含めてPR等を図っていく必要があると考えております。

さらに、交通事業者だけではなくて、観光、宿泊、飲食、商業など様々な分野と連携を図って、より多くの関係事業者に参画していただく必要があるというふうに考えております。

【川崎委員】 最近、いろんな事業者も独自で、バス会社はバスロケーションシステムとか導入をしておられて、それに加えて乗り継ぎの情報とかも出るように大分頑張っておられて、この九州MaaSと各自取り組んでおられることと、連携が必要なのかどうなのかということはあるにせよ、同じようなものが世にいっぱいあふれているなという感じもするんですが、そのあたりは何かご見解があられば。

【内田政策企画課長】 県内で、政策企画課だけではなくて交通部局、観光部局も含めて、あとは経済の事業者で構成される長崎県MaaS実行委員会という枠組みがございます。こちらの中で、まさにMaaSの推進に向けた議論を重ねているんですけれども、サービスの在り方等も含めて議論をしている状況でございますので、そういう中で我々としても同じような認識を持ちながら進めていきたいというふうに考えております。

【川崎委員】 使う人にとしてみると、便利だなと

思うのが一番で、便利でお得、まさにこういったところから利用が増えていくように工夫をしていただきたいと思います。

最後に、次世代モビリティ検討事業費、横長資料の14ページです。今回200万円を計上されています。「国内外での先進事例の調査等により有効なユースケースを検討する」ということでございますが、正直これだけではちょっと分からなくてですね。この200万円、具体的にこういった形で取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

【高橋デジタル戦略課長】 離島・半島、中山間地域などを多く有する我が県は、人流、物流にも困難を抱えていまして、こういったところに新しいモビリティ技術を導入することで、地理的な課題を克服しながら県民サービスの向上等を図ることが重要と考えております。

そのために今回、次世代モビリティ検討事業費といたしまして、例えば空飛ぶ車などの新しい次世代のモビリティの活用につきまして、国内外での先進事例の調査とか専門家を交えた検討会の開催等によりまして、有効なユースケース等を検討することとしています。

200万円については、庁内検討会に講師を招く際の謝金とか旅費とか、先進地を視察する場合の旅費などについて積算を行っているものでございます。

この検討の中で、規制緩和とか制度改革が必要な事項が明らかになってきた場合には、新技術実装連携“絆”特区における国の調査、実証事業の活用も視野に検討を進めてまいりたいと考えております。

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【宅島委員】 予算の補足説明資料の中で、企業

版ふるさと納税対策で429万1,000円計上してありますが、これを予算化して、どのくらいの企業版ふるさと納税の寄附を想定しているのか、教えてください。

【山下政策調整課長】企業版ふるさと納税の寄附額の目標値に関するお尋ねでございます。企業版ふるさと納税の寄附額につきましては成果指標としておりまして、過去の寄附実績をベースに設定をしているところでございます。

令和6年度の目標値は3,000万円としておりますが、企業版ふるさと納税による寄附額につきましては近年増加傾向にございますことから、令和7年度の目標値につきましては、これまでの寄附実績を踏まえまして4,000万円に引き上げたいと考えております。

【宅島委員】4,000万円の目標を立てて寄附額を受けた時に、一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行った場合という、「一定の地方創生事業」という意味、中身を教えてください。

【山下政策調整課長】一定の地方創生事業の定義は、総合戦略に位置づけられた事業であることが要件となっております。

【宅島委員】総合戦略に位置づけられたと。だから、もう少し詳しく、我々にも説明を入れていただければと思います。

寄附額の約9割が軽減されるということで、県内で何社ぐらい、企業版のふるさと納税をされているのかを教えてください。

【山下政策調整課長】寄附をいただいた企業数に関するご質問でございますが、令和5年度の実績で51社から寄附をいただいております。令和6年度は、2月末時点で34社から寄附をいただいているところでございます。

【宅島委員】まだまだ周知徹底というか、そこら辺が足りないんじゃないかなと思いますの

で、産業労働部とも連携しながら、商工関係団体等々をお訪ねして、「こういった制度がありますので、ぜひ、ふるさと納税いかがですか」といったことを働きかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】予算関係で質問いたします。先ほど、川崎委員の質疑でもあったんですが、地域情報対策費、ながさきSociety5.0推進費です。先ほど、データ連携基盤運営拡張費の話がちょっとありました。前段で、概要説明の時に、この新規事業の分でということで説明は一とおりましたとは思いますが、まず、県・市町共同した外部デジタル人材の活用ということで、外部デジタル人材を県で確保して市町と共同で活用ということになっています。これに2,300万円ほど計画しているわけです。

まず、デジタル人材の定義と、どういう人材を何名程度確保して、市町とどういう連携をしようと考えているのか、それがデータ連携基盤運営の部分とも直結するものかもしれませんが、まずその点を教えてください。

【高橋デジタル戦略課長】外部デジタル人材の定義でございますが、こちらは総務省が出しております外部デジタル人材の定義というものがございまして、大きく3つの類型がございます。

1つは、全体方針とか方向性などの大きな絵を描くプロデューサーというふうな類型であります。こちらは県でいうと部長級に相当する役割と認識をしております。

2つ目の類型といたしましては、プロデューサーの指示を具体的なプロジェクトに落とし込んで、行政職員にも理解できるようコーディネートしながら進捗管理などを行うプロジェクトマネージャーというのがございます。こちら

は、県で言えば課長級に相当するような役割というふうに認識をしています。

3つ目は、プロジェクトマネージャーの指示を受けて、仕様書の作成であるとか、システムの保守管理、相談対応、データの活用などを行うエンジニアサービスデザイナーといった類型がございまして、これは県で言えば担当者に相当するような役割と認識しています。

本事業の構築に当たりまして、全ての市町に対して、希望する人材とか解決したい課題についてヒアリングを行いましたところ、2つ目の課長級に相当するプロジェクトマネージャー級のデジタル人材の支援を希望する声が多かったということでございますので、来年度の事業においては、プロジェクトマネージャー級の人材の共同利用を想定しているところでございます。

また、外部デジタル人材の人員の確保数であります。デジタル人材は様々な分類もございますし、市町によって共通する課題もあれば別々の課題もあるということで、一人のデジタル人材が複数の課題を解決できる場合も想定されまして、今回は人数ではなくて支援の回数ということで積算をしまして、年間最低でも15回の支援と、適時のメールやオンラインでの相談ができるような体制を確保することとしております。

【深堀委員】分かりました。私がイメージしていた分と少し違ったんですが、ということは、個人を特定して採用したりとか契約をしたりということではなくて、企業と契約をして、そちらに15回程度、デジタル関係の相談をするというような位置づけなんですね。

【高橋デジタル戦略課長】まず初年度は、人材のマッチングを専門に扱っている会社に様々な

民間のデジタル人材がリストとして登録されていますので、そういった方々を活用して、特定の市町とか県に対して支援をしてもらうことを想定しております。

また、事業の進捗に伴って、こういったデジタル人材を採用したいというような人材がうまく確認ができれば、今後の採用ということも検討していきたいと思っています。

【深堀委員】ごめんなさいね、今ではちょっと理解ができなかったんですけども、デジタル人材活用ということで2,300万円計上しているわけです。このお金はどういった形で使われるのか。今のお話を聞くと、マッチングするための企業を紹介するというふうにとれたんですよ。もう一度詳しく教えてください。

【高橋デジタル戦略課長】こちらの経費の主な部分は、外部デジタル人材を活用する時に発生する謝金とか旅費に相当する部分ということでございます。

初年度から大規模に公募をかけてデジタル人材を集めようとする、非常に多額のコストがかかりますので、初年度については、デジタル人材をマッチングする事業者、そのマッチングの部分は委託することを想定しています。

【深堀委員】分かりました。もう一度確認しますが、デジタル人材にはプロデューサー的な役割、県でいえば部長級、マネージャーで課長級、エンジニアで担当ということで、今回本県が令和7年度に予定しているのはマネージャー、課長級をということでした。

これの資格要件とかはないんですか。

【高橋デジタル戦略課長】資格要件については、エンジニアがどういう資格でないといけないという要件は特にはないんですが、他団体での様々な支援の実績がある方を、その成果・実

績を参考にしてマッチングに活かしてまいりたいと考えております。

【深堀委員】今のは、エンジニアだけではなく、マネージャーもプロデューサーも包含して答弁されたんですね。これまでの成果を踏まえて判断をすると、判断は難しいと思いますよね。特定の資格があって、この資格をクリアした人ということであれば契約しやすいけど、その人の成果がどれだけとどうやって調べるのか、非常に難しい作業じゃないのかなと危惧するんですが、その辺はどうですか。

【高橋デジタル戦略課長】資格についても、一定の判断材料としては活用いたします。例えば、デジタル活用の国家資格の保有の有無とかですね、そういったものについてはもちろん判断材料の一つとして活用いたします。

一方で、それだけだとなかなか、本当にその能力がある方なのかと判断しきれない部分もありますので、他の県や他の市町でどんな活動を行って、どのような成果を上げてきたか、そういったことを踏まえて、活用するデジタル人材については見極めを行ってまいりたいと考えております。

【深堀委員】了解です。一応、取組については、当然今の時代の流れに合ったものですから、そこは見守っていくとして。

次に、もう一つ分からなかったメタバース空間の活用です。これは654万2,000円。「円滑なコミュニケーションや各種イベントなど様々な分野における仮想空間の活用を推進」ということになっています。もう少し具体的に、中身をご教授いただければと思います。

【高橋デジタル戦略課長】まず、メタバースということについて、少し定義をご説明させていただきたいと思います。

メタバースは、総務省の情報通信白書によれば、ユーザー間でコミュニケーションが可能なインターネット等のネットワークを通じてアクセスできる仮想的なデジタル空間というふうに定義をされています。

昨年度から本格的にメタバースというものを活用しているのですが、こういった事業かというところ、本事業は、デジタル戦略課においてメタバースの利用のアカウントを一括で調達いたしまして、県庁内の各課における様々な事業でメタバースを活用いただくこととしているものでございます。

今年度は、UIターン向けの企業説明会とか、高校生向けの県内の経営者との交流事業とか、県民向けのSDGsセミナーなどで活用を行ったところでございまして、通常のオンラインミーティングツールでの開催と比べて、参加者の満足感や理解度、参加意欲が高まるなどの成果が出ているところでございます。こういった形で幾つか活用いただいて、この優良事例を事例集としてデジタル戦略課で取りまとめを行って、庁内での様々なほかの活動にも活用いただくということで構築をしているものでございます。

【深堀委員】今の説明は分かったんですけど、説明会とか交流会で活用していると、どんなふうに活用しているのかがわからないので聞いていますので、お願いします。

【高橋デジタル戦略課長】簡単なイメージで申し上げますと、メタバースというのは、3Dのメタバースと2Dのメタバースが大きくあります。3Dのメタバースは、ゴーグルとかをかけて、没入感のあるメタバース空間で様々な人と交流を行ったりするのですが、ゴーグルを使うものだとゴーグルにもお金がかかってしまいますの

で、我々が今回導入しているものは、比較的ユーザーが利用しやすい2Dのメタバース、こういうパソコンでも閲覧ができるようなものであります。イメージとしては、例えばZoomかTeamsとかというオンラインのコミュニケーションツールがありますが、それと似たようなことになっていて、それぞれメタバース空間の中でやり取りやコミュニケーションができるし、話したり、チャットすることができます。

Teamsとは何が違うかといいますと、メタバース空間の中で、参加者同士が自由に意見を交わすことができます。Teamsだと、一人が大多数の人に対して一方的にしゃべることしかできなくて、発言する際も、発言しますよと挙手が必要だったりというのがあるのですが、メタバースだと、近づくだけで会話ができたりとか、複数の場所に分かれてミーティングができるといった特性がございます。

ということで、コミュニケーションが、通常のTeamsやZoomなどのコミュニケーションツールよりもしやすい環境でやり取りができるといったシステムになっています。

【深堀委員】ありがとうございました。勉強になりました。

最後にドローンの関係でお尋ねしたいんですが、長崎県内で実施するドローンの社会実装へ向けた支援ということで、具体的にプロジェクトを実施する団体の支援で補助率2分の1、補助上限1,000万円で予算計上されているわけですが、どのような提案があるかとか、応募数の想定とか、どのような実装を県としてはイメージをしているのか、それをどうやって評価するのか、これは非常に難しい問題があると思うんですよね。複数出てきた時に、どの提案が適切なのかというのは非常にわかりづらいんじゃない

のかなとちょっと危惧をしているんですが、そのあたりはいかがでしょうか、どうなっていますか。

【高橋デジタル戦略課長】本事業は、ドローンを駆使した課題解決を社会実装する取組を支援するものでございまして、まず今年度はこういった事業があったのかということについてご説明をしたいと思います。

今年度は、運送事業者の持続可能な運送業の実現と、ドローンによる地元の県産品の高付加価値化等のために、ドローンによる配送を行う事業などを採択したところでございまして、具体的に申し上げますと、離島で取れる海産物は、今の運送の配送ルートを使うと、取れた日の翌日に東京の飲食店に並ぶようになっていまして、すけれども、離島からフェリーで流れてくる部分をドローンで代替することによって、収穫した当日の夜に東京の飲食店に並ぶといったことで、海産物の中には鮮度によって非常に価値が上下するものがございますので、ドローンを活用して県産品の高付加価値化につなげるものを採択しております。

来年度についても概ね2件程度の採択を予定してございまして、これはなかなか他の県でも事例がないようなことでしたので、今後もこのような形で、先端的、先進的なサービスとか物流とか配送など、地域課題の解決につながるような事業で、かつ、しっかりその後の社会実装、ビジネスとしてしっかり回っていく計画性のあたりを評価して採択したいというふうに考えております。

【深堀委員】今の時点で、ある程度目星はついていて、2件程度を令和7年度に採択したいということで、その中身についてはまだ言えないということなんですね。

【高橋デジタル戦略課長】 事業執行については、公募を行って、外部有識者も入れた審査委員会の中で審査をして採択をしていく手続になっていますので、来年度の公募に対してどのような申請が上がってくるかで採択結果は変わってくると思います。

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【山本委員】 私も、宅島委員が触れた企業版ふるさと納税のことでお伺いをしたいんです。

横長資料の18ページに、令和6年度の補正予算で、総務費寄附金で納税寄附金が上がってきている、1,765万2,000円です。これが結局、令和6年度の寄附金の現時点での総額ということでしょうか。

【山下政策調整課長】 今回の補正予算における歳入は、企業版ふるさと納税によります寄附金の受入れ実績を踏まえまして増額補正をお願いするものでございますが、こちらが現時点ということではございませんで、2月補正の数字を固めた時点において、見込み額が1,765万2,000円であったので、この金額で今回、増額補正をお願いしております。

一方、令和7年2月末時点の寄附実績は3,805万円と、この金額よりかなり伸びている状況になっております。

【山本委員】 確認したいのは、補正前の額がゼロということは、11月の段階ではまだゼロだったと、その後、年度末にかけて入ってきたという理解でよろしいんですか。

【山下政策調整課長】 こちらは、毎年度2月補正において一括して、その時点までの収入実績を補正予算として計上している状況でありまして、必ずしも11月時点までゼロだったということではないと認識しております。

【山本委員】 なんでこれを言うかという、企業版ふるさと納税の税制優遇の特例が3年間延長される中で、いろいろチェック機能の強化であったり、年度末とは書いてないんですけれども、寄附活用事業の歳出予算の議決後に受領しているケースがあるというふうなことが書いてあるわけです。

現実問題として、企業としては、ある程度決算の状況が見えてから、じゃあ、できますよという選択をするケースがどうしてもあると思うんです。そういった中で年度末に多いということであれば、今後見直しがかかってくるのではないかという懸念があったものですから質問をさせていただきました。

もう一つ、基本的なことで、個人版のふるさと納税については、目的が、いろいろメニューがあるわけで、令和6年度に入ったものは令和7年度に使用しますよと、翌年度に使いますよという形になっているんですけれども、企業版ふるさと納税の場合は、収納の時期と使用の時期はどういう関係なんでしょうか。

【山下政策調整課長】 企業版ふるさと納税の収入の時期と実際に事業に活用する、充当するタイミングでございますが、こちらは原則として当該年度の事業に充当しております。

一方で、事業によりましては、例えば奨学金の返済アシストのような基金に積み立てている事業も一部ございまして、そういったものにつきましては、内閣府の事前協議を経た上で、基金に積み立てた上で年度を超えて活用している事例も一部ある状況でございます。

【山本委員】 もう一つ、私もよく知らなかったんですけど、企業版ふるさと納税の中に人材派遣型というパターンがあって、いわゆるお金を寄附する、こういう目的に対してお金を寄附す

ということだけではなくて、人材自体を派遣して、これを金銭に見立ててということと思うんですけど、人材派遣型のふるさと納税の本県の実況、もし本県にないとするならば、他県の状況がわかりましたら、ご説明をお願いします。

【山下政策調整課長】ただいま委員からご指摘がございました人材派遣型の企業版ふるさと納税は、令和2年10月の制度改正によって新たに創設された制度でございまして、本県においては、令和5年5月1日付で、第一生命保険株式会社から職員1名の派遣を受けておりまして、当該職員につきましては、国保・健康増進課において、現在、長崎健康革命プロジェクトや健康ながさき21等の業務に従事をしているところでございます。

【山本委員】すごくいい取組だなと思いました。

今回、当初予算としては企業へのPR活動等ということで420万円ぐらい組んであります。いわゆる企業版ふるさと納税をするメリット、経済的なメリットは直接やっちゃいけないという話でしょうから、PRとか、そういうことになると思うんです。9割控除できますよということも含めてですね。

今ご説明があった企業版ふるさと納税の人材派遣型は、そういう目的がはっきりしているのは私はすごくいいことだと、専門職という意味で非常にいいことだと思いますので、そういったものへのPRというんでしょうか、呼びかけというんでしょうか、やっていただきたいと思うんです。

最後にもう一度ご答弁をお願いします。

【山下政策調整課長】ただいま委員からお話がありましたように、この企業版ふるさと納税の人材派遣型は、我々地方公共団体にとっては、

実質的に人件費を負担することなく専門的な知識、ノウハウを有する人材を受け入れることができ、大変メリットの大きい事業であると認識しております。通常の企業版ふるさと納税の企業への営業活動と併せまして、人材派遣型についてもしっかりとPRを行ってまいりたいと考えております。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(俊)委員】先ほど深堀委員からもあったんですが、デジタル戦略課の地域情報対策費、ながさきSociety5.0推進費で、先ほどの委員に対するご説明だと、どうしても庁内での活用に主眼を置かれているのかなというようなイメージを持ったんですが、例えば教育の面等においては、メタバース空間を使って、通学困難な不登校児だったり病気をお持ちの病児の方々が、新たな学びの一つの選択肢として活用できたりとか、各種イベントにおいてメタバース空間の中で長崎の県産品を販売することができたりとか、様々な可能性があると思うんです。

そういった面において、この使い方の指導といたしますか、助言を、デジタル戦略課では、ほかの部署へ行われているのか教えてください。

【高橋デジタル戦略課長】メタバースはまだ新しい技術でございますので、様々な活用の可能性があるかと私たちは認識しています。そのため、いろんな課でまず活用いただいて、その事例をまとめて、庁内でのさらなる活用に活かしてまいりたいと思っています。

また、委員ご指摘がございました、引きこもりとか不登校の子どもに対する支援といった事例は他府県では既に活用の実績がありますので、そういったものを我々のほうで事例を収集して、しかるべき所管部局とか、広くメタバースということで庁内全体にその事例を共有する

などして、ぜひ活用の検討を各課で進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

来年度は、我々がやるメタバース事業だけではなく、課としてメタバースに取り組むという課も幾つか出てきているところでございまして、ながさきピース文化祭の中でも、アート&ピースプロジェクトということで、障害者の方が制作した作品をメタバース空間内で展示するといった活用も行われますので、こういった形で各課においてメタバースを使った事業が自然に構築されていくような環境を我々としても整えたいというふうに思っております。

【中村(俊)委員】私もまさに、イメージの中でピース文化祭でも活用されたらいいんだなと思っていたものですから、実際に使われるということなので、ぜひ有効に活用していただきたいと思います。

ただ、今後またさらにメタバースを有効活用することを考えると、どうしても法律だったり、先ほど課長はほかの答弁でご説明されていたけど、法律やルール等が追いついていないケースも出てくるかなというふうに思っていますので、そういった面では、県、各市町で対応できるところは対応していただいて、どうしても国の協力が必要な面が出てくるとすれば、しっかりと今後の国の動向も注視しながら、より有効なものにしていいただければと思っています。よろしくをお願いします。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第47号議案のうち関係部分及び第61号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、今回、委員会付託議案及び陳情がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

企画部長より所管事項説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。総務委員会関係説明資料、企画部をお開き願います。

次期総合計画及び次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」及び「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和7年度に計画期間の最終年度を迎えることから、令和8年度以降における県政運営の指針・考え方や地方創生の取組を県民の皆様によりわかりやすくお示しするため、施策展開の方向性の整合を図りながら策定することとしております。

現在、来年度中の策定に向けて作業を進めて

おり、市町との意見交換のほか、次代を担う若者や女性の視点も積極的に取り入れるため、大学生との意見交換を行うとともに、県内企業にもご協力をいただき、女性社員の方々との意見交換等を実施したところであります。

また、去る1月27日には、有識者で構成する「総合計画・総合戦略懇話会」を開催し、本県の課題や施策の方向性等について様々な立場からのご意見を伺ったところであり、そうしたご意見を参考にさせていただきながら、引き続き内容の検討を行ってまいります。

IRの取組等を活かした県北地域の振興について。

IRの取組において目指してきた交流人口拡大や産業振興、雇用創出などについては、その考え方を継承し、これまでの取組で得られた知見や地域資源を活かして、県北地域の振興を図ることが重要であると認識しております。

こうしたことから、交流人口の拡大に向けては、ハウステンボスを中心とした広域周遊観光や西海橋公園などの地域資源を活かした観光拠点整備等により、観光振興を促進するとともに、「ツール・ド・九州2025」の開催や大会開催を契機とした県内のサイクルツーリズム推進等による地域振興に取り組んでまいります。

また、産業の振興については、カーボンニュートラルに向けたGX関連施策や工業団地整備、企業誘致など、産業基盤の充実・強化等を図ってまいります。

県としては、こうした取組を市町や民間団体等とも連携しながら推進し、県北地域の活性化はもとより、その効果を県全体へ拡大できるよう、力を注いでまいりたいと考えております。

ドローンの社会実装の推進について。

県においては、国家戦略特区制度等を活用し

ながら、様々な分野において、先端的なドローンサービスの社会実装の促進に取り組んでおります。

去る1月31日には、佐世保市高島において、当地の海産物を収穫した、その日のうちに関東方面の飲食店に配送する実証輸送が行われました。

具体的には、現在、収穫日の翌日の夜に関東方面の飲食店に届けられている海産物を、離島から本土の輸送にドローンを活用して輸送時間の短縮を図ることによって、収穫当日の夜に関東まで届けることが可能となり、本県海産物の高付加価値化やブランド力の向上につながることを期待されるものであります。

また、去る2月10日には、五島市において、国の先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業として、九州地区では初めてとなる有人地帯での目視外飛行、いわゆるレベル4飛行による処方薬配送の実証が実施されました。

現在、巡回診療車によるオンライン診療で処方された薬については、診療翌日に患者の方のもとに看護師が配送しておりますが、ドローンのレベル4飛行を活用することにより、診療当日に患者宅まで届けることが可能となるなど、住民の利便性向上や医療機関の業務の効率化につながることを期待されるところであります。

このほか、県内では、国の調査・実証事業において、ドローンによる送電鉄塔設備の広域的な点検や、AI技術を活用して一人のオペレーターが複数のドローンを運航する実証なども取り組まれております。

今後とも、様々な分野におけるドローンサービスの早期実装を推進するとともに、ドローンサービスの活用による地域課題の解決に向け

て、力を注いでまいりたいと考えております。

次に、恐れ入りますが、総務委員会関係説明資料（追加1）企画部をお開き願います。

令和7年度の組織改正について。

令和7年4月1日付で組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

企画部につきましては、IRに係る国への対応や情報収集・調査研究等を、IRの取組等を活かした地域振興策と効果的かつ一体的に推進するため、IR室を政策企画課に統合することとしております。

今後とも、新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【山下政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております企画部関係の資料についてご説明申し上げます。資料の2ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和6年11月から令和7年1月までの間に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、島原半島振興対策協議会ほか3団体からの要望及び壱岐市からの要望、以上2件となっております。

それぞれに対する県の取扱いにつきまして、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

続きまして4ページをご覧ください。附属機関等会議に係る結果報告でございます。

令和6年11月から令和7年1月までの実績は、長崎県総合計画・総合戦略懇話会の1件でありまして、その議事概要につきましては、5ページにお示しをしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【深堀委員】長崎県総合計画・総合戦略懇話会が開かれていると資料にあります。先ほどの部長説明の中に、この懇話会に先立って、大学生とか、企業に依頼して女性の意見を聞いたということでありました。

委員の方々が発言された内容が議事概要には載っていないので、細かなところはいいです、本当に代表的なものでいいんだけど、これからの総合戦略、総合計画を立ち上げていく中での懇話会の議論ですので、もう少し、どういう議論が行われているのかというのは知らせていただいたほうがいいのかなと思ったので発言をさせていただきます。お願いします。

【小柳政策企画課企画監】第1回の総合計画・総合戦略懇話会における主な意見ということでございますが、例えば基本理念の部分につきましては、具体的な取組の議論を進める中で、最終的なフレーズは後ほど決定してもいいのでは

ないかとか、長崎県らしさというような感じの表現がいいのではないかとということもございました。あと、新しい長崎県づくりのビジョン、未来大国の言葉も生かしてはどうかとか、県民参加、連携、多様性あたりは、やっぱりメッセージ性として盛り込んでいくということは必要ではないかというご意見を頂戴したところでございます。

また、政策体系につきましては、子どもの分野で、子どもたちは成長していくものであることを念頭に、子どもたちが夢を自由に描ける社会など、前向きな表現を入れてはどうかとか、結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支えることは大事だけれども、子育ての楽しみを県民に伝えるような前向きな表現も入れてはどうかというような意見をいただいたところでございます。

【深堀委員】大学生とか企業の女性をという話が部長説明の中であったわけですが、そこも踏まえてお願いします。

【小柳政策企画課企画監】若者、女性との意見交換ということでございますが、県内の大学生、高校生、そして県内企業の女性社員との意見交換を昨年11月から開催をしているところであり、今月も継続して開催しております。

意見交換の中では、長崎県の強みとか弱みといったもの、長崎県の将来像、その実現に向けた取組について、県職員を交えたグループワークを実施したところでございます。さらに新たな手法といたしまして、大学生につきましてゼミとか講義と連携をしながら、学生からの政策提案という形で具体的な意見をいただいたところでございます。

その中で、具体的に申し上げますと、長崎県を強みとしては自然や景観であったり、文化、

歴史であったり、食のように長崎県固有の地域資源を評価する意見は、高校生、大学生、女性の方々、それぞれに共通して多く取り上げられたほか、大学生の方々からはスポーツやまちづくり、女性の方々からは人とのつながりを評価するような特徴的な意見が見られたところでございます。

一方で長崎県の弱みといたしましては、高校生、大学生、女性に共通して公共交通を多く挙げられたほか、高校生や大学生では憩いの場所に関する意見、大学生や女性の方々からは雇用とか生活費に関する意見と、身の回りに関する意見が多かったかというふうに思っております。

加えて意見交換の中では、参加者が期待する長崎県の将来像についても意見をいただいたところでございますが、やはり公共交通の利便性とか魅力的な雇用の創出を求める意見を共通していただいたところでございます。

そのほか、子どもの居場所づくりや子育て支援の充実、多様性が尊重された社会の実現、デジタル技術の活用、そして留学生の活躍の支援であったり、起業家とか社会リーダーの育成など様々な意見をいただいたところでございます。

【深堀委員】今も継続中ということですが、大学生や女性の方々との意見交換の場に出てきたそういった意見を、要はどれだけ反映させるかとか、取り込みきれるかという話だと思んですが、もちろんこの懇話会が、そのエンジンになるわけでしょう。

懇話会の委員の方、多数いらっしゃるわけですが、今いきなり聞いて申し訳ないですけど、年代別にはどういうふうになっていますか。

【小柳政策企画課企画監】各委員の年齢は手持

ちにないですけども、委員総数がトータル33名でございます。その平均年齢は55.4歳という状況になっております。

【深堀委員】端的に聞きます。委員の中に、いわゆるZ世代、20代の人はいいますか。

【小柳政策企画課企画監】懇話会の中に20代の方はいらっしゃるということでございます。

【深堀委員】今からの長崎県をつくっていくという意味合いで、確かに学識経験者や、それぞれの専門分野の方々が懇話会で議論するのは当然のことだと思います。ただ、今の若い人たちの意見をいかに総合計画に組み入れていくかというのは、大学生と意見交換したものを上げるんじゃないで、そのものを議論する場にそういった方々を、今さらかもしれないけど、入れるべきだと思います。

というのが、これは北九州の話ですけども、今、北九州市が60年振りに転入超過に切り替わってきた。その中でどういうことをしているかという話の中で、Z世代の職員をものすごく活用していたり、市の審議会の委員に、いろんな審議会があるんでしょうけれども、Z世代を34名入れていると、そこで若い人たちの意見を。

北九州も長崎と同じで、若い人たちが流出していた中で、その縮小のためにも、本当に若い人たちの意見を聞くためにそういったことをやっているということなんです。

だから、今度の総合計画は長崎県にとっては大きな方向性を示す形になるので、どういう形であれ、Z世代の人たちの意見をどうにかして入れていくようなことをぜひお願いをしたいと思うんですけども、部長、どうでしょうか。

【早稲田企画部長】次期総合計画・総合戦略の策定に当たりまして、現在、懇話会という形で

有識者のご意見などをお聞きしているところですけど、一方で、若者、女性の方々の意見も多く聞くような形で現在取り組んでいるところでございます。

委員のご提案にありました、いわゆる若い世代の方々のご意見についても、懇話会の中ではこども・くらし部会やしごと創造部会、にぎわい・まち部会とそれぞれの部会がありますので、そういった中でどのように反映していくのかということや、どう取り入れていくのかということについては、手法も含めて検討させていただきたいと考えております。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【田中委員】1点なんですけれども、1点は1点だけでも、大きい1点でね。

IR断念後の県北地域の振興、書いてはある。ただ、具体的なイメージがあまりわいてこない。今、県北・佐世保の皆さん方が、佐世保はどうなるのと、何も無いじゃないのというようなイメージで語られることが多くて、我々は困っている。

県は5～6年かもわからんけど、佐世保市としては10年、IR、IRで夢を語ってきた。この夢はね、楽しかった、私にとってはね。しかし、楽しかった以上に、断念した後の、何といひかな、失望感みたいなものがね。私はもう議員を辞めようと思っているけれども、この失望感みたいなものがあってね。いろいろな行事に出て行って、皆さん方から言われるのは、「県北はどうなるんですか」と。

大きく言うと我々は、石木ダム、新幹線、そ

してIR、もう一つ言えば県北の道路交通網、4点ぐらいで大体私は30年やってきたけれども、石木ダムはまだ進まない。新幹線はマイナスになった、佐世保はね、マイナスになったんですよ、何しろ外れてしまったわけだから、ラインからね。そして今度はIRもだめ。道路交通網は、西九州道路、針尾バイパス、若干進んではいるけれどもね。

そういう中で、この語られていることに具体性が全然見えてこないのよ、具体性が。いま一度、県北の振興策をね。4分の1ぐらいになるかな、県全体から見ればね、それをちょっと、ぜひ語ってほしい。お願いします。

【寺井政策企画課企画監】 田中委員から、県北地域の振興策の具体的な内容についてのお尋ねでございます。

今回、県北地域の振興策につきましては、委員会共通資料の令和7年度長崎県の主要施策の17ページから18ページに記載をしております。

先ほど、部長説明でも県北地域の振興策の考え方をご説明いたしましたけれども、今回、IRの現状を踏まえて県北地域の振興策を考えるに当たりまして、やはりIR自体が、本県全体のみならず、九州全体における地域経済の起爆剤として期待していたところでございますが、特に、立地自治体である佐世保市や周辺の県北地域の自治体において、IR誘致における経済効果が大きいものと想定されていたところでございます。

そうした中で、IRで目指してきた交流人口拡大や産業振興、雇用創出などの考え方を継承して、IRの取組で得られました知見や地域資源を活かすことで、地域経済の活性化を図るために、IR誘致の流れを踏まえて、時間を置くことなく取り組んでいきたいというふうに考えておりま

す。このため、地域経済の活性化に資するということで、観光振興、産業振興、地域振興と大きな3つの柱を立てまして、その中でそれぞれの取組を進めているところでございます。

この間、関係市町を複数回、回らせていただきまして、あるいは経済団体の方とも意見交換をさせていただき、皆さんおっしゃるのは、IRの効果が大きかったということで、地域経済の活性化につながる取組をしてほしいと、外からお金を持ってきて、周遊してお金を落としていただく、やはり稼ぐということを念頭にしているところでございます。

まず観光振興につきましては、IRを拠点として国内外から多くの方々を誘客し、そこで消費してもらう、それだけではなく周辺地域も周遊して地域にお金を落としていただく、そういった考え方で進められておりましたので、IRの現状を踏まえまして、その集客の核になるのはやはりハウステンボスだと考えております。

ハウステンボスにつきましては、2年前に経営主体が替わりまして、その後、今後数年間で数百億円の投資を行って300万人の集客を目指すというふうに表明をされております。現実、昨年3月に新しいアトラクションが開業いたしました。今年6月には、世界初のミッフィーエリアを創設するというお話をお聞きしております。

そういった形で、民間ベースでも投資をして集客を図ろうとされておりますので、この流れを、佐世保・県北地域に周遊していただくよう、県北地域の市町、民間事業者と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

また、新しい取組といたしまして、西海橋公園のリニューアルを考えております。これは、Park-PFI等の民間との連携も視野に入れなが

ら進めていきたいというふうに考えております。

また、佐世保港のクルーズは、新型コロナウイルスの影響で一時減っておりましたけれども、昨年は約70隻入港しております。令和7年度につきましても、予約ベースでかなり多くの予約が入っているということでございますので、地元の商工会議所等とも連携をしながら、いかに周遊をしていただいてお金を落としていただくか、こういったところに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、食の拠点でございますが、これは佐世保の朝市と連携いたしまして、あるいは宿泊施設と連携して、宿泊者の方が朝食を食べられるような仕組みづくりを、実証という形で進めてまいりたいと考えております。

続きまして産業振興でございますが、上段3つ、大きく書いてありますが、まず1つは海洋関連産業でございます。西海市江島沖で洋上風力発電の計画が進んでおります。2年後の令和9年の秋以降に建設工事が開始されて、令和11年に供用開始の予定になっております。この洋上風力発電の関連事業を、佐世保を中心とした地元の企業にもより多く参入していただいて、受注が獲得できるように、そしてサプライチェーンが構築できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、防衛関連の需要拡大を捉えて、造船関連産業の振興にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、工業団地、企業誘致につきましては、東彼杵町で工業団地の計画が進められております。ここにはアンカー企業を誘致して、地場企業への発注増加が進むような取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に地域振興でございますが、今年は全国的な、あるいは世界的なイベントのツール・ド・九州2025、そしてながさきピース文化祭と大きく2つのイベントがございます。こういったイベントをしっかりと地域経済の活性化につなげるとともに、単年度だけの取組で終わらないように、持続可能な取組につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【田中委員】説明は受けたけれども、あまりイメージがわからないね、絵に描いた餅みたいな感じでね。今からだからということだろうけれどもね。

ただ、IRを断念してから1年以上たって、新しい予算、あれから年度で言うと2年目の予算だ。だから、もう少し具体的なものを出してもらわないと、本当の意味の県北支援というか、そういう気持ちが伝わってこない。

我々が言ったのは、1万人の雇用と3万人のまちづくりなんです。これは、県北全体というよりも周辺だけでもね。IR候補地の周辺、実務的にはハウステンボスの周辺ということになるけれどもね。1万人の雇用、3万人のまちづくり、いろいろな意味でまちづくりの案を練ってきたけれども、結局、地元の経済的に言うと、IRが来るからということで、いろいろな経済活動まで断念しているような時間があつた。今、少しまたいろいろな話が出てはきているけども、再発の話が出てきているけれども。だから、のんびりしてもらっては困るね、もう少し早めの対策をやってもらわないと。

それから、もう一つ残念だったのは、県の税収が、GGRを含めて言うと500～600億円、毎年入ってくる、今の財政規模にプラスしてね。これが一番大きかったんだ。このお金を使えば、

結構なことができる。新幹線だって、長崎県の持ち分をある程度持ってでもやれる、推進できるぐらいのね。税収のほうは、今度はもう全然、そんなに期待できないよね。500～600億円の別の引き出しだったわけだから、特にGGRはね。交付税措置の関係なんか全然関係ない、自由に使えるお金、そういう意味でIRの期待度が大きかったわけ。雇用、まちづくり、税収ですよ。500～600億円というと大変なお金ですよ。毎年入ってくるわけだから。そういうのが断念してしまったことに対する、どうするんだという問題もあるし、地元としては、期待させて期待させて何もなくて、どうなんだという話が出てくるね、ここら辺がちょっと。

具体的にちょっと聞きたいと思う。ハウステンボスの支援体制をやりたいという気持ちは伝わってくるけれども、何をやるんですか。何もないでしょう、今のところ、ハウステンボスの支援体制。一企業だからということで、行政があまりとは思いますが、迷惑をかけたという気持ちにはなってもらわないと、それは将来にだってつながりませんよ。そこら辺はどうですか。

【寺井政策企画課企画監】ハウステンボスとの連携、支援のお話でございます。委員おっしゃるとおり、ハウステンボスに対して具体的な支援策を講じるわけではございません。

しかしながら、ハウステンボス自体が、これまでと方向性を変えまして、周辺地域と連携をして取り組みたいということで、まず、佐世保市を中心とした西九州させば広域都市圏、この中でも具体的な連携の検討をしていこうということで話が進んでおります。

また、県といたしましては、ハウステンボスと周辺地域を結ぶという形で、これまでになか

ったことでございますけれども、周辺の観光まちづくりの状況をハウステンボスの幹部の方に実際に見ていただいて、こういった周遊連携ができるかという取組を既に始めております。

また、周辺地域の観光まちづくりの魅力を高めていくために、これまでも観光まちづくり補助金で支援をしておりましたけれども、県北地域からも次年度以降も多数の要望が上がっております。また、観光地づくりだけではなくセールスプロモーションに関しても、ハウステンボスと連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

【田中委員】ハウステンボスはそういうことでわかるけど、ハウステンボスの一番の問題は、地元において思うのは、30数年たつと老朽化しますよ、どうするのかなと。新しい企画は出てくるけれども、そっちのほうをどうするのかという心配です、一つはね。

現状を見てみると、混むのは花火の時だけ。年間、そうですね、10日から15日かもわからん。しかし、見過ごすわけにもいかない。花火の時の混雑は大変なものだ、ハウステンボス入口の交差点からの混雑関係。駐車場は、もうそう必要ないみたいな感じがする、外部でうまくやっているから。けども、針尾橋を中心とした混雑、あれは解消しなきゃ、支援体制を組むとするならば、それがある。

新しく西海橋公園の再生が出てきたけど、これは自慢じゃないけど私の案なんです。ここ4～5年前から、佐世保市は民活で名切公園をやったぞ、県は西海橋公園に民活を利用してやるべしとずっと言ってきた。ようやく日の目を見ただけだよ。

具体的なイメージはどうなんですか、企画部で描いている西海橋公園の再生のイメージ、参

考までに聞かせてもらおう。私のイメージと合うのかどうかをね、聞かせてください。

【寺井政策企画課企画監】西海橋公園のリニューアルについてのお尋ねでございます。

西海橋公園のリニューアルに関しましては、土木部ともずっと協議を重ねているところでございます。また、民間の方々の意見も、参考に現在、聞いているところでございます。

まずは、西海橋公園の中に一つ、例えばアクティビティであるとか、そういったものを民間の運営ノウハウ、投資等も含めて、集客できるようなものを入れていく。

それと園地自体も、あそこは桜の名所でございますが、かなり老木化している関係もございいますので、園地整備という形で、これは今後、具体的な中身は検討していくことになってきますけれども、植栽等の整備も考えているところでございます。

【田中委員】最後にしますが、西海橋公園の一番の問題点は何かという、皆さんご存じないかもわからんけど、県有地の中に物販店は認めてきたのよ。しかし、住まいとしては認めなかった。

しかし、50年近く前、今の西海橋のグラウンドを整備する時に移転してもらったから、その流れですっときているけど、皆さん方が、3～4軒だけれども、住まいとして使っている。本当はだめなのよ、住まいとしては許可していなかった。しかし、もう40年、50年、住まいとして使っている。追い出すわけにはいかないけれども、この問題の解決がなければ、一番中心になるところだから、これだけは頭に入れて処理してほしいと思っている。私の口から、地元の人を追い出すということはちょっと言いづらい。3～4軒だけれどもね。ぜひ考えておってほしい

と思います。終わります。

【鵜瀬委員長】企画部の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き企画部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 1 時 3 3 分 休憩 —

— 午後 1 時 3 0 分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

ご質問はありませんか。

【川崎委員】新技術実装連携“絆”特区についてお尋ねをいたします。

今年度の事業で、空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクトが計画をされております。予算の時に聞けばよかったんでしょうが、今年度も同じ空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクトを行っておられて、2年続けてと承知をいたしております。これは、部局横断的に取り組まれて、いろんな分野に挑戦されることは資料で説明をいただいているところでございます。全体予算は8,267万円ということでありましたが、企画部は、その中で3,153万円とされております。

まず全体、様々な取組ということについて少し説明いただきたいのと、その中でも企画部が果たす役割が何なのか、お尋ねいたします。

【高橋デジタル戦略課長】今年度から取り組んでおります空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクトにつきましては、ドローンを活用した地域課題への対応や、産業分野における遠隔化、生産性向上、観光振興、イノベーション創出を促進するため、企画部、農林部、土木部、

教育庁、県民生活環境部などの複数の部局が連携して取組を進めていくものでございます。

企画部としては、事業全体の進捗状況について、庁内での共有体制や事業間での連携体制の推進を図るほか、企画部に様々な分野でのドローンに関する事業者の提案などもありますので、それを適切な部局への調整を図る窓口としての機能とか、まだドローンが活用されていない分野であるけれども利活用が期待される分野がございまして、そういったものについて庁内部局との調整を図るなど、ドローン利活用施策の横串を通す役割を担っているところでございます。

また、具体的な企画部の事業といたしまして、ドローン事業者とユーザーのマッチングサイトである長崎県ドローンプラットフォームの設置とか、オペレーター人材の育成支援、先進的なドローンサービスの社会実装支援などに取り組んでいるところでございます。

来年度は、新たにドローンプラットフォーム登録事業者の産業分野ごとのニーズに合わせた出張相談会や、“絆”特区でともに取組を進めている福島県の機体メーカーとの事業連携を促進するための機体展示会の開催等によりましてマッチングを進めるほか、ドローンイベントの開催支援による機運醸成等にも取り組むこととしております。

【川崎委員】より一層力を入れていただくということで確認をいたしました。

今年度は、新鮮な食材を配送すると先ほどご紹介いただきました。五島での処方薬の配送といったところも本当に待望の取組で、まだ実証実験だと思いますが、地元の方の大変喜ぶ姿は報道で目にいたしました。どんどん、こういう利便性が高く、長崎でも住み続けられる、そう

いったものにチャレンジをしていただきたいと思います。民間の実証実験の積み重ねができる環境が、この特区にあるというふうに理解をしておりますので、ぜひ、どんどんチャレンジをする機運醸成といいますか、後押しをしていただきたいと思いますと思いますが、それについてのご見解をいただきたいと思います。

【高橋デジタル戦略課長】民間事業者による実証につきましては、先ほどからお話がありましたとおり、長崎県内でドローンの社会実装に向けては今年度から2分の1の補助をしているところでございまして、来年度も引き続きそういった形で支援をしてまいりたいと思います。

また、委員ご指摘の“絆”特区の指定を踏まえて、本県をフィールドとした実証環境が非常に整ってきたと思っています。この特区を活用した先端的なサービスの実装についても、この特区については国の調査・実証事業の活用もできますので、そういったことも想定をして、事業者や国との調整を計ってまいりたいというふうに考えております。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はございませんか。

【山本委員】私は、総合計画とかまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たったの考え方ということで、ちょっとお伺いをしたいんです。

近年、根拠に基づく政策立案ということでEBPMという考え方、いろんな計画を策定したり、それを推進する中で取り組んでいくべきだというふうな考え方ですけれども、今回の総合計画、創生総合戦略を策定するに当たって、EBPMの考え方をどういうふうに取り入れておられるのか、まずお伺いをします。

【小柳政策企画課企画監】今回、総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に当たりまして、EBPMというものを考えることは大事

だろうと思っております。

その中で私どもといたしましては、データに基づくということになりますので、人口減少やその他のデータは当然活用するとともに、県政世論調査というアンケート調査をさせていただきまして、民間の方々のニーズといったものもお聞きをしているところでございます。

さらに、午前中にもお話ししましたが、若者だったり女性だったり、そういった方々の意見も大事な要素がありますので、そういったものを取り入れながら、総合計画の策定に努めていきたいと考えているところでございます。

【山本委員】私、去年は観光生活建設委員会にありまして、そこに統計課がありましてですね。統計課でいろんな統計をとって、実際にそれを分析したり施策に反映してくるのは企画部になると。その中で、以前、PDCAサイクルという形で回していきますよというお話だった。統計課でお話を聞いた時に、これが今はPDCAじゃなくてPPDACということで、まず問題があってプランを立てていくんだと、それに対してデータを使って分析をして、仮説を立てていってと、サイクルを回していくんだというようなお話があったんです。その考え方は統計課で学んだんですけれども、実際にそれを反映させていくのは、やはり企画部だと思うんです。

EBPMの手法として、PPDACサイクルをどういうふうに今回の策定に向けていこうとされているのかをお伺いします。

【小柳政策企画課企画監】今お話がありましたPPDACサイクルでございますが、私どもの中でも、今までも総合計画をずっと続けておりますが、課題の検証は必要かと思っております。その中ではKPIの進捗管理であるとか、そういったものの中で課題が見つかる。遅れて

いるもの、やや遅れなもの、順調に進捗しているもの、そういったものを見ながら、その中で何が問題なのかを検証していくことで、私たちも内部評価をやりながら、さらに、総合戦略であればまち・ひと・しごと創生対策懇話会という有識者懇話会の意見もお聞きしながら課題の検証をしていって、次のステップでどういことを改善していけばいいのかについて、通常もやっておりますし、次期総合計画の中でも取り組んでいく必要があると思っておりますので、そういったものに取り組んでいきたいと考えております。

【山本委員】ちょっと総論的な話で申し訳なかったんですけども、今はとにかく計画がたくさんありますので、最上位が総合計画ということになるんでしょうけど、同じような形でまち・ひと・しごと創生総合戦略がある、それから各分野別に基本計画とか、そういうものがある中で、どうしても成果指標であったり、そういうものがはっきりしていないと、全体として計画がぼやけてしまう。特に総合計画とか、最初はすごい立派なものを、すごい苦労してつくるんだけど、4年目、5年目になってくると、あまり見ることもないような形になってしまっているというところがありましてですね。

なぜ私がこれを言っているかということ、統計課で移動理由アンケートを去年12月まで取っておられて、それを政策企画課でいろいろ施策に反映をさせていっている中で、例えば社会減をどういうふうに改善していくかという中で、県内に仕事がないとか、県内に自分が希望するような仕事がないとか、もっと高める仕事がある県にあるというふうな回答をした人たちがいるんだけど、そういう人たちが県内の企業を調べたのかといった時に、半分以上の方が調べ

てなかったと、県内は見ないで、もう県内にはないということで県外に行っていたと。こういったものが施策に反映できていたのかと、ちょっと疑問に思うところがありました。

それから、移動理由アンケートを一つの例とするならば、あれは各21市町の窓口で、最初はアナログでしたよね、紙でアンケートを取っていく。どうしても3月、4月の一番忙しい時期に社会増減が発生するので、なかなかアンケートが取れなかった。それを取るの例えば市民窓口課で、何のためにそれをやっているのかが共有できていなかったというふうに感じたんです。

ですから、こういう政策評価、成果指標をつくる場合に、いわゆる活動指標じゃなくて、やっぱり成果指標にしてほしいし、何のためにそれをやるかというのを、庁内はもちろんですけれども、それを市町まで含めて浸透させるような計画にしていってほしいというふうに思っております。

これは要望に近いんですけれども、これに対する見解をお願いします。

【小柳政策企画課企画監】 今、移動理由アンケートのお話がございました。移動理由アンケートは、県であれば統計課と政策企画課で中身を取りまとめて、実際、中身の分析とか課題の検証といったものは、政策企画課を中心に、各部局とも連携しながら行っているところでございます。その中で、アンケート結果からわかったことということで、いろいろ気づきが出てくる、そういったものについては各部局にバックしながら、さらに市町にもバックをしながら取組をさせていただいているところでございます。

確かに、回収の部分でアナログの部分が多いというところ、当然デジタルの部分ということ

で、QRコードを示しながらデジタルで回答してくださいというお願いもしておりますが、確かに3月、4月という一番繁忙期の部分、ただ、ここがわからないと全体がわからないというところもございますので、そこは取り組んでおったということでございます。現在、直近の分の分析も進めているところでございますので、それも進めながら、当然次の予算なり施策の中にも反映していきたいというところでございます。

成果指標につきましてはおっしゃるとおりでございます、やはり何らかの目的というか、そういった施策の目的があって、そこに対する定量的な指標ということは必要だと思いますので、次期総合計画の策定、次期総合戦略の策定の中でも、そういったものを意識しながら策定に努めていきたいというふうに考えております。

【山本委員】 ぜひよろしくお願いします。

最後に、先ほど言いましたPPDAC、結局、データと、それを分析する、分析をして施策につなげる、データサイエンティストというんだかね、そういった人材は必要になってくるんだろうなと思うんですけれども、こういう人材育成的なところについて、今どういうふうに取り組んでおられるのか、部長にお伺いしたいです。

【早稲田企画部長】 総合計画の検討などに当たりまして、指標の設定、分析というところでの人材の部分につきましては、県の企画部の政策企画課においても、その分析を、移動理由アンケートを含めて、施策にどのように反映していくのかといったところの担当がおります。

それから、統計課とも連携を図りまして、移動理由のどのような状況でそれに至ったのか、もしくは統計上の数値を今後どう施策に反映させていくのかといったところの分析を行いまし

て、例えば、移動理由アンケートですと、今年、それから来年度予算などにどのように反映させていくのかといったところの分析手法をとっておりますので、そういったものをさらに深めながら、今後さらに施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時44分 休憩 —

— 午後 1時45分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 1時45分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年3月11日

自 午前10時 0分
至 午後 2時52分
於 委員会室 1

土地対策室長 吉田 良則 君
新幹線対策課長 川口 正剛 君
県庁舎跡地活用室長 松島 勝久 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	鵜瀬 和博 君
副委員長(副会長)	大久保堅太 君
委 員	田中 愛国 君
"	外間 雅広 君
"	山田 朋子 君
"	川崎 祥司 君
"	深堀ひろし 君
"	山本 由夫 君
"	宅島 寿一 君
"	堤 典子 君
"	中村 俊介 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

地域振興部長	小川 雅純 君
地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	渡辺 大祐 君
地域振興部次長兼 交通政策課長	鳥居 祐輔 君
地域振興部政策監 (県庁舎跡地活用担当)	椎名 大介 君
地域づくり推進課長	宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興担当)	梅田真由美 君
市町村課総括課長補佐	小橋 和則 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【鵜瀬委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

なお、市町村課長が欠席し、総括課長補佐を代理出席させる旨の届けが提出されておりますので、ご了承願います。

これより、地域振興部関係の審査を行います。
【鵜瀬分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】おはようございます。地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

初めに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち地域振興部関係について、ご説明いたします。

予算額は、歳入予算で合計51億5,764万8,000円、歳出予算で合計142億4,832万円を計上しております。

この歳出予算の主な内容は、離島及び本土の条件不利地域等で生産・加工された産品について、販路拡大を支援するとともに、生産者・事業者の商品開発、生産拡大等を伴走型で支援するための経費、デジタルノマドに関する調査の結果に基づき、本県のプロモーションと受入れ基盤づくりによるデジタルノマド誘致を推進するための経費、長崎県知事選挙及び参議院議員通常選挙の執行に要する経費、県内における自動運転バスの社会実装に向け、長崎空港から新大村駅間において実証実験等の取組を実施するための経費、関西直通運行の実現に向けて新幹線効果の拡大を図るため、県外向けの情報発信などの取組を実施するための経費、民間活力の導入について詳細検討を行うとともに、賑わい創出のための利活用推進に必要な経費などを計上いたしております。

なお、7ページでございますが、債務負担行為につきましては、未来大国づくり応援事業に係る令和8年度から令和9年度に要する経費などを計上いたしております。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で合計9億5,756万2,000円の減、歳出予算で合計9億1,996万5,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、国境離島創業・事業拡大等支援事業の見込額の減に伴う交付金の減、市町村振興宝くじ収益金の減に伴う交付金の減、衆議院議員総選挙経費の減のほか、離島航路の安定的な維持・確保を図るための運行欠損額に対する補助金の増、離島航空路線事業者に対する離島航空路線確保対策事業費補助金の増などを計上いたしております。

なお、11ページでございますが、繰越明許費につきましては、長崎本線の維持管理経費等に係る負担金等であり、今回計上しております予算については、年度内に適正な事業期間が確保できないため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で合計5,128万8,000円の増を計上いたしております。これは職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、提出があった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について、説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】おはようございます。私の方から本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況について、ご説明いたします。

表紙に「総務委員会提出資料 秘書・広報戦略部、企画部、危機管理部、地域振興部」と記載がある2枚ものの資料でございます。

2ページをお開きください。

この資料は、政策的新規事業に係る令和7年

度当初予算要求の内容について、査定結果を提出するものです。

地域振興部の事業につきましては、左側の番号の4番、ながさき食のサポート事業費から8番までの合計を記載しております。各事業の計上額につきましては、予算編成過程において、事業内容等を精査した上で予算案として計上した額を記載しております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質問はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。まず、県庁舎跡地活用検討経費、横長の資料27ページ、新年度は9,785万3,000円を計上されています。

まず、整備計画についてでございますが、後ほど詳しく説明があるのかもわかりませんが、確認をさせていただきたいと思います。

敷地内には建物が整備をされるということで、基本的な考え方といたしまして、災害時における避難所的な機能、こういったことをぜひ意識した計画としていただきたいと思いますが見解を伺います。

【松島県庁舎跡地活用室長】先ほどのご質問に対してお答えさせていただきます。

基本構想の広場の利活用イメージといたしまして、災害時の避難場所としての機能を検討することとしておりまして、災害発生直後に一時的に避難する場所として、そういった使用ができるような備えにつきましては検討したいというふうに考えております。

一方で、実際に災害が発生した場合ですけれども、当然、できる限りの対応はしたいとは思いますが、例えば委員がおっしゃられた

避難所というところでいきますと、一定期間の避難生活をするような空間でございますので、そこで役割分担につきましては、まずは市町の役割ということでございますので、避難生活を想定した建物整備といったところまでは考えていないところでございます。

【川崎委員】最低限、一時的な避難という意味合いでは、ぜひそういう機能を確保していただきたいと思います。

次に、広場が当初から計画されていたと思うんですが、今も様々な実験をされていると承知をいたしておりますけれども、マルシェなどを展開する際の給排水、給電、そういった整備が必要かというふうに考えておりますが、これについては整備の検討はいかがでしょうか。

【松島県庁舎跡地活用室長】マルシェにつきましても、基本構想の広場の利活用イメージといたしまして、朝市ですとかマルシェ、そういったものを地元住民の方によって開いていただきたいといったようなことを掲げております。

現在、県庁舎跡地におきまして暫定供用という中で実際にマルシェの開催を何度かしております。

そういった中で、委員のご意見にありましたとおり、いろんな催しで広場を使うに当たりましては、給排水、それと給電施設につきましては、必要な設備であると認識しておりますので、そういった設備について整備を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】せっかく整備されますから、ぜひマルチで使い勝手がいいように整備をお願いいたします。

建物も幾つか整備を予定されているというふうに承知いたしておりますが、まず、ファサードについては、出島も近接しておりますので、

ぜひ調和を取っていただきたいと思います。建物については、環境に配慮した建物にぜひ整備をお願いしたいなと思っております。

県産材を使用したCLT直交集成板、このような技術も今は各地で使われているようですので、こういった活用。また、空調も風が出ないランニングコストを抑えられる輻射式というのがありまして、電気代も非常に高騰する中、初期投資は少し高めになるんでしょうが、いずれ逆転するという、ランニングコストを抑えた優れたものと承知いたしておりますので、こういった環境にやさしい建物を整備していただきたいと思います。見解を伺います。

【松島県庁舎跡地活用室長】これにつきまして、基本構想の中におきまして、県庁舎跡地の施設整備に当たりましては、脱炭素社会の実現に向けた配慮といったところで一定記載はございます。

ただ一方で、今、整備手法として検討しておりますPFIの手法になった場合には、性能発注といったことになると思われますので、委員の言われる県産材を使用したCLTですとか、輻射式の空調といった、いわゆる部材までの指定といったところは難しいというふうに考えております。

しかしながら、今後のサウンディングの中で、そういった環境に配慮したところを目指した取組としてどういったことができるのかといったような部分につきましては、サウンディングの中で民間事業者からご意見を賜りたいと考えております。

【川崎委員】ぜひ環境配慮をよろしく願いたいと思います。

次に、自動運転バス等社会実装推進事業費について、来期1億円を計上されている事業であ

りますが、令和6年度は事前の調査を踏まえまして、長崎空港－新大村駅間をレベル2である運転者の監視下で自動運転の実証実験を行うというふうにされております。ぜひ成功させて社会実装をよろしく願いたいと思いますが、いつ頃、この社会実装を予定されているのか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】自動運転の社会実装の時期についてのお尋ねでございます。

自動運転バスにつきましては、昨今の運転士不足の深刻化等を背景に、路線バスの減便や廃止という動きが顕在化しているところでございます。

こうした課題に将来的に対応していくという目的を持って、県としては一定の条件下で運転士を必要としないレベル4の自動運転バスの社会実装を目指していきたいと考えております。

このレベル4の自動運転の社会実装の時期について、現時点ではございますが、早ければ2027年、令和9年度内の実装を目指すこととしております。そのために必要なステップといたしまして、来年度から運転士の常時監視の下で自動運転を行うレベル2の実証運行等に取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】今2025年ですから、あと2年、技術を今から高めていくんだろと思いますが、何としてもこれはやり遂げていただきたい。今朝も佐世保エリアではバス的大幅減便を予定していると、運転士さん不足ということが報道されておまして、まさに深刻な状況の中に、観光県長崎としてメインである空港と新大村駅をつなぐ便については、しっかりと充足していただきたいと思います。

まず、このバス、先走って恐縮であります、実装がスタートした時は、どこかの会社に帰属

をするものか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】自動運転バスを実際に社会実装した場合の帰属に関してのお尋ねでございます。

結論から申し上げますと、まだこれから検討というところございまして、他県の例を申し上げますと、実際既に自動運転バス等が公共交通機関として社会実装されているところの例で、愛媛県の松山市、福井県の永平寺町、茨城県の日立市、石川県の小松市などでレベル4あるいはレベル2のバスが社会実装という形になっています。このそれぞれの場所においては、バス事業者または自治体が自動運転の車両等を所有している形になっております。

長崎空港から新大村駅間におきましては、社会実装時、この自動運転バス車両の保有等を含めた運行体制につきまして、現在未定ということでございまして、先ほど申し上げたような他県の事例等も参考にしながら、長崎空港から新大村駅間の実証運行に係る関係者間で併せて検討を進めていきたいと考えております。

【川崎委員】無人なので運行管理というものがどうなるかというのはぴんときませんが、一方、車両のメンテナンス、それは必要なんでしょう。そういったメンテナンスをされる方を自治体で抱えるということについても、ちょっと現実的じゃないような感じもいたしまして、そこは賢明な帰属の仕方をご判断いただければと思います。

無人ですので、運賃の収受、これも気がかりなところではありますが、キャッシュレスの推進をしております。これはキャッシュレス決済のみを想定されているのか、お尋ねをいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】運賃の収受に関するお尋ねでございます。

来年度予定しております長崎空港から新大村駅間におけるレベル2での自動運転の実証運行においては、路線バスと同様に運転士が乗車する必要がございます。来年度のレベル2実証運行時の運賃については、多くの方に自動運転バスをご利用いただくことで、この自動運転に対する理解等を深めていただきたいという目的もでございます。そのため、ここに関しては無料で運行したいと考えております。

将来的なレベル4の自動運転の社会実装時の運賃収受の方法につきましては、今後、関係者間で検討を進めていくことになると考えております。

昨年12月から路線バスとして全国で初めてレベル4の自動運転によって運行しております、先ほど申し上げました愛媛県松山市の事例では、運賃収入についてはキャッシュレス決済のみというふうにされていると、こういった事例もございます。

松山市の事例においては、自動運転バスには運転士が車内に存在していませんが、自動運転システムの状態を監視する運行責任者として、これは道路交通法に定められたものですが、特定自動運行主任者という運転士ではない者が乗車しております。そのように、そもそも車内から運転士がいなくなるという形になります。レベル4になれば、キャッシュレスにするかどうか検討していくことになろうかと思っております。

【川崎委員】最後ですが、事故はあってはいけないと思ってはいるものの、法律が整備されているのかどうかもあるんでしょうが、事故発生時は責任の在り方は検討されているのか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】事故発生時の責任の在り方の検討状況についてのお尋ねござい

ます。

自動運転に限らず、自動車事故の発生原因としては、例えば自動車メーカー側の対策が不十分であったことに起因するものや、逆に運転者等の過失によるものだと思われるものなど、様々なケースが事故の原因として挙げられるところでございます。

運転主体が運転者である自動運転のレベル2までは、従来の自動車事故と同様に自動車事故時の責任というのは、従来の在り方と同じ扱いになるということになります。

これ以降、レベル3、4という、いわゆる一定条件下ですが、完全な自動運転の場合は、道路交通法上の特定自動運転の許可を得る必要があります、それを得た場合、運転者の安全運転に関する義務、前方注意などの義務が課されなくなりますので、特定自動運行中の責任者である特定自動運行主任者が新たに設置することになります。こちらが自動運転車両の監視の義務を負うことになるということで、今までとは少し違う形態になり、レベル2から上に行くと言線が引かれることになります。

自動運転システムの不具合や、製造メーカーによる過失というのも一方で想定されるところでございますので、自動運転車の事故時の責任について、例えば損害賠償責任の面でいきますと、いわゆる自賠責の話もありますけれども、こういったところは国において自動運転に係る保安基準や、ガイドラインの具体化、先ほど申し上げた損害賠償責任、あるいは製造物責任といった各方面からの検討、体系的にどういうふうな整理をしていくのかは、国の方でも検討されているという状況でございます。もし現時点でレベル3とか4での事故が発生すれば、ケース・バイ・ケースで確認をしていく状況になっ

ているところでございます。

【川崎委員】 まだまだ課題も、検討事項も多いかと思いますが、何としても成功させていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

もう一つ、21ページ、土地対策費、来年度8億1,400万円の予算計上についてお尋ねいたします。実施主体は土地の調査が終わっていない10市ということで説明があっておりまして、令和6年度の進捗の見込みが全体の70%、今度の調査面積が23.49平方キロメートル、これに加えても僅かな進捗しかないということで、まだまだ時間がかかるんだらうなと認識いたしております。ぜひ少しでも早く完了していただきたいと思っております。

これを早く完了させるためにどんな手法、あるいは技術を用いておられるのか、お尋ねいたします。

【吉田土地対策室長】 現在、令和6年度末で進捗率は70%であります。この進捗率を高めていくには、予算の確保に加えて、最近ではドローンを使った新たな測量技術も普及してきておりますので、このような効率的な調査手法の導入促進が欠かせないものと考えております。

そうした中、県といたしましては、昨年度県内市町職員、測量事業者を対象とした実演講習会、あるいは今年1月には実際ドローンを活用しております佐賀県のみやき町に出向きまして先進地視察研修会を開催したところであり、そのような動きの中から令和7年度は具体的に取り組もうという市町も現在出てきている状況であります。

【川崎委員】 ぜひそのような技術も関係者の皆様と共有しながら早く進めていただきたいと思っております。

一方、早く進めればいいのかというと、粗雑であってはいけないわけではありますが、どうしても継承者といいますか、土地の相続人とかがなかなか明確にならずに、測量に当たっても立ち会いがいなくて筆界未定というケースも多いというふうに聞いておりますが、その辺がどの程度あるのか。また、少し工夫して筆界未定を縮小させるということについても取組があっていると思いますが、お尋ねいたします。

【吉田土地対策室長】 筆界未定についてですが、筆界未定が生じる原因といたしましては、境界に争いがある場合、あるいは所有者が遠方におられて協力が得られにくい場合、それから所有者不明の場合が考えられると思います。

現在、過去3か年の平均データでありますけれども、全県的に見てみますと、年間3万6,000筆を対象としております。そのうち境界に争いがあるものが340筆ほど、非協力的な場合が1,300筆ほど、それと所有者不明の場合が350筆ほど、年間約2,000筆程度、そういったケースがあります。これを全体の割合で言いますと、今現在、約5.5%程度と考えております。

そうした中、地籍調査を円滑に進めていくために国も制度改正を行っておりまして、いずれの所有者も所在不明の場合には客観的資料や石積みの物証を基に筆界案を公告したうえで、その筆界案を成果としてできる、あるいは遠隔地に居住の方に対しては、現地確認がなく、居住地に筆界案の図面を送付して確認してもらうなどの取組も行われております。また、昨年6月からは土地所有者の所在が明らかな場合には、筆界案に対して反応がない場合も確認をしたものとみなすことができるという制度改正が行われているところであります。

今後もし引き続き、こういった新たな制度の積

極的な活用を市町に働きかけてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 開発とか土地利用、市街地にこういったものが多いと、せっかくいい利用の仕方があるにもかかわらず、前に進めないというケースもあろうかと思っておりますので、そこはぜひいろいろ工夫していただきながら、筆界未定が極力ないように努力をよろしく願います。

以上です。

【鵜瀬分科会長】 ほかに質問はありませんか。

【山本委員】 おはようございます。2点確認をさせていただきます。

まず、補足説明資料の5ページの移住・地方就職学生・創業支援事業費です。この中の移住支援事業の中に、いわゆる2地域居住というのが入っているのか。また、昨年、法改正が行われていますけれども、今後、これが対象になる可能性があるのか、まず、その確認をお願いします。

【宮本地域づくり推進課長】 まず、この移住支援金の中に2地域居住分が入っているかということにつきましては、入っておりません。というのが、この移住支援金の世帯の場合100万円というのが、東京23区から住民票を移して移住されたということを確認してからということになっております。一方で今の国の2地域居住の定義というのは、住民票がそこにはないということがございます。基本的にはそういったすみ分けといたしますが、整理で対象になっておりません。

ただ、我々も2地域居住については、もともとこの数年、関係人口という言葉で推進してきておりまして、それとほとんど同じような内容でございますので、2地域居住というところも十分に市町と連携しながら進めていきたいと考え

ているところでございます。

【山本委員】 たまたま昨日、この移住支援金についてホームページを見ていたら、1月から4月に関係人口の関係で変更する可能性がありますみたいな記述があったんですけど、これは何ですか。

【宮本地域づくり推進課長】 恐らくで申し訳ございませんが、ホームページのどこかが特定できないんですけど、今年度から来年度にかけて国が少し内容を整理しているところがございます。というのが、この移住支援金の対象となる人で関係人口という要件が、この移住支援金の制度の中にあります。その関係人口が何なのかといった時にわかりやすく言うと、例えば東京23区からUターンして来る人で、極端に言えばこっちで仕事をしない人、長崎市なら長崎市に帰ってくるんだけど、仕事をしない、その人たちも今では100万円の対象になっているんですけども、何らかの仕事をするように、もうちょっと厳格な運用に変えていくと。基本的にUターンの人を関係人口としている市町村が多いので、こっちで何らかの仕事をしなきゃいけない。その何らかの仕事というのが、こちらでいけば産業労働部に、昔でいうジョブ なび長崎、今は名前が変わっているんですけど、そこに求人票が載ってなければいけないとか、そういう意味で関係人口の要件をある意味厳格にするというような改正が来年度からあるものですから、そのことだと思っております。

【山本委員】 わかりました。2地域居住の関係が変わるのかなと思ったものですから、そこは違うということですね。

そのように、この事業については2億8,100万円だったかと思うんですけども、今回、2億4,000万円ということですが、一方で横長の令

和6年度2月補正予算の中で、この事業についてマイナス6,400万円ということで減額されている。ということは、予算が十分使われていないということなのかなと思ったんですが、この中身ですね、移住支援事業なのか、創業支援事業なのか、地方就職支援金なのか、この減額の内容を教えてくださいませんか。

【宮本地域づくり推進課長】 まず、2月補正でトータルマイナス6,400万円という近い数字があるかと思いますが、これにつきましては、この事業が今ずっとやり取りさせていただいている移住支援事業があります。それと創業支援事業、事業拡充事業というのがございます。この3つの事業で年間執行見込みを立てたところ、トータルでマイナス6,400万円ぐらいになるというようなイメージであります。

内訳としましては、移住支援がマイナス3,500万円、創業支援が約マイナス1,000万円で事業拡充事業がマイナス1,900万円の減額ということで、これを足すと大体マイナス6,400万円になります。移住支援に関しまして、見込みは大体12月ぐらいに立てますので、去年並みなのかなといった感触は持っているところでございます。

【山本委員】 わかりました。せっかくの支援金でありますので、いろんな工夫をしながら増やしていただければと思います。

もう1点、補足説明資料の7ページの未来大国づくり応援事業費ですけども、昨年見たら同じ金額が予算計上されていて、横長資料の40ページ、マイナス3,300万円ということで、これだけ見ると、年は明けたんですけども、ゼロだというふうに見えるんですけども、この内容をご説明いただけますか。

【宮本地域づくり推進課長】 これは令和6年度

に初めてつくった補助金でございます。ビジョンの実現につながって県、市町、民間が連携して、特に市町と民間が連携してビジョンの実現につながるような事業ということで1年前に計上させていただいたところです。

初めての補助金ということもあって、ビジョンにつながるいいものをということで、こういった補助要綱にして、こういったものをしていくかというところを今年度に入ってから十分に、さらに掘り下げて検討してきたところです。

そういった中、市町の意見も聞きながら、最終的には補助制度をつくったんですけれども、ビジョン実現というのがなかなか難しいところがございます。令和6年度については、結果として採択事業がなかった、それが2月補正のマイナス3,300万円といったところです。

令和7年度も引き続き同じようなビジョンの実現に資するような事業をやっていこうということで計上しております。3年間で5,000万円を上限にしておりますので、単純に1団体、3年間で5,000万円としています。3,300万円という数字は、5,000万円を3で割った数字で1,660万円とか出てくるんですけれども、それを2件程度想定しておりますので3,300万円になるということです。

いずれにしても、令和6年度は制度設計もあり、今年度は該当事業がなかった、令和7年度からまたやっていくということで、1回3,300万円を落として、令和7年度は新規に3,300万円を上げているところでございます。

【山本委員】これ、債務負担行為もあるから3年間で1億円ということになるんだと思います。いいと言えはいいいんですけれども、非常に曖昧なんです。ビジョンに資するものとかいうと、多分ほとんどの事業がビジョンに資する

んだらうなと思います。だから、よく捉えれば今まで採択されなかったようないろんな、例えば一次産業を含めて、あと、子育てとかそういったことに関する事業が採択されやすいとは思いますが、逆に言うと非常に曖昧な感じがする。だから、それを無理やりいろんな条件をつけていくと、今度は逆に使いにくくなるというようなことが起こりはいないかという懸念があります。

ですから、せっかくこれ、知事の肝煎りでやっている事業だと思いますので、効果が出るような形で、かといって効果が出るように厳しくすると、また採択されなかったということがあると非常に、とにかく中途半端な事業にならないように努めていただければと要望するしかありませんので、よろしくお願いします。

以上です。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宅島委員】県庁跡地の活用策についてですが、まず、この県庁舎跡地の活用について有識者の方々の組織というか、会議体があると思うんですけれども、何回ぐらい協議をなされたのか、伺います。

【松島県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地に関する協議体の質問でございます。

これにつきましては平成21年度と25年度に民間の方を入れて協議をしてまいりました。すみませんが、手元に何回会合を開いたかという資料がございません。それ以降、必要に応じて専門家ですとか地元ですとか自治体、そういったところで周知を図ってまいりました。詳しい回数については、手元に資料がございませんので後ほど報告をさせていただきます。

【宅島委員】そこで、この資料にもあるように、旧第三別館の劣化度調査というのがあるんです

けれども、実際、築年数は何年ですか、伺います。

【松島県庁舎跡地活用室長】旧第三別館の建築の年数ですけれども、これにつきましては1923年、大正12年ですので、築100年を超える建物となっております。

【宅島委員】私も旧第三別館を一部組織が使われていた時から存じ上げておりますけれども、もうそれだけの年数がたって、耐震性とか考えた時に、是が非でも残したいという方と、これは解体して、もしくは残すなら移築をして残した方がいいというようないろんな議論があったと思うんですよ。

昨日も、緑の募金活動をしに行く時にバスから眺めていて、旧第三別館のあの建物があって開発する時のパターンと、なくて開発する時のイメージを自分でしてみた時に、やはりない時のほうがかなりいいものができるだろうなという思いが昨日あったんですね、長年あるんですけれども。

そこで、有識者会議の議論の中で旧第三別館の取扱いについてどういった議論がなされてきたのか、伺います。

【松島県庁舎跡地活用室長】過去の議論の中では、まずもって建物の取壊しを前提とした話ではなくて、利活用も含めたところで考えていいのではないかとといったような意見等がございました。

【宅島委員】そうすると、解体してという議論はなかったということですか。

【松島県庁舎跡地活用室長】会合の中の全ての意見を把握しているわけではございませんけれども、今、委員がおっしゃられた一定壊すといったような意見というのは、確認をしております。

【宅島委員】発言があったんですけれども、恐らくですけれども、把握されていないと思うんですけれども、解体すべきだという意見もあったと思うんです。そういったいろんな意見の中で一回調査をしてみようということなんでしょうけど、このイメージ図を見ると、旧第三別館の跡地が情報発信機能ということの位置づけになっているんです。あの建物をそのまま活かして情報発信昨日の建物になりうるかと考えた時に、わかると思うんですよ。本当に真剣にまちづくりを考えた時に、これは移築して残すべきものなんだとか、そういったところを真剣に考える。

私は、8年ぐらい前の総務委員会でも発言したんですけれども、県庁舎跡地を活用するために、民間のいろんなデベロッパーがおりますよ、そういったところにきちっとプロポーザル方式で出して、民間の意見をまず聞いてみたらどうだということを発言しています。

なんでかということ、県庁の方たちが一生懸命考えることと、民間の人たちが考えてまちづくりをして、まち全体を活性化させるのと視点が違うので、民間の発想を取り入れるべきだという発言をしております。

ここにも民間のことも書いてありますけれども、ここまで引っ張ってきて、この中で採算ベースに合うような事業とかできませんよ、本当に。防災スペースが必要ということは理解はできますけれども、これだけ長崎県、長崎市の人口が減っていく中で、人口の流出を止めるダム機能をつくるべきだという発言をずっとしてきております。

こういった、例えば長崎市の公園が隣接しますね。隣接している公園との一体化を含めて2,000万円ぐらいの予算を計上してあります

よ。しっかり県と市が連携して企業を誘致できるオフィスをつくったり、そういったことを考えないと人口流出は止まりませんよ、本当に。しっかりそこら辺を地域振興部としても考えていただいて、どうやって人口流出を止めるんだというところを長崎市とともに真剣に考えていただきたいと思います。

まず、県の大事な財産ですよ、この土地は。100年にわたって、県民の大切な財産ですから、本当にいい開発をされたなと、いい跡地活用をされたなと、県民から評価されるようなことをやっていただきたいと思います。部長の見解をお伺いいたします。

【小川地域振興部長】県庁舎跡地の関係でございますが、今回、予算で計上させていただいているというのは、あくまでも旧第三別館の耐震度調査ということで、仮に残すとした場合にどういう形で残せるのかというところの調査でございます。

私どもとしても、委員おっしゃられるように、あの建物自体、バリアフリーだとか、もしくはいろんな利便性が高い建物ではございませんので、今後、情報発信機能等で使っていこうとすれば、そこについては一部を仮に象徴的なものを残したにしても、いわゆる新しいビルとして利用勝手がいいものにしていく必要があると思っております。

そういう中で今回お示ししておりますのが、公共施設の床としての配置をお示ししておりますので、私どもとしては、今後、民間の方々のお力を借りながら、今の配置以上にいろんな、例えば建物のボリュームだとか、新たな配置というものも含めてご提案を受けながら、よりよいものにしていきたいということで考えております。

【宅島委員】人口流出を止める方策に関しては、いかがでしょうか。

【小川地域振興部長】人口流出を止めるという部分でございますが、私どもとしても、若い方々がそこで職を得て定住していただくというのは非常に大事なことでございます。一方で人口の定住化というだけじゃなくて、長崎の場合は観光も含めた交流人口の活性化というのも非常に必要な要素だと思っておりますので、その両方を私ども注視しながら対応していきたいと考えております。

【宅島委員】8年ぐらい前から、早くから民間にプロポーザルをして、いろんな会社のいい意見を、活用策を聞けば、8年もたってこんな感じじゃないと思うんですよ。本当に真剣にまじぶくりを考えていただきたいと思います。当時、人口減少が県庁所在地で長崎市がワーストワンだったんですよ。だから、今、企業誘致を一生懸命されて、いろんな努力をされております。長崎市にはあんまり土地がないので、こういったまとまった土地があるところで、そういったスペースもちゃんと確保するんだということも認識を持って今後取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】私、2点ほどお尋ねしたいんですが、先ほど川崎委員の質疑でもあったんですが、土地対策費の件でお尋ねをいたします。

今の状況は先ほど質疑の中でありましたが、県内全体としては約70%まで進捗していて、残りが10市ということです。随分前にこの地籍調査の件は質疑をしたことがあるんですけども、そこから考えればかなり進捗してきたのかなという感があります。

ただ、当時、これくらいの予算規模で地籍調査を進めていった時に、どれくらいで100%になるんですかということをお願いした時に、100年にかかるでしょうねというような話を聞いたこともありました。今の状況を鑑みて70%、今回8億円の予算を計上しているわけですが、こういう予算規模でいった時に全体が仕上がるのにどれくらい時間がかかるのか。

残っている市の中で進捗率は全く違うと思うんですよ。恐らく長崎市とか佐世保市とか人口が多い、集中しているような地域の進捗率が低かったと私は認識しているんですけれども、その状況も踏まえて報告をお願いしたいと思います。

【吉田土地対策室長】まず、今後、あと何年ぐらいかかるのかという議論ですけれども、委員が言われるとおり、これまでも何度となく議論されてきております。その中で残り面積を平均事業量で割り戻して約43年という答弁をさせていただいた時もありました。それは令和5年2月です。実際、調査対象面積を全部やろうとしたら恐らく50年近くはかかると思います。

そういう中で県といたしましては、現在、令和2年度から令和11年度までの10か年計画に基づいて計画的に進めているところであります。まずは社会資本整備が、防災対策、あるいは森林施業と連携した取組であったり、あるいは土地取引が行われる可能性が高い地域を優先的に取り組むであったり、先ほども言いましたけれども、新たな測量技術も普及してきておりますので、そういった効率的な調査手法も導入しながら計画的に進めていきたいと考えております。

あと、市町の進捗状況ですけれども、50%未満の市が現在3市あります。具体的には平戸市

が47.4%、長崎市が43.3%、佐世保市が38.1%というふうになっております。こういった進捗が伸びてない市町においては、まず長崎市においては、平成22年度から着手しております。平戸市においては平成18年度、佐世保市においては、昭和57年度に着手はしたんですけれども、その後30年間ほど中断期間がありまして進捗が伸びていないという状況であります。

県といたしましては、50年近く、少しでも早くするために、今現在、ドローンとかを使った効率的な調査手法であったり、そういったところを市町とも意見交換をさせていただいているところであります。

【深堀委員】各市での進捗状況については、いろいろ差があるということは、よくわかりました。

この地籍調査の目的は、事業説明書の中に明確に書いてあるとおりでと思います。私は、その中の一つ、課税の公平化等に活用するというところで、実際に地籍調査をする前と地籍調査に入った以降、どういうふうに面積が変化しているかということ、地籍が変化しているかということですが、一概にはもちろん言えないんでしょうけれども、結局、地権者の方が地籍調査を嫌がる要因としては、実際の地籍調査に入ることによって、今、固定資産税を払っている部分の面積が広がってしまうということで敬遠するという話を以前確認したことがあります。

今まで地籍調査をやってきた中で実際にこれまでの登記簿上の面積と地籍調査に入ってから、どういうふうに動いているのかというのが、概ねでいいんですけれども、どんな状況にあるかというのはわかりますか。

【吉田土地対策室長】地籍調査前後での面積の変動ではありますが、過去のデータになりますけ

れども、例えば、長崎県内では、地籍調査前の登記簿に比べ、田で90%ぐらい、畑で79%に減少、宅地は逆に118%と増えている状況であります。税の関係については、そこは市町で異なりますけれども、調査完了後に税が減額となった場合においては速やかに反映するし、面積増の場合には10年据え置き、あるいは市全体で地籍調査が完了する時まで待つというケースもあります。

【深堀委員】今ちょっとわかりにくかったんですけど、宅地の場合が百何%、増えたんですか。（発言する者あり）増えたんですね、面積がね。そういう状況にあるんですね。

税の公平化という観点から考えれば、これは適切に、しかるべく時に、いろんな考えがあるのは十分わかっていますけれども、そういう点もしっかり加味して実施してほしいなと思います。

その中で令和6年度の補正の関係ですが、事業費が減ってますよね。歳出で8,800万円、歳入でも国庫補助金が5,800万円減額されています。これは恐らく当初予定したことより、それだけ実施できなかったということですが、先ほど川崎委員の質疑の中でも、滞っている部分が、難しいケースの話がありましたけれども、予算で歳出を8,800万円ほど減額している内容について教えてください。

【吉田土地対策室長】今回、8,800万円ほど減額させていただいております。その理由といたしましては、当初予算で補助金の予算として8億4,300万円を用意しておりましたけれども、最終的な交付決定額が7億5,456万2,000円の差額を減額させていただいております。

その減額の大きな背景といたしましては、近年、市町からの要望額も増加傾向にありますの

で、その要望に応える形で令和5年度の当初予算額よりは6,900万円ほど多く要求させていただいておりましたが、結果的に国からの割当て事業費に基づく補助金額としては、前年ベースの7億6,000万円程度にとどまったということで今回の減額という状況になっております。

【深堀委員】今の室長の説明では、国の補助金が査定したより低かった。ということは、歳入が5,892万5,000円減額になっているんですが、この分が国の補助が、ちょっと言えば減ったという認識でいいんですか。

【吉田土地対策室長】先ほど言いましたとおり、事業費に対する補助、国庫も減っているという状況であります。

【深堀委員】わかりました。そういう内容であれば致し方ないですね。先ほどから申し上げているように、事業の必要性は皆さん十分わかっておられるわけですので、ドローンを活用した新たな手法もあるということでしたので、先ほど何十年という数字が言われていましたけれども、できるだけ速やかに解決するようにお願いしておきたいと思います。

次に、交通企画費、地域公共交通デジタル化等推進事業費の件です。

この事業が交通DXによる交通分野における省力化・利便性向上を通じた経営力強化を支援ということで、カードタッチ決済、運行管理システム等々が...

【鵜瀬分科会長】議案外で。

【深堀委員】わかりました。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【大久保副会長】先ほどの深堀委員の答弁でちょっと気になった点があって、お尋ねをいたします。

地籍調査についてですけれども、先ほど、50%未満の自治体が平戸市、長崎市、佐世保市というご説明でございました。平戸市は平成18年度から地籍調査を開始していて47%の進捗ということでございました。

私の記憶では、合併が平成17年に行われていて、合併の前は田平町、生月町、平戸市、そして大島村でございました。田平と生月と、大島もですかね、合併までに進捗があってほとんど終わっていたんじゃないかなというふうに記憶しているんですけれども、平戸市が平成18年度からの地籍調査というふうにおっしゃったのは、こういった見解であって、47%は旧市町村の合算なのか、そのあたりもう一回お尋ねいたします。

【吉田土室対策室長】先ほど、平戸市は平成18年度から着手しているということで回答させていただきましたけれども、これはあくまでも旧平戸市分です。それで、旧大島村は平成6年度に完了しておりますし、生月町は昭和49年度、田平町も昭和61年度に完了していると。この47.4%は、これも含んだところでの、今現在の平戸市としての進捗状況であります。

【大久保副会長】合算した数字で47%ということであれば、開始時期も一番最初にスタートした年数を入れた方が齟齬がなくていいのかなと思っております。よろしくお願いします。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第47議案のうち関係部分及び第61号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

地域振興部長より総括説明を求めます。

【小川地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第19号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、令和5年度税制改正による租税特別措置法等の改正及び定形郵便料金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、所管事項について、ご説明いたします。（UIターンの促進、関係人口の拡大について）

UIターンの促進については、ながさき移住サポートセンターを中心として丁寧な移住相談対応に努めるとともに、県の公式サイト「ながさき移住ナビ」における情報発信等に取り組んでおります。

こうした中、県及び市町の窓口を介した昨年4月から12月における本県への移住者数は

1,353人となっており、前年度同期と比較すると微増となっております。

来年度においては、移住検討段階に応じた情報発信、ながさき移住ナビの改善など、引き続き市町と連携しながら、さらなる移住促進に努めてまいります。

一方、関係人口拡大に向けては、デジタルノマド受入れ促進のための基盤づくりとして、県内における中核人材の育成や地域プレーヤー向けの勉強会、モニターツアー、ノマドイベントへの出展などにより、デジタルノマドの誘致を推進してまいります。

（半島振興法の改正・延長について）

本年3月末で期限を迎える半島振興法の改正・延長については、国等の関係機関に対し、能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の充実や、高規格道路をはじめとする道路整備の促進などについて、積極的に要望活動を行ってまいりました。

引き続き、関係市町などとも連携し、半島地域の自立的発展に向けて取り組んでまいります。

（離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、国の交付金を有効に活用し、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援などに関係市町と一体となって取り組んでおりますが、国の基本目標である人口の社会増減については、令和6年の実績はマイナス729人と2年連続で悪化しております。

目標の達成に向けて、市町と連携し、国の交付金を最大限に活用するとともに、令和7年度においても「しま」のビジネスコンテストを開催し、手厚い支援制度や「しま」の魅力を広くPRすることにより、新たな人の呼び込みに取り

組んでまいります。

また、有人国境離島法は令和9年3月末に期限を迎えるため、政府・与党等への要望を強化する予定としております。このため、今後、関係市町や県議会などのご意見を十分にお伺いしながら、本県の実情を踏まえた意見書を取りまとめ、本年秋頃をめどに関係市町などともに要望活動を行い、確実に有人国境離島法が延長されるよう努めてまいりたいと考えております。

（九州新幹線西九州ルートについて）

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）の整備の在り方については、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム等で議論が続けられております。

この間、全国の新幹線鉄道網の状況を見ると、北陸新幹線（敦賀～新大阪間）では、環境影響評価が進められ、ルート案などが議論されているほか、基本計画路線である東九州新幹線や四国新幹線ではシンポジウムの開催や国への要望など、整備計画路線への格上げを求める動きが活発化しているところであります。

そのような中、去る12月16日、長崎市において、県内経済団体の主催によるシンポジウムが県内各地や福岡県、佐賀県などから約1,000人の参加者の下、盛大に開催されました。

基調講演では、全線フル規格で整備されることで、国土軸へ組み込まれる将来性が示されたほか、県内外の観光やまちづくりの専門家によるパネルディスカッションが行われるなど、西九州地域の将来の発展に向けて気運が高まったものと考えております。

また、2月4日には、大石知事をはじめ、徳永県議会議長や沿線3市の市長、議長、商工会議所連合会会長等が、自民党の森山幹事長や政府・

与党に対し、課題解決に向けた具体策の提示や国を交えた関係者間での協議の実施などを強く要望してまいりました。

県としましては、関西直通運行の実現に向けた気運醸成を図るとともに、引き続き政府・与党をはじめ関係者に対して、議論の進展や地域課題の解決について働きかけるなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

（県庁舎跡地の活用について）

県庁舎跡地の活用については、引き続き暫定供用における賑わいづくりに取り組んでおり、長崎ランタンフェスティバル開催期間中の2月8日、9日に、市町と連携して、10市町約25店舗による「県産品フードマルシェ」を開催いたしました。期間中、県内外の多くの方々に対し、県内の食や物産、観光などの本県の魅力を発信したところであります。

また、施設配置については、専門家等の意見も踏まえ、本館跡地に広場を取り囲むように多様な交流を促進する交流支援機能を、旧第三別館敷地に跡地の歴史や世界遺産、観光や物産など、本県の魅力を伝える情報発信機能を配置するイメージを考えております。

なお、旧第三別館につきましては、既存建物の一部を保存し、新たな建物を設けることで情報発信機能を配置したいと考えております。

今後、民間活力導入に向けた詳細調査を進めながら、さらに検討を深めていくとともに、賑わいづくりに取り組んでまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。以上で説明が終わりましたので、これより議案に対

する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第19号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第19号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料について、ご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

令和6年11月から令和7年1月までに内示を行った補助金の一覧でございます。内訳は、長崎県地域公共交通デジタル化等推進支援事業費補助金の16件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります、

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和6年11月から令和7年1月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、島原半島関係4期成会等からの要望となっており、3ページから26ページまでにお示ししているとおりであります。

次に、27ページから附属機関等会議結果報告でございます。令和6年11月から令和7年1月までの実績は、令和6年度長崎県地域公共交通活性化協議会の1件でございます、その概要は28ページにお示ししております。

以上で説明を終わります。

【鵜瀬委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【松島県庁舎跡地活用室長】私の方から県庁舎跡地の今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。

昨年11月の総務委員会におきまして、これまでの検討状況や昨年実施いたしました民間事業者へのサウンディング等も踏まえまして、県庁舎跡地の整備に向けました今後の方向性について、2点、ご報告をさせていただきました。

まず、1点目ですけれども、県庁舎跡地に整備する施設の配置についてでございます。

これにつきましては、県庁舎跡地の暫定供用を通して賑わいや憩いの場、それと交流の場をつくるに当たりましては、本館跡に天候に左右されない一定の屋内施設が必要であると考えている一方で、昨年のサウンディングなどを通して出島からの景観等も考えた時に、やはり本館跡の建物については、極力ボリュームを抑えた方がいいといったようなご意見もございました。それらを踏まえまして、本館跡、旧第三別館の敷地の両方に建物を配置するといったような方向で検討を進めたいと。

2点目につきましては、県庁舎跡地の事業スキームについてでございます。

県庁舎跡地の整備において施設の完成というのは、大きな節目ではございますが、その後の運営が何よりも大切であります。賑わいや交流をつくっていくためには、コーディネートを含めた運営が重要であるとともに、設計の段階から運営の視点を反映させる体制が何よりも重要であるというふうに考えておりますことから、設計・施工・運営を一括で推進できるPFI事業とする方向で検討したい旨、ご報告をさせていただきました。

これから説明する内容は、その2点を踏まえてのものになります。資料につきまして、まず1ページ目をご覧ください。

県庁舎跡地を上空から見た公的な施設の配置イメージでございます。絵の中央部、本館跡には広場のほか、広場を取り囲む形で平屋の一部2階建て、色でいいますとちょっと濃い目の灰色になりますけれども、建物を新たに整備したいと考えております。

ここで交流支援機能といたしまして、広場の利活用促進にもつながる多目的スペース、カフェ、ステージ、トイレ、備品倉庫などを配置したいというふうに考えております。

次に、左側の旧第三別館の敷地には、2階建ての建物を置いて県庁舎跡地の歴史のほか、世界遺産、観光、物産等の情報発信を行い、県内周遊、まち中回遊につなげてまいりたいと考えております。

また、建物の2階もしくは屋上と本館跡の間にバリアフリー動線を設置いたしまして、高低差のある敷地内の移動を円滑にしたいと考えております。

なお、敷地内にある旧第三別館につきまして

は、築100年を超える建物ということで、そういった歴史も踏まえつつ、利用者の利便性等も考慮いたしまして、特徴的な建物の中央の塔屋部分を中心に保存して利活用を考えてまいりたいと。

なお、具体的な保存範囲につきましては、来年度の劣化度調査等を通じまして県議会にご報告しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、写真の右側、元の県庁の駐車場部分になりますけれども、ここにつきましては石畳の広場と駐車場の配置を予定しております。県といたしましては、基本構想に沿って整備する建物の外観につきましては、出島をはじめとする既存の外観にも配慮したいと考えております。

また、将来の社会情勢の変化による機能等の見直しにも柔軟に対応できるように、スペースの確保ですとか、建物をなるべくコンパクトに、軽くといったところで考えております。

そういったことを通じて将来の可変性も一定確保した整備を進めてまいりたいと考えております。

2ページ目をご覧ください。

出島側から見た県庁舎跡地の風景になります。出島側から本館に向かいまして大階段を設置し、動線の確保はもとより、腰を下ろして出島を眺めることができるような空間整備も検討してまいりたいと考えております。

大階段を上りまして本館跡地の広場、その奥に建物がありまして、建物の一部を2階建てにして出島方面を眺める場所としての活用も考えております。この2階建ての建物の屋上から3ページ目に掲載しております風景が広がりまして、広場、その奥に出島、さらにその奥に女神大橋、一部ではございますが、見えるような風

景が広がるのではないかとというふうに考えております。

なお、情報発信の一例といたしまして、ARの技術を活用してスマホをかざすと昔の県庁舎ですとか、奉行所、岬の教会など、県庁舎跡地の重層的な歴史を感じてもらえるような仕掛けも併せて考えたいというふうに考えております。

なお、今回お示ししております1、2ページの配置イメージにつきましては、繰り返しになりますが、公共スペースの機能配置と規模感をお示ししているものでございます。今後、利用者の利便性向上にもつながるような民間収益、集客施設等の可能性も探ってまいりますので、最終的な建物の配置ですとか規模につきましては、公共スペースと民間スペースを調整したものとなるというふうに考えております。

また、江戸町公園につきましては、県庁舎跡地の一体活用も含め、民間事業者からの意見をまとめて一体活用の可能性を長崎市と協議してまいりたいと考えております。

4ページ目をご覧ください。

仮に県庁舎の整備をPFI事業で進めた場合のスケジュール案をお示ししております。

来年度に基本計画、管理運営計画の作成、サウディングを行いまして、施設整備ですとか運営等の条件等を整備したうえで、令和8年度の事業者公募につなげまして、令和9年度に事業者を選定し、その後、事業者による設計、施工と続き、令和12年度中に公共スペースの整備が終わるのではないかとというふうに考えております。

続きまして、5ページ目、6ページ目につきましては、現在の県庁舎跡地の暫定的な利活用状況の一例をお示したのになります。市内を巡るまち歩きイベントの際のスタート・ゴール

の場所として、流鏑馬を含めた伝統芸能の披露、Eスポーツ・ドローンを使った体験イベント、また、先月のランタン期間中におきましては、福岡からのツアー客を対象にした夜間のランタン係留イベント、そういったものを実施いたしました。そのほか県内各地の市町と連携いたしまして、ご当地グルメ等の宣伝の場としての活用がなされております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

【鵜瀬委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、2番、5番、8番、13番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、陳情書につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】 政策等決定過程の資料の8ページ、陳情番号49番の対応についてお尋ねいたします。

「島原半島地域における産業の振興等について」というタイトルであります。島原鉄道に対する支援についてのお尋ねでございます。

この説明文書の中に、「今後も沿線自治体や他県とも連携しながら」という下りがございま

す。その他県とも連携というのはどういったことなのか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 陳情・要望事項対応要旨に記載の他県との連携に関してのお尋ねでございます。

これに関しては、まず、地域鉄道の支援に、国の補助金がありますが、これに関して国に対して、まず県として政府施策要望で行っておりますが、これに加えて地域鉄道が全国的に様々な地域にございますが、そちらに係する道府県で第三セクター鉄道等道府県協議会というのをつくっておりまして、要望活動を実施しているところでございます。

他県との連携というのは、第三セクター鉄道等道府県協議会での要望活動を想定して記載しているものでございます。

【川崎委員】 同じ課題を持つ他県とスクラムを組んで対応していくということで理解いたしました。

そして、予算のところで聞けばよかったんですが、令和7年度、施設整備で1億1,623万7,000円を計上されて、令和6年度が1億3,488万5,000円を計上されていると、調べるとそのようになっていました。概ねこういった水準で推移をしているのか、確認をいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】 鉄道の施設整備の費用についてのお尋ねでございます。

施設整備というのが、レールや枕木、あるいは踏切等の鉄道の安全に係る鉄道施設の老朽化に伴う更新費用でございまして、こちらへの補助金ということになっております。平成26年度からの令和5年度までの10年間の平均が予算ベースですが9,610万円程度でございました。

委員からご指摘がございましたように、令和6年度は1億3,400万円余を計上しております

て、来年度予算としては1億1,600万円余を計上しております。これは、老朽化した電気関係の設備等の更新が、今年度、来年度に発生するという関係で、その年ごとにこういった工事が発生するかによって額の多寡が決まってくるものでございますので、先ほど申し上げた10年平均よりも少し多い数字となっております。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はございませんか。

【深堀委員】政策等決定過程の資料の中の陳情に対する対応について、船員の確保・育成の推進ということで、23ページですけれども、県の対応、そして国の主な取組について、ここに記載されているわけですが、陳情の中で、カボタージュ規制堅持という内容が織り込まれておりまして、国内における貨物や旅客運送を自己管轄圏の及ぶ自国船に限って行うということの海運政策ですが、これについて県の回答の資料の中に、これに関することの触れがなかったものですから、その点をどういうふうに考えておられるのか確認したいと思ひまして質問いたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】要望のありましたカボタージュ規制に関する県の見解でございますが、カボタージュ規制は、そもそも国内の航路に関して日本人の船員を配置するというところで、外国人船員が乗せられないというような規定になっております。

これは、安全保障上の観点から、国内の輸送に関しては、日本人の船員を配置していただくというものでございます。海員組合の方から、このようなカボタージュの堅持というところが要望されているところでございます。

全体の政策としては、先ほど委員からご指摘があったように、国の方でこのような規定がご

ざいますので、県としては、カボタージュ規制を堅持するのか、改正をしていく必要があるのかといったところは、見解としては、特に示していないところでございます。

【深堀委員】確認したのは、北海道とか札幌市が緩和を求めているという動きがあったから、あえて書いてあるというふうに思っています。今の課長の答弁としては、本県としては、そういう緩和を求めるような動きは、今のところ、持っていないということで了解しておっていいですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】委員ご指摘のとおり船員が不足しているため、外国人船員を配置したいといった要望を上げられている団体が一部あるということは承知をしております。一方で海員組合は日本人船員の雇用を守るという観点もございますので、そういったところで全国的な組織の動きとしては、まだそういう要望になっていないと認識しております。

県としては、そういった状況をしっかり見守りっているというところであり、今、カボタージュ規制に関しての緩和や、堅持といったところの政策的な判断は、していないところでございます。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】政策等決定過程の資料の8ページ、先ほども川崎委員が触れられました島原鉄道に対する支援ということで、ここで質問したいと思います。

私自身は昨年12月の頭に一般質問をさせていただいて、12月下旬に島原鉄道の活性化検討部会の第1回目の会議が開かれている。それから、先日、山村議員の一般質問の中でやり取りがあって、バス転換とか、みなしも含む上下分離の中でバス転換は厳しいという回答があって

います。

この中で昨年12月の検討部会後、現在までどのような協議が行われたのか。そして、山村議員の質問に対しては、3つの課題が挙げられまして、早期に理解が得られるように引き続き議論を進めるというふうなご答弁、私が12月に質問をした時には、今年度中にというふうなご答弁、これが今年度中に合意が得られる見込みなのか、議論の状況と併せてご答弁をお願いします。

【鳥居次長兼交通政策課長】島原鉄道の今後の在り方についての議論の状況等に関するお尋ねでございます。

今、委員からご指摘があったとおり、昨年12月に島原鉄道の活性化検討部会を開催させていただきまして、そこで今の検討状況の中間報告をさせていただいた状況でございます。

先日の一般質問で部長からもバス転換に関して、現実的には厳しいという答弁をさせていただいたところでございますが、現状としては、これまでと変わりなく、みなし上下分離方式による鉄道存続とバス転換という選択肢での検討を行っているという状況でございます。

次に、今後のスケジュール感でございますが、仮に、みなし上下分離の方式を取る場合、これまでよりも自治体の負担が増加するといったところもございますが一方で、みなし上下分離を選択し、鉄道再構築事業ということで国の認定を取ることができれば、国の補助率のかさ上げも見込めるところでございますので、こういった体制を築けるのかといったところも含めて、県、それから沿線自治体を含めた関係者間での合意を形成していく必要があることから、部会とは別の形で協議を続けさせていただいているところでございます。

もともと部会のスケジュール感としては、今年度中に方向性を出すということはお示ししているところでございますが、現在、協議を行っている最中でございますので、今年度中を目指してというところはございますが、引き続き速やかに方向性が決定できるように協議を続けていきたいという状況でございます。

【山本委員】先ほどの話に少し関係するんですけども、今の負担のスキームを確認をしておきたいんですけども、鉄道施設とか車両も入るんでしょうかね。こういう更新とか設備投資に関しては、今、国が3分の1、県が3分の1、沿線3市が3分の1と理解しているんですけど、仮に、みなし上下分離等のスキーム、それから国に対する再構築計画というんですかね、これが認められた場合には、この国の3分の1の部分がどのくらいに上がるというのがあるんでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】まず、今の負担のスキーム、それから国に再構築が認められた場合の国の補助の変化でございます。

今の負担スキームは委員からご説明いただいたとおりでございまして、施設整備に関する部分の費用に対する補助金でございます。こちらに対して国が3分の1、県が3分の1、地元3市が3分の1を負担しているという状況でございます。こちらには車両更新の費用も設備投資として計上されますので対象になります。

ただ、この10年間、車両の更新がなかったものですから、そういった経費が乗っていなかったという状況でございます。

みなし上下分離を含めた再構築の計画が認定された場合については、この設備投資補助については、基本的には国の補助が2分の1にかさ上げがされることになります。

一方で、みなし上下分離方式、あるいは本当の上下分離みたいな形を取る場合でも、今まで島原鉄道が保有していた鉄道施設については、いわゆる電路とか線路になりますが、こちらを実際に自治体で所有するか、あるいは所有した時にかかってくる維持管理費用というのを補助金という形で負担していく必要があることから、今までよりも負担が増えることになります。

【山本委員】整理すると、いわゆる更新の部分、設備投資の部分については、国の負担、補助率が上がるんだということなんですけど、一方で維持管理については今補助がありませんので、島鉄さん、事業者が全部負担をしていると、その部分が自治体の負担になってくるというふうなことでトータルで増えるだろうという話です。

この維持管理に対する負担の割合について協議がされているんでしょうか、いわゆる県と3市というふうな議論がされているんでしょうか。

【鳥居次長兼交通政策課長】委員ご指摘のとおり、維持管理の費用、それから従来からの鉄道施設への補助金も含めて、トータルでどれぐらいの費用になるのか、協議をしているところでございます。

【山本委員】最後にします。

私は地元の者として、とにかく何らかの形で鉄道は残さないといけないというふうな意見を持っております。残すことが決まれば、一般質問でも申し上げましたが、今、事業者というのが、私も一緒に仕事をしていますけれども、非常に厳しい状況であります。経営合理化も一生懸命されているし、だけど、なかなか今の段階では、ちょっと先が見えない状態の中で、なかなか投資もできないというふうな形になって

きます。何らかの形で残していただくことによって、今後、収益を生み出すであろう投資というものも考えられてくるんだろうというふうに思います。

当然、負担の問題が一番大きいわけで、基本的には沿線市がベースになると思うんですけども、県におかれましても、この負担の中に入る、あるいは仮に負担の中に入らないとしても、別のスキームを使って支援をしていただくということを、それ自体が要望でございますので、ここでも県の支援の拡充ということで要望させていただきたいと思います。

以上です。

【堤委員】23ページ、小さいことなんですけど、船員の確保・育成の推進ということで、県の対応が書かれていて、そして3つ目の丸に「国において」ということで、「女性の就労拡大に取り組んでいます」というのがあります。国が進めていると。次のページには、「女性活躍で海事産業の現場で活躍している女性（フネージョ）を取材し」と、「フネージョ」と書いてあっておもしろいなと思ったんですが、そういうPR動画やホームページを開設となっているわけですが、県において、女性の活躍、女性の就労拡大の取組というのはないんでしょうか、お尋ねします。

【鳥居次長兼交通政策課長】船員関係の女性の就労拡大に関する県の取組に関してのお尋ねでございます。

結論から申し上げますと、県で独自に船員の女性採用の取組はしていないという状況でございます。ここに書かせていただいているとおり、国の方で様々な取組をされているということで、今、県独自の取組はございません。

【堤委員】国の取組を紹介されているだけで、

県として特に取り組まれていることはないということですね。

お尋ねですが、3項のところに船舶運航事業者等が新規船員の確保・育成を積極的に実施する取組を国が支援しているということで船員計画雇用促進助成金とありますが、通常対象者と特定対象者とありまして、船員教育機関を卒業した者については、最長1月とか2月とか、特定の一般教育機関、水産高校本科、女性または退職自衛官については、最長3月とか6月とかとあるんですが、ここの差をつけてあるのは、どういう意味なのか、おわかりですか。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時41分 休憩 —

— 午前11時42分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。

【鳥居次長兼交通政策課長】 こちら、国の制度になりますので、後ほど確認をして内容についてご説明させていただければと思います。

【堤委員】 よろしく願いいたします。

それと、この陳情・要望の4ページに、これは記載漏れじゃないかなと思っているんですが、半島振興対策のところで4ページに参考とありまして、県内の半島地域（4半島）9市1町とありまして、東松浦（松浦市（旧鷹島町））と、福島町も橋でつながっていますが、福島町は、ここには入らないんですか。

それから、北松浦（佐世保市）とありまして、旧北松の町があつて、旧佐々町とあるんですが、これ、小佐々町の間違いではないかと思ひます。

それから、松浦市（旧鷹島町を除く）というところに福島町も入るんじゃないかなと思ひているんですが、いかがですか。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時43分 休憩 —

— 午前11時44分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。

【宮本地域づくり推進課長】 資料がわかりにくくてすみません。

まず、間違いがございまして、旧佐々町の前に「小」が抜けておりまして、旧小佐々町でございます。大変失礼いたしました。

あと、松浦市に関しましては、上の東松浦のところの旧鷹島町は、旧鷹島町の部分でございまして、その下にもう1回、松浦市が出てくるんですけども、それは旧鷹島町を除いた部分の松浦市ということで、わかりにくいんですけども、この表記自体は、こういう表記で正しいかなと。小佐々町の「小」が抜けているところは間違いでございまして、訂正させていただきます。すみません。

【堤委員】 わかりました。旧佐々町でなくて小佐々町ではないかと思ひました。鷹島町は東松浦で、そして福島は北松浦に入るんですね、そういう理解でよろしいですね。ありがとうございます。間違いなくしていただきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質問がないようですので、次に議案外所管事務一般について質問を受けたいと思ひます。

地域振興部の審査の途中ですが、午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き地域振興部関係の審査を行います。

【鵜瀬委員長】 しばらくいた休憩します。

— 午前 11時45分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。

まず、午前中の宅島委員の質問に対する答弁を求めます。

【松島県庁舎跡地活用室長】午前中に宅島委員より、過去の民間懇話会の開催回数、それと、その時に旧第三別館に対する意見についてのお尋ねがございました。その実績について回答申し上げます。

まず、民間懇話会ですが、過去に大きく2回ございまして、平成21年度に8回、それと平成24年度、25年度にかけまして23回、会合がございました。

その中で旧第三別館に対しましては、解体すべきだというご意見、それと同時に保存すべきだというご意見、両方ございまして、提言書の意見といたしましては、旧第三別館については、取り壊すことを前提とせず、保存等についても検討することというようなご意見をいただいているところでございます。

【宅島委員】 ありがとうございます。

【鵜瀬委員長】 次に、同じく午前中の堤委員の質問に対する答弁を求めます。

【鳥居次長兼交通政策課長】堤委員からご質問がございました陳情・要望事項の対応要旨のところに記載させていただいております国の取組で、船員計画雇用促進助成金の通常対象者と特定対象者の額と期間が異なっているというご質問でございますが、国に確認いたしまして、通常対象者というのが、船員の教育機関の卒業者ということになっておりまして、既に高校の卒業生ということから、実際に各船会社に

雇用された後の養成に係る期間というのも短期間で済むというのに対しまして、特定対象者となっている方は一般教育機関を卒業した者ということになりますので、船員の免許を持っていない状況ということで、実際に船会社に雇用された後の養成に係る期間が長期間を要し、その分、養成の費用も増大することになります。この補助、助成に関しては、養成に係る期間、経費を考慮して設定されているため、差が設けられているものでございます。

【鵜瀬委員長】 それでは、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

ご質問はありませんか。

【宅島委員】新幹線のことについてお伺いをさせていただきます。

新幹線が開業して2年半ほどたつと思うんですけれども、乗客数がわかれば教えていただきたいと思います。

【川口新幹線対策課長】西九州新幹線のこれまでの利用実績でございます。

令和4年9月23日に開業して、今2年半たっております。最新の利用者数のJR発表によりますと、これまでの累計で607万4,000人となっております。1日の利用者数でございますが、1年目は1日当たり6,600人だったのが、今、3年目に入りまして、秋、冬が繁忙期であるということも伺っておりますが、7,300人まで増えているという状況でございます。

【宅島委員】 今までの利用者数が607万4,000人ということで非常に多くの方に利用していただいているということで、本当に新幹線のすごさがわかってまいりました。

そこで、特に佐賀県と長崎県ですね、西九州ルート沿線の将来に向けての取組について佐賀県との連携についてどのような取組を行ってい

るのか、お尋ねいたします。

【川口新幹線対策課長】沿線の将来に向けて、西九州地域の将来に向けて、今、どのように佐賀県と連携を取っているかというご質問でございます。

まず、新幹線の整備を進めるためにいろんな課題があるんですけども、その中の一つに地域振興というものがあります。地域振興については、やはり連携して取り組んでいけないといけないということで、昨年の実績になりますが、佐世保線のICカードというのを導入しております。これは佐賀県、長崎県、JR九州と連携して新幹線を含めた沿線の周遊を促進するための取組ということで導入させていただいたところでございます。

それ以外で言いますと、新幹線に伴いまして上下分離方式となりました長崎本線の江北―諫早間の維持管理、あるいはその利用促進については、一緒になって取り組んでいるところでございます。

そして、新幹線を導入した際にJR九州が観光列車を、「ふたつ星4047」といいますが、これは両県をまたがって周遊する列車でございまして、それについては主にJR九州が主体となって運行されております。沿線自治体において、いわゆるおもてなしをやっておりまして、そうした取組については、両県それぞれで支援しているという状況でございます。

【宅島委員】今の取組をご回答いただきましたけれども、佐賀県においても、フル規格で整備するべきだという方々が増えてきていらっしゃるというふうに伺っております。先般も佐賀県のフル規格を目指す県議会で促進議員連盟の藤木会長がご講演をされておりましたけれども、佐賀県内でもフル規格にすべきだという声が半数以上

になってきたとお聞きしております。

実際のところ、報道ベースで佐賀県内のそういう状況について、どのくらいの方たちがフル規格に賛成なのか、わかれば教えてください。

【川口新幹線対策課長】佐賀県における新幹線に関する受け止めということでございます。

12月に佐賀新聞が発表されておりました、新幹線の整備についてのアンケートを佐賀新聞が実施されております。その中で整備方式についての質問がありまして、「在来線を活用したほうがいい」という方が35.5%、そして、「フル規格整備がよい」と回答された方が35.0%ということで、佐賀新聞の報道によると、これまでやってきたアンケートと違って初めて、賛成、反対というか、考え方が拮抗したということを発表されております。加えまして、フル規格整備が望ましいと回答された方のうち、「佐賀駅ルートが望ましい」と回答された方が58.5%ということで、こういうことを踏まえまして新幹線に関する理解が佐賀県内においても高まっているのではないかと考えております。

【宅島委員】大石知事も就任以来、佐賀県の山口知事さんを何度も訪ねられて理解を得る努力をされていると思います。県民レベルで行政が考えること、連携の部分で考えたらいいんじゃないかなと私が思うことは、例えば、長崎県の方々が佐賀県に新幹線を利用しながら、また、在来線を使用しながら佐賀に行く、スタンプラリー的なことかもしれませんが、お互いそうやって、長崎だったらハウステンボスとか波佐見焼とか、雲仙、小浜、島原半島、長崎市内、ありますけれども、そういったスタンプラリーでスタンプが全部埋まったら両県の、佐賀県の名産品を長崎県の方にプレゼントしますよとか、逆だったら長崎県の名産品をプレゼント

しますよとか、そういった感じで仕掛けとか、旅行を通じて、お互いのいろんないいところを探究し合うとか、そういったところをぜひ今後の政策の中にも織り込んでいただいて、両県が共に発展するようなことをぜひ政策としてやっていただければなと思いますので、そのことについて見解を求めます。

【川口新幹線対策課長】西九州ルートの整備に向けては、委員ご指摘のとおり、まず、西九州新幹線を相互に利用して相互交流を図っていくということが大変重要な観点だと思っております。

そうした意味におきまして、新年度の事業になりますが、西九州新幹線ネットワーク強化事業費を新規事業で上げさせていただいております。その中におきましてJR九州と連携したツアー商品の造成というものを計画しておりまして、これは主に西九州地域の方々に利用していただけるようなツアーができないかということで、今、まさにJR九州と協議しているところでございます。これは次年度、実施したいと思っております。

加えまして、私ども、これまでやってきた事業としては、修学旅行の際に新幹線を利用する場合の特急料金の支援というのをやっておりまして、昨年度は県内だけだったのが、今年度は県内外も含めて他地域からの修学旅行の受入れにも活用させていただいております。この事業につきましては、次年度も継続して行ってまいりたいと思っておりますので、こうした取組を通じた周遊促進を図っていききたいと思っております。

ご参考までに、先ほどおっしゃられたスタンプラリーにつきましては、長崎市、あるいは沿線5市の諫早市、大村市、嬉野市、武雄市の事業

において駅周辺を巡るスタンプラリーが実施されておりまして、そうした取組についても今後も市町と連携、協議しながら進めてまいりたいと考えております。

【宅島委員】本当に一日も早いフル規格の全線開通を願っておりますので、なお一層の努力をお願いいたします。

終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】今、宅島委員の質問に続きまして新幹線問題について、いろいろ県の考え方を聞かせていただきたいと思います。

フル規格でやる、これはもう当たり前の話で、一番最初からそういうことでスタートしたわけだからね。ただ、2年半ほどたって長崎―武雄の先が進まない。なぜかという話になる。なぜ進まないのか。長崎県の立場もあるだろうけれども、佐賀県の立場もあるだろうけどね。なぜ進まないかというのが、もう一番の問題ね。

ちょっと小さいことかもわからんけれども、長崎新幹線でスタートしたんだよ、長崎新幹線で。途中で佐賀県に配慮して西九州新幹線に、馬込議員だったかな、一般質問でやって、我々もその方がいいなと言って、佐賀県に配慮しよう。ところが、今度は九州新幹線西九州ルートと、ずっとトーンダウンしているような感じがするもんだからね。今日も九州新幹線西九州ルートについてということで説明があっているもんね。そんな感じで名前が変わっていく雰囲気はどうなんですかね。感覚的にトーンダウンしているような感じが私はして残念なんだけれども、聞かせください。

【川口新幹線対策課長】経緯について、今、この場で詳細についてわかりかねる部分があるんですが、西九州新幹線というのは、いわゆるJR

九州が今運行されている新幹線そのものを指す言葉として理解いたしております。そして、ルートそのもの、国も含めてですけれども、国や県が整備するに当たってのルートの呼称については、九州新幹線西九州ルートということで統一しているというふうに理解いたしております。

【田中委員】このことにこだわるわけじゃないけれども、トーンダウンしているような感じがするというのは事実なんだよ。

そこで質問しますが、長崎県は新幹線の延伸、武雄から先を延伸することについての佐賀県の考え方、佐賀県の方針というのをちゃんと確認して理解してるんですか。確認しているとすれば佐賀県の考え方を教えてください。

【川口新幹線対策課長】今の新鳥栖－武雄温泉間に関する佐賀県の考え方でございます。

佐賀県といたしましては、フル規格で整備する場合については、いろんな課題があると、これについてはルート、地方負担、在来線、地域振興について課題があり、それをセットで議論して解決する必要があるということをおっしゃっております。

そして、佐賀県としては、まずは地元で合意を図るべきだと、地元で合意を図って、それから国への働きかけでありますとか、協議をするべきだというようなご主張をされております。そして、具体的話になりますと、なかなか考えが表に出ていないというふうに受け止めておまして、ルートに関しまして、以前の佐賀県議会におかれて、南回りのルートについては一考に値するというようなご発言もあっておりますが、自ら提案する立場ではないということで、それ以外のルートに関しての詳しいお話というのなさっております。そして、地方負担に

関しても自分たちから提案する立場ではないということで、求める側から提案してほしいということをおっしゃられております。そして、課題について具体的話は聞いておりませんし、ご発言されていないと理解いたしております。

【田中委員】開業後2年半もたって佐賀県の立ち位置というかな、佐賀県の考え方、長崎県はわからないということですかね、佐賀県が何を考えているか。そう言わざるを得ない、進まないわけだから。

だから、佐賀県の考え方を長崎県はやっぱり聞き取ってどうするかということをやらないと、ただやみくもには言わんけれども、盛り上げだけやったって、かえってマイナスのところも出てくるよという感じがするんですよね。

だから、佐賀県の立ち位置を早く確認しなきゃ。これは政治的な要素もいろいろあるからね、やっぱり課長には失礼だけれども、課長では無理ですよ。部長に見解を求めよう。

【小川地域振興部長】九州新幹線西九州ルートに係る佐賀県の立ち位置というご質問でございますが、私自身も、いわゆる佐賀の担当部長の方ともいろんな意見を交換しながら、先ほど川口新幹線対策課長が答弁いたしましたように、今の佐賀の置かれている問題認識という部分については、ルートの問題だったり地方負担、もしくは在来線に関する問題というのがあるというお話はお聞きしております。

ただし、それをどうしてほしいというところについては、佐賀自身としては、いわゆるもともとは望んでないんだから、提案すべき立場にない。当然、それを望んでいる人たちが提案してくれというようなお話はお聞きしているところでございます。

私どもとしても、特に地元負担等々になりま

すと、法律等々で一定決められた部分もございますし、当然そこになれば地元だけというよりは、やはり国を交えてお話をしないと解決の道筋はつかないと思っておりますので、そういう意味も含めて地元3者に国も入って4者での協議を早く進めていただきたいということをお願いをしているという今の現状でございます。

【田中委員】 やっぱり堂々巡りだよな、お互いが。誰が中心になってまとめていくかと。佐賀県が、自分たちは当事者だけれども、言いづらいというような話があるとすれば、やっぱり長崎県が救いの手を差し伸べなきゃいかんのではないの、長崎県が。佐賀県が望んでないと言われれば何も言えないわけだね、長崎県は望んでいるわけだから。だから、佐賀県に協力をしますから、どういう感じで協力できたらいいでしょうかみたいなね、まあ、そこまでぐらいの歩み寄りをやらなければ、この問題は解決しないと。

だから、私の経験から言うとね、まず長崎県と佐賀県が共有しなければ、この新幹線のフル規格の問題を共有して、そして、ある程度一緒になって今度はJR九州にまた求めなきゃいかん。3者でまとめた案を国にもっていくという形をとらなければ、やっぱりうまくいかんのではないかな。私は、何回も言うけど、高田元知事に、知事、佐世保の考えを国に上げてください、駄目なんですよと。国は、地元で決めてきなさいとしか言わないんですよと、佐世保はこれだけ国策に協力しているから、国に行けば絶対ノーとは言わんはずだと言うけれども、国には上げない、というのがスタンスでした、あの頃のね。もちろん国にも言ったよ、言ったけれども、やっぱり地元でまとめてくださいと。

だから、長崎県と佐賀県が共有をして、そし

てJR九州も、JR九州も簡単に共有できないと思いますよ、企業だからね。だから、我々はJR九州にはちょっと不満を持っているけれどもね、カットされたから、採算が取れないというだけでカットされた。今度だって採算が取れないと言われれば、もうどうしようもないわけだから。だから、JR九州とも一緒になって国に持って行かなければこの問題は解決しない。私はそう理解してますけどね。国に行って、どうかしてくださいと言ったって、国ができるわけがないと思うけどね。

だから、考え方を整理して、一番は佐賀県と共有認識を持たなければ、佐賀県と。だから佐賀県にいろいろ聞き取ってやるのが、やっぱり定期的な会合みたいなものが必要ですよ、部長ね。昔、していたという話も聞くけど、部長同士ぐらいでは。今はどうなんですか、部長クラスでも定期的な会合はなしですか、聞かせてください。

【小川地域振興部長】 いろんな形で意見交換、情報共有をするというのは大切だと考えておりますので、私自身、定期的にということではございませんが、今年度においても、かなりの回数、佐賀県庁にも出かけまして担当部長室でいろんな情報共有だとか、例えばそれぞれの置かれている現状とか立場というのも含めて意見交換を行わせていただいているところでございます。

【田中委員】 ぜひね、何しろ長崎県が積極的に動かないと、佐賀県はそんなに時間の感覚というのがないような気がする。なぜならば、鳥栖に行けば乗れるんだよね、新幹線に。今でも博多に行くのには、そんな大差がない。ここをやっぱりどうやって佐賀県の気持ちをほぐしていくかと。何回も言いますけれども、佐賀県と共有した考え方にならなければ、この問題は解決

しないと思ってますね。

もう一つ大事なことがあるんですよ。それは、何年になるかな、三十数年前、県として約束したこと。長崎から博多まで新幹線フル規格ができた時には武雄で佐世保線の乗り入れをします。これ、約束ですからね、約束だから。もうそろそろ準備に入らなきゃいかんと思いますよ。これもしかして佐賀県と共有しなければ解決しない。有田の町長さんなんかは理解してくれているけれども、やりましょう、やりましょうと言うけれどもね。しかし、佐賀のある県議会議員に言うと、いやいや、そんなことよりもという感じで逃げる県議会議員も結構多いんでね。しかし、これ、県と市との約束ですよ、部長。昔のことだから知らんと言ってもらっては困るからね。認識をいま一度確認しておこう。

【小川地域振興部長】平成4年の基本的考え方に関する見解というご質問だと思っております。

この質問に関しては、一般質問等でもお答えをさせていただいておりますが、当時のいわゆる考え方というのは、あくまでも長崎―福岡間にフル規格の新幹線が運行される時にはということでございますので、私どもとしては、まずは今の新鳥栖―武雄温泉間については、まだルートを含めた全線フル規格というめどが立っていないという状況でございますので、まずはそちらを先行したうえで、それと合わせながら、そのめどが立てば、その時点でそういう議論も当然やっていくべきものと考えておりますので、決してその部分を軽く見ているということではないということで私は思っております。

【田中委員】ありがたい言葉を部長からいただいたので心強くしている。しかし、完成してからじゃないんだからね。やっぱりめどが立つと

いうのは完成のめどじゃなくて、博多までフルで行けるようになる、博多まで。やっぱり佐賀県とは、この問題も共有してやらなければうまくいかない。やり方はいろいろあると思うけれども、普通は1本線を引いて3本にして、山形新幹線は今ちょっと問題になっているけれども、秋田もね。あれがやれば県北も新幹線に協力してよかったなという話になるけれども、これがなければ40年来の、40年以上ですよ、佐世保市の命題としても、新幹線問題はね。40年前からの思いがようやく伝わっていくと。完成がいつになるか、我々もちょっとわからんけれども、さっとできるような問題じゃないからね。もちろん国の関係もあるのでね。私は、27日に山形県に行って山形新幹線のいろいろな資料をもらってこようと思っている。これは川口課長に山形県との取組をお願いせんといかんけれどもね。

だから、ぜひフル規格でやる、そして佐世保線もそれに乗り込むという当時の約束は守っていただきたい。それはやりますよという話だから、心強いけれどもね。

終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田委員】松浦鉄道について伺いたいと思います。

松浦鉄道ですけど、今、松浦鉄道施設整備計画を長崎県、佐賀県、そして沿線市町でつくっていただいているところと思いますが、その進捗状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】松浦鉄道の施設整備計画に関する質問でございます。

松浦鉄道に関しても、午前中に質問がありました島原鉄道と同様に、地域鉄道の施設整備補

助というものがございまして、レールや枕木といった鉄道輸送の安全に係る施設の整備への補助金がございます。これは国が3分の1、県が3分の1、地元沿線市で3分の1という形になっております。これは、まず補助金を国から獲得するのに事業者の方で10年間の整備計画、こういった工事がどの年に発生するかという計画を作成しておりまして、それを毎年度承認していくという形になっております。こちらの計画が平成26年から令和5年までの計画だったというところでございます。

したがって次の10年計画をつくる必要があったところでございますが、松浦鉄道に関しましても、経営状況が厳しい状況であったため、少し在り方も含めた議論をしていこうとの話が、松浦鉄道自治体連絡協議会において議論がございました。その中で施設整備計画に関しましては、暫定的に今までの計画を延長して、10年計画ではなくて、暫定的に、1年ごとの延長をさせていただいて、補助金を引き続き受け取っているという状況でございます。

【山田委員】本来であれば令和5年度に新しい10年計画を出さないといけなかったんだけど、いろいろコロナがあったり、経営状況が厳しかったりしたので、今、延長している段階だと思うんですけど、次期10年の分は令和7年度中に完成をしないといけないという認識だったんですけど、それもずっと延長、延長で大丈夫なんですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】委員ご指摘のとおりで、現在、暫定という形で延長しておりますので、その形で今対応しているという状況で大丈夫ということでございます。今、在り方の議論も含めてしていくことにしておりますので、その状況が見えたら新たな10年計画をつくっ

ていくという形になります。

【山田委員】今、もう2年暫定してるんですよね、計画が5年までだったから。それもまだ来年度も大丈夫ということで、その中で在り方検討をするという理解で、その計画を暫定ですってやっていけば補助金は出ると、枕木とかのそういったものは出るということですね。

じゃ、今のところ、長崎県、佐賀県、沿線市町で、その計画もつくらいといけないけど、そもそも論としての在り方についてを検討しているという理解でよろしいですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】委員ご認識のとおりでございまして、まず、松浦鉄道に関しましては、県も含めた沿線自治体が出資をする第三セクターという形で運営されております。会社とは別に県と沿線自治体で構成する松浦鉄道自治体連絡協議会というものがございまして、こちらで先ほどの10年計画を含めて議論しております。事務局は佐世保市に務めていただいております。その中で在り方の議論というのが事務局の佐世保市だけでは進めづらいという部分がございまして、長崎、佐賀の両県に対して、在り方の部分の議論に関しては、両県で主導してほしいという要請もあったことを踏まえて、在り方の議論に関しては沿線自治体連絡協議会の枠組みを使ってではございますが、その中で両県で主導して在り方の議論を進めているところでございます。

【山田委員】過去の私の質問の中で主体的に県も関わってほしいということをお願いしてきたので、今、そういう形になってきているというふうに理解しております。

それで、松浦鉄道は車両更新の時期を迎えております。23両、車両を更新しないといけない。10年計画を先につくると思うんですけども、

その10年の内ぐらいに23両の車両を交換していく時期を迎える予定のようであります。

それで、1両に3億6,000万円ぐらいかかるというふうに聞いております。そういった中で今の経営状況は大変厳しい中、特にこういった車両の更新に関して国の補助金などの制度があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】車両の更新に関する国の補助制度の現在の状況でございますが、先ほど来申し上げております鉄道の施設整備に対する補助金というものがございます。先ほど申し上げたレールや枕木の交換といったものに加えて、車両の更新についてもこの施設整備の補助金の対象になっておりますので、車両更新の計画がある年には、そこも含めて補助金の対象になるということでございます。

【山田委員】車両も毎年何両もできないかと思うんですが、3.6億円を3分の1が国、県がまた3分の1、沿線市町で3分の1という形で財政負担をいただく形で行っていくという理解でよろしいですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】現状のスキームを活用するとなれば、そのような形で進めていくことになります。

【山田委員】沿線市町の財政状況も決して豊かどころばかりでなく、大きな負担になっていくなというのは、これから予想ができていると思っております。3分の1のスキームということではありますが、やはり大量輸送をしていく中での安心・安全の観点からも車両の更新というのは、きちんとしていかなければいけないと思っていますので、できるだけ負担が少ない形で沿線市町、関係市町の負担が少ない形で整理ができるように、国にもしっかり働きかけていただきたいと思います。

ご存じのとおり、4月から松浦－伊万里のバス路線が廃止となります。これによって完全に松浦鉄道だけが地域住民の足という形になってきておりますので、まさに緊急性と、また、この路線維持の重要性が増しているという状況にあると思いますので、1年、1年で更新いただいている今の設備計画のようではありますが、もう待ったなしの状況にあるということは、もちろん担当は理解されていると思いますが、ぜひとも早急にこの在り方の検討を進めていただきたいとお願いを申し上げます。

次に、大村市役所の移転に伴う空港駐車場の件について伺いたいと思います。

令和11年の予定のようではありますが、大村市役所が空港近くの森園町、今、市民プールのありところに移転するという発表がされているようであります。約700名の職員が勤務している中において、空港駐車場への影響が出るのではないかと懸念の声が寄せられております。

私も、この間の3連休の中日の朝、上京する際に、空港の駐車場の利用状況をホームページで見れるようになっていたので、朝の8時に見たら既に満車だったので、いつも使っている周辺駐車場に連絡しても、どこも取れずということがあって、本当に大変な状況を目の当たりにした私であります。

そういった中で非常に心配されてますが、今の空港駐車場は平置きの駐車場だと思っておりますが、これから不足の問題とかも出てくると、長崎県民が安心して外に出ることもなかなかできないという状況になるかと思えます。この辺の話を大村市と、この対策についてとか、空港管理の会社も含めてどのような話をされているのか、伺いたいと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】空港の駐車場、周

辺も含めた駐車場の状況、それから今後の対策、大村市役所の移転も含めた対策についてのご質問でございます。

委員からご指摘があったとおり、繁忙期、特に正月やお盆などの連休の際には、空港の島の方にある空港振興・環境整備支援機構が管理している空港駐車場が満車になるケースが多々あるということもお聞きしている状況でございます。一方で民間の駐車場も周辺に幾つかございますが、繁忙期と閑散期の差も大きくて、民間駐車場の利用者の入りに波がかなりあるということをお伺いしております。

その中で大村市役所の移転の話もございまして、そういった駐車場の在り方を含めて、大村市も含めて、話し合いの場をこれまでも何度か設けさせていただいております。ただ、今の段階で具体的な計画があるわけではないということでございます。

【山田委員】県民の皆さんの利用に影響が出ない形で、まだ時間が少しあるようでありますので、大村市役所移転に伴う影響を最少にできるようにしっかり取組をいただきたいと思いますっております。

最後にもう1点伺います。2020年に佐世保市がスマートアイランドということで国交省に申請しています。ドローンの無人機のことだったり、自動運転のことで申請されております。黒島にグリーンスローモビリティといいまして、ヤマハが出しているものですが、スピードが低めで島をゆっくり走ります。これは観光客が利用するだけじゃなくて住民の足にもなっているんですが、そういったものがあるので、以前から黒島でそういう自動運転とかできないかなという希望を私は持っていたところであります。

2020年に佐世保市が申請した後、平成29年か

ら自動運転の実証実験を佐世保市で始めているみたいな書き物がありはしたんですけど、具体的にわからなかったので、もしそういった状況をつかんでいれば教えていただきたい。

あと、今回、長崎県は空港から新幹線の大村中央駅の方で自動運転に向けた取組をいただいておりますが、県下でほかに自動運転に向けた取組状況があれば併せて教えていただきたいと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】まず、1点目の佐世保市の黒島におけるグリーンスローモビリティの自動運転の実証を含めた実態状況でございますが、県の方で特に補助金等支援をしたような実績はなく、スマートアイランドの国の補助金を活用して、現状はグリーンスローモビリティという形で有人の運転がなされているという状況は承知しております。

一方で、委員からお話ございました平成29年の自動運転の実証という話については、把握をしていない状況でございます。

2点目の今後の県内の自動運転の展開に関してでございますが、今回、県の方で、社会実装を目指して、長崎空港から新大村駅間での実証実験を実施させていただくこととしております。こちらについては国の方でも自動運転を全国の100か所で実施する目標がある中、本県において実証している団体が市町を含めてなかったということで、まず、県内に普及させていきたいという目的の下、モデルケースをつくっていく必要があるという観点で、まず県の方で主導して広域交通拠点を結ぶ路線でもあることから、実証に取り組もうというところでございます。

これ以降に関しては、まさに今回モデルケースという形で実施していきますので、これを見

て、黒島も含めてコミュニティ交通のような輸送量が少ないところにも導入していける可能性があると思いますし、広域的な幹線にも使っていくことができる可能性があると思っております。

特にコミュニティ交通に導入するとなりますと、市町の役割というのが非常に重要になってきまして、そこで実際に運行している事業者の方にどれだけ興味を持っていただけるかということが重要になってきます。まず、可能性としては、コミュニティ交通を含めて自動運転のニーズが確立されたり、社会需要性、住民の受入れが進んでいけば展開ができていくかと思えます。その際には市町にしっかりと役割を果たしていただきたいと考えているところであります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】島原鉄道の支援についてお尋ねいたします。

午前中、山本委員も質問しておられましたので、ちょっと重複するかもわかりませんが、少し整理をしてお聞かせいただきたいと思います。

現在、島原鉄道の存続について議論が進んでいまして、今後の施設整備に対しては今の支援スキームが継続するものではないと、そういった認識の下に質問いたします。

令和4年、2022年に長崎県地域公共交通活性化協議会が設立されて、さらに、同年11月に県、国、沿線自治体、島原鉄道をはじめとする交通事業者、さらに利用者、有識者で構成する島原鉄道活性化検討部会が下部組織として組成されて、島原鉄道の今後の在り方が検討されているものと思います。

その検討部会では、令和6年度、つまり今年度

中に方向性を決定するスケジュールで、先日も一般質問で答弁があったように、みなし上下分離方式で鉄道を存続させるか、鉄道を廃止してバス転換かの2択に絞って検討が進められていると先ほども山本委員の質問にお答えされておりました。その理由とすれば、運転士不足が一番の理由であるというふうに思っております。

まず、バス転換が厳しいとの見解を示されましたが、なぜバス転換が厳しいのか、具体的な数量をもって説明いただきたいと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】バス転換が現実的に厳しいという答弁を先日的一般質問でさせていただいております。

これに関しては島原鉄道活性化検討部会において、昨年度、それから今年度、今後の方向性の検討に係る調査を民間のコンサル会社に委託させていただいております。

昨年度の調査で、現状、島原鉄道の年間の輸送人員が令和5年度で110万人を超えており、一定の人員の輸送がある状況でございます。まさにこの人員を輸送するために、鉄道を廃止してバスに転換する場合に、昨年の調査では新たに35人の運転士が、いわゆる代替バスを入れるのに35人プラスで必要になる試算がなされております。さらに、今年度の追加調査において、現行バスの路線の効率化、いわゆる輸送密度の低い路線の運転士を回してきて代替バスに充てるといったような効率化を図っても、なお運転士が20人以上、車両でいけば10台以上が不足する試算が出されているところでございます。

路線バスの運転士については、先ほど委員からもお話がありましたように、全国的にも運転士不足が深刻化しているというところで、その結果、県内においてもバス路線の縮小等が顕在化している状況でございますので、先ほど申し

上げた数字、35人、あるいは20人という形で新たにそういった規模の運転士を確保するというのは現実的に大変厳しいというところからの見解でございます。

島原鉄道はバスも鉄道も両方運行しているところでございますが、バスと鉄道の運転士の現在の年齢構成比を見ますと、バス運転士は50歳以上の方が8割以上になります。一方で鉄道の運転士も十分ではない状況ではございますが、50歳未満の方が5割以上いるという状況でございまして、年齢の構成比から見てもバス運転士の方が、高齢化が進んでいるという状況で、このまま年数が経過していけば高齢化もさらに進んでいくということになりますので、バス運転士の確保というのは、鉄道よりも、島原鉄道の会社の中を見ても、より厳しい状況にあると認識しております。

【川崎委員】 詳しくありがとうございました。どの事業所さんも1人採用するのに苦労されているということです。そういった中で、今、効率化を図っても20名と。バスは10台以上、乱暴な言い方ですが、お金さえあれば購入はできるんでしょうが、人はなかなかそういうわけにはいかないなということは、よくわかりました。

バスの定員が、立ち客も入れれば70名ぐらい、鉄道は100名ぐらいと聞いていますので、最大3連結ぐらいで行くというふうに承知をしていますから、1人の人で鉄道は300人、バスは70名、4倍ぐらい、1人が輸送する人数があるということから考えますと、やはりこれは鉄道の方が輸送量とすれば効果的なんだろうというふうに思っています。

そこで、今、厳しいというお言葉がありましたので、私の中では、現実的には2択だったものが、みなし上下分離の1択になったんじゃない

かなというふうに思っているところであります。

そこで、このみなし上下分離、あまり聞き慣れない言葉でございまして、いま一度、詳しい説明をお願いしたいと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】 みなし上下分離に関してのご質問でございます。

先ほど委員からも2択のうち実質1つは難しいということなので1択ではないかというご意見がございましたが、現状、島原鉄道の今後の方向性に関しては検討部会において、みなし上下分離方式において鉄道存続か、バスへの転換という選択肢で検討を行っている状況であることを改めて申し上げさせていただきます。

ご指摘のみなしがつかない上下分離についてですが、鉄道施設、線路、電路、駅の施設を保有する主体と列車の運行を行う主体、つまり、保有する主体が下になりまして、列車を運行する主体が上という形になるわけですが、この上と下を分離する事業形態、これが上下分離というものでございます。

今、話題に上がっております方向性の一つとして考えているみなし上下分離方式については、上下分離方式を少し発展させたものになるのですが、地元自治体が実際に鉄道施設を保有・管理することなく、保有・管理に伴い必要となる、費用を地元自治体が補助金という形で支援することによって、実際は持っていないのですが、お金を補助しているということで持っているようにみなせるだろうということで、実質的に上下分離したのと同じような効果を実現しようというものになっております。

【川崎委員】 みなし上下分離方式は、国や自治体等の財政負担はあるけれども、レールなどの施設は事業者が所有したままで、維持・管理要

員についても自治体が直接採用するということも必要性がないと。そういうふうな認識、自治体で採用して、メンテナンスに人を直接充てるということはないと。ただ、財政負担するので、それがみなされると、そういう理解でよろしいですね。そういう理解をいたしました。

レールや駅舎は上下分離のいわゆる下の方とすぐイメージできますけど、車両そのものは上下どちらに区分されるのか、お尋ねいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】車両について上下分離の上下どちらかというご質問でございますが、まず、一般的に上下分離を行う場合、上と下で保有施設をどのように区分するのかというのが明確に決まっているものではなくて、上を受け持つ鉄道事業者と下を受け持つ地元自治体との協議等によって整理をしていくというものになっております。委員からご質問があった車両の区分に関しては、島原鉄道の今後の方向性として仮にみなし上下分離方式を選択するという場合に、現時点で列車の運行主体である島原鉄道が保有する、つまり上下でいえば上の主体が保有するパターンを想定して、今、沿線市と協議、検討を行っているという状況でございます。

【川崎委員】そうしましたら、先ほど山田委員もお話がありましたが、私が島鉄を見ていると、そんなに新しいと思っていないくて、まず島鉄は15両、保有していると承知していますけれども、車歴はわかりますか。

【鳥居次長兼交通政策課長】島原鉄道が保有する車歴でございますが、委員からお話がありましたとおり、15両、所有しております。そのうちの13両が製造から30年近く経過しているという状況でございますので、一般的に30年を過ぎると、そろそろ更新を考えなければいけない

という時期になりますので、今後10年のところで更新を、15両中13両に関しては更新するかどうかということを検討していかなければならない状況だと考えております。

【川崎委員】30年近く経過をしていると、すみません、そこまで古いとは私は思ってなかったんですが。そうすると、いずれ、30年ということであれば、もうそう遠くない時期に更新も来るんだろうとっております。

そして、先ほど山田委員の質問で、松浦鉄道の1両の価格が3億6,000万円と、大体同じぐらいの金額なんでしょうね。15両だと単純計算すると54億円。実際の耐用年数と違うんでしょうが、法定耐用年数が、私は正確にはわかりませんが、15年なら年間3億6,000万円、10年なら5億4,000万円というところは、今、ここを含めた形で議論がされているのかどうなのか。

今答弁があったように、仮に上下分離の上、つまり島鉄が保有するとなると、かなりまた負担が、今申し上げたような金額が乗っかっていくということになって、真に持続可能な支援に果たしてなるものかというふうに思うんですが、見解を伺います。

【鳥居次長兼交通政策課長】車両の更新が重なることによって事業者の負担が大きくなるのではないかというご指摘だと受け止めております。

車両の負担に関しては、更新をする場合は、先ほど申し上げましたが、現行の鉄道の施設整備補助金の中で車両も対象になりますので、国の補助金、それから県、沿線市の補助金が入る形になります。したがって国、県、地元自治体の負担が大きくなります。

一方で島原鉄道としては、現状も車両更新の際に会社自ら費用負担をしていない形になって

おり、補助金で賄っている状況になっています。そのため、今後、車両更新が発生する場合でも、島原鉄道株式会社としての費用は大きくはならないという形になります。

【川崎委員】費用は大きくならないけど、発生はすると。費用は大きくならないけど、事業者負担はあるということなんですか。

【小川地域振興部長】今、交通政策課長から説明させていただいたのは、通常の、例えば施設整備補助でいけば、国が3分の1、県で3分の1、沿線自治体で3分の1という格好で、いわゆる10分の10の支援をしていると。それと同じスキームで車両についても支援をしたいということでございますので、いわゆる島原鉄道の会社として、事業者としての負担は出てこないということで説明させていただいたところでございます。

また、島原鉄道につきましては、先ほどから答弁させていただいている中で、鉄道事業の再構築事業を使うという形になれば、一部、国の補助金についてもかさ上げ等の措置も取られる可能性もございます。3分の1以上のいわゆる国庫補助がつくとなれば、県もしくは沿線自治体の負担も、一定その部分で緩和できるというところがございます。

もう1点、島原鉄道の車両について、やはり老朽化が進んでおるということで、ここ数年、いろんな議論はありましたが、いわゆる将来の在り方自体が見えていない中で車両を更新するというのは、なかなか対外的な理解が得られないということで、いわゆる在り方の議論を整理した上での対応にしなければいけないということで、ここまで待ったという状況もございますので、当然、在り方検討の中では、今後の車両更新も含めた検討がなされているところでござい

ます。

【川崎委員】そうしますと、車両更新は真に考えないといけない時期に来ていますが、先ほど来の支援スキームの中で事業者負担が生じない支援スキームという形で検討がなされていくと。一方で、国は新スキームで3分の1が2分の1になったり、残りの分については県、自治体というところで少し負担が大きくなっていきますけど、そういった整理で何とか鉄道事業を継続させていく、そのようなことで間違いはないですかね、そう理解をいたしました。ありがとうございました。

そうしましたら、令和6年度に方向性をというところで進んでいたこの検討部会ではありますが、あえて課長が2択が絞られたわけじゃないということは、それは検討されているさなかです。ですので確定的なことは申し上げられないとしても、今後スケジュール感として、この最終決定に向けどういった手続が取られまして、公表され、新スキームでスタートするのか、お尋ねをいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】今後の方向性の決定に向けたスケジュールに関してのお尋ねでございますが、島原鉄道の今後の方向性につきましては、先ほど来申し上げおりますように、令和4年度に設置いたしました島原鉄道活性化検討部会において、もともとスケジュール感としては今年度中に今後の方向性を決定するスケジュールということを示させていただいております。

今後の方向性の決定に向けては、自治体の費用負担の取扱いなどについて、沿線市や事業者の間で合意するということが前提となるため、まさに今そうした協議、調整を行っているところでございます。

新スキームの開始時期につきましては、方向性を決めた後、令和8年度からのスタートを目指すということ、こちらも検討部会における当初のスケジュールとしてお示ししているところでございますので、新しい事業形態のスタートが令和8年度というのが今のスケジュール感でございます。

【川崎委員】 令和8年度スタートですので、ここ1年が大変大事な時期になってこようかと思えます。一般質問では自治体の皆様の合意をどう得ていくのかというようなお話がありましたので、調整をしっかりとお願いしたいと思えます。

一方で、新スキームがスタートするまでは、今年度の予算で1億円を超える施設整備の補助がつきましたけど、この支援する現行のスキームは令和5年で一旦終了しているというふうに思っております。これがいわゆる新スキームがスタートするまでどのような形でこの支援をつないでいくのか、確認をさせていただきます。

【鳥居次長兼交通政策課長】 現行の10か年の整備計画が令和5年で一旦終了しているので、その在り方が決まるまでの間、どうしていくのかというお尋ねでございます。

島原鉄道の施設整備の支援については、松浦鉄道とも同じ形になりますが、これまで事業者等が策定いたしました平成26年から令和5年までの10年間の施設整備計画というものがござります。これに基づいて国、県、沿線3市で支援を行っているところでございます。

この計画が切れた令和6年度、7年度に関しまして施設整備計画の扱いですが、事業者が次の10年間の計画として策定をする必要があったところでございますが、まさに令和4年度からの検討部会における今後の方向性の議論をして

いることもございまして、令和6年度以降の支援については、暫定的に2年間の計画を策定いたしましたして、県と関係4市で構成する島原鉄道自治体連絡協議会において、その計画の内容を承認して、国の方にも申請して、国からも補助金を受け、また県も沿線市も含めて支援を行っているという状況でございます。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山本委員】 1点だけ。午前中の予算のところ、ちょっと外れてたんですけれども、2地域居住のことでもう一度お尋ねをします。

先ほど一部答弁がありましたけれども、去年の11月に広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律ということで、二地域居住促進法と一部では呼ばれているようなんですけれども、こういう法律ができましたと。2地域居住という考え方自体は、私も記憶しておりますけれども、多分20年以上前から言葉としてはあったのかなと思うんですけれども、国が少し踏み込んできたのかなというふうな印象を持っています。

この法律の中身を見ると、特に市町になるんでしょうけれども、県の計画があって、それを基に市が計画をつくることができるとか、県と市と一緒に協議会をつくることができるとか、市町が支援法人を指定できるという内容になっていて、予算的な支援も含まれているようです。

この法律では、県と市の連携を想定していて、県としても積極的に取り組んでほしいと思うんですけれども、2地域居住の本県の現状と、それに対する考え方、今後の取組についてまとめてお尋ねいたします。

【宮本地域づくり推進課長】 2地域居住については、確かに県と市町の連携が重要になってこようかと思えます。午前中にも申し上げました

けど、私どもは関係人口というところでこの数年やってきております。2地域居住という言葉が20年前から、すみません、私はその時代はあれなんですけど、この法律では、2地域居住となっております。我々は、数年前から関係人口の中に含まれると思っておりました。関係人口そのものは数年来力を入れておりますので、当然、県としてはやっていきたいなと思っております。

ただ、その中で市町との連携は当然必要になってきますが、関係人口のこの数年の取組の中でもそうですが、市町によっては、関係人口よりもやっぱり住民票を移した移住者、当面そっちに力を入れたいと、あるいは最初から関係人口もやっていきたいと思います、ちょっと温度差があるようなところもあります。

まずは、関係人口、2地域居住を含めてやっていこうという市町の中で、連携していいケースをつくっていければ、どんどん広がっていくかなと考えているところでございます。

【山本委員】 ちょっとずれますけれども、私もいろいろ調べている中で、「おてつたび」という、いわゆるお手伝いをしながら旅をする、これはちょっと前からあるみたいですが、私は、つい最近初めて知りました。壱岐あたりでもやっていて、旅館あたりは人が足りません、募集します、旅行がてらと、どっちが「がてら」かわかりませんが、そういうふうな形で来られている。これって、ある意味、関係人口として非常にわかりやすい例だと思うし、人手不足対策、それからリタイヤされた方が新たな旅をする中で、そういう縁をつくっていくということで、これは関係人口対策として非常におもしろい。これ自体は民間の取組ですけども、非常におもしろいなというふうに感じました。こ

うものが民間ではあるんですけども、こういうものもまた県の方でプッシュできないかなと思っております。

それから、移住はなかなか難しいけれども、2地域だったら可能性がある。さらに、関係人口だったらもっと可能性がある。この手前に本来の旅行であったり、災害等の支援だったり、そういうのがある中で、ここは少し流れができてきたのかな、成果が出てきたのかなと思っています。空き家対策とも関係してきますし、先ほど言いました支援法人というのが、空き家対策の活用法人と重複してくるケースが出てくるんだろうなと思いますので、地域づくり振興課もそうだろうし、土木部もそうだろうし、農林水産の人材確保ももちろん絡んでくるだろうし、そういう形で県庁の中でも横断的に取り組んでいただきたいし、先ほど、市町との連携と申し上げましたけれども、市町間で温度差はあるによせ、市町とも連携していただきたいと思うんですが、最後をお願いします。

【小川地域振興部長】 委員ご指摘のとおり、いわゆるワーケーションだったり2地域居住、そういう関係人口を拡大していく中で移住に結びついていくんだろうと思っています。

その展開というのは、今後も進めていく必要があると思っていますし、現在の移住とか、仕事の確保というところでも、土木部だったり他の関係部局と連携しながら進めておりますので、今後も引き続き関係部局もしくは市町と十分に連携を図りながら、関係人口の拡大、ひいては移住の促進という形で進めてまいりたいと考えております。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田中委員】 市町村課の選挙管理委員会に通告をしておりましたので、ちょっとお聞かせ願

たいと思います。

全協とか総務委員会でも集中審査した政治資金規正法上の収支報告書、結論は、虚偽記載とか変更というのに一切罰則規定がないのかどうかということを一番聞きたいことですが、結論から先に聞かせてください。

【小橋市町村課総括課長補佐】選挙管理委員会書記室総括の立場でお答えをさせていただきます。

収支報告書の作成におきまして、事実と異なった内容を意図的に記載したものであれば虚偽記載のおそれがあり、政治資金規正法の罰則の規定等が適用されることもあります。

【田中委員】意図的にと、難しかね、意図的というのはね。要は、知事が4年分、第1回の報告書を5年3月31日に出している。それが令和6年8月2日となると、もう2年半ぐらい経過しているわけよ、事実関係からするとね。2年半経過した関係の中で286万円が貸し借りから寄附に変更された、寄附に変更されて寄附金、それから寄附の返却という形で、一応一件落着されているけれどもね。

それから、2,000万円の問題が唐突として出てきた。そして、その中に今度は2,000万円を削除すると資金繰りが合わなくなるからね、マイナスになるんだよ。こういう報告は上げない、マイナスの報告はね。それで突如として2年半ぐらい経過した、時系列的に言うと、知事からの寄附追加というのが390万1,944円。2年半も経過して、また遡ってとかさ、若干、意図的とは言わんけれども、なんかこう操作されているような感じの内容になっている。

だから、選管として受付で間違ってますよなんてことは言えないわけだから、事実関係がわからんわけだからね。ただ、後になって結果論

として、うーん、おかしいぞとなると、一応罰則規定があるんだろうけれども、それは時効みたいなものはないのか。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時43分 休憩 —

— 午後 2時43分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。

【小橋市町村課総括課長補佐】 今、政治資金規正法の罰則の事項まで把握しておりませんが、一般的に収支報告書の保存期間は公表から3年ということになっております。例えば、平成4年分だと5年の11月が公表になりますので、そこから3年が公表期間になります。その期間は対象になると考えております。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時44分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

【鵜瀬委員長】 委員会を再開します。

審査の途中であります、本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から14年となります。

これより、震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく黙禱を捧げたいと思います。

皆様、ご起立をお願いします。

黙禱。

〔黙 禱〕

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

引き続き、議案外の質疑に入りたいと思います。

【田中委員】 もう1点、事務的なことだけでも、確認いたします。

令和6年8月2日に変更がなされた、2,000万円の問題が出てきて。そうすると次年度繰越金が変わってきたわけね。その事実関係はさておいて、第2回目の報告がなされていたはずだ、そして8月に変更があった。そしたら次年度繰越金というのは、普通は横線で変更しなきゃいかんけれども、最初から数字としてきれいなものが上がっている、差し替えとしか思えない。6年の8月に変更した。それで次年度繰越金が変わってきた。それは前の報告が最初から立派な数字で、本当はこれ、変更という形にしなければいけないと私は思うんだけど、見解を聞いておきたい。

【小橋市町村課総括課長補佐】ただいまのご質問ですが、おっしゃっているのは令和5年分の収支報告書の繰越額が訂正されずにとのことだと思います。

令和5年分の収支報告書につきましては、令和6年11月末に公表しております。実は、この間におきましては、我々、収支報告書をチェックする期間というのを3月以降設けております。その中で我々が発見した誤り、または政治団体から修正の申し出があったものにつきましては、差し替えでの対応を認めておりますので、修正ではなく差し替えで対応する分であれば、そういった見え消しがないという状況になります。

【田中委員】そうすると、提出した問題じゃなくて、公開までの間は差し替えを認めると、その後は削除とか変更とか追加という感じでやっていくということですね。

ちなみに、2,000万で返済を受けた、それをまた戻したという処理が残っているわけね、2,000万で、460万とプラス百何十万、その処理は今年度だから新たな問題として何の問題もな

く、訂正じゃなくして最初から出てくるわけですかね、そこまで確認しておきたい。

【小橋市町村課総括課長補佐】収支報告書につきましては、公表までの間は、先ほど申し上げましたように差し替えを認めております。ですので、その時点でのやり取りというものの記載については、我々としては書かれたとおりというふうに理解しております。

収支報告書につきましては、全てそうですが、長崎県の場合はホームページで公表し、県民の方、国民の方に広く評価をいただいておりますので、内容につきましてはの評価は、それを見ていただいた有権者の方のご判断ということになります。

【田中委員】終わります。

【小橋市町村課総括課長補佐】すみません。先ほど答弁した中で虚偽記載の事項のお話があったと思います。

政治資金規正法は、確かに公表から3年ですが、罰則の適用は刑事訴訟法になるということで5年間ということになります。

訂正させていただきます。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時51分 休憩 —

— 午後 2時52分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前

10時から委員会を再開し、秘書・広報戦略部、
総務部、危機管理部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時52分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年3月12日

自 午前10時 0分
至 午後 2時46分
於 委員会室 1

総務部次長	猿渡 圭子 君
総務文書課長	小林 陽子 君
県民センター長	桒原 恵 君
人事課長	徳永 真一 君
新行政推進室長	井手美和子 君
職員厚生課長	井手 潤也 君
財政課長(参事監)	苑田 弘継 君
財政課企画監	鴨川 司 君
管財課長	森 祐子 君
管財課企画監	坂本 将志 君
税務課長	田端 健二 君
税務課企画監	田島 義史 君
債権管理室長	太田 昌徳 君
スマート県庁推進課長	吉村 邦裕 君
スマート県庁推進課企画監	江口 詔一 君
総務事務センター長	本村 篤 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	鵜瀬 和博 君
副委員長(副会長)	大久保堅太 君
委員	田中 愛国 君
"	外間 雅広 君
"	山田 朋子 君
"	川崎 祥司 君
"	深堀ひろし 君
"	山本 由夫 君
"	宅島 寿一 君
"	堤 典子 君
"	中村 俊介 君

危機管理部長	今富 洋祐 君
危機管理対策監	池田 聡 君
防災企画課長	飛永 琢也 君
基地対策・国民保護課長	庄司 貴繁 君
消防保安室長	松尾 健自 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

秘書・広報戦略部長	陣野 和弘 君
秘書・広報戦略部次長	中原 康博 君
秘書課長	黒島 航 君
ながさきPR戦略課長	永川 慎吾 君
広報課長	松浦 浩二 君

総務部長 中尾 正英 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【鵜瀬委員長】 皆さん、おはようございます。
ただいまより、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、秘書・広報戦略部長より予算議案の説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】おはようございます。

秘書・広報戦略部関係の議案についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

議案の説明に先立ちまして、秘書・広報戦略部の新年度の取組の方向性についてご説明いたします。

令和7年度当初予算においては、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、「新しい長崎県づくりのビジョン」が目指す「未来大国」の実現に向けて、部局間連携・融合による施策の充実強化を図るとともに、市町や関係団体、民間企業及び県民の皆様と協力力を合わせて一緒に取り組んでまいります。

このうち、秘書・広報戦略部においては、自然・歴史・文化・環境等の本県の多様な魅力を再認識し、他県と差別化された選ばれる「新しい長崎県」の実現に向け、総体的なイメージ向上につながる「ながさきブランド」の構築に取り組むとともに、最適な広報媒体を選択し、必要な情報が、届けるべき方に確実に届き、行動変容につながる戦略的かつ分野横断的な情報発信に取り組んでまいります。

それではまず、第1号議案「令和7年度長崎県

一般会計予算」のうち、秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算で諸収入347万3,000円、合計347万3,000円、歳出予算は総務管理費9億5,610万9,000円、合計9億5,610万9,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

(戦略PR推進事業費について)

県民が共感し、誇りに思えるような「ながさきブランド」の構築に向けて、ブランディングの考え方を県内に醸成し、浸透させるための取組などに要する経費として、2,333万9,000円を計上いたしております。

(ながさきの魅力発信事業費について)

民間の知見を活用し、各部局の情報発信・PR事業に対する伴走型の支援を行う実効性の高い情報発信の推進に要する経費や、大阪・関西万博において、九州・長崎の魅力を国内外に広く発信し、誘客促進につなげるための九州7県合同催事の開催などに要する経費として、1億314万5,000円を計上いたしております。

(広報誌発行費について)

全世帯広報誌の発行等に要する経費として、1億1,172万1,000円を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和8年度の債務負担を行う主なものについて、ご説明いたします。

広報業務に係る令和8年度に要する経費として、1億4,591万4,000円を計上いたしております。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち、秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算で諸収入2,000円の

減、合計2,000円の減、歳出予算で総務管理費4,216万6,000円の減、合計4,216万6,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

(ながさきの魅力発信事業費について)

関係人口情報発信業務の実績見込減に伴う委託費等の減1,624万3,000円を計上いたしております。

(視聴覚広報活動費について)

広報ラジオ番組制作・放送等に関する経費の実績見込減に伴う委託費の減480万6,000円を計上いたしております。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般補正予算(第7号)」のうち、秘書・広報戦略部関係について、ご説明いたします。

補正予算額は、歳出予算で総務管理費993万5,000円の増、合計993万5,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員の報酬等改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもつ令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】次に、総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第9号議案「令和7年度長崎県庁用管理特別会計予算」、第12号議案「令和7年度長崎県公債管理特別会計予算」、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、第54号議案「令和6年度長崎県庁用管特別会計補正予算(第1号)」、第57号議案「令和6年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)」、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

はじめに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は、5,619億4,378万7,000円、歳出予算総額は、1,867億3,610万9,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、本庁舎及び振興局庁舎の改修、県南振興局庁舎整備等に要する経費、ふるさと納税の推進に係る経費や令和7年度のふるさと納税を次年度以降の財源として活用するための基金積立金、庁内業務のデジタル化推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費でございます。

また、4ページでございますが、債務負担行為については、パソコンや複写機など総務行政事務に必要な機器等の貸借に係る令和8年度から令和12年度までに要する経費等を計上いたしております。

次に、第9号議案「令和7年度長崎県庁用管理特別会計予算」についてであります。

算、歳出予算ともに、総額2億7,154万3,000円を計上いたしております。

また、債務負担行為として、文書集中収受発送に係る令和8年度に要する経費等を計上いたしております。

次に、第12号議案「令和7年度長崎県公債管理特別会計予算」についてであります。歳入予算、歳出予算ともに、総額750億9,135万6,000円を計上いたしております。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算総額151億4,936万円の減、歳出予算総額36億6,759万2,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、令和5年度決算剰余金の積立に伴う財政調整基金積立金等の増、地方消費税に係る他県との清算金の減、地方消費税の市町に対する交付金の減でございます。

次に、第54号議案「令和6年度長崎県庁用管特別会計補正予算(第1号)」についてであります。補正予算額は、歳入予算、歳出予算ともに4,249万1,000円の減を計上しており、歳出予算の補正の主なものは自動車集中管理運営費の減であります。

次に、第57号議案「令和6年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)」についてであります。補正予算額は、歳入予算、歳出予算ともに1億997万7,000円の減を計上しており、歳出予算の補正の主なものは、元利償還金の減であります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で46億2,800万5,000円の増、歳出予算は、合計で2億1,224万7,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、危機管理部長より、予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】 おはようございます。

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」危機管理部の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

はじめに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち、危機管理部関係についてご

説明いたします。

予算額は、歳入予算で合計2億2,873万8,000円、歳出予算で16億4,274万4,000円を計上いたしております。

このうち、主な事業についてご説明いたします。

(防災対策費について)

長崎県総合防災訓練等の実施や自主防災組織結成に向けた防災推進員養成講座の実施等の防災対策の推進に要する経費として、5,963万円を計上いたしております。

次に、3ページをご覧ください。

(能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業費について)

能登半島地震の課題を踏まえ、地震アセスメント調査等を行い、防災対策の充実・強化を推進する経費として、2億186万8,000円を計上いたしております。

(消防業務指導費について)

急な病気やけがで、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかを電話で相談する救急安心センター事業(＃7119)や消防団活動の充実強化等に要する経費として、6,325万5,000円を計上いたしております。

その他の事業につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページをご覧ください。

令和8年度以降、債務負担を行うものについて、主なものをご説明いたします。

防災ヘリコプター運航管理業務に係る令和8年度に要する経費として、2億円、長崎県防災行政無線県南振興局設備移設事業に係る令和8年度から令和9年度までに要する経費として、2億1,230万円を計上いたしております。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計

補正予算(第6号)」のうち危機管理部関係についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算で合計422万6,000円の減、歳出予算で6,797万円の減を計上いたしております。

これは、主に、原子力災害対策整備事業費における国の交付決定に伴う減によるものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費として、防災対策費1億1,164万円、防災ヘリコプター運航費4,381万2,000円を計上いたしております。

これは、震度情報ネットワークシステムの回線改修工事における受信状況の改善に向けた調整と、防災ヘリコプターの大村飛行場舗装工事における施工方法の検討に、それぞれ不測の期間を要するため、年度内に適正な工期が確保できなくなったことから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち危機管理部関係についてご説明いたします。

予算額は、歳出予算で1,122万円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

6ページをご覧ください。

最後に、令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、提出があった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料(政策的新規事業)」について説明を求めます。

【黒島秘書課長】 おはようございます。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました政策的新規事業の計上状況のうち、秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

秘書・広報戦略部関係では、1に記載の大阪・関西万博出展事業費の1事業でございます。

内容につきましては、事業概要に記載のとおり、大阪・関西万博において、九州7県の合同催事を開催する事業となっております。

資料の説明は、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【飛永防災企画課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました危機管理部関係の令和7年度当初予算における政策的新規事業の計上状況についてご説明いたします。

資料の2ページの3段目をご覧ください。

能登半島地震の課題を踏まえ、地震アセスメント調査等を行い、防災対策の充実・強化を図るための経費として2億186万8,000円を計上しております。

以上で危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【鵜瀬分科会長】 次に、ながさきPR戦略課長より、補足説明を求めます。

【永川ながさきPR戦略課長】 おはようございます。私から、「ながさきブランディング・情報発信戦略骨子(案)」につきましてご説明を申し上げます。

こちらは、総務委員会の補足説明資料でございますが、令和7年度の予算にも関連する内容でございますので、本分科会にてご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

まずは、戦略策定の目的でございます。ながさきPR戦略課では、国内のみならず、世界に存在感を示し、選ばれる「新しい長崎県」の実現を目指し、長崎県の総体的なイメージの向上につながるブランディングに取り組んでおります。

県民の皆様、本県の多様な魅力を再認識していただき、ふるさとに誇りを持っていただけるような長崎県のブランド価値を、県民の皆様と一緒に作り上げていきたいということをこちらには記載をいたしております。

次に、ブランドの構築の基本的な考え方につきましては、ブランディングには内部に向けたインナーブランディングと、外部に向けたアウトターブランディングがあり、両方を回しながらブランドの価値を高めていきたいと考えておりますが、まずは県民の皆様が共感し、一緒に行動していただけるようなインナーブランディングに注力していきたいということを記載しております。

続きまして、ブランド構築の考え方につきましては、県民の皆様がふるさとに愛着や誇りを持てれば、ふるさとをもっとよくしていきたい

という行動変容につながり、長崎の未来に希望を抱くことができるのではないかと考えているところでございます。

こうした考えのもと、長崎県への愛着や誇りから、長崎ならではのながさきブランドを導きまして、それを未来に向かってふさわしく育て、広め、浸透させていく、ながさきブランディングを推進していくことを記載しております。

なお、この戦略におきましては、ながさきブランドとながさきブランディングの定義を記載のとおりに提示しております。

2ページをご覧ください。

ながさきブランドについてでございます。今回の戦略策定に当たりまして、県内外の方々へのインターネットでのアンケートや、県内6地域の市町や民間、県内在住の外国人の方々へのグループインタビュー、県庁と民間の若手職員のワーキング会議を実施いたしまして、長崎県の魅力等についてご意見を伺いました。

ブランドに関する調査結果の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

なお、補足説明資料の後半に添付をしております調査結果概要の3ページから12ページに該当する調査の詳細を記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、長崎県のブランド価値につきましては、調査結果から、長崎県への愛着や誇りとして挙げられた要素から構成される可能性があることが見えてまいりました。各要素等から、ブランド価値の軸(コア)となるものを見出していくことを期待しております。

続きまして、ながさきブランドの言語化・可視化につきましては、県民の皆様が共感し、誇りに思い、一緒に行動したいと思える長崎県ブランドの価値をブランドステートメント、キャ

ッチコピー、ビジュアルアイデンティティに落とし込んでまいります。

3ページをご覧ください。

ながさきブランディングの調査結果の主なものは、記載のとおりでございます。こちらも添付の調査結果概要の14ページから19ページに該当する調査の詳細を記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、ながさきブランディングの方向性につきましては、県民の皆様が愛着や誇りを感じている長崎県のブランド価値にフォーカスをいたしまして、次期長崎県総合計画と連動したブランディングの施策を推進することにより、さらに愛着や誇りを高め、選ばれる「新しい長崎県」を目指すことを期待しております。

今回の調査で、愛着に比べると誇りが低いことがわかりましたので、今後の議論で整理を進めていきたいと考えております。

続きまして、ながさきブランディングの推進体制につきましては、庁内の戦略PR本部会議で部局間連携を継続して行いつつ、部長や関係団体等で構成し、今回の戦略に対するご意見を伺っております「ながさきブランド検討会議」を名称変更いたしまして、実施・実行段階におきましても連携を図りながら進めていきたいということを記載しているところでございます。

続いて、ながさきブランディングの情報発信戦略につきましては、ターゲットを踏まえた内容の設計や事後広報の強化、トーン＆マナーの統一などを図っていくことを記載しております。

4ページをご覧ください。

ながさきブランディングの関連取組例につきましては、県だけではなく、県民の自発的な行動につなげていくため、県内各地域でのセミナ

一の開催等によるブランディングの考え方の周知広報や次期総合計画と連動した事業等も検討することを記載しております。

続きまして、ながさきブランディングのKPIでございますが、今回の調査におきまして、県内在住者、県職員ともに約5割でありました「誇り度」に設定することを検討したい旨、記載しております。

最後に、ブランディングの期間とロードマップでございますが、県内外に浸透させるためには、長期的に取り組んでいく必要があることから、おおむね10年を事業期間といたしまして、戦略策定後、導入期、普及期、展開期の3期に分けて取組を推進していくことを記載しております。

なお、KPIの評価を総合計画の時期と合わせまして、12年度、17年度に実施することを想定しております。

ながさきPR戦略課の補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

今説明がありました戦略PR推進事業費についてお尋ねいたします。

県民が共感をして誇りに思えるようなながさきブランドの構築に向けて、ブランディングの考え方を県内に醸成し、浸透させるための取組などに要する経費という説明でございました。

まず、一般論として、このブランドを構築するということについての認識を伺います。

【永川ながさきPR戦略課長】一般的にブラン

ディングと申しますのは、一方的に自分たちのことを伝えるだけではなく、あらゆる行動を通じまして、相手の方にあるべきブランドのイメージを連想してもらうこと。例えばでございますが、長崎県の魚はおいしいなどといったポジティブなイメージを県内外の多くの方々に抱いていただける状態を目指すものでございまして、自分たちが目指したい軸を定め、それに向けて、口で言うだけではなくて、行動も伴った言動一致の取組を行っていくことと認識をしております。

本県におけるブランド構築に当たりましては、まずは県民の皆様の本県の多様な魅力を再認識していただきたいと考えておりまして、誇りに思ってもらえるようなブランドの価値を定義したうえで、県民の皆様が共感し、行動につなげていただくようなブランディングの取組を行っていくことが必要と考えているところでございます。

県民の皆様が共感し、県民自らも発信する情報や取組は、本物の情報といたしまして、県外の皆様に伝わり、共感も広がっていくものと考えているところでございます。そして、県外の方から、「長崎っていいよね」と褒めていただければ、さらなる県民の皆様の誇りにつながることから、県外の方のよい評価を得られるような取組も併せて行っていくことで、長崎県が選ばれる県となり、関係人口等の拡大につなげていければと考えているところでございます。

【川崎委員】今、基本的な認識を確認させていただきました。

重複いたしますけれども、先ほど説明に県民の皆様が長崎県の魅力を再認識していただき、長崎をもっと好きになり、長崎に生まれてよかった、暮らせてよかったと思えるような長崎県

のブランド価値を県民の皆様と一緒に作り上げるとのことと、着手するに当たっては、まずは県民の皆様が長崎県の魅力を再認識するとともに誇りに感じられ、一緒に行動して発信していただけるようなインナーブランディングに注力するということの説明がありまして、再確認をさせていただきます。

そこで、少しご紹介がありましたが、ながさきブランディング情報発信戦略骨子のアンケート調査と分析ですね。これを見せていただきまして、再三、先ほどからおっしゃっています誇り度について、誇りに思うということと、どちらかといえばそう思うというのを足し合わせていくと県職員の方が44.5ポイント、県内在住者は51.9ポイント、県職員の方は半分もいかないという状況ですね。

未来への希望度というのが14ページにありますが、明るいと思う、どちらかといえばそう思う方が、なんと県職員の方は19.1ポイントにとどまっている。県内在住の方も27.5ポイントと、4分の1ぐらいなんです。

未来への可能性、良くすることができる、どちらかといえばそう思うが、県職員の方は56%、県内在住の方44.6%です。

この3つだけ取り上げましたけれども、極めて厳しい結果というのが浮き彫りになっているというふうに思っております。

まず、これをどう受け止めておられるのか、お伺いいたします。

【永川ながさきPR戦略課長】このブランドを構築していくに当たりまして、いかに県民の皆様が共感し、行動に移していただけるかが重要でございまして、委員ご指摘のとおり、そのことに大きな影響を及ぼすと思われます誇りや未来への希望などの数値が低いことにつきまして

は、大変重く受け止めているところでございます。特に、県職員の数字が低いことに関しましては、厳しい状況であると考えております。県に対して誇りや希望を持ってない職員が、県民の皆様共感してもらい、未来に希望を抱いてもらうような事業をつくっていくことは難しいのではないかと考えております。

そのため、まずは県職員に対しまして、ブランディングの考え方を浸透させまして、そのマインドの醸成や情報発信のスキルアップのための研修などを行うとともに、県民の皆様にもブランドの考え方を伝えるための広報にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】もう本当、まず職員の皆様の意識改革からスタートしていかないといけないんでしょうね。

このながさきブランドの構築に当たって、アウトプットは何なのか、改めて確認をさせていただきます。

【永川ながさきPR戦略課長】アウトプットでございますけれども、県民の皆様は長崎県のイメージに合うよね、良いよねと共感をしていただきまして、自ら発信したい、行動したいと思えるようなキャッチコピーやビジュアルをまずは作成をいたします。ただ、そのキャッチコピーやビジュアルをつくるのがゴールではなく、このブランドをきっかけに県民の皆様は本県の多様な魅力を再認識し、誇りを持っていただきまして、長崎のありたい姿に向かって行動につなげていただきたいと思います。

その結果といたしまして、国内外へながさきブランドが浸透し、観光や移住等の関係人口の拡大等につながっていければと考えております。

なお、先ほどもご説明しましたが、このプロ

ジェクトの数値目標として、ながさきブランドの価値を構成し、未来のありたい姿に向かって行動する際に強い相関があると思われます「誇り度」をKPIに設定することを検討しております。

【川崎委員】その誇り度が上がっていくことが大きな目的であると。これを上げていくのがアウトプットの大きな趣旨であるということでございまして、ぜひ先ほどの厳しいアンケートの結果を、さらに改善をしていただきたいというふうに思っております。

まず、ブランドステートメント、キャッチコピー、ビジュアルアイデンティティというものが具体的なものとして先ほど説明がありました。これはいつ頃発表されるか、お尋ねいたします。

【永川ながさきPR戦略課長】本議会での議論を踏まえまして、7月頃には戦略を策定してまいりたいと考えております。

今後、キャッチコピーやビジュアルステートメント等を制作するに当たりまして、今回の調査結果や各種会議のご意見に加えまして、担当するクリエイターやコピーライター、デザイナーに県内各地を視察していただきまして、本県の自然、歴史・文化、食、人などの多様な魅力を感じていただき、制作のヒントにさせていただく予定としております。

次の6月議会におきましても、改めて委員の皆様にも検討状況をご説明いたしまして、ご意見をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

【川崎委員】では、6月議会を楽しみにしておりますので、ぜひ県民の誇り度が高まるような、そういったものを作成していただきたいと思っております。

一足飛びにぼんと上がるということもなかなか難しい。よって10年ぐらいを事業というか、取組ということでもありました。ぜひ、しかるべき時期には再度、意識調査をはかっていきながら、どう進捗しているのかということを確認していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【永川ながさきPR戦略課長】委員ご指摘のとおり、ブランディングを進めていくことによりまして、これらの数値がどう変化していくかは、しっかりと把握していく必要があると考えておりまして、今後、定期的に調査を行ってまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】まず、職員の变化を、急激な变化を期待したいと思います。よろしく願います。

そこで、インナーブランディングということとして、まずは、どっちかという県民の誇りを高めていくということで、一般的にブランドとすると、モノを売るための、販売のためのブランディングというイメージがあるんですが、そこは混同しないようにしないといけないんですが、このインナーブランディングというところで取り組んでいる、都道府県レベルでやっている事例、またこういったところは奏功していますよというのがあれば、ぜひご紹介をいただきたいと思います。

【永川ながさきPR戦略課長】どちらかと言えばブランディングよりも、先ほど委員がおっしゃった対外的なプロモーションの事例でございますけれども、例えば高知県でございますが、一度会ったら家族のように親くなる県民性を表現して、「高知県は一つの大家族やき」というキャッチコピーで、主に県外向けで観光や食、移住などをトータルでPRする、高知の家と書き

まして「高知家」というプロモーションを10年かけて行っておりまして、こちらは観光客等の増加に一定の効果があったということをお聞きしております。ただ、これは今、ご指摘があったように、どちらかというとプロモーションでございます。

一方、インナーブランディングのところの事例でございますけれども、こちらは都道府県レベルではございませんけれども、川崎市でございますが、「Colors,Future! いろいろって、未来。」という川崎市の多様性や可能性を表現したメッセージを掲げまして、市民の川崎への愛着や誇りの醸成、対外的な認知度やイメージ向上を目的に展開をされているところでございます。川崎市の市制100周年事業と連携いたしまして、市民や民間企業を巻き込んだ取組や、教育現場での取組など、10年かけて行っておられまして、ブランドロゴの認知度は県民の約9割というふうにお聞きしております。かなり市民への浸透が進んでいるとお聞きしております。特に、子どもたちへの浸透はかなり進んでいるとお聞きしております。先ほどのキャッチコピー、子どもたちは皆ほとんど言えるということもお聞きしました。川崎市は、愛着や誇り度のシビックプライド指標という成果指標を設定して、それを高める取組を行っているとのことでございます。

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【山本委員】 総務部の方でお伺いをしたいんですけれども、まず、県債の関係です。本県の場合は、厳しい財政状況の中で、一つの策としては有利な起債を活用していくということになってきますけれども、今回の2月の補正予算、それから当初予算において、こういう交付税措置の

ある有利な起債をどの程度活用されているのか、まずそれをお伺いします。

【苑田財政課長】 お尋ねの有利な県債の活用状況でございますけれども、まず、令和6年度につきましては2月補正後の予算におきまして、まず、種類としては幾つかあるんですけれども、例えば災害の発生の予防について、今、国の方に有利なメニューがございまして、緊急自然災害防止対策事業債といったものがございます。また、施設の集約化や複合化を図る場合には、公共施設等適正管理推進事業債という有利な起債がございます。

そうしたところを含めまして、令和6年度の2月補正後の予算では、全体として197億円ほどの有利な地方債を活用させていただいているところでございます。

令和7年度の当初予算におきましては、今申し上げましたような起債のほか、令和7年度から国の方で新設されましたデジタルを活用して取り組む場合に機器の整備等に使いますデジタル活用推進事業債といったものも含めまして、249億円を充当させていただいているところでございます。

【山本委員】 そしたら、発行枠を今ご説明いただいたんですけれども、これによる財政効果というのは幾らずつあるのかということをお願いします。

【苑田財政課長】 令和6年度につきましては、先ほど申し上げた197億円に対しまして交付税の措置が、多いところでは割合として70%ほど措置されるものとかございますので、全体として197億円に対して132億円ほどがいわゆる交付税措置として措置がなされるという状況でございます。

令和7年度につきましては、同じく249億円に

対しまして166億円ほどが交付税措置として措置される状況となっております。

【山本委員】 そうすると、総額で450億円ぐらいになるのかな。財政効果として、合わせて300億円ぐらいの財政効果があるということですね。ありがとうございました。

今度、令和7年度末の県債の状況ということで、年度末残高としては1兆2,130億円と。そのうち臨時財政対策債が3,159億円、臨時財政対策債を除く実質的な県債というのが8,971億円ということになってくるんですけれども、こういう有利な県債を、交付税措置のあるものがその中に含まれていると。そうすると、実質的な残高というのが出せるんですか。8,971億円のうち、交付税措置を加味したような実質的な残高は幾らぐらいというのは出るんでしょうか。

【鵜瀬分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時42分 休憩 —

— 午前10時43分 再開 —

【鵜瀬分科会長】 再開します。

【苑田財政課長】 交付税措置を含めました全体の状況でございますけれども、残高に対しまして、令和6年度末の見込みとしましては、いわゆる交付税とかを含めた償還財源の手当てされる割合というのが56%程度含まれておりますので、今後、有利な活用に対して、例えば令和5年度末の状況ですと、この手当て率が57%程度なんですけれども、6年度末につきましても、有利な財源を使いながらも同じく56.1%といった状況ですので、全体としての残額というのは増えておりますけれども、償還財源の手当てを考えますと、横ばいといった状況に推移しておりますので、引き続き、この有利な財源を活用しながら対応してまいりたいと考えております。

【山本委員】 すみません、急な質疑で申し訳ありませんでした。

一般的に、県債は1兆2,000億円ありますよ。だから、臨時財政対策債を除くということで9,000億円ぐらいということで一般的には理解するんですけれども、計画どおりいくかどうか、将来的なものもありますけれども、実際にはそこまではないんですよというふうな、楽観的ではないんですけれども、そういう見方をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ふるさと納税の関係ですけれども、横長資料の52ページのふるさと納税推進対策費ということで、全体で18億2,500万円、このうち基金に積み立てるのが12億円ありますから、実質的なふるさと納税推進のための経費というのは6億2,000万円ということになるかと思うんですけれども、この内訳を教えてください。

【田島税務課企画監】 ふるさと納税の令和7年度のふるさと納税推進対策費の内訳ですが、事務費を除いた委託料、ふるさと納税を募集するサイトをお願いする運営費の委託料等が約6億1,000万円になります。残りが、書類代など事務費になっております。委託料ですが、これには返礼品の経費、その送料等も含まれております。

【山本委員】 わかりました。6億1,000万円ですね。一般的にふるさと納税の場合は、返礼品を含む経費率が50%以下とかいうのがあると思うんですけれども、令和5年度のふるさと納税の実績が約5億9,500万円ぐらいだったと思うんです。今のから逆算すると、だから、かなり多額のふるさと納税を想定しているということになると思うんですけれども、まず、令和6年度の現時点でのふるさと納税の収納額、それから

7年度の見込みというんですか、見込みできるかどうか分かりませんが、この予算においてどういうふうに見込んでいるのか、そこをお願いします。

【田島税務課企画監】 令和6年度のふるさと納税の実績、2月末現在の状況ですが、今年度当初予算で計上した目標額は10億円にして、これに近づいてきているところではあります。

また、令和7年度は、今の実績を見越してさらに頑張っていこうということで、少し上積みして12億円を計上しております。

【山本委員】 それの半分ということですかね。半分以下に抑えるということですかね。

【田島税務課企画監】 経費については、総務省の規則で寄附金額の50%以内にしないといけないということになっておりますので、その予定になっております。

【山本委員】 わかりました。

次に、7年ぐらい前にふるさと納税の実質的な収支はどうなっているんですかということをお伺いしたことがあって、ふるさと納税で寄附していただいた金額から経費を引いて、それが単純なプラス・マイナスなんですけど、実際には県内の方が他県等に納税することによって税額が控除されるということで、これが減収になりますよと。75%交付税措置があるとしても、トータルでプラスなんですけど、マイナスなんですとかというやり取りをしたことがあるんですね。これが、現状どうなっているのか、今後の見込みを含めてをお願いします。

【田島税務課企画監】 令和5年度の実績で申しますと、寄附金額が約5億9,400万円、返礼品等の募集に費やした必要経費が2億9,800万円、差し引き、実質収支は2億9,000万円ほどになります。一方、長崎県の皆様が他県に寄附をした場

合、住民税の控除があります。この県民税の控除額が約13億円、これの75%を交付税で補填され、補填後の減収額が約3億2,000万円になります。実質収入額から補填後の減収額を差し引きますと、約2,900万円のマイナスとなっております。

今年度、令和6年度の実績で黒字になるところは、県民税の控除額が15億円ほどになりますので、それを逆算して経費率を50%で計算すると、約7億5,000万円を超えたところで黒字になってくる計算になります。

【山本委員】 わかりました。なかなか県民の皆様にふるさと納税をしないでくださいと言うわけにはいかないの、ふるさと納税の金額、収入自体を今の制度の中で上げていくしかないのかなと思うんですけれども、この5億9,400万円が令和5年度で、令和6年度は10億円ぐらいになりそうということですから、今後の増収策というんですか、増収策、あるいは今使っていっぱやる業者さんが非常に、県にふるさと納税をしてもらうためのさとふるとかの業者さんが、えらく多い感じがするんですけれども、そういったところも含めて、この部分の収支改善策というんでしょうか、そういったものについて方向性がありましたら、ご説明をお願いします。

【田島税務課企画監】 さらなる寄附額の増収と考えた場合、魅力ある返礼品の開発、また今ある返礼品のブラッシュアップ等もしながら、さらに増収をやっていきたいと思っております。

ふるさと納税サイトの募集サイトは、現在、令和6年度で12サイトと契約しております。令和6年度に2つのサイトを追加しまして12サイトになっております。

【山本委員】 わかりました。7年ぐらい前にや

り取りをした時も、やっぱり市町は市町でやっているというのがあって、県があまりにも前面に出すぎることによって市町に支障がないようにというふうな、バランスをとるようなお話もありました。

県の場合には、県全体というふうなことで、その辺のすみ分けは難しいところがあるかもしれませんが、長崎県全体に共通するような、さっきブランドの話がありましたけれども、そういった中で県として訴えるもの、場合によっては市町も含めてかもしれないですけども、そういった形で返礼品だけの勝負じゃないと思いますので、施策目的の内容も含めて魅力的なものにしていいただければと思います。

最後に、話は変わりますが、横長資料の利子収入です。いわゆる基金等の運用による収益ということで、出納局で聞いた時には、出納局の方は歳計現金をある程度まとめて普通預金で運用していると。債券等の運用については財政課等になっているという説明だったんですけども、今回の一般会計における利子収入は3億1,800万円、それから公債管理特別会計の利子2億3,000万円、それぞれの運用残高、それから利率がどの程度であるのか、それをお願いします。

【苑田財政課長】まず、一般会計における債券の運用の状況でございますけれども、全体で629億円ほどを債券で運用させていただいております。

それと、公債管理特別会計の分が257億円ほどを運用させていただいております。特に、一般会計につきましては、財政課所管分で運用します分と、お話がございましたように個別に運用する部分とございますので、先ほどお話のあった3億1,800万円というのは財政課の方で

所管する基金の運用益ということになる状況でございます。

【山本委員】今現在の運用の利率というのは、いわゆる債券の分ですね、そういうのは出ているでしょう。

【苑田財政課長】運用利率は、いわゆる購入する債券の年限によって様々異なる状況でございますけれども、主なもので申し上げますと、20年償還の債券でございますと、近年の発行実績としては1.7%から1.8%といった状況でございます。また、短期の5年とかで申し上げますと、0.59%から0.82%といったような状況で運用させていただいている状況でございます。

【山本委員】最後にします。

平成30年ぐらいに私は債券運用を提案したんです。ただ、その当時は金利がある程度下がってしまっていたところで、今から買うのはちょっとリスクがあるなというふうなやり取りをした記憶があります。今現在、金利が少し上がってきている。これが残念ながら、今どこまで上がるかというのがわからないところではあるんですけども、いわゆる商品として考えた時には、利率自体は上がってきているというふうな感じがあります。もちろん、またそれ以上上がってしまうと、いわゆる含み損が出てしまうという問題はあるんですけども、ある意味チャンスがきているのかもしれないなというふうな認識を持っています。ですから、預金利率に比べて高い、それからある程度拘束できるものについては、やっぱりこれだって億単位の収益が出ているわけですから、これを普通預金にしていたらこんな金額は出ないわけですから、そういったところも、市場の動向も見ながら考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【深堀委員】今のに関連してお尋ねしたかったんですが、先ほど財政課長が報告されたのは横長資料の13ページ、歳入の部分だったというふうに理解をしています。

本年度の予算が3億1,800万円ほどだということで先ほど答弁もありましたが、前年度が3,700万円ぐらいの計上だったわけですよ。これが極端に伸びている部分ですね、これが何なのかというのを教えてください。

【苑田財政課長】これは令和6年度と7年度が大きく伸びている状況でございますけれども、債券運用を少し本格的にといいますか、拡充いたしましたのは令和5年度の途中からでございます。そういう中で、先ほどお話がございましたように債券運用の方が当然預金運用よりも運用益は大きいんですけれども、令和5年度の途中からだったものですから、令和6年度の段階では、基本的に預金運用益を基本として、例えば0.01%とかの状況でございましたので、そうした積算のもとで運用益を積算して当初予算にも計上する形で3,700万円といったような状況で上げさせていただいておりました。

令和7年度の予算につきましては、令和6年度、そうした債券運用がある程度具体的に運用状況が見えてまいりましたので、一定見込める部分については債券の運用益を想定して積算をしようということで、令和7年度からは預金の運用と債券の運用をミックスする形で運用益をはじかせていただく形で大きく債券運用の部分の増となっている状況でございます。

【深堀委員】念のため確認しますが、先ほど債券の総額が629億円という話がありました。債券運用自体は、本当に過去全くしてなかったということなんですか。

【苑田財政課長】令和4年度までは少額だったんですけれども、令和5年度から少し債券運用を拡大しまして、令和5年度で500億円近い額を債券運用で開始したという状況でございます。

【深堀委員】わかりました。令和5年度、2023年ですね。ちょっと気になっているのは、基金の債券の含み損が拡大しているということなんですよね。これは、いろんな自治体の規模によっても違いますけれども、福岡県の福津市とか宗像市は数十億円程度含み損が発生していると、基金の債券の部分がですね。結局、日銀の2024年3月のマイナス金利解除、これが影響してきて、債権の含み損が発生してきているということなんです。本県において、先ほど3億1,800万円の歳入の配当等が計上されているんですけども、この含み損について、本県の状況はどうなっていますか。

【苑田財政課長】ご指摘のとおり、過去に購入した債券というのは、今よりも利率が低うございますので、今買った方が当然より高い運用益が出る状況はあるわけでございますけれども、基本的に本県もそうですけれども、この購入した債券というのは最後まで持ち続ける形で運用益を確保していきたいと考えておりまして、そのために購入する債券の種類も20年の長期の債券も買えば、5年の債券も買えばと、特にご指摘がありましたように、近年はより金利の上昇とかがございますので、2年とか3年の短期の債券とかもございまして、そうしたところをミックスしながら、金利の変動にも対応でき得る形で債券運用をさせていただいている状況でございます。今後の状況を見ながら適切に対応していければと考えております。

【深堀委員】ということは、報道等であっている各自治体における債券の含み損ということ

は、そういった懸念があるもんだから、県としては的確な運用スタイルにしているということ
で理解をしいいんですね。ありがとうございます。

では、また別件ですけれども、今問題になっているガソリン税の件ですけれども、これも財政課の歳入10ページになりますが、地方揮発油譲与税と石油ガス譲与税の件です。

地方揮発油税が15億円計上してあるわけですね。石油ガス譲与税は4,600万円なんです、前年度と比較して減少していますね。もちろん、これは決算じゃないんですが。

ただ、地方揮発油譲与税が、前年比で見えれば99.2%、石油ガス譲与税が93.9%ということで石油ガス譲与税の方が減り方が大きいんですね、計上の仕方として。

もちろん、揮発油税自体も全体が53.8円部分の地方揮発油税が1リットル当たり5.2円の積み上げ、石油ガス譲与税は全体が1リットル当たり2.8円だと思うんですけども、この地方の取り分が幾らなのかというのはちょっとわからないんですが、このあたりの減少している中身とその内訳というか、そのあたりを教えてくださいませんか。

【苑田財政課長】地方譲与税の当初予算時点での積算の考え方でございますけれども、国の全体の地方財政計画が示されまして、その中に歳入費目ごとにもその年度の伸び率といったところを国全体で定める形になります。それを基に毎年度積算をさせていただいている状況でございます、お話がありましたように、地方揮発油譲与税並びに石油ガス譲与税ともに、令和7年度の地方財政計画では前年度を下回る見込みとなっております、その中でもご指摘がありましたように石油ガス譲与税の方が減少幅が少

し大きいものですから、その見込額に対して本県の前年度における譲与のシェアを掛けまして積算という形ではじかせていただいております、ご指摘がありましたような形で、それぞれが減る形で石油ガス譲与税の方が少し減少幅が大きい状況となっております。

【深堀委員】簡単に言えば、結局、石油ガス譲与税はもちろんガスも含まれているということですね。揮発油税は揮発油に限定しているから、そのガスの部分が減り方が大きいという見立てということなんでしょうね。

ちょっと確認しますけれども、こういうふう
に当初で歳入のそういう地方財政計画に基づいて計上するわけですが、決算の時はどうなりますか。

【苑田財政課長】令和6年度の2月補正後のそれぞれの見込みでございますけれども、地方揮発油譲与税につきましては、現在の配分状況からしますと、最終的には3月の交付がございしますので最終ではありませんけれども、現時点では、もともと見込んでおりました16億800万円に600万円ほど増加する見込みで立てております。

石油ガス譲与税につきましては、現在の状況ですと、ほとんど増減はないと考えておまして、4,900万円を最終的な決算見込みとして想定しているところでございます。

【深堀委員】それは、かなり決算と近い数字ですよね。それは、県の方でわかるんですかね。実際のガソリンであったり、石油・ガスの販売量がほとんど変わっていないということなのか。それとも、国が一括して配分をしているから、そこが実数とは伴わないということなのか、そのあたりはどうですか。

【苑田財政課長】地方揮発油譲与税、石油ガス

譲与税ともに、国道や県道の延長や面積などで譲与がなされますので、全体としての増減というのは一定ある部分もあるかと思うんですけども、いわゆるシェア率からして、本県が例えば0.75%とか1.15%といった状況でありますので、そのあたりも含めて現時点の見込みとしては、地方揮発油譲与税が微増、石油ガス譲与税については横ばいといったような見通しを立てているところでございまして、一応最終的な3月の状況までは注視してまいりたいと考えております。

【深堀委員】私の認識が誤っていたのかな。実績、実際に本県で消費されている石油とかガソリンとか、こういったものから実際に購入者は税金を払っているわけですね。当たり前ですけど、揮発油税だって石油ガス税だって払っている。払っているその中に、さっき私が言ったように、揮発油税は1リットル53.8円ですね。そのうち地方の取り分は5.2円なんですね。その実際の積み上がった額がきているわけじゃないということですか。

【苑田財政課長】お見込みのとおりでございます。地方揮発油譲与税につきましては全体の収入額、また、石油ガス譲与税については収入額の2分の1を、一旦国の方でプールをしまして、譲与税という形で、国道延長とか面積とか、そうしたものに乘じて各県に配分、いわゆる譲与されるという仕組みになっております。

【深堀委員】わかりました。私の認識が誤っていたので、結局、実際に県民が納めた部分の税金としてではなくて、ある程度いろんな勘案する指標に基づいて、国が集まった税金の中からそのパーセンテージに応じて地方に譲与しているということなんですね。わかりました。

もう一つ別の質問ですけれども、危機管理部、

防災ヘリの件で、当初予算は3億7,715万円で、債務負担行為でも2億円ほど計上しているので、当然これは複数年契約をしていると理解をしていいですね。

実は、予算総括質疑の中でドクターヘリのことを質疑したんですが、安全性のことです。例えばドクターヘリではドクターヘリを運航している事業者が大阪航空局から事業改善命令を受けていました。防災ヘリにおいて、今の契約の入札公告の基準の中で、過去3年以内にそういった監督官庁から事業改善命令とかを受けた事業者はもう対象外になるという条件であるとか、もしくは今契約している防災ヘリの運航契約の中で、途中でそういった指導が、改善命令とかを受けた場合のペナルティといったらおかしいですけども、そういった時の対処については、契約上入っているのかどうか、そのあたりを教えてもらえませんか。

【飛永防災企画課長】防災ヘリコプターの運航につきましては、運航委託という形で、本県の場合はORCの方に随意契約によって契約をさせていただいております。

ORCにつきましては、随意契約の理由といたしましては本県唯一の防災ヘリの運航ができる民間企業であるということ、当初から防災ヘリの運航を行っていて、その技量、技術的、経験的に問題がない企業であるということから随意契約を行っているものでございます。

したがいまして、そうした国交省等からの様々な立ち入り検査、あるいは業務改善命令等々といったことにつきましての経緯があるところについては除く等々の規定につきましては契約の中に入れてはおりません。

【深堀委員】わかりました。防災ヘリの場合はORCと随意契約なので、私が先ほど確認した入

札基準の中で、公告の中でそういった基準は設けてないということ。今結んでいる契約の中に、契約の途中でそういった事象が生じた時に何らかの取り決めはしてないということを答弁されたんですね。

ドクターヘリの時にもちょっと議論したんですけれども、今後、そういった防災ヘリを運航してもらっている中で、そういう事象が発生した時にどうするのか。そういうことが起こらないように、まずは起こらないように事業者の皆さんに安全の確認というか、航空法に基づくいろんな整備であったり、いろんな課題についてしっかりチェックをしてもらおうというような働きかけというか、そういったことは必要だと私は思うんですね。ドクターヘリにしろ防災ヘリにしろ、ものすごく人の命に関わるような重要なものですから、途中でそれを事業者の都合で動かせないということができないものだから、ほかのところでは、例えば命令があっても動かさざるを得ないということもあると聞いたものですから、そういうことにならないためにどうすべきかということについては、何かお考えがありますか。

【飛永防災企画課長】他県において起きた事例につきましては、ドクターヘリにつきましてはの詳細を存じ上げておりませんけれども、本県の防災ヘリの検査につきましては、ORCが検査をするのではなく、本県直営で防災ヘリのメーカーの方に定期的な検査を出して部品の交換等を毎年行っているものでございます。したがって、検査等において必要な検査をしなかった等々の不備が起きることは、私も直営でやっておりますので考えにくいのではないかと考えております。

【今富危機管理部長】委員からご指摘がござい

ましたドクターヘリでの件ですね、その分については防災ヘリについても起こり得る話かなと思っていますので、委員からご指摘がございましたとおり、例えば、まずはドクターヘリの対応状況でありますとか、または防災ヘリにおける他県の状況でありますとか、そういった状況を速やかに情報収集しまして、対応についてもしっかりと対応していきたいというふうに思います。

【深堀委員】安全に関わることについてですので、ぜひそこを徹底していただきたいということをお願いして終わります。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田委員】救急安心センター事業(＃7119)について伺いたいと思います。

一般質問でも取り上げさせていただきましたが、年末年始、つながらないというような問題が発生しておりました。今回の予算計上されている中身について、まず伺いたいと思います。

【松尾消防保安室長】＃7119の予算、令和7年度の予算についてご説明いたします。

令和7年度の＃7119の予算につきましては、予算額が2,547万4,000円を計上しております。そのうち委託契約が2,500万円を予定しております。この委託契約につきましては、現契約分、現在契約しているのが令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間でして、令和7年の4月から7月末までの残りの残金660万円と、残り令和7年8月から3月までの1,840万円を計上しております。

現在の契約金額が、年間で1,980万円ですので、令和6年度分としては1,320万円ですので、年間としては今年度の契約よりも、やや多めに予算額を積んでおります。

【山田委員】前回、ちょっと思ったよりも安か

ったというところであれですけれども、そういった話もあったと聞いていたので、今回、それがなかなか厳しかったという事業者の声もあったようでありますので、そういうこともしているんだろうと思うし、月ごとに電話の回線を増やしたり、対応人数を増やしたりとかできるということをお聞きしていましたが、そういったことも含んだところで予算を計上しているのかどうか、お尋ねします。

【松尾消防保安室長】 令和7年度予算につきましては、今年度の予算よりもやや多めに積んでおります。委員ご指摘のように、今年度の1年間の状況を見ながら、いろんな改善を検討する中で、今言われた回線数の問題であるとか、相談員の問題であるとか、その辺を現事業者と相談しながら、また消防とか市町の意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

【山田委員】 市町の財政負担が伴うことではあるんですけれども、おおむねこの間の評価がよかったと、消防の方に病院の問い合わせをする件数が減ったり、市町の病院の方に直接かかってきていたような電話が削減をされたりというのを聞いております。まだ8月からのことではありますが、そちらで把握している範囲で、この成果というか、いただいている声、私が聞いた声プラス何かあればお知らせいただければと思います。

【松尾消防保安室長】 #7119の効果につきましては、まだ期間が短いので、なかなか効果というのはありませんが、例えば救急車の適正利用でありますとか、若干119にかかる件数が一時的に減ったというところはあったんですけれども、ただ、その件数は#7119だけではなくて、いろんな要素がありますので、必ずしも#7119を入れたから減りましたというのは、まだ短い

期間では言えないので、少し長い期間を見て言えるのじゃないかなと思っております。

また、医療機関の適正受診につきましても、#7119を利用することで、直接来院する方が減ったというのが、もしかしてあるかもしれませんが、これにつきましても、もう少し何年か見てから効果について検証していく必要があると考えております。

【山田委員】 引き続き、県民の安心・安全のためにしっかりと取り組んでいただきたいをお願い申し上げます。

以上です。

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【外間委員】 広報誌発行費について1点だけお尋ねをさせていただきます。恐らくこの「つたえる県ながさき」の広報誌、1億1,172万円、この予算の内訳についてお示してください。

【松浦広報課長】 先ほどご指摘いただきました予算の内訳につきましては、広報誌の発行に要する経費、「つたえる県ながさき」の発行に要する経費が9,800万円程度、また、新聞紙面で県からのお知らせをしておりますので、その関係の予算が1,300万円程度になっております。

【外間委員】 世帯数については、どのくらい発行されているのでしょうか。

【松浦広報課長】 「つたえる県ながさき」につきましては、自治会に加入の世帯の方に自治会を経由して配布をさせていただいております。毎月の発行部数といたしましては、1か月当たり48万部を発行しております。

【外間委員】 48万部を自治会経由で発行しておられるということで理解をしております。私も町内会長でありますので、自分の町の部数をいただいて、責任を持ってお配りをさせていただいております。

中身については、今回は大変評判もよくて、ここでは質問はいたしませんけれども、先週、うちは毎月第1水曜日に町内会定例会を行って、その際に「つたえる県ながさき」、それから「広報させば」、あるいは「学校だより」とか、いろんなものを皆様方にお配りをするんですけれども、実はサイズについてお尋ねですけれども、この「つたえる県ながさき」だけがA4判よりちょっとサイズが小さめなんですね。これは何か意味があるのでしょうか。

【松浦広報課長】 外間委員におかれましては、たしか令和5年6月定例会の本委員会におきましても、配布にご協力をいただいているというご発言があったかと記憶をいたしております。この機会に外間委員をはじめとしまして、広報誌の配布にご協力いただいております全ての皆様に、心からお礼を申し上げさせていただきます。誠にありがとうございます。

広報誌のサイズにつきましては、自治体によりまして、私が加入している自治会なんかまさにそうなんですけれども、自治体によっては市町の広報誌に挟んで配布をしている自治会がございます。ご覧になる方が、市町の広報誌と区別をしやすいよう、あえてA4判より一回り小さいサイズとさせていただいております。

【外間委員】 ご説明ありがとうございます。

実は、県のお考えもそうなんですけれども、実はファイリングする際に同じサイズの方が都合がいいだろうと。というのは、ほかのをファイリングする際は全てA4サイズなんですね。若干小さめということで、わざわざ丁寧に穴までつけていただいて、これ専用にとじろという意味なのでしょうけれども、取り方によったら同サイズがよろしいのではないかというふうに思います。これは一つ提案なんですけれども。

もう一つの提案ですが、実は、「つたえる県ながさき」は左から右に開いての縦書きがあって、開いていくと今度は横書きがあってというふうに、恐らく興味を持って見やすく、そのような内容を準備されておられるかと思うんですが、ファイリングすると、縦書きなものですから、ほかのは右から左ですよ、横書きだから。そうすると、ファイリングできなくなるんです。開けなくなるんですよ。ということで、その点、結構回覧板を回す際に注文があるのは、このファイル、データを保管するという意味で、有効活用していただくためにも、その辺どうなんでしょうか。たくさんものをいろいろと配布物があるものですから、「つたえる県ながさき」だけではなく、市議会だよりとか、いろんなものがあって、そういうお声が上がってきているようですが、これをとじていただく、保管するという意味でも、サイズの問題と縦書き・横書きの開く方向が変わることによって一緒にとじられないということも含めて、今後、検討の余地があるのかどうかお尋ねします。

【松浦広報課長】 まず、お尋ねいただきました開き方向につきましては、一旦ご説明させていただきたいと思います。

開き方向につきましては、記事の構成や内容と併せまして、デザイン業務の受託事業者と相談したうえで、ご覧になる方が見やすい開き方向ということで、今そういった形になっているところでございます。

なお、県内市町の現状を申し上げますと、21市町のうち16市町の広報誌が県と同様の開き方向でございまして、5市町が県とは異なる開き方向となっております。

様々なご意見があることは承知しております。今回、貴重なご意見をいただいたことから、

ご覧いただく方や、配布いただく方も含めまして、県民の皆様にとってこういったデザインが適切か、引き続き、委託先と連携しながら研究をしてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【外間委員】私も、ほかの21市町の広報誌については全然考えておりませんで、我がまち佐世保のことだけを考えたことだったので、大変失礼いたしました。でも、有効な内容でございますので、保管していただくということでのサイズと、この見開きの方向についてもぜひ検討していただければと思っております。ありがとうございます。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第9号議案、第12号議案、第47号議案のうち関係部分及び第54号議案、第57号議案及び第61号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第16号議案「職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第20号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、第40号議案「権利の放棄について」、第41号議案「包括外部監査契約の締結について」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第16号議案「職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、職員の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに県費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、宿泊費について、国に準じて定額支給から上限付き実費支給方式に見直すことに加え、朝夕食代等の諸雑費に充てるための旅費として、宿泊手当を新設するものであります。

第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分でございます。この条例は、人事委員会の令和6年10月4日付の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、令和6年度の給与改定においては、若年層に重点を置きつつ、全世代を対象に給料月額引き上げ、期末・勤勉手当の0.1月分引き上げなどとなっております。また、令和7年度以降においては、初任給や若年層の給与水準引き上げ、職務や職責をより重視した給料体系への見直しを目的とする新給料表への切替えや、地域手当及び扶養手当等の諸手当の見直しなどを内容とする「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための給与改定」を行うものであります。

第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分でございます。

この条例は、育児休業、介護休業、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所定外労働の免除を請求することができる職員の対象を拡大するなど、所要の改正をしようとするものであります。

第20号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法

等の一部を改正する法律等の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、当該法において使用する用語を定義する第2条に第8項が新設されることにより後続の番号がずれるため、同条を参照する条例において所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第40号議案「権利の放棄について」

この議案は、生活保護法第78条費用徴収金について、債務者が死亡し、相続人は破産法第253条第1項の規定により当該債権の責任を免れていることから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。

第41号議案「包括外部監査契約の締結について」

この議案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(権利の放棄について)

1件50万円以下である港湾施設使用料相当分(不当利得返還金)、港湾施設使用料、生活保護法第78条費用徴収金及び生活保護法第63条費用返還金各1件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料(追加1)をお開きください。

(令和7年度の組織改正について)

令和7年4月1日付けで組織改正を行うことと

しておりますので、その概要についてご説明いたします。

企画部につきましては、IRに係る国への対応や情報収集・調査研究等を、IRの取組等を活かした地域振興策と効果的かつ一体的に推進するため、IR室を政策企画課に統合することとしております。

次に、文化観光国際部につきましては、訪日外国人観光客が急増する中、本県が観光立県としてインバウンドの獲得に係る施策を戦略的に推進していくため、国際観光振興室を改組し、インバウンド推進課を新設することとしております。

今後とも、新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

もとの総務委員会関係議案説明資料にお戻りいただきたく存じます。5ページをお開きください。

(網紀の保持)

令和5年5月から令和6年3月末の間、部下職員3名に対し、人格否定を伴う発言や威圧的態度をとるなどのパワー・ハラスメント行為を行った職員に対して令和6年12月25日付けで減給10分の1・1月の懲戒処分等を行いました。

また、令和5年夏頃から令和6年9月までの間、部下職員に対し、人格否定を伴う発言や威圧的態度をとるなどのパワー・ハラスメント行為を行った職員に対して、同じく12月25日付けで戒告の懲戒処分を行いました。

ここで恐れ入ります、総務委員会関係議案説明資料(追加2)をお開きください。

さらに、令和6年12月22日、飲酒運転により自損事故を起こした職員並びに当該職員とともに飲酒し、飲酒運転であることを認識していな

がら当該職員が運転する車両に同乗した職員らに対し、3月11日付けで懲戒免職等の厳正な処分を行いました。

職員の服務規律の確保につきましては、再三にわたり周知徹底を図っているところであり、また、飲酒運転につきましては県を挙げてその根絶に取り組んでいる中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対して、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令の遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

最後に、職員の政務への関与についてですが、先般、県議会において、県の幹部職員が政務に関与しているという点が言及されたことを受け、県としましては、当該職員へ聞き取りを実施するなど、その内容の確認を行ったところであります。

具体的には、知事が公務終了後に県議会議員の事務所を訪問したこと、幹部職員が知事の私文書である契約書へ押印を行ったこと、知事が政務で使用する店の予約を幹部職員が行ったこと、知事選挙に関する告発に関し、知事が後援会を通じて発表したコメント作成に秘書課職員が関与したことなどの項目について、顧問弁護士の見解もいただきながら確認を行いました。

その結果、県といたしましては、直ちに地方公務員法等の法令違反は確認されず、また、処分に至るほどの信用失墜行為には当たらないのではないかと考えに至り、先の全員協議会において説明したところであります。

この県の考え方について、去る2月26日に職

員の法令遵守の観点から助言・提言いただく長崎県コンプライアンス委員会にご意見を伺ったところであります。同委員会では、職員の対応について、「法令違反とまでは言えないのではないか」、「知事の指示に応じてサポートすることは、秘書課業務であると理解する。むしろ、指示をする側が、職員が『ノー』とはなかなか言えないことをきちんと理解して仕事を下ろすことが大事ではないか」との発言があり、同委員会として県の考えに異論はないとの意見をいただきました。

加えて、「知事が最大限のパフォーマンスを発揮するため、そのサポートを行う秘書課が、しっかりと業務に取り組むことができるよう、ガバナンス面を含めた仕組みづくりをやってほしい」との提言をいただいたところであります。

そのため、県としましては、幹部職員について非違行為を問えるものではないものと結論づけるとともに、今後とも、秘書・広報戦略部とも連携しながら、引き続き知事の公務の円滑な推進に資するよう適切に対応してまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】次に、秘書・広報戦略部長より、所管事項説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

秘書・広報戦略部の「総務委員会関係説明資料」をお開きください。

(ブランディングの推進について)

県では、国内のみならず、世界に存在感を示す、選ばれる「新しい長崎県」の実現に向け、

県庁、民間の若手職員をはじめ、県内外の有識者、関係団体等の皆様から幅広くご意見を伺いながら総体的なイメージ向上につながるブランディングの戦略策定に取り組んでおります。

今議会に報告しました戦略骨子(案)では、県内外におけるインターネット調査や、県内6箇所で実施したグループインタビュー等を基に、長崎県のブランド価値、ブランディングの基本方針等について、基本的な考え方や方向性等をお示ししております。

今後、県議会をはじめ県民の皆様のご意見を十分にお伺いしながら、県民の皆様が共感し、誇りに思える「ながさきブランド」の価値を言語化、視覚化するとともに、連携・協働いただくための取組等について検討を進め、7月までの戦略策定を目指してまいります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】次に、危機管理部長より所管事項説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

「総務委員会関係説明資料」危機管理部の2ページをお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望について、令和6年度長崎県国民保護訓練について、沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れについてでございます。

はじめに、原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望についてですが、去る1月15日、内閣府と経済産業省に対して、知事及び松浦市長、佐世保市長、平戸市長、壱岐市長の5者による

「原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望」を実施いたしました。

「原子力災害対策」については、政府施策要望の最重点項目として国に要望しておりますが、課題解決には至っていない中、能登半島地震における避難路の被災状況や、60年を超える原子力発電所の稼働が可能となったこと等により、住民の不安や負担はさらに大きくなっております。

そのため、今回、避難路のインフラ整備等に係る新たな制度創出など、従来の要望項目に加え、原子力発電所の再稼働や稼働期間延長の際に、同意を求める自治体の範囲、手続き等について法的に明確化することなどを、改めて要望したものです。

内閣府の中田副大臣からは、「要望はしっかりと受けし、検討させていただきたい」、経済産業省の古賀副大臣からは、「要望を受け止め、安心していただけるようしっかりと取り組んでいく」との回答を受けました。

引き続き、関係4市と連携しながら、原子力防災対策に力を注いでまいります。

次に、令和6年度長崎県国民保護訓練についてですが、去る2月15日、本年度2回目となる長崎県国民保護訓練を、佐世保市において国と共同で実施いたしました。

今回の訓練では、佐世保市及び地元住民の皆様をはじめ、消防、警察、自衛隊など15機関、120名の参加をいただき、まず、住民を対象とした国民保護の講習会を実施し、その後、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練及び関係機関によるミサイル落下に対する初動対処訓練を行いました。

今回の訓練により、国民保護に関する住民理解の促進、そして住民がとるべき避難行動の周

知や関係機関の連携強化が図られたものと考えております。

今後、訓練で得られた課題を検証し、対処能力の更なる向上を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、引き続き国民保護計画に基づく体制の充実・強化に取り組んでまいります。

次に、沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れについてですが、沖縄県の国民保護訓練については、令和4年度から国と沖縄県において、県域を越える広域避難を想定した図上訓練が実施されております。

また、令和8年度の実動訓練実施に向け、国は、訓練想定上の避難先に九州・山口各県を設定し協力要請を行い、各県も協力していくこととしております。

具体的には、令和6年度に、避難者の輸送手段や避難当初約1か月間に係る宿泊施設の供与等について検討を行い、各県の初期的受入計画を取りまとめたうえで、年度内に公表予定であり、また、7年度から8年度にかけて、避難時を含めた要配慮者への支援対策や、就学・就労支援、長期避難住宅の建設など長期避難を見据えた計画を作成することとなっております。

本県においては、国から、竹富町の住民約4,300人の受入について検討依頼があったことから、県内の市町と調整を進め、避難後のコミュニティ維持や受入のキャパシティの観点から、隣接する長崎、諫早、大村の3市で受け入れる計画とし、国のスケジュールに沿って、「住民避難受け入れに係る初期的計画(案)」を提出したところです。

引き続き、国や沖縄県をはじめ、県内市町、九州各県、関係機関等と緊密に連携しながら、より実効性のある訓練計画となるよう努めてまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】次に、人事課長より補足説明を求めます。

【徳永人事課長】今回、ご審議をお願いしております第16号議案、第17号議案及び第18号議案について、補足してご説明申し上げます。

お手元の令和7年2月定例県議会総務委員会説明資料の4ページをお開きください。

まず、第16号議案「職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、職員の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、県費の適正な支出を図るための規定を整備するなどの措置を講ずる必要があるため、国に準じて、宿泊費を上限付き実費支給化方式に見直すなど、所要の改正をしようとするものであります。

はじめに、2の(1)宿泊費の上限付き実費支給化につきましては、近年のインバウンドの増加や、急激な為替、物価等の変動に伴い、宿泊料金が現行の定額を超過する事例が散見され、そのため、超過分に係る増額調整の協議手続きなど事務負担増も発生していることから、実勢価格との乖離を解消し、旅行の実態に即した旅費の支給や、併せて事務負担の軽減等につなげるため、国の取扱いに準じ、都道府県ごとに定める上限額の範囲内において、これまでの定額支給から実費支給に見直しを行おうとするものであります。

東京23区内の宿泊を例にいたしますと、知事の場合、これまでの1万6,500円の定額支給から

4万円を上限とした実費支給に、一般職員の場合、1万2,000円の定額支給から1万9,000円を上限とした実費支給に見直すこととしております。

なお、シーズン期における出張など、やむを得ず上限額の範囲内での宿泊が困難な場合においては、超過分について職員の手出しが生じないよう増額調整を認めることとしております。

続いて5ページをご覧ください。

(2)の宿泊手当の新設につきまして、宿泊料が実費化されることに伴い、これまでの宿泊料定額の構成要素として含まれていた朝食・夕食代及び宿泊に伴う諸雑費について、国の取扱いに準じ、宿泊費とは別に宿泊手当として新たに支給するものであります。

支給額は、記載のとおり、1夜につき2,400円を上限とし、宿泊費に食事代が含まれる場合は、1食ごとに800円を減額調整のうえ支給することとしております。

(3)の帰住旅費の支給対象については、離島の勤務公署を多く有する本県の地理的特性等を踏まえ、定年退職の日に離島もしくは県外にある勤務公署に在勤する者が、退職に伴い県内にある生活の本拠地に帰住する場合に、引っ越し等に係る費用を移転料として支給しておりますが、令和5年度からの職員の定年年齢の引き上げに伴い、現行の定年年齢に加え、旧定年年齢である60歳時に退職し、同様に離島公署などから本土に帰住する場合についても当該旅費を支給するように見直しを行うものであります。

最後に、実施時期になりますが、いずれの見直しについても令和7年4月1日から実施したいと考えております。

続いて、6ページをご覧ください。

第17号議案「職員の給与に関する条例等の一

部を改正する条例」のうち関係部分でございます。

はじめに、1、令和6年度の給与改定について、
(1)職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、いずれも県の人事委員会報告及び勧告に基づき、給料表と諸手当の改定を行おうとするものであります。

ア、給料表の改定については、各給料表の水準を国家公務員の俸給表の改定に準じ、平均2.84%引き上げるものであります。

今回の改定は、初任給をはじめ、若年層に特に重点を置きつつ、全職員を対象に引き上げを行うものであり、この改定に伴い、行政職給料表の初任給は、大卒程度で2万3,800円、短大卒程度で2万5,300円、高卒程度で2万1,400円引き上げられ、大卒程度の初任給は、現行の月額19万6,200円から月額22万円に引き上げられることとなります。

イ、諸手当の改定については、医師等に係る初任給調整手当について、最高支給額を1,000円引き上げ、現行の月額41万5,600円から月額41万6,600円とするものであります。

続いて7ページをご覧ください。

期末・勤勉手当については、年間の支給月数を引き上げるもので、それぞれの内容は記載のとおりとなります。

一般職員と部・次長級である特定幹部職員の期末・勤勉手当について、0.1月分引き上げ、現行年間4.5月から年間4.6月とするものであります。

定年前再任用短時間勤務等職員の期末・勤勉手当について、0.05月引き上げ、現行年間2.35月から年間2.4月とするものであります。

8ページをご覧ください。

(2)一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部改正につきましては、高度の専門的な知識・経験等を有する者で、任期を定めて採用される職員である特定任期付職員について、給料表を引き上げるとともに、職員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、現行年間3.4月から年間3.45月とするものであります。

(3)知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正並びに常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、知事、副知事及び常勤の監査委員の期末手当の年間支給月数を、国の指定職俸給表適用者に準じて0.05月分引き上げ、現行の年間3.4月から年間3.45月とするものであります。

なお、実施時期でございますが、給料表及び医師に係る初任給調整手当の改定については令和6年4月1日から実施したいと考えております。期末・勤勉手当の改定については、令和6年度分は既に支給されていることから、今年度の引き上げ分については令和6年12月1日に遡って適用することとし、当該条例案の議決後に差額分の追加支給を実施したいと考えております。また、令和7年度以降の分は、令和7年4月1日から実施したいと考えております。

9ページをご覧ください。

続いて、2、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための給与改定について、主な内容をご説明いたします。

(1)職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、県の人事委員会報告及び勧告に基づき、国が人材確保や組織パフォーマンスの向上等の観点から見直しを実施する給与制度のアップデートについて、国の取扱いに準じて見直しを行おうとするものであります。

ア、給料表の改定については、各給料表の水準を国家公務員の俸給表の改定に準じ、新たな

給料表に切替えを行うものであります。

今回の改定は、採用市場における給与面での競争力を向上させるため、6ページの1の(1)で説明したとおり、初任給や若年者の給料月額的大幅な引き上げを、令和6年4月に遡って先行実施するとともに、行政職の給料表の8級以上では、職務や職責をより重視した給料体系とするため、各級の初号の給料月額を引き上げつつ、上下の隣接する職務の級間で給料月額の重なりを解消するなどの見直しを行おうとするものであります。

イ、地域手当の改定については、国において地域手当の級地区分の設定が、これまでの市町村単位から都道府県単位へ広域化されるとともに、最新の賃金構造基本統計調査により算出された賃金指数をもとに支給地域及び級地区分支給割合が指定されることとなっており、本県においても経過措置を含め、国の人事院勧告の内容に準じた勧告を行おうとするものであります。

この改定により、これまで長崎市内の勤務公署に勤務する場合に支給されていた3%の地域手当は廃止されることとなり、経過措置として、令和7年度から1年ごとに1ポイントずつ引き下げを行い、令和7年度は2%、令和8年度は1%、令和9年度以降は手当の支給対象外となります。

ウ、扶養手当の改定については、配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会情勢の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるため、配偶者に係る手当を廃止し、その原資を用いて子に係る手当額を引き上げるものであります。

具体的には記載のとおりであります。2年間の経過措置により段階的に実施することとし

ており、配偶者に係る手当は、現行の6,500円から令和7年度に3,000円、令和8年度以降は支給対象外となり、一方で子に係る手当は、現行の1万円から令和7年度に1万1,500円、令和8年度以降は1万3,000円に見直しを行うものであります。

10ページをご覧ください。

エ、通勤手当については、新幹線や高速道路の利用を含めた長距離通勤者の経済的負担を軽減するため、1か月当たりの通勤手当の支給限度額を、現行の8万円から15万円に引き上げるものであります。また、これまで支給対象外であった新規採用職員についても、人材確保の観点等から、採用に伴い支給要件を満たした場合については、新幹線や高速道路の利用に係る通勤手当を支給できるよう、併せて見直しを行うものであります。

オ、単身赴任手当については、通勤手当と同様、これまで支給対象外であった新規採用職員についても、採用に伴い単身等の支給要件を満たした場合については、手当を支給できるよう見直しを行うものであります。

カからクについても、国の人事院勧告の内容に準じた改定を行うものであります。

続いて11ページをご覧ください。

(2)一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましても、県の人事委員会報告及び勧告に基づき、国の取扱いに準じて見直しを行おうとするものであります。

具体的には、特定任期付職員の特別給について、これまでの特定任期付職員業績手当を廃止し、一般職員と同様、期末手当及び勤勉手当を支給する形に改めるものであります。

なお、実施時期でございますが、(1)及び(2)のいずれも令和7年4月1日からの施行としたい

と考えております。

最後に、3、その他の改定でございますが、特殊勤務手当については、いずれも国に準じた取扱いに見直すものであります。

なお、実施時期は、令和7年4月1日からの施行としたいと考えております。

続いて12ページをご覧ください。

第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分でございます。

この条例は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容の(1)所定外労働の制限の対象拡大につきましては、所定外労働時間、いわゆる残業の免除を請求できる職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するものであります。

次に、改正内容の(2)離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等につきましては、職員から介護を行う必要が生じたことの申し出があった場合に、介護関連休暇制度等の個別周知や取得意向の確認を行うほか、職員が40歳に達する年度において、両立支援制度に関する情報提供を行うなど、仕事と介護の両立のための環境整備を行うことを規定するものであります。

最後に、改正内容の(3)生理休暇の名称変更につきましては、直接的な表現が取得の際の心理的ハードルになっており、名称を変更してほしいとの職員の声を受けて、より取得しやすい休暇制度とし、職員への理解促進を図るため、全職員を対象にアンケートを実施し、最も希望が多かった健康管理休暇に名称を変更するものであります。

なお、実施時期でございますが、令和7年4月1日から施行したいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 以上で説明が終わりました。

秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 0分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【鵜瀬委員長】 会議を再開いたします。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田委員】 人事課長に何点かお尋ねしたいと思っております。

第16号議案について、まずお尋ねをしたいと思っております。今回、宿泊費等の改正でございますが、知事の分が1万6,500円から4万円ということであります。改正前と比べてかなりの伸び率といたしますが、当然ながら宿泊費の上昇というのは理解をしているところでありますが、これの根拠となっているものを教えていただき

たいと思います。

【徳永人事課長】こちらにつきましては、国の方で旅費法が改正されまして、その単価についても準じて設定しているものでございます。

当然、国の方では、指定職の部分、次官とか、そういうものとの比較、一般職員は我々ということで、基本は旅費法に準じた対応となっております。

【山田委員】それはわかっているんですが、知事の分、国の方も次官級はこれだけ大幅な上がり率というか、上がり率に関しては同じに合わせているという理解でよろしいですか。副知事とか一般職員とかは、そこまで上がっていないかなと思うんですが、知事の分だけが突出して上がり幅が大きいかなと思っているんですけど、教えてください。

【徳永人事課長】基本的には、伸び率を一律に掛けてというよりも、実勢価格等を踏まえた設定をしていますので、当然泊まるような部屋のグレードであったりというところで国の方で設定されたものと考えております。

【山田委員】ほかの県の知事さんとも同じぐらいで、突出して高いとか、そういったことはないということですか。伸び率をしっかり掛けているわけじゃなくて、今の時節に合わせた、状況に合わせた価格設定ということでよろしいですね。

【徳永人事課長】今回、我々の方は、国の旅費法の改正に合わせて設定をしておりますので、他の都道府県との比較というところは考慮しておりません。ただし、他の都道府県も今回の国の旅費法の改正を踏まえて、同じように足並みをそろえるようなところが多いのではないかと考えております。

【山田委員】時間がある時に他の状況も調べて、

またご報告をいただければと思います。

それで、知事の出張の際、随員職員がいると思います。その職員への対応というのは、どういうふうにしているのか。同じホテルの方が効率性とか安全面でも、知事の安全の観点からもそちらが望ましいと思いますが、どういうふうにされているのかお尋ねします。

【徳永人事課長】現行の定額の制度でございしても、増額調整が認められるケースというのがございます。その中の一つで、知事や議会の議長の出張に随員する旅行で、特別職の職員と行動をとるにしまして、もっぱら秘書的業務を行う場合というところは増額調整を認めておりますので、今回、上限設定になったとしても、こういった増額調整というところは残っておりますので、そういった意味では、仮にその上限を超えた場合についても柔軟な対応ができるものと考えております。

【山田委員】内容、理解いたしました。副知事とかも知事と一緒に泊まるようなことがあれば、一般職と同じような形で上限、その増額対応ができるという理解でよろしいですか。

【徳永人事課長】おっしゃるとおりで、例えば会議の主催等によって、宿泊施設があらかじめ定められている場合も増額調整の対象になりますので、そういったところの対応は可能と考えております。

【山田委員】次に、条例案の9ページ、扶養手当の改定のところを伺いたいと思っております。国のいろんなものに準じてこのような形になったのかなと思っておりますが、この配偶者の扶養親族手当が廃止になることに伴う減の額、影響額、もらっている方にとっては影響額だと思いますが、減の額を教えてください。

【徳永人事課長】減少額で申しますと、記載の

とおりでございまして、扶養手当でしたら、現行7級以下でいいますと、月額6,500円でございます。これが令和7年度に3,000円になりまして、令和8年度にゼロになるということでございます。

【山田委員】私の説明が悪くてすみません。令和7年度から7級以下が3,000円で、8級の方は廃止になるということですが、県全体として、手当として支出をしている分が幾らマイナスになるのかをお尋ねしたんです。影響額をお尋ねしたんですけど、今、何人ぐらいが手当をもらっていて、これが減額になったり、じき廃止になりますけれども、そういった影響額についてをお尋ねしたんです。

【徳永人事課長】申し訳ございません。配偶者に係る扶養手当の受給者数は1,062人でございます。この1,062人についての金額というのは、数値として持ち合わせておりませんので、後ほどご回答できればと思います。

【山田委員】1,062人ということでありました。もちろん、子どもに手厚くしていくというのは、国策として子どもを重視していくということは私も賛成するところではありますが、他方、子どもをもたない、もてない、いろんな人たちもいらっしゃるの、私は若干このことに対しては不平等を感じるというか、県全体で1,062人に対して減少額、今、数字を示せないようですけども、令和6年度でどうなのか。令和7年度でどうなのか。今が幾らで令和7年度がどうか、令和8年度になったらどうなるのか、金額的なことも改めて教えていただきたいと思っております。

もう一点、条例案の12ページのところの改正内容2の(3)の生理休暇の名称変更の内容であります。確かに生理休暇を取りやすくするとい

うことで非常にいい、名称変更に関しては賛同するものでありますが、今まで生理休暇ということであれば、当然ながら対象が女性に限られていたかと思いますが、その日数が何日なのかと、あと今回、健康管理休暇にすることによって、男女問わず平等に休みが取れるのが望ましいかと思っておりますが、今の考え方について伺いたいと思います。

【徳永人事課長】まず、生理休暇の名称です。取得要件は女性に限っております。ちょっと細かい休暇の制度については、少し休憩をお願いします。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 1時38分 休憩 —

— 午後 1時39分 再開 —

【鵜瀬委員長】 再開します。

【徳永人事課長】 1回につき2日でございます。

【山田委員】 2日ということですけども、今回、名称が変更になるけれども、やはり対象は女性のみという考え方なのか、お尋ねします。

【徳永人事課長】 今回は、名称のみの変更ですので、制度とか取得要件とか、そういったものの変更はございません。

【山田委員】 ぜひとも、男女問わず、40代から50代になっていくと更年期の症状だったり、様々な人に見えにくくて、言いにくいような病気というものも多く存在してくるのかなと思っておりますので、今回は生理休暇の名称変更で対象者も変わっていないということですが、今後、せっかく健康管理休暇に変更されていますので、その対象を全職員に拡大するとか、そういったこともぜひご検討いただきたいと思っております。

先ほどの影響額等については、やはり答えら

れるように準備しておいていただかないといけないのかなと思います、議案で上がっておりますので。お願いします。

以上です。

【鵜瀬委員長】ほかに議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第16号議案、第17号議案のうち関係部分、第18号議案のうち関係部分、第20号議案、第40号議案及び第41号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【黒島秘書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております秘書・広報戦略部関係の資料についてご説明させていただきます。

資料の2ページでございます。

附属機関等会議結果報告でございますが、令和6年11月から令和7年1月までの実績は、なが

さきブランド検討懇話会を1件開催しており、本県の総体的なブランディング及び情報発信の戦略を作成するに当たり、有識者による意見交換が行われました。

議事概要等は、3ページに記載のとおりでございます。

資料の説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【小林総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。なお、今回の報告対象期間は、令和6年11月から令和7年1月までとなっております。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございますが、今回の報告対象期間における実績は計2件であり、各契約の内容は資料に記載のとおりであります。また、3ページに入札結果一覧表を添付いたしております。

4ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、今回の報告対象期間において、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、立憲共和党及び吉崎市からの計2件となっており、具体的な要望項目及び県の対応については資料に記載のとおりであります。

6ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、今回の報告対象期間における実績は、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県情報公開審査会が2件、長崎県個人情報保護審査会が1件の計5件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、7ページから11ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【飛永防災企画課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の昨年11月から今年2月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県防災ヘリコプター3,900時間点検整備と長崎県消防学校給食業務委託の2件であり、契約内容につきましては記載のとおりであります。

また、入札結果一覧表を3ページに添付しております。

続きまして資料4ページから6ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、昨年11月から今年2月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、壱岐市からの要望が2件、対馬市からの要望が1件となっており、具体的な要望項目及び県の対応につきましては記載のとおりでございます。

最後に、資料7ページからになりますが、附属機関等の協議結果について、昨年11月から今年2月に行った会議の結果報告といたしましては、長崎県防災会議の1件となっており、その内容につきましては、資料7ページから9ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【鵜瀬委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。審査対象の陳情番号は、9番、12番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【堤委員】 危機管理部の説明資料の3ページにあります、沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れについてお尋ねします。

国からの依頼、協力要請に基づいて避難計画を立てられたということですが、事前に説明を受けた時に、全員が避難しなければいけないような状況というのは、本当に有事で危険が迫っているような状況だと思うんです。しかし、今回、この避難計画は、全ての条件が問題なく、通常の生活が営まれている平時の状態での避難という計画で、前提が非現実的じゃないかと思っているわけです。例えば沖縄からの避難でしたら、台風とか悪天候なども考えられますし、それ以外にもやっぱりその地域から避難をしなければいけないというのは、非常に危険が迫っている状況ではないかと思うんです。

この中で、全員を輸送するには航空機や船舶や鉄道やバス、いろんな交通手段を使って輸送をしないといけないと思いますが、この計画では一体、例えば航空機何機でどのくらい運ぶというような計画になっているのか。また、JRやバスについてもどのような見立てなのかをお尋ねします。

【庄司基地対策・国民保護課長】 沖縄県からの住民避難の受入れについてでございますが、平時の状況というのは、受入れる側の九州が平時の状況ということでございまして、沖縄県先島諸島については避難が必要な状況ということでございます。

また、沖縄県からの輸送につきましてですが、先島諸島全体としましては、6日間をかけて、主に飛行機で鹿児島空港、福岡空港に避難してまいります。そのうち長崎県に関しましては、2日間で約4,300名の住民の方に福岡空港までお越しいただくという計画になっており、そこからJRとバスを使って長崎県の方に避難していただくような計画になっております。

【堤委員】 先島諸島は有事だけれども、九州は平時と、そう都合よくいくのかなと。沖縄県が有事の場合は、やっぱり九州も有事ではないかと思うんですけれども、そういう前提でということで約4,300人を飛行機で福岡空港まで2日間をかけて輸送、そして、JRやバスを使って輸送ということで、そのところの細かい数字というのは言われませんでしたけれども。

そうすると、竹富町の約4,300人を4日間かけて長崎の避難場所まで輸送すると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【庄司基地対策・国民保護課長】 先島、竹富町から長崎県への避難ですけれども、2日間を予定しておりまして、基本的には竹富町、石垣空

港から飛んできますので、石垣空港から福岡空港に来まして、そこから当日中に基本は長崎まで、JRまたはバスでお越しいただくという計画を2日間に分けて行うということにしております。

【堤委員】 4日間ではなくて、2日間で約4,300人を全員輸送して、目的地まで届けるということなんですね。

九州内のほかの県にも、避難する人たちがいると思うんですが、例えば福岡空港、鹿児島空港、重なったりとかもあるんじゃないかと思うんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。どういう計画になっていますか。

【庄司基地対策・国民保護課長】 先島諸島から福岡、鹿児島空港への飛行機というものは、石垣空港、宮古空港を主に使いますけれども、そこにつきましては国土交通省と各航空会社が調整いたしまして、6日間で目的地ごとにきっちりダイヤ調整して、重なることがないように輸送するような計画を立てております。

【堤委員】 航空会社と調整をしながら、重ならないように、そして全体は6日間ということですね。

今後のスケジュールについても少し触れてありますけれども、今年度中に受入れの初期的計画案を提出されたということ、そして、それを取りまとめた計画が公表されるということ、そして、令和8年度に要配慮者への支援対策とか、就学・就労支援とか、長期避難住宅の建設計画とかということが述べてあります。

そして、令和8年度に実動訓練実施となっているわけですが、この今年度の計画というのは、輸送だけの計画になっていますけれども、今後の計画策定のスケジュール、ここに書かれてあることに加えたスケジュールというのはどうな

っているのでしょうか。また、実動訓練実施というのは、どのくらいの規模で行われることが今予想されているのか、お尋ねします。

【庄司基地対策・国民保護課長】まず、今年度の初期的計画の中身でございますが、県までの輸送計画のほかに収容、宿泊の計画ですとか、食料・生活物資の供給方法、避難者の健康管理、通信設備の提供などについて盛り込んでいるところです。

来年度以降につきましては、長期住宅の対応ですとか、子どもたちの学びの再開、あとは要配慮者の輸送の方法とか、そういったところを検討していくこととなっております。

令和8年度に実施する実動訓練でございますけれども、まだ現段階では国の方で具体的な実施内容については検討しているところでございますけれども、基本的には先島諸島の方が、出発地である石垣空港ですとか、宮古空港までの移動ということを今考えていらっしゃるということを先日お聞きしたところです。今後、県とか、九州本土までの避難とかの訓練をするかどうかということにつきましては、今後、また国の方で検討されていくと聞いております。

【堤委員】県の受け入れる宿泊場所、ホテルなどが中心になるということを伺っていますけれども、本当に約4,300人を分散するにしても、受け入れるだけの確保ができるのかとか、それから様々に配慮しないといけないことや、1か月間こちらに避難をするというようなお話も聞いていますけれども、実際これが、こういうことが行われないに越したことはないんですけども、実際に避難をしないといけなくなった時に、本当に実現できるような計画なのか。先島諸島の皆さんにも、それから受け入れる方にも大変な負担がかかるし、行政の皆さんの業務と

いうのも非常に増えることになるかと思えますけれども、そういったことについては国の方はどんなふうに考えていらっしゃるのか、わかる範囲で教えてください。お願いします。

【庄司基地対策・国民保護課長】まず、ホテルの確保でございますけれども、ホテルの確保につきましては、この計画を策定するに当たって、我々も国と議論していく中で、今回の初期的計画の策定に当たっては、まずホテルにつきましては100%空室ということで検討してくださいと指示を受けているところです。もちろん委員おっしゃるとおり現実的なのかというようなお声を我々も聞いておりますので、そういったことは国に対しても物を申しているところでございます。

また、これが本当に実現できるのかというところでありますけれども、まだ令和8年度の実動訓練の実施に向けて、今計画を取り組んでいるところでございます。ですので、まず、今回の8年度までの訓練を通して実施していく中で、課題等も整理しながら、実際こういった有事が起きないことが一番でございますけれども、起きた時にどういったことができるのかということ、我々も国や関係省と一緒に検討していきたいと思っております。

【堤委員】大変な計画で、住民の安心・安全を確保する、そして本土の私たちの生活もこれからも守っていかないとはいけなくて、これから課題はどんどん新たに出てくると思いますし、本当にきりがいい状況じゃないかなと思うんですが、安全・安心をしっかりと確保するための計画になるように、よろしくお願いします。

とりあえず、今の段階ではもうそれくらいしかわからないということですが、これからは委員会の時にお聞きしながら、いろんな問

題点を取り上げていきたいと思います。

以上で終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】まず、トイレカーについてお尋ねをいたします。

先議でもう既に進められていると思いますが、まず、2台購入ということで説明がっております。まず、支援の財政スキーム、そして県の実質的な負担がどうなるのか、お尋ねいたします。

【飛永防災企画課長】トイレカーの購入につきましては、国の新しい地方経済生活環境創生交付金を活用いたしまして、国の補助金が50%、そしてその補助裏の方には補正予算債が100%充当されることになっております。なお、この補正予算債につきましては、その元利償還金の50%につきましては交付税措置がございます。

【川崎委員】そうしますと、大体1台当たりどの程度を想定されているのか、額で教えていただいてよろしいでしょうか。

【飛永防災企画課長】トイレカー1台当たり881万1,000円を予算上計上いたしております。それを2台でございまして、1,762万2,000円を予算計上いたしております。

このうち、先ほど申しました国の交付金いたしましては、この半額に当たります881万1,000円が交付金でございます。残りにつきまして補正予算債、起債額といたしましては880万円になります。

この880万円の補正予算債につきましては、元利償還金の50%について、後年度、交付税措置があるということでございます。

県の実質負担といたしましては、単純に事業費の25%、補助金が半分、残りに対して半分が交付税措置があるということで考えますれば、

単純に事業費の25%ということで、440万円が県の実質負担になるうかと思えます。

【川崎委員】そうしますと、1台が881万円ですから1台で考えますと、25%ですから220万円程度で購入ができるということで理解いたしました。

今回のスキームを活用して、県下の21市町で購入予定の市町がありますでしょうか、お尋ねいたします。

【飛永防災企画課長】今回の補助金を活用いたしまして、諫早市がトイレカーを購入する予定であるということで聞いております。

【川崎委員】既に島原市が所有しているのは承知しておりますので、本年度内にはまた1台増えるということは、備えとしてはいいことかと思いますが、非常に有利な国の補助もあるということであれば、ぜひ積極的に呼びかけていただきたいと思っております。

購入予定のトイレカーのスペックについてお尋ねしたいと思います。軽自動車、普通車、いろいろトイレカーというのがあるんですが、こういったスペックなのか、車の大きさ、そしてトイレの数が幾つなのか、ほかに機能があるのか、お尋ねいたします。

【飛永防災企画課長】購入しますトイレカーにつきましては、軽自動車をベースとして艦装するという想定しております。

それから、設置するトイレの個数につきましては、大便器2器を予定しております。

それから、トイレカーにつきましては、総じてそうした機能になりますが、たまった汚物を排泄口からシャッターバルブ式で排泄が可能ということになっておりますので、し尿処理場の方まで自走して汚物を捨てることができるということで、被災地において機能的な運用が可能

だというふうに理解しております。

【川崎委員】被災地に配置するにふさわしい、いろいろな機能もついているということでございましたが、2台購入をして、大便器が2台ですから、しめて4台ということであります。諫早がどういったものを購入されるかどうかわかりませんが、ぜひこの災害時に、到底その個数では足りないというふうに思っております。先ほど申し上げますように、積極的に市町に呼びかけていただくとともに、ぜひ災害が起こったらそこに終結をさせる。その支援体制、支える体制をぜひ構築していただきたいと思います、いかがでしょうか。

【飛永防災企画課長】災害時に市町、行政区を越えて支え合う体制づくりにつきまして、国が相互支援のためのデータベースを整えまして、自治体間で連携して相互に派遣し合う仕組みの構築を検討することとなっておりますので、本県といたしましても、この仕組みに積極的に参加してまいりたいと思っております。

【川崎委員】ぜひそこを整えていただき、いざという時の備えをお願いしたいと思います。

また、災害がないに越したことはないわけで、一方では、平時の利活用、これについてお尋ねをしたいと思いますが、防災意識の向上、こういったことにもぜひご活用いただきたいと思います、いかがでしょうか。

【飛永防災企画課長】トイレカーの平時の利活用につきましては、県・市町の各種防災訓練ですとか、防災イベントに出動いたしまして、被災時におけるトイレ確保の重要性など、防災意識の向上に役立ててまいりたいと思っております。

【川崎委員】よろしくお願いします。

次に、消防学校についてお尋ねいたします。

2022年11月、総務委員会に所属しておりました。その折、消防学校を視察させていただいた時、訓練に必要な設備や資機材、この老朽化が指摘をされておりました。その後、どう対応されたのか、お尋ねいたします。

【松尾消防保安室長】訓練資機材につきましては、使用に伴って劣化し、日々のメンテナンスであるとか、定期的な更新が必要となっております。改めて、訓練資機材の更新計画書を作成いたしまして、計画的な更新を行うよう整理をしたところです。令和4年度時点では、もう既に更新時期が到来している資機材が多数あったことから、令和5年度当初予算において、訓練資機材の更新費用として762万7,000円を計上し、また、令和4年の2月補正において、411万9,000円を計上し、優先度の高いものから更新を行ったところであります。

令和6年度以降につきましても、計画に基づきまして更新を進めておりまして、引き続き計画的な更新に努めてまいります。

【川崎委員】拝見させていただいた時、かなり厳しかったですね。ぜひ、定期的に更新をよろしくお願いいたします。

次に、事前防災計画(タイムライン)についてお尋ねします。一般質問でも2度ほどこの必要性について訴えまして、今、検討に入っていると承知をいたしておりますが、現在、どのような状況なのか、進捗についてお伺いをいたします。

【飛永防災企画課長】タイムラインにつきましては、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理したものでございまして、国の防災基本計画におきましても、規定があるものでございます。

本県におきましては、タイムラインにつつま

して今年度から取組を始めておりまして、今後の具体的な検討といたしましては、具体的ところは来年度からスタートすることになりますが、これまでに2回指導いただいております学識経験者の方と進め方の協議を行い、対象とする災害につきましても、意見交換を行ってきたところでございます。

また、今週末には、土木部の関係部局も交えて3回目の打ち合わせを行う予定といたしております。

今後の想定期間でございますが、関係機関との協議も来年から開始することとしておりまして、完成まではおよそ3年程度かかるものというふうに想定しております。

【川崎委員】初めて取り組むことでありますが、一方では備えておく、例えば台風とかというのは予測が可能なので、その台風に備えて何日前にはこういうこと、直前にはこういうこと、そんなことをきちんと整理をしたものがこのタイムラインになってくるわけで、いざという時にバタバタして、あらっということがないように準備できる優れものだと思っておりますが、いかんせん、まだなじみがあまりなくて、まず行政の皆様で進めていただくとともに、最終的にはマイタイムラインという自分自身でそれをどうするかということまでやっていかないと、あんまり実効性もないように思っておりますので、3年程度かかるということはそうかなと思いますけれども、実効性あるものにできるように進めていただきたいと思います。

次に、発生主義複式簿記による公会計制度についてお尋ねいたします。

この制度がスタートして、もうかなりの期間がたっているとは思っておりますが、これは十分に活用されているのかどうなのか。総務委員

会に所属する折に、その都度聞かせていただいております。まず、この事業立案や財政管理への活用状況について、お尋ねをいたします。

【苑田財政課長】いわゆる公会計制度の活用についてですけれども、これについては本県も平成28年度から取り組んでおりますけれども、この制度の狙いといいますのが、やはり単年度の収支だけでは見られない資産のストックの状況を踏まえたうえで、こういった対応を検討していくべきかといったところも活用として用いさせていただいているところでございます。

大きくは2つの指標がございまして、まず、資産自体がどのくらい老朽化しているのかといったところを示す指標と、あともう一つ参考にしておりますのは、将来にわたっての世代の負担率がこういった状況にあるかというところを大きくは見極めながら対応をさせていただいているところでございます。そこに毎年度行っております中期財政見通し等によります単年度ごとの負担の状況とかを見ながら、施設の更新等のタイミング、また計画的な実施について活用させていただいているところでございます。

【川崎委員】老朽化と世代間の負担比率等で活用しているということとして、バランスシートを基に算出されていると思います。

事前に資料も頂戴いたしました。老朽化という部分についていくと、平成29年度、そして令和5年度、7か年の経過の分を資料として事前に頂戴いたしておりますが、確かに平成29年度は老朽化が53.6%、それから令和5年度、令和6年3月末の時点で63%、10ポイント老朽化が進んでいるということで、かなりのスピードで老朽化が進んでいるんだろうとあっていて、ぜひこれを指標にしながら、適正な老朽化対策を施していただきたいと思いますと思うんですが、全体63%とい

うことだけ見るとそうなんだろうというふうに思っているんですが、毎年いただく「長崎県の財政」を見て、一つピックアップしてお尋ねいたしますけれども、航空機というのがあって、これは取得価格と減価償却累計額が同額、つまり簿価がゼロの状態なんです。簿価がゼロで載っているから、ゼロなんだけど使っていると、そういう認識だと思っていて、つまり老朽化がある意味100%になっているにもかかわらず使っていますよということであれば、なかなか全体を見ると63%でそうなんだろうと思いますが、個々を見るとやっぱりこういったものがあるわけで、これを十分有効的に活用していくということになってくると、もう少し細かく見ていかないといけないんだろうと思っておりますが、そういった真の老朽化の状況をつかむという意味では、比較、必要なのかなというふうに考えていますが、ご見解を伺います。

【苑田財政課長】ご指摘のありました航空機については、防災ヘリコプターについて計上しているところでございますけれども、こちらについては耐用年数が5年間という財務上の取扱いもありまして、ご指摘のように実際の価格としては、現在簿価としてはゼロといったような状況で、メンテナンス等を行いながら使い続けているという状況でございます。

ご指摘のように、そうした中でストックとしてはゼロというものを使い続けているものに対して、こういった形で管理を行っていくかという視点でまいりますと、確かにこの指標だけでは見えないところがございます。

一方で、この公会計の中で行政コストの計算書というのがございまして、この中に維持補修費などを見ていく欄もございます。こうしたところの増高具合ですとか、そうしたところも

見極めながら、全体の行政コストの状況とかも一つの参考としながら、今後の更新のタイミングや全体の維持補修のあり方について活用していければと考えているところでございます。

【鵜瀬委員長】ほかにありませんか。

【田中委員】この文章なんだけれども、もらった文章、職員の政務への関与についてという項目があるよね。総務で職員の政務への関与について。この文章は、ちょっと違和感を感じるな。というのはね、「具体的には、知事が公務終了後に県議会議員の事務所を訪問したこと」、これはもう知事が行くというと運転手さんだって、秘書だってついていかなきゃなんだろうからね。

それから、「管理職員が知事の私文書である契約書へ押印を行ったこと」、押印を行ったんじゃないくて、これは内容が問われているわけよ、私文書の。実態は。今までの流れからすれば、内容が。押したことには別に問題ないだろうけど、内容が問われているわけ、2,000万円の金銭消費貸借の。

それから、もう一つは、「知事が政務で使用する店の予約を幹部職員が行った」と。これは、我々はちょっと違う感覚なんだよね。知事が主催してやった会合というような認識は持ってなかったんだけどね。県議会議員と建設業者と知事がね、その予約を行ったと。知事が主催してやったという解釈なんだね、これはね。我々は全員協議会でそんな解釈はしなかったけどね。知事があれだろう、知事が政務で使用する店の予約を幹部職員が行ったと。知事が主催してやった会合とは、我々は理解してなかったけれども、これは知事が主催した会合ということだったんだね。文章からするとそういう認識を持つ。

それから、「知事選挙に関する告発に関し、

知事が後援会を通じて発表したコメント作成、これは、私はあんまりわからないんだけど、これはどういう内容だったのか、聞かせてほしいと思う、まずは。

【徳永人事課長】今回、我々が聞き取りをしたのは、県の幹部職員が政務に関与しているというようなお話を受けまして、県の幹部職員が行った行動に対して聞き取りなり、検証を行ったことであります。ですので、例えば押印したものということは、職員の方が押印した行為に関してどうだったのか、それが例えば地方公務員法上に照らして、どうだったのかというところを検証したものでございまして、例えば押印行為でございまして、我々として押印行為に関して、どういうものなのかということを顧問弁護士にお聞きしまして、その時の顧問弁護士の見解としましては、書類の内容にかかわらず、知事の指示のもと、知事の私印を知事名義の私文書に押印する行為について、違法性は問えるものではないというようなお話をいただきまして、その結果を県のコンプライアンス委員会にご説明し、ご意見を伺ったというところでございます。

それ以外に、知事が関係者と会食を行った際に店の予約を行った件でございしますが、こちらでも後援会の職員から政務で使う店を予約しないといけないというような話がありまして、その中で場所はよく知らないから教えてほしいというような話があった流れの中で、私が予約しましょうかということでございますので、主催はどうだったのかというようなものはあまり関係なく、職員がそういったお店を予約した行為について、地方公務員法上の問題があるかどうかというところを検証してコンプライアンス委員会の方にご意見を伺ったというものでございま

す。

【田中委員】違和感を感じるのは、スタンスなんだよね。スタンスね。それじゃ、我々が、秘書課にちょっといい店があったら紹介してくれよ、予約してくれよと言ったら、あなたたちが一々やるかという話になってくる、おかしい話に。(発言する者あり)いやいや知事だけでも、知事に頼まれてやったという話だからさ。

だからね、なんかこう文章に、知事と、それから幹部職員と職員なんだね、秘書課の。秘書課は何人いるのか、二十数人いると思うんだけど、その人たち全員が該当するような話じゃないんだよ、この話自体はね。幹部職員、プラス、本当の知事と一緒に行動をとる秘書、運転手、そういう人たちの問題として我々はやったんだけどね。ちょっとスタンスが我々とは違うので違和感を感じる、この文章に。ますます、もちろんいいことだけでも、知事には最大限のパフォーマンスを発揮させるため、秘書課はもっと頑張れというような結論になっているけれどもさ。それは悪いことじゃないけれども、ちょっと問題の捉え方、この問題が発生したポイント等々を頭に入れると、ちょっと違和感を感じる文章に全てがなっていると。

返事はできないだろうから、私が感覚的にそう受けているということだけを言わせてもらって終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はございませんか。

【山田委員】長崎県コンプライアンス委員会について伺いたいと思っております。

今年の2月26日に開催があったということで、第22回ということでもあります。定期的にはどのような形で、案件が発生してということではあると思いますが、どのような形で定期開催をやっているのか、そういった開催の頻度とか、

ほかの開催案件、今回の22回じゃなくて、以前も同じような内容だったのか。障りのない程度で結構ですが、教えていただければと思います。

【徳永人事課長】県のコンプライアンス委員会は、平成18年、19年に県の不適切な物品調達問題の検討委員会の方からコンプライアンス委員会を設置ということでご意見をいただいて、平成19年7月に第1回を開催して、それから22回目を迎えております。

令和5年度は開催できなかったんですけども、近年で言うと1年に1回のペースで開催しております。内容については、法令遵守の取組であったり、法令違反通報制度の運用状況であったり、あとは要綱を改正したりとか、例えば処分指針についてのご意見を伺ったりというようなことをしております。

【山田委員】では、特段突出して案件が発生して行っているわけでもなく、今言われたような内容で令和5年以外は毎年開催をしてきたということで理解いたしました。

今回の件ですけれども、委員長が弁護士で、委員長の氏名は公表されていたかなと思うんですが、委員の氏名とかは公表していないという理解でよかったですか。

【徳永人事課長】委員の氏名は、公表しております。5名で構成されまして、弁護士が2名、学識経験者が1名で民間企業のコンプライアンス担当部門の責任者の方2名の5名で構成しております。

【山田委員】5名で、今、内訳を教えてくださいました。多分、もう平成19年からということでありますので、その委員の改選の時期とか、そういったのも5年とか10年とか、わかりませんが、そういう時に委員の入れ替え等も行っているという理解でよろしいですか。

【徳永人事課長】要綱上は、委員の任期は2年となっておりまして、ただし、再任を妨げないというふうになっております。現在、委員長を務めています石橋弁護士は、平成19年の設置時から参加いただいております。

【山田委員】わかりました。今回の審議内容、議題は、長崎県職員の法令遵守の取組についてと長崎県法令違反等通報制度の運用状況についてということでありましたが、新聞報道とかも見ましたが、この中で、もちろん私も職員がいろいろ業務をするうえでしづらいとか、いろいろ悩むようなことがないような形で業務を行っていく必要があると理解しているところでありますが、この中で意見のあった内容等で教えていただければと思います。

【徳永人事課長】コンプライアンス委員会の公務と政務の関係で出た主な意見でございますが、部長説明と少し重複する部分もございますが、知事の指示に対して、直ちに職員側が「ノー」と言うことができないと。そのため、職員側というよりも、指示する知事の問題ではないかという意見、あるいは、知事が最大限のパフォーマンスを発揮することが県政にとって一番大事なことで、その知事を支えるために設置している秘書課の業務について、知事を含めた認識の共有がされてなかったことが問題じゃないかとか、あるいは信用失墜行為の禁止に抵触するか否かについて、その具体的な法律違反が確認されない中、疑念を抱かれたことをもって信用失墜行為に結びつけることについては疑問があるなどの発言があったということで、最後に委員会としての提言として、先ほど部長説明でも述べさせていただきましたが、「知事が最大限のパフォーマンスを発揮するために、そのサポートを行う秘書課がしっかりと業務に取り組むこ

とができるようにガバナンス面も含めた仕組みづくりをやってほしい」というようなお話がございました。

【山田委員】まさに、使用主である知事に、職員の方々が業務がしやすいように、やはりパワーバランスの問題からも断ることができないと思います。今回、一応秘書課の方から示されましたけれども、知事の身の周りのサポートに関係することとかですね。この中でも取り方によってはどうなのかなという部分、まだはっきり、まだこれだけでは職員の皆さんが安心して自分の身を守りながら業務が遂行できるというのは、まだまだ不十分かなと思っております。しっかりと職員の皆様が安心して業務につけるように、さらに取組を進めていただきたいと思います。

終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問もないようですので、次に進みます。

次に、意見書審査を行います。

自由民主党会派より、「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書(案)」提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

(資料配付)

それでは、中村俊介委員より、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【中村(俊)委員】それでは、私から「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書(案)」について提案理由をご説明いたします。

国全体での人口減少が続く中、一部地域では進学や就職による社会増で人口が増える一方、

地方においては、若者の流出により、活力の低下が懸念されております。特に、東京都においては、法人事業税をはじめとした十分な税収により手厚い行政サービスが提供できるものの、財政力に乏しい多くの地方自治体には難しく、都道府県格差が生じております。

地方でも住民が持続可能な安定した暮らしを営み、全国どこでも同じ行政サービスを受けるために、全ての地方自治体が十分な収入を確保できる税制の改革、中央省庁の地方分散、企業・大学に地方移転を促す制度の構築など、東京一極集中是正に向けた抜本的な改善策を求めたく意見書案を提出させていただきます。

委員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ただいま説明がありました「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書(案)」について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時30分 休憩 —

— 午後 2時30分 再開 —

【鵜瀬委員長】再開します。

意見書の提出について、採決を行います。

本案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書(案)」については、提出することに決定されました。

なお、文案の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、改革21会派より「日米地位協定の抜本的な改定を求める意見書(案)」提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

(資料配付)

それでは、堤委員より、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【堤委員】 改革21会派から提出している「日米地位協定の抜本的な改定を求める意見書(案)」について、趣旨説明を行います。

日米安全保障条約に基づき、米軍の日本への配備が行われています。その米軍の日本における円滑な行動を確保するために、地位を規定しているのは日米地位協定です。1960年の日米安全保障条約改定と同時に締結されました。

米軍基地の7割が集中する沖縄県では、これまでに米軍関係者による様々な事件・事故が発生しています。

1995年(平成7年)の少女暴行事件後、日米合同委員会は、17条の運用改善に合意し、殺人や性的暴行など、重大事件に限り、日本側が起訴前の米軍の身柄引き渡しを要請した際に、米軍側が好意的配慮を払うとしました。

また、米軍基地に由来する環境汚染事故を受けて、2015年には調査のための日本側の基地立ち入りを限定的に認める環境補足協定、2017年には軍属の範囲を見直し、地位協定の対象を絞り込む目的の軍属補足協定なども結ばれました。

しかし、今、米軍基地のある地域での泡消火剤を原因とする周辺地域の地下水の汚染、

PFAS汚染が問題になっていて、環境汚染や住民への健康被害が報告されていますが、基地立ち入りの可否は米軍の判断に委ねられ、実際には日本側による調査は実現していません。

このように運用見直しだけでは様々な問題の解決にはほど遠く、米軍関係者による事件・事故、環境汚染、騒音問題などが後を絶たない状況で、基地のある地域の住民への負担が重くのしかかり、安心・安全が脅かされています。

新型コロナウイルスによる感染が続いていた時は、米海軍佐世保基地でも、検査なしで入国する米兵の感染が多くありました。

女性に対する性的暴行について言えば、明らかになっているものでも、毎年、かなりの件数ですが、報道されていない、事件化されていないものも含めると、実際にはもっと多いと言われています。

被害者は、少女や幼児まで含まれていて、到底許しがたく、強い怒りを覚えます。

昨年9月定例会では、米兵の性的暴行に厳重抗議し、対策を強く求めることについての意見書は可決されました。

様々な米軍基地に起因する事件・事故などをなくしていくには、日米地位協定を改定し、国内法を適用する厳格な対応を講じることが欠かせないと思います。

従前より、米軍基地が所在する都道府県で構成する渉外知事会において、日米地位協定の改定を求められていますが、本県議会としても、日米地位協定の改定に向けての取組を国に要望するべきであると考えます。

委員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 ただいま説明がありました「日米地位協定の抜本的な改定を求める意見書(案)」

について、ご意見等はありませんか。

【深堀委員】今、提案された日米地位協定に関することなんですけれども、去る先般の本会議の中で、我が会派の坂本 浩議員が、この地位協定に関する質疑を行っております。

参考のために県に見解を求めていた内容について、再度、どういう概要だったかだけ報告いただけないでしょうか。

【今富危機管理部長】日米地位協定につきましては、社会環境が大きく変化したにもかかわらず、60年以上改定されていないことから、米軍基地に起因する環境問題や事件・事故等を抜本的に解決し、住民の不安を解消するためには、国内法適用の拡充など改定が必要と考えております。

そのため、米軍基地所在の都道府県で構成します渉外知事会として、従前から国に協定の改定を求めており、昨年7月にも副会長県である本県として、防衛省、外務省、米国大使館に要望したところです。

地位協定に係る課題につきましては、全国の基地所在地域に共通するものが多く、関係都道府県が一体となって要望することで、説得力が増すなど効果的であるため、引き続き、関係都道府県と連携しながら、改定に取り組んでまいります。

以上のような内容でございます。

【鵜瀬委員長】ほかにご質問、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかにご質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時37分 休憩 —

— 午後 2時38分 再開 —

【鵜瀬委員長】再開します。

それでは、討論に入ります。

討論はありませんか。

【中村(俊)委員】自由民主党会派を代表いたしまして反対の意見を述べさせていただきます。

ただいま、改革21から提出されました意見書案につきまして、日米同盟は、我が国の外交、安全保障政策の基軸であり、我が国の独立と平和、人々の暮らしを守り抜くためには、日米同盟をさらなる高みに引き上げ、深化させる必要がございます。日米地位協定は、合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みであり、政府においては同協定について、これまで手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つひとつの具体的な問題に対応してきているところでございます。

また、本県におきましては、佐世保市に米海軍佐世保基地が所在しておりますが、県と市が連携をして、基地と地域との共存・共生に取り組まれており、米軍に対しても住民の安全・安心の確保という立場から適切に申入れ等を行いながら、基地に起因する課題の解決に注力されておられます。

日米地位協定の抜本的な改定は、日米同盟の深化という観点とともに、まずは国や自治体のそのような取組を積み上げながら、同協定のありべき姿を不断に追求していくことが必要であるという点から、しっかりと議論する必要がある、今やるところではないという考えから、今回提案されました意見書案については反対するものであります。

委員皆様のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

【深堀委員】ただいま、議題となっております日米地位協定には賛成の立場で議論させていただきます。

内容については、先ほど堤委員から詳細に趣旨説明を述べられておりますので、簡潔に申し上げますと、我々はこの地位協定の抜本的な改定を求める意見書を提出しているのであって、日米同盟に関するその必要性、重要性に関しては全く自民党と同じ意見ではあります。

ただ、しかしながら、全国にある米軍基地を抱えている自治体、都道府県含めて、先ほど危機管理部長に答弁を求めたとおり、これは全国の知事会でも見直しについて求めているという事実があり、そして、昨年9月に、我々長崎の県議会でも、米兵の性的暴行に厳重に抗議をする意見書を取りまとめました。

沖縄で繰り返される米兵・軍属による犯罪は、沖縄の日本復帰から2022年までの50年間で6,163件発生しており、うち強姦性交や殺人などの凶悪犯罪は584件に上ると。特に、繰り返される女性への性暴力には許しがたい部分があるということで、昨年の9月にこの意見書をまとめたわけであって、こういったものを求めていくことにも、当然この日米地位協定の抜本的な改定を求める内容も含まれているものであり、あえて日米同盟に関する是非ではなくて、日米地位協定の抜本的な改定を求める意見書に関しては、全国の自治体も求めているものであることから、ぜひ皆様のご賛同をいただきたいということで、賛成の意見として述べさせていただきます。

【鵜瀬委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

意見書案の提出について、採決を行います。

本案のとおり、意見書を提出することに賛成

の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【鵜瀬委員長】起立少数。

よって、「日米地位協定の抜本的な改定を求める意見書(案)」については、提出しないことに決定されました。

以上で委員会の審査が終了いたしましたので、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時42分 休憩 —

— 午後 2時43分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時43分 休憩 —

— 午後 2時44分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩します。

— 午後 2時44分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開します。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時46分 閉会 —

3月19日
(追加工程予算議案審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年3月19日

自 午前10時 8分
至 午前10時21分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

分科会長	鵜瀬 和博 君
副会長	大久保堅太 君
委員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	深堀ひろし 君
〃	山本 由夫 君
〃	宅島 寿一 君
〃	堤 典子 君
〃	中村 俊介 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	中尾 正英 君
総務部次長	猿渡 圭子 君
財政課長（参事監）	苑田 弘継 君
地域振興部長	小川 雅純 君
市町村課総括課長補佐	小橋 和則 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第66号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第1号）
（関係分）

第67号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第9号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 8分 開会 —

【鵜瀬分科会長】ただいまから、予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託され、総務分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第66号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」ほか1件であります。

理事者の出席につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

なお、市町村課長が欠席のため、市町村課総括課長補佐を代理出席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、「県議会議員補欠選挙の執行に要する経費」であり、本日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより総務部及び地域振興部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】おはようございます。総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第66号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第67号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

初めに、第66号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算は、繰入金2,130万8,000円の増、合計2,130万8,000円の増となっております。

次に、第67号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」について、ご説明いたします。

歳入予算は、繰入金247万3,000円の増、合計247万3,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、地域振興部より予算議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】おはようございます。地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第66号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第67号議案「令

和6年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

初めに、第66号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で2,130万8,000円の増となっております。これは、県議会議員補欠選挙の執行に要する経費についてご審議をお願いするものであります。

次に、第67号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で247万3,000円の増となっております。これは、第66号議案と同じく県議会議員補欠選挙の執行に要する経費についてご審議をお願いするものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】次に、市町村課総括課長補佐より補足説明を求めます。

【小橋市町村課総括課長補佐】おはようございます。県議会議員補欠選挙費について補足説明をいたします。

「令和6年度2月定例会 補正予算にかかる補足説明資料（市町村課）」をご覧ください。

こちらの2に記載のとおり、今回の西海市選挙区における補欠選挙は、去る3月4日の瀬川議員の辞職により選挙執行事由が生じたものでございます。

2つ目のポツにありますとおり、県議会議員の補欠選挙につきましては、原則として同一選挙区の不足数が2人に達した時となりますが、定数1、いわゆる1人区の場合は、原則として欠員が生じた時点で補欠選挙が執行されるという

ことになり、西海市選挙区は、こちらに該当いたします。

選挙期日につきましては、既に予定されておりました西海市長選挙、西海市議会議員一般選挙と同日となります4月20日と選挙管理委員会において決定いたしております。

本選挙の告示日は、令和7年4月11日、金曜日、選挙期日は、4月20日、日曜日でございますが、西海市長選挙、市議会議員選挙につきましては、告示日が4月13日、日曜日となる見込みであり、県の選挙と市の選挙で選挙期間が異なるということになります。

続きまして、3、予算額にありますが、本予算議案の承認をいただいた後、今年度中に事前の準備といたしまして、投票用紙や公営物資の作成等を行う予定としており、令和6年度補正予算として247万3,000円を計上いたしております。

また、令和7年度につきましては、選挙公報作成費、候補者の公営に係る経費、投票所入場券の発送やポスター掲示場の設置のほか、投・開票等の事務を行います西海市への交付金などとして2,130万8,000円、2か年分を合わせまして2,378万1,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございました。以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田委員】お聞きしたいと思います。

今回、西海市長選挙、西海市議会議員選挙と県議補欠選挙が同日開票ということで選挙が行われます。今回、単独で県議補選を行う場合と、こうやって市と一緒に選挙を行う場合のコスト

メリットがあるかと思いますが、その状況を教えてください。

【小橋市町村課総括課長補佐】同時選挙となることで県の予算はどのくらい削減が見込まれるのかといったご質問かと思えます。

今回の補欠選挙を市の選挙と同時に行う場合の経費につきまして予算ベースで申し上げますと、同時に行わなかった場合、つまり単独選挙で行った場合と比較して約1,200万円程度、削減されると試算しております。

今回の補欠選挙の県の予算が約2,300万円、単独での選挙がおおよそ3,500万円と試算しており、約3分の2の予算になるということでございます。

【山田委員】タイミングを見てご辞職いただいたものかと思っておりますが、かなり大きな県費の支出が抑えられることは非常に有効であると思っております。

そして、今回、人口減の中でありますので、市において掲示板数、投票所数が前回の統一地方選挙と比べてどういう状況にあるのかを教えてください。

【小橋市町村課総括課長補佐】前回の選挙と比較して、ポスター掲示場数、それから投票所の数がどうなっているのかといったご質問かと思えます。

まず、西海市の選挙人名簿登録者数というのがありまして、これが直近の3月1日現在で2万951人、4年前と比較すると約2,000人、減少しております。

こういったことを踏まえまして、まず投票所の数から申し上げますと、投票所の数が、今回、崎戸町内において統合が1か所ありまして1減少し、38投票所となる予定でございます。

それから、ポスター掲示場の数ですが、投票

区の数がポスター掲示場数に影響してまいりますので、これが前回から2か所減少して260か所になる予定でございます。公職選挙法に規定されております法定設置数がマックスで260でございますので、その減少はあっていないということになります。

【山田委員】 260がマックスということでありますので、わかりました。短期間で行われる補欠選挙であります。投票率向上に向けて県選管として特別な働きかけの予定があれば教えてくださいたいと思います。

【小橋市町村課総括課長補佐】 今回の補欠選挙における臨時啓発につきましては、市の選挙と一体的な広報を行う必要がありますので、基本的には市を主体とするということを考えております。

最初に申し上げました県と市の選挙で選挙運動期間が異なること。また、対象となります有権者が異なることなどから双方で啓発することでかえって混乱を来すおそれがあると考えております。

県といたしましては、西海市の庁舎に掲出いたします県議会議員選挙の懸垂幕を購入する予定としておりまして、それ以外はホームページ、選挙管理委員会のX、旧ツイッターにより周知を行っていきたいと考えております。

【山田委員】 投票所の入場券にQRコードをつけていただいて、選挙公報が即日見れる状況にしているものと思いますが、今回の西海市の補欠選挙も同様の取組という理解でよろしいですか。

【小橋市町村課総括課長補佐】 今、QRコードにつきましては、全選挙で共通して使っております。ですので、投票所入場券につきましては、特に変更ということは聞いておりませんので、

引き続き取り組んでいただいているというふうに理解しております。

【山田委員】 投票率低迷の中ではありますが、多くの方に投票いただけるように県選管といたしましてもご尽力いただきますことをお願い申し上げます。質問を終わります。

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第66号議案及び第67号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第66号議案及び第67号議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前10時20分 休憩 —

— 午前10時21分 再開 —

【鵜瀬分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で本分科会関係の議案審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午前 1 0 時 2 1 分 閉会 —

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年3月12日

総務委員会委員長 鵜瀬 和博

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 16 号 議 案	職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 17 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 18 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 19 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 20 号 議 案	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 40 号 議 案	権利の放棄について	原 案 可 決
第 41 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	原 案 可 決

計 7 件 （原案可決 7 件）

委 員 長 鵜 瀬 和 博

副 委 員 長 大久保 堅 太

署 名 委 員 堤 典 子

署 名 委 員 中 村 俊 介

書 記 川村 恵

書 記 阿比留 祐太郎

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第 6 4 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 8 号）関係部分】

企 画 部

企画部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第64号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）のうち関係部分
であります。

歳入予算は、

国庫支出金	22億 4,577万 5千円の増
合 計	22億 4,577万 5千円の増

となっております。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第 6 4 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 8 号）関係部分】

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第64号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

地 方 交 付 税	1 億 4 9 3 万 8 千円の増
県 債	1 億 9, 0 2 0 万 円の増
合 計	2 億 9, 5 1 3 万 8 千円の増

となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第 6 4 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 8 号）関係部分】

危 機 管 理 部

危機管理部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第64号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

予算額は、

歳入予算で、

国庫支出金	9, 3 2 7 万 8 千円の増
-------	-------------------

歳出予算で、

防 災 費	1 億 3 8 3 万 2 千円の増
-------	--------------------

を計上いたしております。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

（地域防災緊急整備事業費について）

地域の防災・減災対策の充実強化に必要な、ヘリコプターの離発着適地の調査及び車両や資機材の整備などに要する経費として、

6, 9 1 0 万 7 千円の増

を計上いたしております。

（原子力災害対策整備事業費について）

放射線防護施設の換気設備更新に要する経費として、

3, 4 7 2 万 5 千円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

今回、繰越明許費として、

地域防災緊急整備事業費	6, 9 1 0 万 7 千円
-------------	-----------------

原子力災害対策整備事業費	3, 4 7 2 万 5 千円
--------------	-----------------

を計上いたしております。

これらは、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金などを活用し、経済対策補正により実施する事業であり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第64号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）関係部分】

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第64号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	4,182万	円の増
合 計	4,182万	円の増

歳出予算は、

企画費	1億 3,364万	円の増
合 計	1億 3,364万	円の増

となっております。

まず、歳入予算の内容についてご説明いたします。

社会資本整備総合交付金	4,182万	円の増
-------------	--------	-----

であります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

（交通企画費について）

人手不足等で厳しい環境に置かれる公共交通事業者の経営効率化や増加する訪日外国人の受入環境整備に資する交通DXの取組を支援するための経費

5, 0 0 0 万 円の増

(鉄道対策費について)

長崎本線の維持管理経費等に係る負担金 8, 3 6 4 万 円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

公共交通事業者の経営効率化や増加する訪日外国人の受入環境整備に資する交通DXの取組を支援するための経費及び長崎本線の維持管理経費等に係る負担金ですが、今回補正予算に計上しております予算については、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、

交通企画費 5, 0 0 0 万 円

鉄道対策費 8, 3 6 4 万 円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 令和7年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第47号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分

第61号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について
ご説明いたします。

予算額は、

歳入予算

使用料及び手数料	1, 572万 4千円
国庫支出金	6億 3, 098万 円
財産収入	2億 1, 185万 5千円
諸収入	7, 895万 6千円
合 計	9億 3, 751万 5千円

歳出予算

警察管理費	374億 9, 760万 8千円
警察活動費	34億 4, 179万 8千円
県有施設等災害復旧費	510万 6千円
合 計	409億 4, 451万 2千円

を計上いたしております。

歳出予算の主なものについてご説明いたします。

（一般管理費について）

一般庁費等の管理的な経費として、光熱水費、電子計算機の使用賃借料等

24億 9,509万 5千円

会計年度任用職員等運営費として、警察安全相談員、交番相談員報酬等

5億 2,582万 8千円

警察官等被服費として

1億 4,643万 4千円

職員厚生経費として、定期健康診断手数料等

8,745万 9千円

等を計上いたしております。

(給与費について)

警察職員の給与、退職手当等

316億 8,496万 2千円

を計上いたしております。

(装備費について)

車両維持費として、警察車両の燃料費等

3億 7,149万 4千円

舟艇維持費として、警備艇の定期検査経費等

3億 6,578万 8千円

ヘリコプター維持費として、警察ヘリコプターの定期点検整備費等

1億 7,526万 1千円

等を計上いたしております。

(警察施設費について)

一般施設整備費として、警察署庁舎の改修、佐世保警察署庁舎建替の工事経費等

5億 2,682万 2千円

職員公舎整備費として、職員公舎の改修経費等

1,125万 4千円

交番・駐在所整備費として、防犯カメラの更新経費等

337万 3千円

施設維持管理費として

3億 5,513万 7千円

を計上いたしております。

(運転免許費について)

運転免許費として、高齢者講習委託料等 6, 0 5 7 万 2 千円

免許試験費として、運転免許証作成装置整備費、運転免許事務委託料等

6 億 3, 2 6 6 万 4 千円

等を計上いたしております。

(一般警察活動費について)

一般警察活動費として、一般的な警察運営、地域警察に要する経費、ながさきピース
文化祭^{にせんにじゅうご}2025の開催に伴う総合対策経費等

1 3 億 5, 6 1 7 万 9 千円

を計上いたしております。

一般警察活動費には、高齢社会対策として、ニセ電話詐欺を始めとした犯罪の抑止
対策経費や高齢者が関係する交通事故の抑止対策経費等を計上いたしております。

(刑事警察費について)

刑事警察費として、刑法犯の捜査に要する経費

3 億 6, 8 1 0 万 1 千円

生活安全警察費として、犯罪の抑止及び少年犯罪等の捜査に要する経費

1 億 2 4 9 万 2 千円

を計上いたしております。

(交通指導取締費について)

交通指導取締費として、交通安全活動、交通指導取締りに要する経費

4 億 2, 1 5 0 万 2 千円

交通安全施設整備費として、交通管制システム、交通信号機の新設・改良及び道路
標識・標示の整備経費

9 億 1, 5 8 7 万 9 千円

交通安全施設維持費として、交通信号機の点検等に要する経費

2 億 7, 7 6 4 万 5 千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和8年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

警察活動に要する各種システムやネットワーク機器等、警察行政事務機器の賃借等に係る令和8年度から令和15年度に要する債務負担として

13億 1,809万 6千円

警察車両の法定点検、車検整備業務委託に係る令和8年度から令和9年度に要する債務負担として

1億 8,975万 円

一般廃棄物収集運搬処理委託等、警察施設維持のための保守・管理等業務に係る令和8年度から令和10年度に要する債務負担として

7億 6,359万 5千円

佐世保警察署の建替工事に係る令和8年度から令和9年度に要する債務負担として

1億 8,750万 2千円

運転免許関係講習等業務委託に係る令和8年度に要する債務負担として

4億 3,163万 9千円

交通管制システム設備保守委託等、警察行政機器等の保守業務に係る令和8年度に要する債務負担として

1億 1,268万 5千円

防災気象情報提供サービス等、一般警察活動の支援業務等に係る令和8年度から令和10年度に要する債務負担として

1億 1,987万 8千円

自動車保管場所調査、入力業務委託等、交通指導取締関係の業務委託に係る令和8年度から令和9年度に要する債務負担として

2億 3,750万 7千円

を計上いたしております。

次に、第４７号議案「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第６号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、

歳入予算

国庫支出金	997万	円の減
-------	------	-----

歳出予算

警察管理費	2億 3,057万 7千円	の減
-------	---------------	----

警察活動費	2,755万 8千円	の減
-------	------------	----

合 計	2億 5,813万 5千円	の減
-----	---------------	----

を計上いたしております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

（警察費国庫補助金について）

警察費国庫補助金の減額は、

警察管理費補助金	481万 1千円	の減
----------	----------	----

警察活動費補助金	515万 9千円	の減
----------	----------	----

であります。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

（一般管理費について）

警察庁舎等の光熱水費等の執行残として	6,074万 6千円	の減
--------------------	------------	----

を計上いたしております。

（給与費について）

職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として

9,443万 7千円	の減
------------	----

を計上いたしております。

(装備費について)

警備艇の定期検査等の執行残として 4, 6 1 0 万 円の減
を計上いたしております。

(警察施設費について)

警察署庁舎改修工事等の執行残として 1, 6 5 9 万 4 千円の減
を計上いたしております。

(運転免許費について)

免許証作成機器改修委託等の執行残として 1, 2 2 0 万 円の減
を計上いたしております。

(警察活動費について)

自動車保管場所調査、入力業務委託料等の執行残として 2, 7 5 5 万 8 千円の減
を計上いたしております。

(繰越明許費について)

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費として、

装備費 7, 3 9 9 万 円
を計上いたしております。

これは、令和6年度当初予算で計上している警察船舶用元船棧橋の設置工事につきまして、工事において必要な資材の調達に期間を要し、本年度中に工事を完了することが困難になったことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、

歳 出 予 算

警 察 管 理 費	1 0 億 2, 9 3 4 万 8 千円の増
警 察 活 動 費	6 9 万 3 千円の増
合 計	1 0 億 3, 0 0 4 万 1 千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員に係る報酬等の改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあり、これらの整理・調整を行うため、3月末をもって、令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例会

総務委員会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第17号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、人事委員会の令和6年10月4日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、県職員と同様、県警察職員においても若年層に重点を置きつつ、全世代を対象に給料月額引き上げ、期末・勤勉手当の0.1月分の引き上げなどの内容となっております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、損害賠償事案1件についてであります。

運転免許事務を行うため、運転者管理業務端末の賃貸借及び保守契約を長崎市の法人と締結しておりましたが、令和7年1月から警察庁が新たに構築した運転者管理システムへの移行に伴い、令和7年3月31日期限の原契約を令和6年12月31日付けで解除したことにより、受託事業者から58万3,737円を支払うため、1月24日付けで専決処分をさせていただいたものです。これは全額県費から支払われることになります。

なお、原契約の期限まで契約を継続した場合と比較すると、今回の支払額は減少しております。

次に、その他の所管事項についてご説明いたします。

(犯罪の一般概況について)

令和6年中の県内の刑法犯認知件数につきましては4,009件で、前年と比較しますと223件、5.9パーセント増加しております。

罪種別では、知能犯が186件増加しており、これが主な増加要因となっております。知能犯の中でも、特に詐欺が660件発生しており、前年と比較して172件増加しております。

今後、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、県民、事業者、関係機関・団体とも連携し、県民運動である「犯罪なく^{さん}3ば運動」で県民の皆様の防犯意識の高揚を図りつつ、的確な犯罪抑止対策を推進してまいります。

(人身安全関連事案への取組状況について)

令和6年中のストーカー事案の認知件数につきましては255件で、前年と比較しますと56件減少しております。このうち、ストーカー規制法に基づく禁止命令等で63件の行政措置を行い、ストーカー規制法違反等で36件を検挙しております。

配偶者暴力事案等の認知件数につきましては404件で、前年と比較しますと66件減少しております。このうち、暴行、傷害等で59件を検挙しております。

児童虐待事案の通告件数につきましては482件で、前年と比較しますと68件減少しております。

児童相談所に通告した被害児童数につきましては864人で、前年と比較しますと111人減少しております。

これらの人身安全関連事案につきましては、被害者の命が奪われるなど、重大な事件に発展するおそれがありますので、認知の段階から客観的な危険性の判断を的確に

行った上で、被害者の意向を踏まえつつ、被害者等の保護や加害者の検挙等の必要な措置を迅速かつ先制的に講じるとともに、県・市町等の関係機関と連携を図りながら、被害者等の安全確保に努めてまいります。

（ニセ電話詐欺（特殊詐欺）等被害防止対策について）

令和6年中のニセ電話詐欺情勢につきましては認知件数は182件、被害総額が約3億895万円で、前年と比較しますと認知件数は38件増加、被害総額は約6,847万円減少しており、手口としましては架空料金請求詐欺が135件と全体の約74パーセントを占めております。

架空料金請求詐欺では、犯人から副業と称して架空のサイトに誘導された後、架空の料金支払いのため銀行やコンビニエンスストアのＡＴＭからの振り込み、インターネットバンキングでの振り込みを指示することが多いことから、銀行やコンビニエンスストアと連携した声掛け等の対策を強化しております。

このニセ電話詐欺は、県民の皆様の生活を脅かす身近で悪質な犯罪ですので、今後とも「電話がつながりにくい環境づくりの推進」「関係機関・団体と連携した広報啓発活動」「金融機関やコンビニエンスストア等と連携した声掛けによる水際対策の推進」を被害防止対策の3本柱として積極的に推進してまいります。

また、ＳＮＳ等の非対面で投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る「ＳＮＳ型投資詐欺」やＳＮＳ等を通じて知り合い、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る「ＳＮＳ型ロマンス詐欺」が令和5年下半期から全国で急増しております。

本県における令和6年中のＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の情勢につきましては認知件数は168件、被害総額が約11億758万円に上るなど、極めて憂慮すべき状況にありますので、県民の皆様に対する効果的な広報啓発活動の推進、金融機関等の関係事業者と緊密に連携し、官民一体となった被害防止対策を推進してまいります。

(暴力団対策について)

県内では、令和6年12月末現在、指定暴力団傘下の8組織と約90人の暴力団員等を把握しており、暴力団員等の検挙人員につきましては19人で、前年と比較しますと10人減少しております。

全国的に六代目山口組の分裂抗争に起因する事件等が続いておりますが、本県での発生はなく、今後も暴力団組織等に対する徹底した取締りや情報収集活動を行い、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体と連携して暴力団の壊滅を目指してまいります。

(薬物対策について)

令和6年中の薬物事犯の検挙人員につきましては49人で、前年と比較しますと5人増加しております。

内訳は、覚醒剤が15人で、前年と比較しますと8人減少、大麻が32人で、前年と比較しますと13人増加、その他の薬物事犯は2人で、前年と同じ検挙人員となります。

全国的に、薬物事犯の検挙人員は横ばいで推移する中、大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加傾向であり、本県におきましては、平成30年以降高止まりの傾向にあります。

引き続き、薬物情勢等の実態把握に努め、大麻等薬物事犯の徹底した取締りや関係機関・団体と連携した広報啓発活動等を推進し、薬物事犯の根絶に取り組んでまいります。

(少年非行の概況について)

令和6年中の検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年につきましては226人で、前年

と比較しますと35人増加しており、児童買春・児童ポルノ法違反等の特別法犯少年は14人で、前年と比較しますと17人減少しております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年につきましては2,408人で、前年と比較しますと16人減少しております。

県警察では、少年警察ボランティアと協働した少年のたまり場等における街頭補導活動や、少年の規範意識向上を目的とした非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、少年警察ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

令和6年中の生活経済事犯の検挙件数につきましては48件で、前年と比較しますと37件減少しており、検挙人員は45人で、前年と比較しますと44人減少しております。

生活経済事犯の取締りにつきましては、悪質な事犯である利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の早期把握とその拡大防止に努めております。

引き続き、生活経済事犯取締りの推進及び被害防止に努めてまいります。

(サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について)

令和6年中のサイバー犯罪の検挙状況につきましては検挙件数は113件で、前年と比較しますと36件増加しており、検挙人員は69人で、前年と比較しますと17人増加しております。

社会のデジタル化の進展に伴い、サイバー空間は、全国民が参画する公共空間へと変貌を遂げている一方、ランサムウェアの被害やインターネットバンキングでの不正

送金など、サイバー空間の脅威は極めて深刻な情勢にあります。県警察では、悪質・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対応するため、全国の警察と連携したサイバー犯罪の取締り、地域において活動する多様な主体と連携した社会全体のサイバーセキュリティの向上を図る諸対策に取り組んでおります。

今後も、サイバー空間の安全・安心を確保するため、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策を推進してまいります。

(交通死亡事故抑止対策について)

令和6年中の交通事故死者数につきましては26人で、前年と比較しますと10人減少しております。

一方で交通事故死者数に占める高齢者の割合と歩行者の割合は、依然として高い傾向にあります。

そのため、高齢者及び歩行者の交通事故抑止対策に重点を置き、交通安全教育や交通指導取締りを始め、関係機関・団体と連携して、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進しております。

悲惨な交通死亡事故を発生させないため、引き続き、交通事故の分析結果を踏まえた総合的な交通死亡事故抑止対策に取り組んでまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第47号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分

第61号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額 17億 7,937万 4千円

を計上いたしておりますが、このうち、

（目） 出納使用料 145万 4千円

は、キャッシュレス決済等による使用料収入であります。

（目） 出納手数料 17億 5,700万 円

は、キャッシュレス決済等による手数料収入であります。

（目） 県預金利子 2,092万 円

は、歳計現金の預金利子収入であります。

次に、

歳出予算総額 4億 6,310万 1千円

を計上いたしておりますが、このうち、

（目） 一般管理費 3億 1,532万 2千円

は、出納局職員の給与費並びに物品の集中調達及び物品管理事務の運営に要する経費
であります。

（目） 会計管理費 1億 4,777万 9千円

は、会計事務の管理運営に要する経費であります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

事務用消耗品の集中調達に係る経費として

3, 580万 8千円

公金収納事務に係る経費として

700万 円

物品関係システムの運営に係る経費として

169万 2千円

を計上いたしております。

これらは、年度開始前に入札公告等の手続が必要な契約を締結するため、翌年度の債務負担を行うものであります。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

（目） 証紙収入 2億 円の減

を計上いたしておりますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入の減によるものであります。

（目） 出納手数料 6, 000万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、キャッシュレス決済等による手数料収入の減によるものであります。

（目） 県預金利子 1, 720万 円の増

を計上いたしておりますが、これは、歳計現金の預金利子収入の増によるものであります。

次に、歳出予算で、

(目) 一般管理費 319万 8千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足の調整による減並びに物品の集中調達及び物品管理事務の運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

(目) 会計管理費 270万 3千円の減

を計上いたしておりますが、これは、会計事務の管理運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 一般管理費 1,021万 5千円の増

(目) 会計管理費 34万 7千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第47号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分

第61号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額 1億 7,494万 4千円

を計上いたしておりますが、このうち、

（目） 委員費 2,269万 7千円

は、常勤監査委員1名分の給与費及び非常勤監査委員3名分の報酬並びに定期監査、決算審査等、委員の監査及び審査に要する経費であります。

（目） 事務局費 1億 5,224万 7千円

は、事務局職員の給与費並びに予備監査、予備審査等、事務局運営に要する経費であります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

監査業務機器等借りに係る経費として、

181万 円

を計上いたしております。

これは、複数年の契約を締結するため、翌年度以降の債務負担を行うものであります。

次に、第４７号議案「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第６号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目） 委員費 4万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、委員の監査及び審査に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

（目） 事務局費 168万 5千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

次に、第６１号議案「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第７号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目） 委員費 4万 9千円の増

（目） 事務局費 269万 1千円の増

を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和６年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和６年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、３月末をもって、令和６年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第47号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分

第61号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

（目） 雑入 1 6 6 万 0 千円

を計上いたしておりますが、その主なものは警察官採用共同試験受託に伴う収入であります。

次に、

歳出予算総額 1 億 5, 1 6 5 万 9 千円

を計上いたしておりますが、このうち、

（目） 委員会費 7 9 9 万 3 千円

は、委員3名分の報酬及び委員会の運営に要する経費であります。

（目） 事務局費 1 億 4, 3 6 6 万 6 千円

は、事務局職員の給与費及び県職員採用試験、給与勧告、公平審査など、事務局運営に要する経費であります。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 委員会費 5万 8千円の減

を計上いたしておりますが、これは、委員会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

(目) 事務局費 589万 6千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 事務局費 361万 4千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第47号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分

第61号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額 7, 4 5 9 万 円

を計上いたしておりますが、このうち、

（目） 委員会費 2, 5 1 6 万 8 千円

は、委員15名分の報酬及び労働争議の調整、不当労働行為事件の審査など、委員会運営に要する経費であります。

（目） 事務局費 4, 9 4 2 万 2 千円

は、事務局職員の給与費及び労働争議、不当労働行為事件の調査など、事務局運営に要する経費であります。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

（目） 雑入 3 万 3 千円の増

を計上いたしておりますが、これは、再任用職員等に係る雇用保険料の個人負担分の収入であります。

次に、

歳出予算で、

(目) 委員会費 442万 5千円の減

を計上いたしておりますが、これは、委員会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

(目) 事務局費 105万 9千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足調整による減等によるものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 事務局費 159万9千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第47号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分

第61号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額 12億 6,146万 9千円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 議会費 10億 89万 円

は、議員報酬及び議員旅費並びに議会運営に要する経費であります。

(目) 事務局費 2億 6,057万 9千円

は、事務局職員の給与費及び事務局運営に要する経費であります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

ハラスメント専門相談窓口業務委託に係る経費として、

126万 5千円

県議会テレビ広報番組の制作及び放映委託に係る経費として、

126万 8千円

議会運営オンライン会議システムの利用に係る経費として、

17万 6千円

を計上いたしております。

これらは、年度開始前に手続が必要な契約及び複数年度にまたがる契約を締結するため、翌年度の債務負担を行うものであります。

次に、第４７号議案「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第６号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

（目） 雑入 2, 9 6 9 万 7 千円の増

を計上いたしておりますが、これは、前年度の政務活動費交付金の精算に伴う返還によるものであります。

次に、歳出予算で、

（目） 議会費 1, 3 7 4 万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、議員旅費及び議会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

（目） 事務局費 1 0 8 万 8 千円の減

を計上いたしておりますが、これは、事務局運営に要する経費の執行見込額の減等によるものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

ハラスメント専門相談窓口業務委託に係る経費として、

1 2 6 万 5 千円

を計上いたしております。

これは、年度開始前に手続が必要な契約であるため、翌年度の債務負担を行うものであります。

このほか、既に設定済みの債務負担限度額について、
クラウド型ファイル管理システム等用機器借入れに係る経費として、

600万 千円の増

クラウド型ファイル管理システム利用に係る経費として、

25万 2千円の増

を計上し、クラウド型ファイル管理システム等用機器借入れについては、併せて期間
の延長を行うものであります。

これらは、議会資料を閲覧等するためのタブレット端末の調達について、入札が不
調となり、再度入札を執行する必要がある等の理由により債務負担を補正するもので
あります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係
部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目） 議会費 438万 6千円の増

（目） 事務局費 667万 5千円の増

を計上いたしておりますが、これは、議員の期末手当改定及び職員の給与改定に要す
る経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと
存じます。

令和6年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う
必要が生じるため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を専決処分により措置さ
せていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年2月定例県議会

総務委員会関係説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(令和6年度県職員採用試験について)

障害者を対象とした選考試験については、第1次試験を10月20日及び11月3日に、第2次試験を11月15日から17日にかけて実施し、最終合格者の発表を12月9日に行いました。25人が受験し、4人が合格、競争倍率は6.3倍となっております。

警察官Ⅲ類（男性・女性）については、第1次試験を10月20日に、第2次試験を11月7日から27日にかけて実施し、最終合格者の発表を12月16日に行いました。188人が受験し、92人が合格、競争倍率は2.0倍となっております。

大学卒業程度C試験における技術系8職種にかかる試験については、第1次試験を11月15日から12月4日にかけて、第2次試験を1月11日から12日にかけて実施し、最終合格者の発表を2月6日に行いました。36人が受験し、9人が合格、競争倍率は4.0倍となっております。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

労働組合と使用者との間で生じた労働争議の調整につきましては、今年度において新たな申請はなく、現在調整中の事件はありません。

(審査事件について)

労働組合法に基づく使用者の不当労働行為の審査につきましては、今年度において、現在までに取り扱いました事件は、運輸業及び公務から申し立てのあった2件であります。1件は審査を進める中で和解により、1件は申立人から取下書が提出されたことにより、いずれも終結しました。

(個別的労使紛争について)

労働者個人と使用者との間で生じた紛争のあっせんにつきましては、今年度において、現在までに取り扱いました事件は、飲食業に従事する労働者から申請のあった2件であります。1件は被申請者があっせんに応じなかったため、打切りにより終結し、1件は現在調整中であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

令和7年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 部

企画部関係の議案について、ご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第47号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分

第61号議案 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分
であります。

はじめに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち、企画部関係についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算で、

国庫支出金	20億	687万	8千円
諸収入		2,561万	1千円
合 計	20億	3,248万	9千円

歳出予算で、

総務管理費		192万	7千円
企画費	6億	128万	4千円
合 計	6億	321万	1千円

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

（調査計画費について）

次期総合計画及び次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けた各分野で構

成する有識者会議等や、地方創生に係る気運醸成の取組に要する経費

2, 5 8 5 万 5 千円

等を計上いたしております。

(地域情報対策費について)

- 1 Society5.0の実現に向け、県市町共同した外部デジタル人材活用によるDX推進体制の構築やメタバース空間の活用促進のほか、データ連携基盤の充実等を図るために要する経費

7, 6 7 2 万 1 千円

- 2 国家戦略特区（新技術実装連携“絆”特区）の指定を踏まえ、ドローンの活用による地域課題への対応や観光振興、イノベーション創出に向けた社会実装、需要と供給両面からのマッチングの促進に要する経費

3, 1 5 3 万 円

- 3 長崎県内における次世代モビリティ活用について、国内外での先進事例の調査等により有効なユースケースの検討に要する経費

2 0 0 万 円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和8年度以降の債務負担行為を行うものについてご説明いたします。

デジタル戦略事務機器賃借等に係る令和8年度から令和11年度までに要する経費として

2 0 0 万 円

データ連携基盤運営業務委託に係る令和8年度から令和10年度までに要する経

費として 6, 0 0 0 万 円

ドローンプラットフォーム使用料に係る令和8年度に要する経費として

3 3 万 円

を計上いたしております。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、企画部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で、

国 庫 支 出 金	1 億 7, 1 2 9 万 4 千円	の増
寄 附 金	1, 7 6 5 万 2 千円	の増
諸 収 入	1 8 0 万	円の減
合 計	1 億 8, 7 1 4 万 6 千円	の増

歳出予算で、

総 務 管 理 費	9 千円	の増
企 画 費	3, 2 5 4 万	円の減
合 計	3, 2 5 3 万 1 千円	の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明します。

（地域情報対策費について）

データ連携基盤のシステム改修や開発等に要する経費

2, 1 9 4 万 5 千円の減

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和7年度以降の債務負担行為を行うものについてご説明いたします。

ドローンプラットフォーム使用料に係る令和7年度に要する経費として

33万 円

を計上いたしております。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち、企画部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で、

総務管理費	53万 3千円の増
企画費	1,042万 7千円の増
合計	1,096万 円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

総務委員会関係説明資料

企 画 部

企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(次期総合計画及び次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」及び「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和7年度に計画期間の最終年度を迎えることから、令和8年度以降における県政運営の指針・考え方や地方創生の取組を県民の皆様にはわかりやすくお示しするため、施策展開の方向性の整合を図りながら策定することとしております。

現在、来年度中の策定に向けて作業を進めており、市町との意見交換のほか、次代を担う若者や女性の視点も積極的に取り入れるため、大学生との意見交換を行うとともに、県内企業にもご協力をいただき、女性社員の方々との意見交換等を実施したところであります。

また、去る1月27日には、有識者で構成する「総合計画・総合戦略懇話会」を開催し、本県の課題や施策の方向性等について様々な立場からのご意見を伺ったところであり、そうしたご意見を参考にさせていただきながら、引き続き内容の検討を行ってまいります。

(IRの取組等を活かした県北地域の振興について)

IRの取組において目指してきた交流人口拡大や産業振興、雇用創出などについては、その考え方を継承し、これまでの取組で得られた知見や地域資源を活かして、県北地域の振興を図ることが重要であると認識しております。

こうしたことから、交流人口の拡大に向けては、ハウステンボスを中心とした広域周遊観光や西海橋公園などの地域資源を活かした観光拠点整備等により、観光振興を促進するとともに、「ツール・ド・九州2025」の開催や大会開催を契機とした県内のサイクルツーリズム推進等による地域振興に取り組んでまいります。

また、産業の振興については、カーボンニュートラルに向けたGX関連施策や工業団地整備、企業誘致など、産業基盤の充実・強化等を図ってまいります。

県としては、こうした取組を市町や民間団体等とも連携しながら推進し、県北地域の活性

化はもとより、その効果を県全体へ拡大できるよう、力を注いでまいりたいと考えております。

(ドローンの社会実装の推進について)

県においては、国家戦略特区制度等を活用しながら、様々な分野において、先端的なドローンサービスの社会実装の促進に取り組んでおります。

去る1月31日には、佐世保市高島において、当地の海産物を収穫した、その日のうちに関東方面の飲食店に配送する実証輸送が行われました。

具体的には、現在、収穫日の翌日の夜に関東方面の飲食店に届けられている海産物を離島から本土の輸送にドローンを活用して輸送時間の短縮を図ることによって、収穫当日の夜に関東まで届けることが可能となり、本県海産物の高付加価値化やブランド力の向上につながることを期待されるものであります。

また、去る2月10日には、五島市において、国の先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業として、九州地区では初めてとなる有人地帯での目視外飛行、いわゆるレベル4飛行による処方薬配送の実証が実施されました。

現在、巡回診療車によるオンライン診療で処方された薬については、診療翌日に患者の方のもとに看護師が配送しておりますが、ドローンのレベル4飛行を活用することにより、診療当日に患者宅まで届けることが可能となるなど、住民の利便性向上や医療機関の業務の効率化につながることを期待されるところであります。

このほか、県内では、国の調査・実証事業において、ドローンによる送電鉄塔設備の広域的な点検や、AI技術を活用して一人のオペレーターが複数のドローンを運航する実証なども取り組まれております。

今後とも、様々な分野におけるドローンサービスの早期実装を推進するとともに、ドローンサービスの活用による地域課題の解決に向けて、力を注いでまいりたいと考えております。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

総務委員会関係説明資料（追加 1）

企

画

部

【総務委員会関係説明資料 企画部の３ページ２４行目の次に、次のとおり挿入】

（令和７年度の組織改正について）

令和７年４月１日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

企画部につきましては、ＩＲに係る国への対応や情報収集・調査研究等を、ＩＲの取組等を活かした地域振興策と効果的かつ一体的に推進するため、ＩＲ室を政策企画課に統合することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 4 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 6 1 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち、地域振興部関係についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算で、

国 庫 支 出 金	3 7 億	3 , 9 0 1 万	円
財 産 収 入		1 , 2 2 0 万	円
諸 収 入	1 4 億	6 4 3 万	8 千円
合 計	5 1 億	5 , 7 6 4 万	8 千円

歳出予算で、

総 務 管 理 費	1 1 億	8 , 2 4 9 万	1 千円
企 画 費	9 8 億	9 , 1 7 3 万	5 千円
市 町 村 振 興 費	1 4 億	2 , 0 9 8 万	2 千円
選 挙 費	1 7 億	5 , 3 1 1 万	2 千円
合 計	1 4 2 億	4 , 8 3 2 万	円

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(しま振興対策費について)

- 1 国境離島地域の本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般の出荷や原材料等の輸送にかかる費用を支援するための経費 1億 7,048万 1千円
- 2 国境離島地域において、民間事業者等が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの運転資金の支援に要する経費 9億 4,840万 9千円
- 3 離島及び本土の条件不利地域等で生産・加工された産品について、販路拡大を支援するとともに、生産者・事業者の商品開発、生産拡大等を伴走型で支援するための経費 1億 1,437万 5千円
- 4 新たなチャレンジができるしまづくりの実現に向けた、島外事業者への積極的なアプローチ等や地域課題の解決につながるビジネスコンテストの開催に要する経費 1,741万 9千円

等を計上いたしております。

(地域振興対策費について)

- 1 県・市町共同設置の「ながさき移住サポートセンター」の運営や、県の移住支援公式ホームページ「ながさき移住ナビ」のアクセス増加のためのコンテンツ改善など、効果的な情報発信を行い、ＵＩターンを促進するための経費 4,658万 8千円
- 2 国の政策パッケージや交付金を活用し、東京圏からの移住を促進するとともに、地域の雇用創出につながる創業を支援するための経費 2億 4,069万 9千円
- 3 デジタルノマドに関する調査の結果に基づき、本県のプロモーションと受け入れ基盤づくりによるデジタルノマド誘致を推進するための経費

2,791万 5千円

等を計上いたしております。

(市町村振興宝くじ収益金交付費について)

(公財)長崎県市町村振興協会に対する市町村振興宝くじの収益金交付に要する経費

費 6億 8,541万 4千円

を計上いたしております。

(長崎県市町財政資金貸付費について)

市町における行財政水準の向上を図るため、合併市町や離島半島市町の公共施設等の整備、県営事業負担金を対象とした貸付等に要する経費

8,104万 円

を計上いたしております。

(市町権限移譲等事務推進費について)

県から市町への権限移譲等により、市町が事務を執行するために要する経費相当

額を市町に交付する経費 4億 5,601万 9千円

を計上いたしております。

(知事選挙費及び知事選挙臨時啓発費について)

第21回長崎県知事選挙の執行に要する経費及び同選挙の臨時啓発に要する経費

8億 1,078万 5千円

を計上いたしております。

(参議院議員通常選挙費及び参議議員通常選挙臨時啓発費について)

第27回参議院議員通常選挙の執行に要する経費及び同選挙の臨時啓発に要する

経費 9億 209万 2千円

を計上いたしております。

(土地対策費について)

1 土地取引の指標となる基準地における標準価格の調査を行う地価調査に要する経

費 3,520万 9千円

2 地籍の明確化を図るために市が実施する地籍調査事業に要する経費

8億 1,419万 4千円

等を計上いたしております。

(交通企画費について)

1 交通事業者等の人材確保の取組や市町におけるコミュニティ交通への転換を支援

するための経費 2,505万 1千円

2 運輸事業の振興等を図るため、トラックやバスの輸送サービス改善事業や安全運

転対策等に要する経費 1億 4,181万 9千円

3 県内における自動運転バスの社会実装に向け、「長崎空港～新大村駅」間において

実証実験等の取組を実施するための経費 1億 円

等を計上いたしております。

(鉄道対策費について)

1 松浦鉄道の施設整備に要する経費 1億 691万 円

2 島原鉄道の施設整備に要する経費 1億 1,623万 7千円

3 九州新幹線西九州ルート of 早期整備を目指し実施する国等への要望活動に要する

経費や上下分離方式に移行した長崎本線の鉄道施設の維持管理経費等に係る負担金

4億 2,467万 7千円

- 4 関西直通運行の実現に向けて、新幹線効果の拡大を図るため、県外向けの情報発信等の取組を実施するための経費 3,095万 8千円

- 5 西九州新幹線の安定的な利用者の確保やフル規格実現に向けた気運醸成のため、県内周遊促進対策や、新幹線のこども向け乗車会等を実施するための経費

1,715万 円

等を計上いたしております。

(バス対策費について)

- 地域における生活に必要なバス路線の維持確保を図るため、運行費やバス車両導入に対する補助に要する経費 3億 4,015万 3千円

を計上いたしております。

(航路対策費について)

- 1 離島航路の安定的な維持確保を図るため、運航欠損額に対する補助及び経営安定資金の貸付等に要する経費 28億 4,320万 9千円

- 2 国境離島地域において、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民等の航路運賃をJR運賃並みに低廉化するための経費

11億 1,635万 5千円

- 3 地域住民の安全安心や地域活性化に寄与する離島の海上高速交通の維持・確保のため、老朽化した高速船ジェットフォイルの更新を支援するための経費

1億 4,737万 5千円

を計上いたしております。

(航空対策費について)

- 1 長崎空港の活性化に向け、航空ネットワークの拡充に繋がるチャーター便の誘致等に要する経費 3,840万 円
- 2 離島航空路線の維持確保を図るため、運航欠損額等に対する補助及び経営安定資金の貸付等に要する経費 7億 7,305万 2千円
- 3 国境離島地域において、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民等の航空路運賃を新幹線運賃並みに低廉化するための経費 5億 8,181万 9千円

等を計上いたしております。

(県庁舎跡地活用検討経費について)

民間活力の導入について詳細検討するとともに、賑わい創出のための利活用を推進するための経費

9,785万 3千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和8年度以降の債務負担を行う主なものについてご説明いたします。

- 1 未来大国づくり応援事業に係る令和8年度から令和9年度に要する経費として 1億 円
- 2 雲仙岳災害記念館におけるエレベーター工事に係る令和8年度に要する経費として 1,933万 1千円
- 3 住民基本台帳ネットワークシステム代表端末及び業務端末保守に係る令和8年度に要する経費として 4,719万 9千円
- 4 住民基本台帳ネットワークシステム維持・管理支援等業務委託に係る令和8年度に要する経費として 6,426万 9千円

5 上下分離方式に移行した長崎本線の鉄道施設の維持管理経費等に係る令和8年度
に要する経費として 4億 5,284万 2千円

6 民間活力の導入に向けた詳細調査業務に係る令和8年度に要する経費として
1,371万 1千円

等を計上いたしております。

次に、第47号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち、関係
部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で、

使用料及び手数料	256万 2千円の増
国庫支出金	9億 4,837万 9千円の減
財産収入	235万 円の増
諸収入	1,409万 5千円の減
合計	9億 5,756万 2千円の減

歳出予算で、

総務管理費	3,058万 円の減
企画費	4億 5,903万 9千円の減
市町村振興費	2億 5,073万 7千円の減
選挙費	1億 7,960万 9千円の減
合計	9億 1,996万 5千円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(しま振興対策費について)

国境離島創業・事業拡大等支援事業の見込額の減に伴う交付金等

4 億 5 7 4 万 4 千円の減

等を計上いたしております。

(地域振興対策費について)

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業の見込額の減に伴う補助金等

6 , 4 4 8 万 3 千円の減

等を計上いたしております。

(市町村振興宝くじ収益金交付費について)

市町村振興宝くじ収益金の減に伴う交付金 1 億 8 , 3 1 9 万 1 千円の減

を計上いたしております。

(長崎県市町財政資金貸付費について)

市町への貸付実績に伴う貸付金 6 , 0 6 7 万 2 千円の減

を計上いたしております。

(衆議院議員補欠選挙費について)

衆議院議員補欠選挙県分事務費 6 , 3 4 2 万 1 千円の減

を計上いたしております。

(衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について)

衆議院議員総選挙県分事務費 1 億 1 , 1 1 0 万 2 千円の減

を計上いたしております。

(土地対策費について)

地籍調査事業にかかる補助金等 8,843万 8千円の減
等を計上いたしております。

(鉄道対策費について)

1 松浦鉄道の施設整備に要する負担金

1,151万 6千円の減

2 国の交付金の内示に伴う長崎本線の維持管理経費等に係る負担金

5,536万 5千円の減

等を計上いたしております。

(バス対策費について)

生活バス路線運航対策費における、補助要件を満たす路線の減少に伴う補助金

5,409万 8千円の減

等を計上いたしております。

(航路対策費について)

1 離島航路の安定的な維持確保を図るため、運航欠損額に対する補助に要する経費

2億 2,983万 円の増

2 国境離島航路における国境離島島民割引利用者数の見込減に伴う国境離島航路運賃軽減事業負担金

8,033万 5千円の減

を計上いたしております。

(航空対策費について)

離島航空路線事業者に対する離島航空路線確保対策事業費補助金等

1億 4,985万 1千円の増

等を計上いたしております。

(県庁舎跡地活用検討経費について)

隣接地の一体活用検討に伴う調査委託等

2,018万 9千円の減

を計上いたしております。

(繰越明許費について)

今回、繰越明許費として、

鉄道対策費 5,418万 1千円

航路対策費 9,825万 円

を計上いたしております。

これは、長崎本線の維持管理経費等に係る負担金及び老朽化した高速船ジェットフォイル更新の支援に要する経費であります。今回計上しております予算については、年度内に適正な事業期間が確保できない、またはその可能性があるため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第61号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算(第7号)のうち、関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で、

総務管理費 3,243万 1千円の増

企画費 1,332万 5千円の増

市町村振興費 433万 6千円の増

選 挙 費	1 1 9 万 6 千円の増
合 計	5 , 1 2 8 万 8 千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第19号議案 「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、令和5年度税制改正による租税特別措置法等の改正及び定形郵便料金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(U I ターンの促進、関係人口の拡大について)

U I ターンの促進については、市町と連携しながら、ながさき移住サポートセンターを中心として丁寧な移住相談対応に努めるとともに、県の公式サイト「ながさき移住ナビ」における情報発信等に取り組んでおります。

こうした中、県及び市町の窓口を介した昨年4月から12月における本県への移住者数は、1,353人となっており、前年度同期と比較すると微増となっております。

来年度においては、移住検討段階に応じた情報発信、ながさき移住ナビの改善、市町に対する移住施策の好事例の紹介など、引き続き市町と連携しながら、さらなる移住促進に努めてまいります。

一方、関係人口拡大に向けては、今年度、デジタルノマド誘致に係る調査研究を行っているところであり、来年度は、この調査結果に基づき、デジタルノマドの受入促進のための基盤づくりとして、県内における中核人材の育成や地域プレーヤー向けの勉強会、モニターツアー、ノマドイベントへの出展などにより、デジタルノマドの誘致を推進してまいります。

(半島振興法の改正・延長について)

本年３月末で期限を迎える半島振興法の改正・延長については、国等の関係機関に対し、半島地域における、能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の充実や、高規格道路をはじめとする道路整備の促進などについて、積極的に要望活動を行ってまいりました。

県としましては、引き続き、半島振興法の改正・延長の動向を注視しながら、関係市町等とも連携し、半島地域の自立的発展に向けて取り組んでまいります。

（離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、有人国境離島法に基づく、国の交付金を有効に活用し、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援、滞在型観光の促進などに関係市町と一体となって取り組んでおりますが、国の基本目標である人口の社会増減について、令和６年の実績はマイナス７２９人と２年連続で悪化しております。

目標の達成に向けて、市町と連携し国の交付金を最大限に活用するとともに、令和７年度においても「しま」のビジネスコンテストを開催し、雇用機会拡充事業等の手厚い支援制度や「しま」の魅力を広くＰＲすることにより新たな人の呼び込みに取り組んでまいります。

また、有人国境離島法は令和９年３月末に期限を迎えるため、離島県である本県では、政府・与党等への要望を強化する予定としております。このため、今後、関係市町や県議会等のご意見を十分にお伺いしながら、本県の実情を踏まえた意見書を取りまとめ、本年秋頃を目途に関係市町等とともに要望活動を行い、確実に有人国境離島法が延長されるよう努めてまいりたいと考えております。

（九州新幹線西九州ルートについて）

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）の整備の在り方については、国土

交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」等で議論が続けられております。

この間、全国の新幹線鉄道網の状況を見ると、北陸新幹線（敦賀～新大阪間）では、環境影響評価が進められ、ルート案などが議論されているほか、基本計画路線である東九州新幹線や四国新幹線では、シンポジウムの開催や国への要望など、整備計画路線への格上げを求める動きが活発化しているところであります。

そのような中、去る１２月１６日、長崎市において、県内経済団体の主催による「九州新幹線西九州ルート整備促進シンポジウム２０２４」が、県内各地や福岡県、佐賀県などから約１千人の参加者のもと盛大に開催されました。

基調講演では、全線フル規格で整備されることで、国土軸へ組み込まれる将来性が示されたほか、県内外の観光やまちづくりの専門家によるパネルディスカッションが行われるなど、西九州地域の将来の発展に向けて気運が高まったものと考えております。

また、去る２月４日には、大石知事をはじめ、徳永県議会議長や沿線三市の市長、議長、商工会議所連合会会長等が、自民党の森山幹事長や政府・与党に対し、課題解決に向けた具体策の提示や国を交えた関係者間での協議の実施などを強く要望してまいりました。

県としましては、関西直通運行の実現に向けた気運醸成を図るとともに、引き続き、政府・与党をはじめ関係者に対して、議論の進展や地域課題の解決について働きかけるなど、西九州地域全体の発展に資する全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

（県庁舎跡地の活用について）

県庁舎跡地の活用については、引き続き暫定供用における賑わいづくりに取り組んでおり、長崎ランタンフェスティバル開催期間中の２月８日、９日に、市町と連携し

て、10市町約25店舗による、「県産品フードマルシェ」を開催いたしました。期間中、県内外の多くの方々に対して、県内の食や物産、観光などの本県の魅力を発信したところでもあります。

また、施設配置については、専門家等の意見も踏まえ、本館跡地に広場を取り囲むように、多様な交流を促進する交流支援機能を、旧第三別館敷地に、跡地の歴史や世界遺産、観光や物産など、本県の魅力を伝える情報発信機能を配置するイメージを考えております。

なお、旧第三別館につきましては、刻んできた歴史等を踏まえつつも、利用者の利便性や費用面など、総合的に勘案した結果、既存建物の一部を保存し、新たな建物を設けることで情報発信機能を配置し、保存・活用を図りたいと考えております。

今後、民間活力導入に向けた詳細調査を進めながら、更に検討を深めていくとともに、賑わいづくりに取り組んでまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

秘書・広報戦略部

秘書・広報戦略部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第 4 7 号議案「令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）」のうち関係部分

第 6 1 号議案「令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）」のうち関係部分
であります。

議案の説明に先立ちまして、秘書・広報戦略部の新年度の取組の方向性についてご説明いたします。

令和 7 年度当初予算においては、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、「新しい長崎県づくりのビジョン」が目指す「未来大国」の実現に向けて、部局間連携・融合による施策の充実・強化を図るとともに、市町や関係団体、民間企業及び県民の皆様と相手を合わせ、一緒に取り組んでまいります。

このうち、秘書・広報戦略部においては、自然・歴史・文化・環境等の本県の多様な魅力を再認識し、他県と差別化された選ばれる「新しい長崎県」の実現に向け、総合的なイメージ向上につながる「長崎ブランド」の構築に取り組むとともに、最適な広報媒体を選択し、必要な情報が、届けるべき方に確実に届き、行動変容につながる戦略的かつ分野横断的な情報発信に取り組んでまいります。

それではまず、第 1 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計予算」のうち、秘書・広報戦略部関係について、ご説明いたします。

予算額は、歳入予算で、

諸	収	入	3 4 7 万	3 千円
合		計	3 4 7 万	3 千円

歳出予算は、

総 務 管 理 費	9 億 5, 6 1 0 万 9 千円
合 計	9 億 5, 6 1 0 万 9 千円

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

(戦略 P R 推進事業費について)

県民が共感し、誇りに思えるような「長崎ブランド」の構築に向けて、ブランディングの考え方を県内に醸成し、浸透させるための取組などに要する経費として、

2, 3 3 3 万 9 千円

を計上いたしております。

(ながさきの魅力発信事業費について)

民間の知見を活用し、各部局の情報発信・P R 事業に対する伴走型の支援を行う実効性の高い情報発信の推進に要する経費や、大阪・関西万博において、九州・長崎の魅力国内外に広く発信し、誘客促進につなげるための九州 7 県合同催事の開催などに要する経費として、

1 億 3 1 4 万 5 千円

を計上いたしております。

(広報誌発行費について)

全世帯広報誌の発行等に要する経費として、

1 億 1, 1 7 2 万 1 千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和8年度の債務負担を行う主なものについて、ご説明いたします。

広報業務に係る令和8年度に要する経費として、

1億 4,591万 4千円

を計上いたしております。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、秘書・広報戦略部関係について、ご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算で、

諸 収 入	2千円の減
合 計	2千円の減

歳出予算で、

総 務 管 理 費	4,216万 6千円の減
合 計	4,216万 6千円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

(ながさきの魅力発信事業費について)

関係人口情報発信業務の実績見込減に伴う委託費等の減

1,624万 3千円

を計上いたしております。

(視聴覚広報活動費について)

広報ラジオ番組制作・放送等に関する経費の実績見込減に伴う委託費の減

480万 6千円

を計上いたしております。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち、秘書・広報戦略部関係について、ご説明いたします。

補正予算額は、歳出予算で、

総務管理費	993万 5千円の増
-------	------------

合 計	993万 5千円の増
-----	------------

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員の報酬等改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

総務委員会関係説明資料

秘書・広報戦略部

秘書・広報戦略部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

(ブランディングの推進について)

県では、国内のみならず世界に存在感を示す、選ばれる「新しい長崎県」の実現に向け、県庁、民間の若手職員をはじめ、県内外の有識者、関係団体等の皆様から幅広くご意見を伺いながら総体的なイメージ向上につながるブランディングの戦略策定に取り組んでおります。

今議会に報告しました戦略骨子（案）では、県内外におけるインターネット調査や、県内6箇所で開催したグループインタビュー等を基に、長崎県のブランド価値、ブランディングの基本方針等について、基本的な考え方や方向性等をお示ししております。

今後、県議会をはじめ県民の皆様のご意見等を十分にお伺いしながら、県民の皆様が共感し、誇りに思える「ながさきブランド」の価値を言語化、視覚化するとともに、連携・協働いただくための取組等について検討を進め、7月までの戦略策定を目指してまいります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

危機管理部

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 4 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 6 1 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第 1 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計予算」のうち、危機管理部関係
についてご説明いたします。

予算額は、

歳入予算で、

国庫支出金	2 億	1, 5 7 3 万	8 千円
-------	-----	------------	------

諸 収 入		1, 3 0 0 万	円
-------	--	------------	---

合 計	2 億	2, 8 7 3 万	8 千円
-----	-----	------------	------

歳出予算で、

防 災 費	1 6 億	4, 2 7 4 万	4 千円
-------	-------	------------	------

を計上いたしております。

このうち、主な事業についてご説明いたします。

（防災対策費について）

長崎県総合防災訓練等の実施や自主防災組織結成に向けた防災推進員養成講座の実
施等の防災対策の推進に要する経費として、

	5, 9 6 3 万	円
--	------------	---

を計上いたしております。

(能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業費について)

能登半島地震の課題を踏まえ、地震アセスメント調査等を行い、防災対策の充実・強化の推進に要する経費として、

2億 186万 8千円

を計上いたしております。

(原子力災害対策整備事業費について)

玄海原子力発電所における原子力災害に対処するための資機材等の整備及び防災訓練の実施に要する経費として、

2億 91万 9千円

を計上いたしております。

(消防業務指導費について)

急な病気やけがで、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかを電話で相談する救急安心センター事業（＃7119）や消防団活動の充実強化等に要する経費として、

6,325万 5千円

を計上いたしております。

(防災ヘリコプター運航費について)

防災航空隊の運営、防災ヘリコプターの運航・維持管理等に要する経費として、

3億 7,715万 1千円

を計上いたしております。

(防災行政無線整備事業費について)

県防災行政無線の維持運用に要する経費として、

2億 5, 269万 1千円

を計上いたしております。

(基地・渉外費について)

基地所在市町等と連携し、基地と地域との共存共生の推進等に要する経費として、

280万 4千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和8年度以降の債務負担を行う主なものについて、ご説明いたします。

防災ヘリコプター運航管理業務にかかる令和8年度に要する経費として、

2億 円

長崎県防災行政無線県南振興局設備移設事業にかかる令和8年度から令和9年度までに要する経費として、

2億 1, 230万 円

を計上いたしております。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、危機管理部関係についてご説明いたします。

予算額は、

歳入予算で、

国庫支出金 6, 127万 4千円の減

諸 収 入 5, 704万 8千円の増

合 計

4 2 2 万 6 千円の減

歳出予算で、

防 災 費

6, 7 9 7 万 円の減

を計上いたしております。

これは、主に、原子力災害対策整備事業費における国の交付決定に伴う減によるものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費として、

防災対策費

1 億 1, 1 6 4 万 円

防災ヘリコプター運航費

4, 3 8 1 万 2 千円

を計上いたしております。

これは、震度情報ネットワークシステムの回線改修工事における受信状況の改善に向けた調整と、防災ヘリコプターの大村飛行場舗装工事における施工方法の検討に、それぞれ不測の期間を要するため、年度内に適正な工期が確保できなくなったことから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第 6 1 号議案「令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）」のうち、危機管理部関係についてご説明いたします。

予算額は、

歳出予算で、

防 災 費

1, 1 2 2 万 円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

総務委員会関係説明資料

危 機 管 理 部

危機管理部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

(原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望について)

去る1月15日、内閣府と経済産業省に対して、知事及び松浦市長、佐世保市長、平戸市長、壱岐市長の5者による「原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望」を実施いたしました。

「原子力災害対策」については、政府施策要望の最重点項目として、国に要望しておりますが、課題解決には至っていない中、能登半島地震における避難路の被災状況や、60年を超える原子力発電所の稼働が可能となったこと等により、住民の不安や負担は更に大きくなっております。

そのため、今回、避難路のインフラ整備等に係る新たな制度創出など、従来の要望項目に加え、原子力発電所の再稼働や稼働期間延長の際に、同意を求める自治体の範囲、手続き等について法的に明確化することなどを、改めて要望したものです。

内閣府の中田副大臣からは、「要望はしっかりとお受けし、検討させていただきたい」、経済産業省の古賀副大臣からは、「要望を受け止め、安心していただけるようしっかりと取組んでいく」との回答を受けました。

引き続き、関係4市と連携しながら、原子力防災対策に力を注いでまいります。

(令和6年度長崎県国民保護訓練について)

去る2月15日、本年度2回目となる長崎県国民保護訓練を、佐世保市において国と共同で実施いたしました。

今回の訓練では、佐世保市及び地元住民の皆様をはじめ、消防、警察、自衛隊など15機関、120名の参加をいただき、まず、住民を対象とした国民保護の講習会を実施し、その後、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練及び関係機関によるミサイル落下に対する初動対処訓練を行いました。

今回の訓練により、国民保護に関する住民理解の促進、そして住民がとるべき避難行動の周知や関係機関の連携強化が図られたものと考えております。

今後、訓練で得られた課題を検証し、対処能力の更なる向上を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、引き続き国民保護計画に基づく体制の充実・強化に取り組んでまいります。

(沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れについて)

沖縄県の国民保護訓練については、令和4年度から国と沖縄県において、県域を越える広域避難を想定した図上訓練が実施されております。

また、令和8年度の実動訓練実施に向け、国は、訓練想定上の避難先に九州・山口各県を設定し協力要請を行い、各県も協力していくこととしております。

具体的には、令和6年度に、避難者の輸送手段や避難当初約1か月間に係る宿泊施設の供与等について検討を行い、各県の初期的受入計画を取りまとめたうえで、年度内に公表予定であり、また、7年度から8年度にかけて、避難時を含め要配慮者への支援対策や、就学・就労支援、長期避難住宅の建設など長期避難を見据えた計画を作成することとなっております。

本県においては、国から、竹富町の住民約4,300人の受入について検討依頼があったことから、県内の市町と調整を進め、避難後のコミュニティ維持や受入のキャパシティの観点から、隣接する長崎、諫早、大村の3市で受入れる計画とし、国のスケジュールに沿って、「住民避難受け入れに係る初期的計画(案)」を提出したところ です。

引き続き、国や沖縄県をはじめ、県内市町、九州各県、関係機関等と緊密に連携しながら、より実効性のある訓練計画となるよう努めてまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 9 号議案 令和 7 年度長崎県庁用管理特別会計予算

第 12 号議案 令和 7 年度長崎県公債管理特別会計予算

第 47 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 54 号議案 令和 6 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）

第 57 号議案 令和 6 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

第 61 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち、関係部分について
ご説明いたします。

歳入予算総額は、5,619 億 4,378 万 7 千円

で、内訳の主なものといたしましては、

県	税	1,326 億	20 万	円
地方消費税清算金		660 億	2,100 万	円
地方譲与税		284 億	7,900 万	円
地方交付税		2,336 億	3,500 万	円
繰入金	金	226 億	7,837 万	9 千円
諸収入	入	34 億	3,277 万	3 千円
県	債	723 億	5,660 万	円

であります。

歳出予算総額は、1, 8 6 7 億 3, 6 1 0 万 9 千円

で、内訳の主なものといたしましては、

総 務 管 理 費	1 1 4 億	2, 1 4 0 万	2 千円
企 画 費	2 0 億	8, 9 8 1 万	9 千円
徴 税 費	7 8 億	4, 5 6 8 万	3 千円
公 債 費	9 6 0 億	9, 8 1 3 万	4 千円
地 方 消 費 税 清 算 金	3 0 6 億	3, 0 0 0 万	円
地 方 消 費 税 交 付 金	3 3 1 億	6, 6 0 0 万	円
法 人 事 業 税 交 付 金	2 3 億	2, 0 2 4 万	1 千円

であります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(交通事業会計助成費について)

県交通局に対する国が定めた繰出基準に基づく共済追加費用等の負担への補助に要する経費として、

2 億 3, 8 7 5 万 8 千円

を計上いたしております。

(財産管理費について)

本庁舎及び振興局庁舎の改修、県南振興局庁舎整備等に要する経費として、

2 3 億 8, 7 2 3 万 4 千円

を計上いたしております。

(小規模改修事業費について)

県内中小企業の受注拡大と雇用創出を図り、県有施設の安全性を確保するため、

施設の改修に要する経費として、1 億 5, 0 0 0 万 円
を計上いたしております。

(ふるさと納税推進対策費について)

ふるさと納税の推進に係る経費や令和 7 年度のふるさと納税を次年度以降の財源として活用するための基金積立金として、1 8 億 2, 5 5 8 万 8 千円
を計上いたしております。

(電算管理運営費について)

庁内業務のデジタル化推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費として、1 8 億 5, 4 0 9 万 4 千円
を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和 8 年度以降の債務負担を行う主なものについてご説明いたします。

パソコンや複写機など総務行政事務に必要となる機器等の賃借に係る令和 8 年度から令和 1 2 年度までに要する経費として、2 7 億 7, 2 6 0 万 4 千円

総務行政県有施設等の管理業務契約に係る令和 8 年度から令和 1 2 年度までに要する経費として、1 3 億 9, 6 8 7 万 9 千円

ふるさと納税におけるインターネットからの申込受付業務等に係る令和 8 年度に要する経費として、7 億 7, 4 5 2 万 2 千円
を計上いたしております。

次に、第 9 号議案 令和 7 年度長崎県庁用管理特別会計予算についてご説明いたします。

本庁舎等電話通信、自動車管理及び文書管理に要する経費として、

歳入予算は、

諸	収	入	2 億	7, 1 5 4 万	3 千円
合		計	2 億	7, 1 5 4 万	3 千円

歳出予算は、

庁	用	管	理	費	1 億	2 7 2 万	9 千円
文	書	管	理	費	1 億	6, 8 8 1 万	4 千円
合				計	2 億	7, 1 5 4 万	3 千円

を計上いたしております。

また、債務負担行為として、

文書集中收受発送に係る令和 8 年度に要する経費として、

3, 1 0 7 万 3 千円

県公報発行事務に係る令和 8 年度に要する経費として、

8 9 4 万 円

を計上いたしております。

次に、第 1 2 号議案 令和 7 年度長崎県公債管理特別会計予算についてご説明いたします。

歳入予算は、

財	産	収	入	2 億	3, 0 0 0 万	円
繰		入	金	1 9 7 億	9, 1 3 4 万	2 千円
県			債	5 5 0 億	7, 0 0 1 万	4 千円
合			計	7 5 0 億	9, 1 3 5 万	6 千円

歳出予算は、

公	債	費	750億	9,135万	6千円
合		計	750億	9,135万	6千円

を計上いたしております。

次に、第47号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち、関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算額は、

歳入予算総額	151億	4,936万	円の減
--------	------	--------	-----

で、内訳の主なものといたしましては、

地方消費税清算金	19億	7,800万	円の減
地方譲与税	42億	7,000万	円の増
地方交付税	47億	9,037万	円の増
繰入金	127億	3,177万	7千円の減
繰越金	10億	7,508万	7千円の増
県債	102億	3,976万	6千円の減

であります。

歳出予算総額は、	36億	6,759万	2千円の減
----------	-----	--------	-------

で、内訳の主なものといたしましては、

総務管理費	36億	8,690万	1千円の増
公債費	15億	9,320万	1千円の減
地方消費税清算金	48億		円の減
地方消費税交付金	10億	2,200万	円の減

であります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(基金積立金について)

令和5年度決算剰余金の積立に伴う財政調整基金積立金等の増

38億 4,405万 3千円

を計上いたしております。

(地方消費税清算金について)

地方消費税に係る他県との清算金の減 48億 円

を計上いたしております。

(地方消費税交付金について)

地方消費税の市町に対する交付金の減 10億 2,200万 円

を計上いたしております。

(電算管理運営費について)

庁内業務のデジタル化推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費の減

4億 6,555万 4千円

を計上いたしております。

次に、第54号議案 令和6年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入予算で、

諸	収	入	4,343万 5千円の減
繰	越	金	94万 4千円の増
合		計	4,249万 1千円の減

歳出予算で、

庁 用 管 理 費	1, 8 4 9 万 1 千円の減
文 書 管 理 費	2, 4 0 0 万 円の減
合 計	4, 2 4 9 万 1 千円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主なものは、自動車集中管理運営費の減であります。

次に、第 5 7 号議案 令和 6 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入予算で、

財 産 収 入	2, 7 1 0 万 6 千円の増
繰 入 金	1 億 3, 7 0 8 万 3 千円の減
合 計	1 億 9 9 7 万 7 千円の減

歳出予算で、

公 債 費	1 億 9 9 7 万 7 千円の減
合 計	1 億 9 9 7 万 7 千円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主なものは、元利償還金の減であります。

次に、第 6 1 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。

歳入予算は、

地 方 交 付 税	4 6 億 2, 8 0 0 万 5 千円の増
合 計	4 6 億 2, 8 0 0 万 5 千円の増

となっております。

歳出予算は、

総 務 管 理 費	1 億 6, 4 2 9 万 8 千円の増
企 画 費	7 4 9 万 8 千円の増
徴 税 費	3, 9 0 8 万 4 千円の増
市 町 村 振 興 費	1 3 6 万 7 千円の増
合 計	2 億 1, 2 2 4 万 7 千円の増

となっております。

これは、総務部所管の職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和6年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第16号議案 職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第17号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

第18号議案 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

第20号議案 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第40号議案 権利の放棄について

第41号議案 包括外部監査契約の締結について
であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第16号議案 職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、職員の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに県費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、宿泊費について、国に準じて、定額支給から上限付き実費支給

方式に見直すことに加え、朝夕食代等の諸雑費に充てるための旅費として、宿泊手当を新設するものであります。

第 17 号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

この条例は、人事委員会の令和 6 年 10 月 4 日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、令和 6 年度の給与改定においては、若年層に重点を置きつつ、全世代を対象に給料月額の上昇、期末・勤勉手当の 0.1 月分の上昇などとなっております。また、令和 7 年度以降においては、初任給や若年層の給与水準の引き上げ、職務や職責をより重視した給料体系への見直しを目的とする新給料表への切替えや、地域手当及び扶養手当等の諸手当の見直しなどを内容とする「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための給与改定」を行うものであります。

第 18 号議案 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

この条例は、育児休業、介護休業又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所定外労働の免除を請求することができる職員の対象を拡大するなど、所要の改正をしようとするものであります。

第 20 号議案 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）等の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、当該法において使用する用語を定義する第2条に第8項が新設されることにより後続の番号がずれるため、同条を参照する条例において所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第40号議案 権利の放棄について

この議案は、生活保護法第78条費用徴収金について、債務者が死亡し、相続人は破産法第253条第1項の規定により当該債権の責任を免れていることから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。

第41号議案 包括外部監査契約の締結について

この議案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（権利の放棄について）

1件50万円以下である港湾施設使用料相当分（不当利得返還金）、港湾施設使用料、生活保護法第78条費用徴収金及び生活保護法第63条費用返還金各1件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（綱紀の保持）

令和5年5月から令和6年3月末の間、部下職員3名に対し、人格否定を伴う発言や威圧的態度をとるなどのパワー・ハラスメント行為を行った職員に対して令和6年12月25日付けで減給10分の1・1月の懲戒処分等を行いました。

また、令和5年夏頃から令和6年9月までの間、部下職員に対し、人格否定を伴う発言や威圧的態度をとるなどのパワー・ハラスメント行為を行った職員に対して、同じく12月25日付けで戒告の懲戒処分を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令の遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

(追加 1)

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の５頁６行目の次に、次のとおり挿入】

（令和７年度の組織改正について）

令和７年４月１日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

企画部につきましては、ＩＲに係る国への対応や情報収集・調査研究等を、ＩＲの取組等を活かした地域振興策と効果的かつ一体的に推進するため、ＩＲ室を政策企画課に統合することとしております。

次に、文化観光国際部につきましては、訪日外国人観光客が急増する中、本県が観光立県としてインバウンドの獲得に係る施策を戦略的に推進していくため、国際観光振興室を改組し、インバウンド推進課を新設することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

令和 7 年 2 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料 (追加 2)

総 務 部

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の５頁１３行目から１８行目を削除し、１２行目の次に、次のとおり挿入】

さらに、令和６年１２月２２日、飲酒運転により自損事故を起こした職員並びに当該職員とともに飲酒し、飲酒運転であることを認識していながら当該職員が運転する車両に同乗した職員らに対し、３月１１日付で懲戒免職等の厳正な処分を行いました。

職員の服務規律の確保につきましては、再三にわたり周知徹底を図っているところであり、また、飲酒運転につきましては、県を挙げてその根絶に取り組んでいる中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令の遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

（職員の政務への関与について）

先般、県議会において、「県の幹部職員が政務に関与している」という点が言及されたことを受け、県としましては、当該職員へ聞き取りを実施するなど、その内容の確認を行ったところであります。

具体的には、「知事が、公務終了後に県議会議員の事務所を訪問したこと」「幹部職員が、知事の私文書である契約書へ押印を行ったこと」「知事が政務で使用する店の予約を幹部職員が行ったこと」「知事選挙に関する告発に関し、知事が後援会を通じて発表したコメント作成に秘書課職員が関与したこと」などの項目について、顧問弁護士の意見も頂きながら、確認を行いました。

その結果、県としましては、直ちに地方公務員法等の法令違反は確認されず、また、処分に至るほどの信用失墜行為には当たらないのではないかという考えに至り、先の全員協議会において説明したところであります。

この県の考えについて、去る２月２６日に職員の法令遵守の観点から助言・提言いただく、長崎県コンプライアンス委員会にご意見を伺ったところであります。同委員会では、「職員の対応について法令違反とまでは言えないのではないか」「知事の指示に応じてサポートすることは秘書課業務であると理解する」「むしろ指示する側が「職員がノーとはなかなか言えない」ことをきちんと理解して仕事をおろすことが大事ではないか」との発言があり、同委員会として「県の考えに異論はない」との意見をいただきました。

加えて、「知事が最大限のパフォーマンスを発揮するため、そのサポートを行う秘書課が、しっかりと業務に取り組むことができるよう、ガバナンス面を含めた仕組みづくりをやってほしい」との提言をいただいたところであります。

そのため、県としましては、幹部職員について非違行為を問えるものではないものと結論付けるとともに、今後とも、秘書・広報戦略部とも連携しながら、引き続き、知事の公務の円滑な推進に資するよう適切に対応してまいります。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第66号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第1号）関係部分】

【第67号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第9号）関係部分】

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 6 6 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 号）のうち関係部分

第 6 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 9 号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第 6 6 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 号）について
ご説明いたします

歳入予算は、

繰	入	金	2, 1 3 0 万 8 千円の増
合		計	2, 1 3 0 万 8 千円の増

となっております。

次に、第 6 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 9 号）についてご説
明いたします。

歳入予算は、

繰	入	金	2 4 7 万 3 千円の増
合		計	2 4 7 万 3 千円の増

となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第 6 6 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 号）関係部分】

【第 6 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 9 号）関係部分】

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 6 6 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 号）関係部分

第 6 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 9 号）関係部分
であります。

はじめに、第 6 6 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 号）のうち、
関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で、

選 挙 費	2, 1 3 0 万 8 千円の増
合 計	2, 1 3 0 万 8 千円の増

となっております。

これは、県議会議員補欠選挙の執行に要する経費について、ご審議をお願いするものであります。

次に、第 6 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 9 号）のうち、関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で、

選 挙 費	2 4 7 万 3 千円の増
合 計	2 4 7 万 3 千円の増

となっております。

これは、県議会議員補欠選挙の執行に要する経費について、ご審議をお願いする
ものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。